

令和2年9月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

令和2年9月 4日 開会

令和2年9月18日 閉会

飯 島 町 議 会

令和2年9月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

令和2年9月4日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集挨拶

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1号議案 飯島町税条例の一部を改正する条例

日程第 5 第 2号議案 令和元年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 第 3号議案 令和元年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 第 4号議案 令和元年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 第 5号議案 令和元年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 第 6号議案 令和元年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 第 7号議案 令和元年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 第 8号議案 令和元年度飯島町水道事業会計決算認定について

日程第12 第 9号議案 令和2年度飯島町一般会計補正予算（第5号）

日程第13 第10号議案 令和2年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第14 第11号議案 令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第15 第12号議案 令和2年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第16 第13号議案 令和2年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第17 第14号議案 令和2年度飯島町下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第18 第15号議案 令和2年度公立学校情報機器整備事業に関する物品売買契約の締結について

○出席議員（１２名）

１番	滝本登喜子	２番	三浦寿美子
３番	久保島 巖	４番	中村 明美
５番	橋場みどり	６番	好村 拓洋
７番	折山 誠	８番	坂本 紀子
９番	浜田 稔	１０番	本多 昇
１１番	竹沢 秀幸	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 久保田浩克 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 大島 朋子 健康福祉課長 藤木真由美 産業振興課長 座光寺満輝 建設水道課長 那須野一郎 地域創造課長 松澤 京子 会 計 管 理 者 松村 和夫 企画政策課財政係長 小林 正司
飯島町農業委員会 会 長 片桐 孝明	飯 島 町 農 業 委 員 会 事 務 局 長 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 片桐 雅之
飯島町代表監査委員 羽生 收一	飯 島 町 監 査 委 員 事 務 局 長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	林 潤
議 会 事 務 局 書 記	吉澤 知子

本会議開会

開 会	令和2年9月4日 午前9時10分
議 長	おはようございます。町当局並びに議員各位におかれましては大変御苦勞さまです。これから令和2年9月飯島町議会定例会を開会いたします。 本定例会におきましては、羽生代表監査委員、片桐農業委員会長の御出席をいただいております。大変御多忙中のところ、よろしくお願いをいたします。 9月定例会は令和元年度各会計決算の認定など重要な議案の審議が行われます。各議員におかれましては、会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的に御審議をいただくとともに、円滑な議事運営に御協力をいただきますようお願いをいたします。 これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。 開会に当たり町長から御挨拶をいただきます。
町 長	おはようございます。議会の招集に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。 令和2年8月7日付、飯島町告示第68号をもって令和2年9月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず全員の皆様の御出席を賜り、心から厚く御礼申し上げます。 また、羽生代表監査委員さん、片桐農業委員会長さんにおかれましても、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、併せて感謝申し上げます。 さて、9月に入り、昨日は久しぶりの雨も降るなど、少し過ごしやすい気候となりました。7月は、令和2年7月豪雨と名づけられたほど大雨や長雨が続き、飯島町内も至るところで水がしみ出すなど、町内全域で飽和状態となり、いつ災害が発生してもおかしくない状況が続きました。その後、梅雨明けと同時に、今度は酷暑というほどの暑い日々が続き、全国各地で観測史上最高温度を記録するなど、大変暑い夏となりました。当町でも8月の平均気温が観測史上最高を記録したとの新聞報道もありましたが、町のアメダスの観測データでは、雨が降った日が10日と22日、この2日間であり、降水量は3ミリと、ほとんど雨が降らなかった月となりました。まさに異常気象というほかないような状況であります。 また、今年は太平洋の海水温度が例年より高く、大型の台風が発生しやすい条件となっており、現在、台風10号が北上していますが、特別警戒級に発達するおそれがあると警戒を呼びかけていることから、今後、大型台風への対応が必要となりそうであります。先日の地震総合防災訓練には町民の皆さん約3,200人に御協力をいただき避難所の開設訓練など行っていただきましたが、区、自治会においては、今後、台風による避難所の開設も考えられます。感染症予防対策を行いながらの対応となり神経を使うことになると思いますが、町も一緒になって対応いたしますので、御協力をお願いいたします。 これから実りの秋を迎えます。米、ソバ、大豆、果樹、野菜など、多くの作物が無事

収穫でき、よき実りの秋となることを祈るばかりでございます。

さて、我が国の政治に目を向けますと、8月28日に安倍首相が突然の辞任を発表し、国内外に驚きと衝撃が走りました。連続在職日数が史上最長となり、多くの功績を残された一方で、アベノミクスが地方までなかなか浸透しなかったことなど、その政策については道半ばの感もするところでございます。間もなく新たな首相の選出と組閣が行われますが、野党の新党結成も計画されており、国政も落ち着くまでには少し時間がかかるのではと予測しております。新しい国のリーダーは、先の見えない国際情勢や経済情勢をどのように切り抜けるかなど、多くの課題を抱えてのスタートとなります。新型コロナウイルスにより日本経済はリーマン・ショックを超える戦後最悪の不況とも言われていますが、新政権には地方経済にも目を向け地域に元気が出る政策を打ち出していたくよう期待をするものでございます。

4月から約半年が過ぎ、今年度も後半に入っております。当町では新型コロナウイルス対策で振り回された半年でございましたが、国からの臨時交付金を活用しながら感染防止と経済対策の両面で様々な取組を行ってまいりました。十分ではない部分もありますが、一定の成果が得られたのではないかと考えております。コロナ発生直後は、病気の実態が分からず、対応策も手探り状態でしたが、これまでの経験やデータからいろんなことを学び、どのように対応したらよいか少しずつ分かってきておるような気がしております。感染防止と経済再興を同時に行っていくことは大変難しいことでありますけれども、これまでの経験を生かした対応が必要だと思っております。町といたしましても、難しい対応になりますが、町民の皆様の安全・安心を確保しながら経済の循環を促してまいりたいと考えております。

さて、本定例会に御提案いたします案件は、条例案件1件、令和元年度決算案件7件、令和2年度一般会計及び特別会計の補正予算案件6件、その他案件1件の計15案件でございます。特に本議会は、決算議会とも言われるように令和元年度の各会計の決算認定のための審議をいただくわけでございます。その他の条例案件、補正予算案件についても、いずれも重要案件でありますので、何とぞ慎重な御審議をいただき適切な御決定を賜りますようお願い申し上げまして、議会定例会招集の挨拶といたします。ありがとうございました。

議 長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により1番 滝本登喜子議員、2番 三浦寿美子議員を指名します。

議 長

日程第2 会期の決定を議題とします。

本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議をいただいております。議会運営委員長より会期は本日から9月17日までの14日間とすることが適当との協議結果の報告がありました。

お諮りします。本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおりとしたいと思います

		が、これに御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。したがって、会議は本日から9月17日までの14日間とすることに決定しました。
事務局長		会期の日程は事務局長から申し上げます。
		(会期説明)
議 長		日程第3 諸般の報告を行います。
		議長から申し上げます。
		初めに、請願、陳情等の受理について報告します。受理した請願、陳情等は、お手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条及び92条の規定により所管の常任委員会及び議会運営委員会に審査を付託します。
		次に、例月出納検査結果について報告します。6月から8月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。
		次に、議会閉会中に実施されました議員研修等につきましては、お手元に配付のとおり報告がありました。研修、大変御苦労さまでした。
		次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。本定例会は決算議会でありますので、企画政策課財政係長に出席を願うこととしてあります。
		次に、上伊那広域連合及び伊南行政組合関係の令和元年度決算につきましては、最終日の議会全員協議会の中で報告、質疑を受けることといたします。
		以上で諸般の報告を終わります。
議 長		日程第4 第1号議案 飯島町税条例の一部を改正する条例
		を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長		第1号議案 飯島町税条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。本条例は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、関係する規定を整備するため、この条例の一部を改正するものでございます。条例の主な改正点は4つございます。新型コロナウイルス感染症等に関わる先端設備等の導入に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例、2 新型コロナウイルス感染症等に関わる寄附金税額控除の特例、3 新型コロナウイルスに関わる住宅借入金等特別控除の特例、4 軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用期限を6か月延長するものなどがあります。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願いいたします。
住民税務課長		(補足説明)
議 長		これから質疑を行います。質疑はありますか。——ありますか。
		(なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

		これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長		討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから、第 1 号議案 飯島町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。したがって、第 1 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 5	第 2 号議案 令和元年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について
	日程第 6	第 3 号議案 令和元年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について
	日程第 7	第 4 号議案 令和元年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について
	日程第 8	第 5 号議案 令和元年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて
	日程第 9	第 6 号議案 令和元年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について
	日程第 10	第 7 号議案 令和元年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算 認定について
	日程第 11	第 8 号議案 令和元年度飯島町水道事業会計決算認定について
		以上 7 議案を一括議題とします。 それでは、本 7 議案について提案理由の説明を求めます。
町 長		それでは、第 2 号議案から第 8 号議案までの令和元年度各会計決算認定議案 7 議案に つきまして一括して提案理由の説明を申し上げます。令和元年度一般会計をはじめ 7 会 計の決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の定めるところに従い、過日、 監査委員の監査を経ましたので、ここに監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いす るものであります。 また、会計年度における主要な施策の成果を説明する書類等といたしまして行政報告 書及び行政評価書を提出いたしますので、併せて御覧いただきたいと思います。 なお、私からは決算のごく大綱を申し上げ、後ほど会計管理者及び水道事業会計につ きましては所管課長が細部の説明をいたしますので、十分なる御審議をいただき認定い ただきますようお願い申し上げます。 初めに、令和元年度の安倍内閣は、9 月に第 4 次安倍第 2 次改造内閣に移行し、最大 の課題を少子高齢化と掲げ、幼児教育、保育の無償化の実行や人生 100 年時代を見据え た年金、医療、介護全般にわたり全ての世代が安心できる社会保障制度への改革を進め るとともに、国益を確保する力強い外交を展開するとしてスタートいたしました。しか し、その後、新型コロナウイルス感染症の拡大により世界経済は大きな打撃を受け、内 閣府の直近の月例経済報告では、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳

しい経済状況にあるが持ち直しの動きが見られるとの判断であり、引き続き「内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。」とされております。

このように社会情勢の変化が大きい一年ではありましたが、当町では、町の第5次総合計画後期基本計画の4年目として風通しのいい行政へのチャレンジする予算、儲かる飯島町へチャレンジする予算、田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジする予算の3つの重点目標を軸に行財政運営に取り組んでまいりました。全体的には厳しい財政状況ではありましたが、一般会計をはじめ特別会計を含めた町全体の会計は、予算執行方針に基づき、おおむね計画どおりの行財政運営を行うことができました。これもひとえに町議会をはじめ住民の皆様の御理解と御協力のたまものであり、深く感謝申し上げる次第であります。

さて、当町の全ての会計を合わせました歳出決算規模は、総額でおよそ83億3,900万円となり、平成30年度と比べましておよそ2億9,200万円増加いたしました。これは、国民健康保険特別会計がおよそ1,800万円、公共下水道事業特別会計がおよそ1,900万円、農業集落排水事業特別会計がおよそ1,800万円減少したものの、一般会計がおよそ3億3,700万円増加したことが主な要因であります。

それでは、まず第2号議案の一般会計決算概要について申し上げます。歳入総額はおよそ52億9,000万円、歳出総額はおよそ51億5,200万円となり、前年度に比べ歳入で4.6%、歳出で7.0%、それぞれ増額となりました。歳入歳出の差引きから翌年度への繰越しを除いた実質収支はおよそ1億3,200万円の黒字決算となりました。また、単年度収支は前年度実質収支を差し引くためおよそ3,700万円の赤字決算となりましたが、基金への積立金、起債の繰上償還、積立金の取崩しを勘案した実質単年度収支におきましてはおよそ6,300万円の黒字決算となりました。

令和元年度の主な取組と財政指標について申し上げます。

行政の効率化を図り、経常経費の削減に努めている中で、住民の皆様にも一部御負担をいただきながら予算の執行を行ってまいりました。

まず、平成30年度からの繰越事業としておよそ1億6,000万円の事業を実施いたしました。主な事業として、小中学校へのエアコン設置工事や林道施設災害復旧工事などを行いました。

次に、行政3大事業である教育・福祉増進事業、産業振興事業、安全管理事業を進めるに当たり、引き続き風通しのいい行政へのチャレンジ、儲かる飯島町へのチャレンジ、田舎暮らしランキング日本一のチャレンジの3つのチャレンジの実現に向けて各種事業を実施してまいりました。

教育・福祉増進事業では、保育園や小中学校の冷房設備設置工事を行い、夏場における保育・学校環境の改善を進めたほか、10月からは幼児教育、保育の無償化の実施や、小中学校においては情報教育を学ぶための環境整備として電子黒板やタブレット型パソコン等の機材を導入しICT環境の整備を進めてまいりました。命を守り寄り添うひきこもり・自殺対策の強化としては、ひきこもりサポーターの派遣や家族会を立ち上げ、ゲートキーパー養成研修やこころの相談なども継続しながら一体的に進めてまいりました。

た。また、地域ポイントの一環として町民の皆さんの健康を視点にした健康ポイントの取組を実施いたしました。

産業振興事業では、商工業振興における新たな補助メニューとして工場用地取得事業や新技術・新製品研究開発事業の補助制度をはじめ、企業や担い手支援を強化したほか、町内楽器製造業者の移転先として石曽根工場用地造成事業を一部実施いたしました。農業振興では、農業・農村活性化に向けた地域複合営農への道パート5の計画策定の着手や農家民泊事業の開始、また町民の生活に直結する緊急的な対応として町内生鮮食料品店への改修補助などを実施いたしました。観光分野では、観光戦略会議を中心に与田切公園や千人塚公園のにぎわい創出や地域資源を活用した各種振興策の検討を進めたほか、県の元気づくり支援金を活用した四季彩プロジェクトにより千人塚の桜の植え替えを実施いたしました。

安全管理事業では、住民生活に直結する安全・安心でおいしい水を安定的に供給するため、引き続き老朽配水管布設替え事業を継続したほか、有事に備え消防団の活動装備の充実を図るため、デジタル簡易無線やLED懐中電灯などの整備を行いました。また、町内にある空き家の適正な管理について空き家対策協議会を立ち上げ、専門的な見地や町民の皆さんから広く意見を求め、今後の対策に生かす取組を始めたところでございます。

これら行政3大事業の根幹をなす地方自治の強化としては、町の将来を見据えた官民協働による第6次総合計画の策定に着手したほか、公共施設のあるべき姿を見据えた劣化調査、長寿命計画の策定を行い、安全で快適に利用できる公共施設の提供と財政の健全化に向けた効率的かつ効果的な改修と維持管理の両方の視点を持った個別施設計画の策定作業を行いました。また、利用者が求める情報を見つけやすく、より使いやすい町のホームページを構築することで町のイメージアップも図ったところでございます。生活基盤に密着したインフラ整備といたしましては、町道は、広域農道をはじめ、各自治会等の要望箇所を含め、老朽箇所の補修工事等を実施し長寿命化対策を実施したほか、社会資本整備総合交付金事業による町道南田切線や北街道縦3号線の道路改良事業や継続中である県営農道整備事業も進めてまいりました。そのほか、中田切川、与田切川をはじめとする河川の治水砂防事業なども計画的に進められているほか、林道辰巳ヶ沢入線の林道整備事業、繰越事業の台風24号による林道施設災害復旧工事など、林業の生産基盤の整備等も進めてまいりました。

なお、社会資本整備総合交付金事業を活用した町道南田切線道路改良工事や4地区公民館エアコン設置工事など、年度内の事業完了が不可能であった4事業およそ1億2,000万円につきましては、令和2年度への繰越事業といたしました。

こうした多くの事業を実施する中で、硬直化する財政の体質改善策としまして平成19年度から実施しております起債の繰上償還を令和元年度におきましては一般会計及び公共下水道事業においておよそ7,500万円実施いたしました。基金につきましては、財政調整基金は、4,900万円の繰入れを行う一方で、およそ1億円の積立てを行い、行財政改革プランに定める10億円を維持したところであります。減債基金につきましては、起

債の繰上償還に充当するためにおよそ 7,500 万円の繰入れを行い、公共施設等整備基金については高額寄附によりおよそ 1,000 万円を積み立てた一方で、およそ 5,500 万円の繰入れを行いました。今後の町の公共施設の整備や老朽化に伴う維持管理費の増などを考えますと、財政状況を見ながら、できる限りの基金造成を行う必要があると考えております。

次に、当町の財政状況についてですけれども、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の各指標は、令和元年度におきましても国が示しました一定の基準は超過しておりません。実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、黒字決算であったため、昨年同様、数字には表れませんでした。実質公債費比率は 1.2 ポイント増加し 9.5%、また将来負担比率は 12.9 ポイント増加し 77.6%となりました。そのほかの主な財政指標については、財政力指数が 0.41 と前年度と同数値となりました。経常収支比率につきましては、町税や普通交付税など経常一般財源が増加したものの、扶助費、繰出金に充当した一般財源の額が増加したため、前年度に比べ 2.6 ポイント増加し 81.6%となりました。

続いて、第 3 号議案の国民健康保険特別会計の決算概要について説明申し上げます。歳入歳出差引額は、およそ 1,200 万円の黒字となりました。歳入では、前年度に比べおよそ 3,400 万円、3.6%の減額となりました。なお、被保険者数につきましては、年々減少しております。また、保健事業につきましては、特定健診の受診率が年々上がっており、保険給付費の抑制につながっていると感じております。今後も被保険者の皆様の健康を守る医療保険者として保健予防に努め、国保会計の健全運営に努めてまいります。

次に、第 4 号議案の後期高齢者医療特別会計の決算概要について申し上げます。歳入歳出差引額は、およそ 280 万円の黒字となりました。歳入総額は、前年度より 250 万円、1.9%の増額決算となっております。歳出総額は、前年度に比べおよそ 220 万円、1.6%の増額となっております。なお、被保険者数につきましては、年々増加しております。また、保険料の収納率につきましては、高い収納率を維持しており、対象の皆様の御理解、御協力に感謝申し上げる次第であります。

次に、第 5 号議案の介護保険特別会計の決算概要について申し上げます。歳入歳出差引額は、およそ 2,600 万円の黒字となりました。歳入総額は、前年度に比べ 160 万円、0.2%の微増となりました。歳出総額につきましては、前年度に比べおよそ 400 万円、0.4%の増加となりました。今後も引き続き適正な会計運営に努力してまいります。

次に、第 6 号議案の公共下水道事業特別会計の決算概要について申し上げます。令和 2 年度から公営企業会計へ移行を実施したため、3 月までの打切決算として歳入歳出差引額 8,620 万円を新しい下水道事業会計へ引き継いでおります。現在、維持管理業務中心の事業となっており、引き続きの普及を進め、安定した料金収入を確保するとともに、健全経営を目指してまいります。

次に、第 7 号議案の農業集落排水事業特別会計の決算概要について申し上げます。公共下水道事業と同様に会計移行を行い、3 月までの打切決算として歳入歳出差引額およそ 3,770 万円を新しい下水道事業会計へ引き継いでおります。公共下水道事業と同様に

健全な運営を目指してまいります。

最後に、第8号議案の水道事業会計の決算概要について申し上げます。給水人口の減少により使用料収入が減少したものの、費用についても前年度より減少したことから、単年度の収支はおよそ2,200万円の黒字決算となりました。今後も安全でおいしい水の供給を行うため、安定給水や健全運営に努めてまいります。

以上、第2号議案から第8号議案まで、令和元年度の各会計決算について概要説明を申し上げます。

今後の地方行財政を取り巻く情勢は、コロナウイルス感染症拡大の影響による生活様式の変容等により大きな影響を受けることが予想され、大変厳しい状況であると思います。税収等の落ち込みによる財源の減少や公共施設等の維持管理経費や扶助費、繰越金等の増大も想定される中、細心の注意を払いながら健全な財政運営に努めつつ、第5次総合計画に掲げた「人と緑輝く ふれあいのまち」を目指して、行政の3大事業であります教育・福祉増進事業、産業振興事業、インフラ安全管理事業を着実に進め、住民の皆様とともにこの町に暮らす全ての皆さんが安心して暮らせる豊かな町になるよう取り組んでまいりたいと考えております。今後とも議員各位には一層の御協力をお願い申し上げます、よろしく御審議の上、認定いただきますよう重ねてお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

会計管理者 (補足説明)

建設水道課長 (補足説明)

議長 ここで休憩とします。再開時刻を10時40分とします。休憩。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

議長 会議を再開いたします。

ここで監査委員の決算審査報告を求めます。羽生代表監査委員、お願いいたします。

代表監査委員 では、令和元年度の決算監査について御報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

監査につきましては、私と本多監査委員の2人で5日間、正直言って暑い中、頑張ったつもりでございますので、御報告ということで聞いていただければありがたいと思います。

本来でございますと、一般会計をやって、水道事業会計をやって健全化をやるというのが本来の順番でございますけれども、逆の順番でやって、最後に一般会計について、ちょっといろいろございますので、議長さんのお許しもいただいて、コメントもございますので、そんなふうな順番でやらせていただきたいと思います、御了承いただければと思います。よろしくお願いいたします。

マスクしていますけど、聞こえますでしょうか。もし聞こえなきゃマスク取っちゃいますけど……。取ったほうがいいですか。はい。(マスク外す)

それでは、一番薄い令和元年度飯島町財政健全化及び経営健全化審査意見書の（現物掲示）これをお開きいただきたいと思います。

審査の対象でございますが、令和元年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに水道会計決算に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象といたしました。

実施したのは8月7日に行っております。

審査の方法は、ここに書いてあるとおりでございます。要するに、関係法処理、法令等、また職員からの説明も聞いて審査を行いました。

第4番 審査の結果でございます。審査に付された下の表でございます。健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠し、適正に作成されているものと認められた。以上でございます。

それで、2番の個別意見でございます。

実質赤字比率については、令和元年度の一般会計の実質収支額は1億3,228万7,000円の黒字であり、良好な状態にあると認めた。赤字ではないということでございます。

連結実質赤字比率についてでございますが、令和元年度の全体会計を対象とした実質収支額は2億9,725万4,000円の黒字であり、良好な状態であると認められた。

（3）実質公債費比率について、令和元年度の実質公債費比率は1.2ポイント増加し9.5%で、早期健全化基準25%を下回る水準にある。すごくいい水準にあるということでございます。この増加の主な要因として、一般会計及び特別会計の起債償還額が増加したものである。地方債許可団体移行基準である18%を超えないように引き続き繰上償還等の適切な措置が求められる。本当にそうかというところに若干疑問はございますが、一般的にはこう言われております。

（4）の将来負担比率についてでございます。令和元年度の将来負担比率は77.6%と早期健全化基準の350%と比較すると健全状態である。物すごい健全状態であるということでございます。

3番でございます。是正、改善を要する事項、指摘すべき事項はないということでございます。

3ページに参りまして、水道会計の健全化審査の意見書でございます。

対象は、ここに記載のとおりでございます。

8月7日に行いました。

第3 審査の方法でございます。これも法令に準拠し、適正に算定されているかどうかを主眼として、算定の基礎となる事項を記載した書類と決算書、同附属書類等を照合し、審査に当たっては関係職員の説明を聴取し、必要と認める事項を実施したということでございます。

第4 審査の結果でございます。これは、もう私が申し上げるもなく、先ほども説明のあったとおり、水道会計については、上伊那で一、二を争う高い水道料金ということも含めて、非常にお金の面で言えば、今は安定した状況にあると。ただ、もう老朽化し

た浄水設備とか、そういうものもありますし、水道管ももう少し頑張れば、どうでしょう、50年に一遍変えられるくらいの安定した更新に持っていけるという状況まで来ていて、中身も含めて非常に安定したいい状況にあるということを確認いたしました。

以上のとおりでございます。

次に、ちょっと薄いぺらでございます。飯島町水道事業会計決算審査意見書でございます。よろしく願いをいたします。

これにつきましては、ちょっと大分前で、6月23日に決算審査を行いました。

(現物揭示) ございますか。

内容は簡略して申し上げますので、審査の方法は、これ、法律に定められた財務諸表とか、そういうものを基準に、質問事項を担当者に聞いて、特に問題がなかったというような状況でございます。

第4 審査の結果でございます。損益計算書、貸借対照表等の決算財務諸表並びに決算報告書及びその他附属書類については、計数に誤りなく、適正に記載されており、当会計年度における水道事業の経営成績及び財政状況を正確に表示しているものと認められた。また、現金、預金、基金の管理についても適正に行われていることを確認いたしました。御報告させていただきます。

第5 総括的意見。これは読み上げさせていただきます。

水道水の安定供給という重要な事業を担って、令和元年度も断水に至る大きな災害や事故などもなく年度内の安定供給ができたことは評価に値するものであり、一年間積極的に水道の安定供給に努めた担当職員の取組に感謝をしたいと思います。

町民人口の減少により給水人口、給水量も年々減少が続いておりますが、給水管の布設工事を継続して積極的に行っていること、配水管の水漏れに対する担当職員の積極的な取組がされていることから、有収率は78.4%と前年度比0.8%と向上しており、良好な状況を確保したことは評価に値する。これは物すごくいい数字だと思います。4回前は75%くらいだったんです。それをここまで上げてきたということは、やっぱり努力の結果だと思います。

今後は、平成23年度策定の水道ビジョンに掲げた目標有収率82.4%を目指して、水道管の漏水減少、安定供給の必要性からも、老朽化した水道管の布設替えにより一層取り組まれたいと。

また、当年度の純利益は2,260万円、前年度より150万円の増となり、未処分利益剰余金は1億9,000万円と安定した経営状況が続いている。

しかし、現況は水道管や建物等の更新に資金が必要であり、加えて企業債の元利償還と多額の資金を必要としているということでございます。

一方、企業債の状況を見ると、4%台の借入償還が終わりつつあると、進みつつあるということは終わりつつあるということでございます。近年の借入利率は1%を下回っていると。低利の新規借入れを検討して耐用年数越えの水道管の更新や老朽化している建物の更新を具体的に進めていく時期に来ており、早期に具体的な実施計画の策定が必要である。

最後に、引き続き良質な水道水の安定供給が行われる事業運営を期待する。以上でございます。

あと、2ページからについては、御説明であったり、いろんな計数が載っておりますので、御覧いただいていると思いますし、ゆっくり見ていただいて、必要なときに使っていただければと思います。全体としてはすごくいい状況に来ているということだと思います。以上、報告させていただきました。

次に、令和元年度の飯島町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査意見書をお開きいただきたいと思います。

1ページ、ちょっとページがあれですけども、最初のページで第1 審査の概要でございます。

審査の対象は、ここに書いてございます、また本日の目次にもなっております6の会計につきまして決算審査を行いました。

(2)の附属書類も同様でございます。これに関する、(1)に関する附属書類ということで、それも確認をいたしました。

(3)としまして、基金の運用状況も状況調書で確認をいたしました。

行った日は7月28日～8月4日のうち5日間ということで、やりました。

審査の方法でございますが、令和元年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況調書等について、関係諸帳簿、証拠書類等と照合し、計数の確認と併せて予算執行は適正かつ効果的か、財政運営及び資金収支は健全かつ効率的か及び事務の合理化、経費節減に努力しているか等について審査を実施した。さらに、既に実施した例月出納検査の状況も参考に審査を行ったということでございます。今の時代は、御承知のとおり、1足す1が2だというのは、もうあまり審査の対象としていない、むしろ事業が正しく行われているのか、予算の執行、支出がそれに合ったものなのかどうかというようなことを中心に、聞き取りを中心に審査を行いました。

なお、実施した事業内容については、行政報告書等により職員から説明を求め、行政評価書に基づく事務事業評価についても審査を行った。これも基本にした書類だということでございます。

次のページに参りまして、これが一番大事だと思いますけれども、第2 審査の結果でございます。

審査に付された各会計決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各基金の運用状況報告書等については、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は誤りのないものと認められた。予算の執行及び財政運営状況は、共に適正であると認められた。

また、各基金の運用については、それぞれの設置の目的に沿って適正に運用されていると認められた。これは、固いところで確認をしたところで問題はなかったということで、御報告をさせていただきます。

総括意見、第3でございます。これは読み上げさせていただきます。若干の御説明も

させていただきたいと思います。

第3 総括的意見。

令和元年度は、本年1月頃より日本国内でも始まった新型コロナウイルスの流行により全世界の状況が変化し、もちろん日本国内、町民の生活は変化し、飯島町の事務運営、財政運営状況が大きく変化した。これにより、町役場の職員の事務や予算執行も変化するという大変な時期となった。それまでは、日本経済は前年度から引き続き底堅い内外需を背景に企業収益や雇用環境も比較的よい状況が続き、個人消費に動きも見られ、景気は穏やかながらも安定基調であった。同様に地方経済も総じて穏やかな安定した景気状況が続いていた。

こうした状況の中、令和元年度の当町は、前年に増して安定した住民サービスと、厳しい財政状況の中ではあるが様々な取組が行われるとともに、新型コロナウイルスの流行に対する取組が最重要課題となり、今までに経験したことのない町政が求められた。これらを担う町長以下町職員の真摯な取組を強く検査の中でも感じたわけでございます。

財政状況について、一般会計では、町税は前年度比2.3%増、全ての税目で増収となった。

また、地方交付税は前年度比1.4%増となったが、歳入総額では前年度比4.6%増。また、給食センターの建設が具体化するなど、新たな事業も始まった。

全体の事業内容については、令和元年度の会計決算書、行政報告書及び行政評価書に基づいて決算状況を審査した。

なお、行政評価書においては、職員の理解が定着しつつあることから、今後は事業項目の追加や事業目的の適時的確な掲載など、さらに実態に即したものにして、積極的な活用による事務取組と成果を期待する。

歳出総額は前年度比7%増と前年度を上回る決算規模となった。

また、一般会計及び特別会計5会計を合わせた歳出決算規模は、78億9,260万円で、前年度比3.6%増加した。併せて、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、いずれの会計も黒字決算となった。問題は、特にはっきりしたものはないということでございます。

2ページに参ります。

公共団体の財政力を示す財政力指数は0.41と前年度と同じ。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は81.6%と前年より2.6ポイント増加しており、いずれも大きな変動がなく、ほぼ安定した良好な状況で推移していると。

また、実質的な公債費が財政に及ぼす負担を示す指標である実質公債費比率も積極的な公債の繰上償還により9.5%と、速報値ではございますが、前年度8.3%に続いて非常により安定した状況となっていると。

さらに、それぞれの会計の収支状況について、一般会計においては各種補助金等を積極的にかつ適切に活用し予算に沿った運営がなされたこと、特別会計においてはそれぞれの会計において黒字の結果であることを確認した。

また、公債の状況も5年前に比べておよそ5億円減少していると。

次に、財政調整基金などの基金の状況は——積立金でございますね。前年度に比べ全体で約 9,000 万円、35.9%の減額となり、年度末残額は 21 億 5,000 万円となった。飯島町の財政規模からすると、いずれも財政環境の変化へ対応等の確保はなされていると考える。

続いて、財政運営に当たって、税収等に関しては、収納率が町税 98.4%、国民健康保険税 93.3%と、いずれも前年を上回る高いレベルを維持しており、収入未済額の解消に向けた努力の成果が前事務年度に引き続き認められる。今後も現状を維持しつつ効率的な収納確保に努められたい。なかなかこれだけの%は出せないと思います。

歳出について、予算規模の大小をどう捉えるか、飯島町の令和元年度の財政規模はおよそ 79 億円でよかったのかどうか、もっと大きな規模にして、町民の生活等の充実に期すべきではなかったのか、飯島町役場として今後検討されたい。

特に、当町の人口は令和 2 年 3 月 31 日現在で 9,308 人と一年間で 139 人減少、前々年度が 130 人減少、今後も減少が続く見込みであることから、歳出額に見合った人件費の削減が求められる。これについて検討が必要になってくると考える。

一方、上伊那郡の中には人口が増加しているところもあることをよく検討し、町役場が自ら緻密な計画を迅速に立て、先頭に立って各課が自らの役割を進めて人口の増加に取り組むことが将来の飯島町の発展を図ることとなり、このことが町役場に求められているのではないかと。私は、詳細には承知はしておりませんが、やはり増えているところは、それなりに 5 年 10 年かけて、それなりの施策もしていると、その結果が今出てきているということは事実でございます。

なお、飯島町子育て支援センターの利用が一年間を通して積極的に活用され、これに応えるべく積極的な施策が行われている。

また、文化館においては、新型コロナウイルスの流行があることから大きく活動が制限されているが、担当部署において作成された飯島町文化館の活性化に向けた将来ビジョン、35 ページに及ぶものでございますが、利用状況の分析から経費の推移や見込み、活用方法の検討、人口減少への対応等々、行政のプロとして様々な方向から検討をして結論を記載しており、今後の施策の実行について具体的に示している充実した内容となっている。これを作成した担当職員のやる気とプロ意識、情報収集力の頼もしさを事務監査を通じて強く感じたことを記載しておく。今後は、この資料を活用して大胆に施策を実行していくことができるよう予算づけが必要である。

私、4 年間、4 回決算監査をやらせていただきましたけども、一番この関係で疑問に思いましたのは、行政のプロである飯島町が、まず何か計画を立てる、何かする場合に、原案をつくるべきなんですね。原案をつくって、それを町民に示して、それで、それによって、それを、じゃあ実態に合ったものに直して実行していくと。その原案がないわけですから、何も知らない町民は、じゃあ、そういうものがないものなのか悪いものなのかは理解できないわけです。ですから、いろんな書物なりインターネットなり、あるいは精通者に意見を聞いて、それをまとめて原案をつくって、それは 100%のものでなくていいわけですね、当然、たたき台ですから。全く変わったものになってもいい

わけです。そういうものを町民に示していくという姿勢がないんじゃないか。委員会をつくって町民の意見を吸い上げますというけれども、自分は何を考えて、どういう目的でこの委員会を開いて、結果をどういうふうに持っていくんだなんていう計算はないようなんです。ですから、ただ言いつ放しの書きっ放しの、じゃあそれを使うのか使わないのかっていったら、使わないで補助金の来る、もらえるような方策を考えて、それをつくって、で、あんまり見ないようなホームページでパブリックコメントを求めて、それでやっていくというようなやり方をしているわけですね。それでいいのかどうかと。飯島町の職員はプロでなくてはいけないわけです。農政の関係について担当になったら、せめて一年間で農政のプロになってもらわなくては、町民は救われぬ。そういうことを4回の審査を通じて強く感じたわけでございます。

最後に、令和元年度の決算審査において問題ではないかと思われた事項が何点かあったので以下に記載して総括としたい。これは、これから申し上げることは、当然、議員さんの承認も得ている事項について書くわけでございますので、これがいいのか悪いのかは私が最終判断をするものではないと。ただ、会計監査を行う上で気になる点を――気になる以上、これはいかなるものかと思う点をここに掲げさせていただいたということでございます。

(1) 小学校の在り方について。

現在の人口ピラミッドから見れば、もう出来上がっているわけですから、より充実した学校教育を進めるために、飯島小学校、七久保小学校の統合の検討を具体的に進めて、原案を町役場が作成し、これを説明して理解を求めた上で意見を聴き、多くの町民の同意を得て、子どもたちのためにベストと思われる施策を実行していくことが、もう喫緊の課題として求められているんじゃないでしょうか。これは、私、4年前に監査委員をやらせていただいたときにも申し上げているんですけども、進まない。

(2) 旧紅葉園の利用等について。

千人塚にある旧紅葉園を3,838万円余りで購入したまま、結果として令和元年度もそのままだになっている。積極的に利用の検討もされていない。特に令和元年度はしていない。建物が毎年減価してくるのを待つのは、町役場の不作為でございます。これ、しないということが悪いんですね。議会の承認を得て購入したにもかかわらず5年間も放置されており、購入翌年の不動産鑑定士の評価では1,000万円安かったんです、もう、その時点で。じゃあ何で3,900万円を買ったんですかと、こういう話になっちゃうんですね。売却や具体的な利用も進まない状況のままである。このようになった原因の1つには、将来の千人塚公園全体のあるべき姿が具体的に作成されておらず、旧紅葉園の在り方が具体的にいった計画が作成されていないことが大きな原因と思われる。購入目的は何だったのか、疑問を持ったわけでございます。私は知りませんが、議員の皆様は、その前の議員、2期目の方は御承知のはずだと思います。今後、具体的な利用計画の原案を町役場が作成し、町民等の意見も聴きながら早急に対応が必要と思われる。第三セクターみたいのところへ投げて、ちゃんとやれよなんていうのは甘いと思います。まずは、町役場が考えて、きちんとしたものをつくって、それを実行していくのかどうかという

検討をすることが必要だと思います。

(3) 町役場の職員は、担当した事務について、プロとして町内を実際に見て、問題点などを把握し対応することがされていないのではないか。されていないのではないか。また、予算の使用に当たっては、事業の大小にかかわらず、行政のプロである職員自らが具体的に目標を持ち、これを達成するための計画を立案し、積極的に事業に取り組んでいただいたのかという疑問が残ると。

農政担当の係長さんにお聞きしました。飯島町の農業の状況を見て回っていますか。一年間、行っていません。半年以上たってからお聞きしました。災害の後、行っていませんけども、それ以上ない。行ってないと。

公園も同じです。私、もう来たときからですから、もう4回目なんですけど、見に行かないんですか、たばこの吸い殻がいっぱいですよ、クモの巣が張っていますよ、ちゃんと掃除していないですよ、それでも見に行かない。ですから、今回、私個人の意見ですけども、遊具の事件についても、あれが月2回ずつ全部点検をして回っていたにもかかわらず起こったのかということで、非常に町の、何ていうんでしょう、責任の度合いが全然違うのかなあという気もいたしました。

ですから、担当職員になったら、当然、町をまずは見て、工場の担当なら工場が幾つ建って、どんな建物が建って、どういう仕事をしていて、じゃあ商業の発展というふうには1回目のときには言ったんですけど、じゃあどこに商業があるんですかと私がお聞きすると、黙っちゃうんですね。農協がありますと言う。いや、農業は伊那農協でしょうと。本店は伊那市でしょうと。じゃあ七久保農協が、Aコープがもうあったら伊那市へ税金が入るだけの話でしょうと。そういう話をしてきたんですけども、一向に変化がない。

あとは、口頭で今お話を始めましたので、議長さんのお許しもいただいておりますので、少しお時間を頂きますけれども、工業用地の確保等、町道の新設について及び農振地域の指定とこれの例外についてということでございます。

ちょっと長いですがけれども、御承知のとおり、私が申し上げるまでもなく、飯島町内は農振地域、住宅地域などの区分を指定しているわけでございます。農振地域に指定されれば、例えば私の子どもであっても農地を宅地に転用するのに物すごい縛りがかかって決められた面積しか宅地にできないと。売ることもできない。何千万円かで全部売ればお金が入ったのに、農振地域になればゼロ、財産ゼロです。そういう物すごい行政の権限を持って地域指定をしているわけですね。じゃあ、令和元年度で農業地帯の中に町が工場用地を造成し、ほぼ転用と思われる町道が無償で造成し舗装している。これはどういうことなんでしょうか。普通、家なり工場を建てれば、その建てた人が道路も買って、舗装をして、道路部分は飯島町に寄附すると、これが普通の流れだと私は承知しております。そうじゃなくて、何で無償で造るんでしょうか。最初、御説明の中では工場を造ればいいのか何とかという御説明があったんですけど、農業担当にお聞きしたところ、一切そういうことができる場所ではないと。要するに、その600万円かけて造った道路の周りに工場を造ること、新しく追加で造ることはできないと。じゃあ何なんです

かと。

それから、もう一点、農振地域の中にあった選果場跡地に発電所を設けることについて積極的に関与しているようでございますが、騒音の発生、二酸化炭素の排出等、環境問題が発生するということは明らかである。以上のことは地域住民の理解とかというような問題ではなくて、先ほどから申し上げたとおり、町はこれを認めない行政をしているにもかかわらず、また、詳細な検討、町の景観やあるべき姿の検討がされていない。ましてや、この発電所の関係については、地域住民なり議員の皆様方もあまりよく知らない。どういうことなのでしょう。もう売買契約までできて、業者が決まって進んでいるようでございます。これは、一般町民として中電に聞いた結果でございます。ですから、どこへ出てもいい話でございます。

以上のことは、地域住民の理解という問題ではなくということでお話をいたしましたので、これは、老朽化した町道は町の至るところにあるじゃないですか、予算があるんなら、有効利用ということをおっしゃっているんなら、補修が優先されるべきじゃないでしょうか。単純な話じゃないでしょうか。

それから、こういう事例もございました。千人塚で駐車場の切り株に車が乗り上げたという事故で、町に修理代を請求すればもらえると修理業者が依頼者に教えたんですよ。依頼者は町に電話をかけてきたと。そういうことはあることかもしれないんですけども、このことを担当課長が知ったのが5日後、総務課長においては1週間後に知ったと堂々と言われ、おっしゃっているわけです。信じられないんですね。しかも、町が掛けた保険金を受け取るために——蜂のときの保険金ですね、あれと同じ保険金を受け取るために、事実以上に町に非違があると、町に非違があると書かないと保険金は下りないですよ。そういう書類を担当者が勝手に作成したという事実があると。しかも、私の担当域で申し上げますと、この保険金を直接支払っちゃったんです。これは違いますね、もう御存じだと思いますけども。当然、公金に入れて、公金の支出として支払わなければいけないわけです。適切な会計処理も行われていない。これは氷山の一角かもしれないです。

それから、もう一点、皆さんもこれは私より御承知のはずだと思いましたが、誰もおっしゃらないので私が申し上げますが、バスの運行においてタクシーへの支払いが月60万円以上あるわけです。利用回数で割ると、1回の利用料1,000円以下の区間にもかかわらず、2万5,000円から、3年前だかは3万円です。議員の皆さんはどういうふうに思われるのかなあということでございます。それも指摘したんですけども、改善がされないと。それは不正なお金の使用じゃないですけども、どうですか。まだ100円ぽつぽへ入れたほうがいいじゃないですか。毎月何十万円っていう、ある意味、赤字が出ているわけですよ。じゃあ、農協スーパーを仮に閉めてしまったとした場合に、じゃあ七久保農協のAコープしかないよといったときにね、このお金があつたら、飯島町のあの農協の駐車場からどんどんとタクシーなりバスを出せばいいんじゃないですか、飯島区だ、七久保区だ、田切区だなんて言っている理由はどこにもなくて。それでも不便な方はツルヤへ行けばいいんじゃないでしょうかというふうに私は以前から感じておりました。

それから、もう一点、借入金残が 40 億円以上あるという説明を受けてきたわけです、4 回の監査の中で。私の勉強不足だったんですけども、そのうちの 30 億円以上は下水道会計の借入れであると。下水道会計の借入れについては、私も正確な数字は分かりませんが、要は、三億何千万円返すとする、3 億円くらいは、3 億円に近いお金は地方交付税として普通支払われる地方税のほかに別計算で来ることになっているんだそうです。ということは、本当の借入金なのかどうかということになるわけです。もうもらえらるって分かっているわけです。そうすると、予算を立てる上で、あるいは大きな事業をしていく上で、全然変わっちゃうわけですね。50 億円近い借入金があつて身動き取れませんよ、借入れはできませんよと言っているにもかかわらず、実質の内容は 30 億円以上が下水道会計の借入れで、しかも、それはひもつきの地方交付税であるということになれば、じゃあどういうふうに考えるんですかということになるんだと思います。

私もここまでは申し上げたくなかったんですけども、4 回目にもなりましたし、いろんな点を、特に紅葉園なんかは、もう 5 年もたつのにやるべきことは進んでいない。正直申し上げて、この仕事をさせていただいた上で、駒ヶ根市や宮田村や箕輪町や、いろんなところが気になるようになって走ってみたり見てみると、何か違ってきているような気がいたします。やはり何年かの積み重ねで差が出てくるのかなあと。例えば花の町飯島といいながら、いまだに 20 年たっても花はどこにも咲いていないじゃないですかと、個人の家にしか。ところが、ほかのところにはスイセン畑があつて新聞に出る、あるいは紅葉が何千本も植わっていて、もう湖の周りは紅葉園になっている。じゃあ飯島町はそのお金をどうしたのといったら、苗木を毎回毎回配った、どこかへ行っちゃったんです。その積み重ねの 10 年 20 年がそういうことになるんです。というようなことを強く感じたわけでございます。

議長さんのお許しもいただきましたので、余分なことを申し上げましたし、正確な数字かどうか分かりませんし、いろいろ大人のことも知らないこともございますんで、御勘弁いただきまして、よろしく願いいたします。以上のとおりで御報告を終わらせていただきます。

議長 代表監査委員におかれましては自席へお戻りください。

これから、ただいまの決算審査報告について質疑を行います。なお、質疑事項については、監査委員の職務範囲を超えることのないよう御留意をお願いいたします。

それでは質疑に入ります。質疑はありますか。

11 番

竹沢議員

長きにわたる決算審査、大変お疲れでございました。

監査委員さんから提出いただきました一般会計・特別会計審査意見書、ただいまの最後のほうに説明のあった書類ですけど、この中の総括的意見 3 ページの (1) についてお尋ねをいたします。

まず、我が国の全体は、2025 年問題といいまして、国民の 4 人に 1 人が 75 歳以上になります。いわゆる団塊の世代がそうなるわけでありまして、国全体では、このことに起因して、社会保障の費用の増大とか、幾つかの課題があります。

ところで、我が飯島町の 2025 年問題っていうのは、皆さん御承知のように、小学校の児童数が減るわけでごさいます、飯島小学校も 25 年には 1 学年 1 学級になるわけでありまして、こうしたことに起因して、教育現場でも、この課題について関心があるところでありまして、また保護者の皆さんも関心があるところであります。今回は両小学校の統合検討という問題提起が文章でされましたので、極めて重要な問題提起だというふうに受け止めておりますけれども、今次この課題を問題提起されました代表監査委員さんの御趣旨はどういうところにあるかについてお答えをください。

代表監査委員

私の拙い知識で申し上げますと、ある程度的人数で子どもは育てないと、教育していかないと、やはり競争心とか、そういうものが育たない、あるいは七久保、飯島というふうに、私の世代でも分けることがいいのかどうかと、もうそういう時代は来ているんじゃないかということから、ぜひ、あの表を見ると、へこむ年次があるんです。そうすると、とても 2 クラス維持できないよと、まるで先生対何かグループのくらいになっちゃうよという人数があるわけです。仮に、これから飯島町の人口が増えていくと、南箕輪村のように増えていくというんなら、これは話は別ですけども、そうではないとするんならば、減っても増えることはないというんなら、もう何年か後、5 年後 10 年後に分かっているわけですから、それは、もう飯島地区と七久保地区で、せめぎ合いがどうしても、これは心情的なものとして起きてしまうことが考えられるわけですね。そうすると、早く問題を提起して、仲よく気持ちよくいい子育てをしていくということが必要ではないかなというふうに感じて、これを書かせていただきました。

議長
4 番

そのほかにかがですか。

中村議員

監査委員さんの本当に熱意籠る詳細な審査内容、大変感銘いたしました。ありがとうございました。敬意を表す次第でございます。

そこで、質問なんですけれども、1 ページのところで、下のほうになりますけれども、行政評価書において監査委員さんが評価をされております。「今後は、事業項目の追加や事業目的の適時的確な掲載など更に実態に即したものにして、積極的な活用による事務取組と成果を期待する。」というふうに明記されてあります。私も審査に当たっては行政評価書を見ているわけなんですけれども、監査委員さんがこのように評価したのには、今後、積極的な活用ということでは、評価書を御覧になりながら、どういうところでそのように思われたのか、その辺お聞かせください。

代表監査委員

この行政評価書を御覧になっているということですから、私も、これ頼りにしたんです、監査において。要するに、正直に作られているとするんならば、前提をですね、各課の主要な仕事が全部これに盛られているわけです。あるいは、問題点がこれに入っているわけです。それについて真摯に、じゃあ改善をしていきたいと、どういう方向にしていくなとか、あるいは、項目によっては、国の厚生労働省からこういう指示が来ているから、これは来年までに実行しなきゃならないとかいうようなことも、たしかある年があったと思います。要するに、これに盛られているわけです。ところが、じゃあ全て 100% 手放しでいいかっていうと、今度は評価がまちまちなんです。B と書いてあつ

		でも、これはAダッシュくらいやっているねというBもあって、Aと書いてあっても何もやっていないじゃねえかよという内容もある。要するに、これの評価書の作成のテクニックの話なんですよ、そうなる。仕事をしたとか、しないじゃなくて。そうすると、そういうものが根づいてきているわけですから、ここに記載したとおり、もっと職員も研修なり研さんを重ねて、これを使って自分が逆に前向きな仕事をしていくくらいの書類だと私は思いますんで、そういう意味で書かせていただきました。以上でございます。
議	長	そのほか、いかがですか。——ありませんか。 (なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで決算審査報告に対する質疑を終わります。羽生代表監査委員におかれましては、大変御苦労さまでした。 ここで暫時休憩とします。
休	憩	午前11時30分
再	開	午前11時31分
議	長	会議を再開いたします。 これから令和元年度会計決算7議案について一括して質疑を行います。なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。質疑はありますか。——ありませんか。 (なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 ここでお諮らいします。第2号議案から第8号議案は、議長並びに議会選出監査委員を除く10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思います。異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、本7議案については、10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、第2号議案から第8号議案までの決算7議案をこれに付託して審査することに決定しました。 次に、 - 日程第12 第9号議案 令和2年度飯島町一般会計補正予算(第5号) - 日程第13 第10号議案 令和2年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) - 日程第14 第11号議案 令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) - 日程第15 第12号議案 令和2年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第2号) - 日程第16 第13号議案 令和2年度飯島町水道事業会計補正予算(第2号) - 日程第17 第14号議案 令和2年度飯島町下水道事業会計補正予算(第1号) 以上6議題を一括議題とします。それでは、本6議案について提案理由の説明を求めま

す。

第 9 号議案から第 14 号議案について一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、第 9 号議案、令和 2 年度一般会計の補正予算（第 5 号）について申し上げます。予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 億 7,981 万 8,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 70 億 5,222 万 8,000 円とするものであります。今回の補正につきましては、令和元年度の決算がまとまり繰越金や普通地方交付税の額が確定したことのほか、学校給食センター改築工事などに対応するため予算措置を行うものです。主な歳入の内容としましては、普通地方交付税と前年度繰越金、また各種補助事業における国県支出金や関係する町債等の確定などに伴いおよそ 8 億 8,000 万円の増額補正を計上いたしました。主な支出の内容としましては、学校給食センター改築・防災備蓄倉庫併設工事の関連事業費としておよそ 6 億 8,000 万円、地元要望等による全町的な舗装補修工事や道路舗装工事、河川改修工事におよそ 3,800 万円、農業用排水路改修工事におよそ 1,500 万円、飯島町駐在所の移転先の土地購入費におよそ 1,000 万円の増額補正を計上いたしました。また、決算状況を見ながら財政調整基金の繰入金 5,000 万円の減額を計上いたしました。そのほか、各種事務事業に対応する必要な経費を計上するものであります。

続きまして、第 10 号議案、令和 2 年度国民健康保険特別会計の補正予算（第 2 号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,928 万 1,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 9 億 1,183 万 7,000 円とするものであります。今回の補正につきましては、令和元年度決算額が確定したことによる繰越金と人件費、過年度保険給付費等返還金を補正するものであります。歳入では、繰入金を 19 万 1,000 円減額、繰越金を 1,226 万 4,000 円、諸収入を 720 万 8,000 円増額するものでございます。歳出では、総務費を 19 万 1,000 円減額、保険事業費納付金を納付額の確定に伴い 26 万 2,000 円、保健事業費を 91 万 2,000 円、諸支出では県への保険給付費等交付金などの返還金 794 万 9,000 円、予備費 1,034 万 9,000 円を増額するものであります。

続きまして、第 11 号議案、令和 2 年度後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 2 号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 189 万 7,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 億 5,067 万 4,000 円とするものであります。今回の補正につきましては、令和元年度出納整理期間中の保険料徴収分の翌年度繰越金確定により後期高齢者広域連合に納付するための補正と人件費、諸支出の補正を行うものでございます。歳入では、繰入金 2 万 1,000 円、繰越金を 187 万 6,000 円増額するものです。歳出では、総務費 2 万 1,000 円、後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして 172 万 2,000 円、保険料還付金として諸支出を 15 万 4,000 円増額するものであります。

続きまして、第 12 号議案、令和 2 年度介護保険特別会計の補正予算（第 2 号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,885 万 7,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 11 億 5,204 万 6,000

円とするものであります。歳入につきましては、主に令和元年度決算確定に伴います繰越金を2,539万9,000円増額し、地域支援事業費に関する交付金・繰入金を614万4,000円、また基金繰入金を1,068万7,000円減額するものであります。主な歳出につきましては、人件費について総務費及び地域支援事業費で調整し、国庫支出金等の過年度分確定に伴う返還金費に781万円を増額し、差額は予備費の増額により調整するものでございます。

続きまして、第13号議案 令和2年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、収益的支出及び資本的支出に関する補正であります。最初に収益的支出ですが、収入の補正はありません。支出につきましては、営業費用のうち総係費の人件費について人事異動等による変動調整として241万3,000円を増額し、支出総額を2億1,284万8,000円とするものでございます。続きまして資本的収支ですが、収入の補正はありません。支出につきましては、企業費の償還金について据置期間の見直しにより74万3,000円を増額し、総額2億7,766万5,000円とするものであります。

続きまして、第14号議案 令和2年度飯島町下水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、収益的収支に関する補正であります。収益的収入につきましては、農業集落排水事業の最適整備構想の策定に関して国の補助金として500万円を増額補正し、収入総額を5億2,743万1,000円とするものでございます。また、支出につきましては、営業費用のうち処理場費に最適整備構想策定の業務委託料500万円を計上し、総係費の人件費について人事異動等による変動調整として31万1,000円を増額し、支出総額を5億2,770万3,000円とするものでございます。

以上、その他細部につきましては、第9号議案の一般会計につきましては担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第10号議案から第14号議案の特別会計につきましては御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

企画政策課長 (補足説明)

総務課長 (補足説明)

企画政策課長 (補足説明)

住民税務課長 (補足説明)

健康福祉課長 (補足説明)

産業振興課長 (補足説明)

建設水道課長 (補足説明)

地域創造課長 (補足説明)

教育次長 (補足説明)

議長 提案理由の説明がありました。

これから令和2年度補正予算6議案について一括して質疑を行います。なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。質疑ありま

4 番

中村議員

せんか。

20 ページ、1831 の防犯対策費の中に飯島警察官駐在所用地が 1,030 万円含まれております。私の記憶の中で何ですけれども、確認をしたいと思います。この駐在所というのは、過去に町側から全協の中で七久保と飯島を 1 つに統合して、新しい場所に設けると、それに当たっては用地をどこにするかというのを考えていきたいというお話、説明が以前ありました。それから、新しい場所というのは、財政的にも厳しいので、今ある町の所有地の中で設けたいというような説明だったと思います。それから後は全然話がなかったわけなんですよ。それで、突然今日、私はこの予算書の中で目にしたんですけれども、今まで全協の中でも経過の説明がありませんでした。これは、私が思っているような飯島と七久保を 1 つにする、そういうことによる新しい場所なのか、そして、いつこういう話が出たのか、場所はどこなのか、その辺の説明を伺います。

総務課長

説明が十分できていなかったのかなあというふうに、今、議員さんからの御質問をいただく中で自分なりにちょっと反省をしておるところでございます。経過と申しますのは、議員のおっしゃられたとおり飯島と七久保の駐在所を統合するというところで、幾つか候補地がございまして、警察のほうの意向もございまして。そういったところで幾つか検討をした中で、1 か所、どうかなというところがありますが、まだ契約とか、そういうところへは全然行っていないんですけれども、候補地としては挙がっております。その土地の評価から大体 1,030 万円という金額を今回補正で出させていただきました。場所につきましては、役場、文化館の西になります。歯科医院の南向かいっていうんですかね、四つつじの西南の角に田んぼがございまして。これは民地でございまして。警察一県ですけども、のほうと話をする中で、県としてはあそこが一番候補地としてお願いしたいという意向がございましたので、そちらのほうの土地を今考えておるところでございます。ちょっと私のほうでも、前任のほうとの引継ぎがうまくできていなかったのか、ちょっと議員の皆様にもう少し事前に詳しく説明できることがあったのかなあというふうに思っております。反省をしながらおわびを申し上げ、今のところということで計上させていただきました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔「議長、関連で」と呼ぶ者あり〕

議 長

11 番。

11 番

竹沢議員

場所については分かりました。面積、それから買収平米単価。それから、もう一つは、当時、この話があったときに、七久保からは、より七久保に近い場所をつていうことで、この場所でもいいんでしょうけど、もう一つは、七久保駐在所なくなっちゃうので、常駐の警察官を常時配備すると、こういう構想になっているはずですけど、そのことの確認。以上。

総務課長

まず、面積につきましては約 700 平米弱、田んぼ 1 枚、丸々を考えております。分筆して一部を購入ということではなくて、ちょうど警察官駐在所、ほかの市町村で建てたのと同じぐらいの面積ということで、警察も 1 枚買ってということで要望がございまし

	たので、そういった形で考えております。それから、警察官の駐在の関係ですが、これは、ちょっと以前にもこんな形でというようなお話させていただいたかなあというふうに、ちょっと勝手に思っているんですが、合併、一緒にすることによって駐在所には常駐駐在さんが1人いていただけるというようなこととございます。あと2名は、パトロールというか、巡視、そういうことで動いていくということで、現在は、飯島も七久保も困ったことがあって駐在所へ行くと、ちょっとおらんというようなこともあるわけなんですが、それは解消されるのかなあという点とございます。また、七久保のほうも随時巡視に、そういうことで行ける時間が今度は逆に増えるということで、地元の区会等にも御説明、そのように説明させていただいて、地元からは一定の御理解をいただいておりますので、警察のほうが示した計画に従って進めていったらいいのかなあというふうに思っております。
11 番 竹沢議員 総務課長 議 長 9 番 浜田議員	平米単価について教えてください。 約、平米1万5,100円くらいです。お願いします。 そのほかにありませんか。 一部説明ありましたが、この補正の中で町がコロナ感染症で事業を取りやめた影響っていうのは当然反映されていると思うんですけども、その全体像と、逆にその分をどこかでどういうふうに活用したかっていう、そういう取りまとめみたいな見方っていうのはどこかの部署でなされているんでしょうか。お尋ねしたいと思います。
企画政策課長	それでは、今回のコロナの影響によりまして事業を中止した、あるいは縮小したものは、この5号補正で申しますと約610万円ほどございます。それと、逆にコロナ対策を図っていった事業、一部財源が入っているものもございますが、約350万円ほどコロナ対策を図ってっております。ですので、こういったコロナ対策、影響によって減額したものについては、まずは、そういったコロナ感染症、また経済対策にお金を持っていきながら、また住民要望の高い事業へ充てるなど、有効に財源を活用していきたいというふうに考えております。
議 長 8 番 坂本議員	そのほかに……。 町は、6月のとき——6月っていうか、復興券ということで、最初の段階で今回のコロナの関係で町にお金を落とすということで復興券を出したわけですけども、今回9月補正で、この間に飲食の方たちの状況を見てみると、お店によってはほとんどお客さんが来なくて、それだけじゃなくて、物を売っているところもそうなんですけど、全体的にそういうことが出ているわけですけども、そういう商業者に対する支援っていうことを私は9月の補正で期待をしていたわけですけど、その点に関しては何も出てこないわけですが、それは具体的に何か今後するとか、それを予定しているとか、そういうことはあるんでしょうか。
副 町 長	5号補正では、そういう、今、企画政策課長が申した点で一応収めてございますけど

	も、今後、議員の皆様にはコロナ対策の関係につきまして御説明を申し上げ、議案として提出させていただくような段取りをしておりますので、そこで御説明をお聞き願いたいというふうに思います。以上でございます。
議 長 11 番 竹沢議員	そのほかありませんか。 もう一点だけ、すみません。9 ページの歳入の町税ですけど、ざっくり 1,000 万円ばかり補正させていただいて、これはいいことで、要するに、6 月かな、そういう時点で本年度の賦課決定をしているので、これを早めに補正させていただくと町民福祉のためのお金に一般財源として使えるので大いに結構なんですけど、お伺いしたいのは、個人町民税か、980 万円、結構多いんですけど、この増えた要因は給与所得かなんかの伸びなのか、そこら辺だけちょっとお尋ねします。
住民税務課長	すみません。詳しい資料を今手持ちで持っていないんですけども、一応、本算定をした結果ということで増額補正をさせていただいております。
議 長 8 番 坂本議員	ほかにありませんか。 学校関係で、ちょっとページは 26 ページかな、空気清浄機を買うことになって予定が出てきていますけど、清浄機のメーカーはどこになったんでしょうか。
教育次長	メーカー等は見積りの結果になるかと思いますが、今のところ紫外線で殺菌するような装置を有するもので計上しております。
議 長	ほかにありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 ここでお諮らいします。第 9 号議案から第 14 号議案は、議長を除く 11 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、本 6 議案については、11 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、第 9 号議案から第 14 号議案までの予算 6 議案をこれに付託して審査することに決定しました。 すみません。もう 1 議案で本会議終わりますので、続けさせていただきます。
議 長	日程第 18 第 15 号議案 令和 2 年度公立学校情報機器整備事業に関する物品売買契約の締結について を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第 15 号議案 令和 2 年度公立学校情報機器整備事業に関する物品売買契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。GIGA スクール構想における児童生徒 1 人 1 台の情報端末購入に関する物品売買契約を締結するため、地方自治法及び飯島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求

		めるものでございます。細部につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
教育次長		(補足説明)
議 長		これから質疑を行います。質疑はありませんか。——ありませんか。
		(なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
		これから討論を行います。討論はありませんか。
		(なしの声)
議 長		討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから第15号議案 令和2年度公立学校情報機器整備事業に関する物品売買契約の締結についてを採決します。
		お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。したがって、第15号議案は原案のとおり可決されました。
		以上で本日の日程は全部終了しました。
		本日の会議を閉じ、これで散会とします。御苦労さまでした。
散 会		午後0時41分

令和２年９月飯島町議会定例会議事日程（第２号）

令和２年９月７日 午前９時１０分 開議

１ 開議宣告

１ 議事日程の報告

日程第１ 一般質問

通 告 者

久保島 巖 議員

本多 昇 議員

滝本登喜子 議員

中村 明美 議員

橋場みどり 議員

竹沢 秀幸 議員

○出席議員（１２名）

１番	滝本登喜子	２番	三浦寿美子
３番	久保島 巖	４番	中村 明美
５番	橋場みどり	６番	好村 拓洋
７番	折山 誠	８番	坂本 紀子
９番	浜田 稔	１０番	本多 昇
１１番	竹沢 秀幸	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 久保田浩克 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 大島 朋子 健康福祉課長 藤木真由美 産業振興課長 座光寺満輝 建設水道課長 那須野一郎 地域創造課長 松澤 京子 会 計 管 理 者 松村 和夫 企画政策課財政係長 小林 正司
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 片桐 雅之

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	林 潤
議 会 事 務 局 書 記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	令和2年9月7日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 これから一般質問を行います。通告順に質問を許します。 なお、一般質問は通告制ですので、質問趣旨にのっとり明確に質問するようお願いを します。 3番 久保島巖議員。
3番 久保島議員	それでは、通告に従いまして一般質問を始めます。今回、私は、前回お休みを頂いた 関係もありまして、少し盛りだくさんになっております。私も短めに質問いたしますの で、御答弁のほうも端的に短めな御答弁を求めています。勝手に申し訳ございません。 1-1に入ります。2030年目標の第6次総合計画も佳境に入ってきています。前回ま でも、それからこれからは住民策定の総合計画という位置づけには変わりはないという ふうに思っています。しかし、今までは多少、住民参加といっても形だけといってもい いように、私に言わせると過言ではないかなというふうに思っています。私も、前回、 策定委員を務めてきましたので、その経験なんです、職員の皆さんが素々案をつくっ て、それから策定委員会で加除を行って、住民説明会、議会説明などを経て成立してい くという段取りでございます。いわば、住民が汗を流して知恵を絞り、話し合い、議論を 行いながらゼロからつくり上げたかという、そうではない。その意味で、本当の意味 での住民策定ではないのじゃないかなというふうに思っているところです。たびたび例 を出して申し訳ないんですが、島根県の海士町の第4次総合振興計画「島の幸福論」っ ていうのがございまして、それは本当の意味で住民がゼロから、住民によってつくり出 したものでございました。もちろんコーディネーターがいてのことでございますけれど も。その結果、住民の積極的行動、自主的行動が生まれて、人口減少の歯止め、移住、 定住、それから産業創出なども出てまいりました。いわゆる住民参加の効果っていうの がここに表れているというふうに思えるんですね。さて、今回の飯島町の第6次総合計 画策定に当たりまして地域計画が盛り込まれたということにつきまして、変革の意図 を感じて、私は非常に喜ばしく思っております。高いレベルでの住民参加が実現でき るかなあというふうに思っていたのですね。ところが、ちょっとよく見ますと、ちょっと 私のイメージとは違うかなというところが出てまいります。今回の地域計画の位置づけ ですと、全体計画と同列のものになっています。そして、その地域計画を含めた共通の 課題とか方向性とかが集まって目標なり指標なりになっていくんだというふうに見える んですね。しかし、当然ながら地域ごとに課題も方向性も違いがあります。中には、計

画そのものに必要性があるのかというような議論をする方もいらっしゃるかもしれませんが。そうしたスタンス、スキルの差があるわけですので、一本化、標準化っていう点では少し厳しいかなあというふうに思っています。そこで、まず、この第6次総合計画を策定するに当たり地域計画を入れ込んできた経緯と考え方について、改めてお尋ねをいたします。

町 長

おはようございます。お答えいたします。第6次総合計画につきましては、平成30年度に総合計画を町の最上位計画としてより機能させるためにはどうしたらいいかという研究を行いました。その研究の中で、総合計画の1つの理想形として地域経営計画型と呼ばれる総合計画がよろしいのではないかと、こういう方向性を得たわけでございます。地域経営計画型の総合計画には行政の計画のほかに地域の計画が含まれておりまして、より住民にとって実感のある地域の課題等が掲載されます。行政と地域が将来像を共有しながら、それぞれのマネジメントも活用していくことで、地域も含めた課題の解決を目指していくものでございます。そのための新しい要素として、地域の皆様に、より身近な期待と希望を込めた地域計画を提案させていただきました。基本的には、地域計画、民主主義の基本である地域の皆様が長期計画に参加するということは賛成である、という御同意をいただいております。この異論については、まだいろいろ問題点、詰めなければならないことがあるかと思っております。次の質問でお答えしてまいりたいと思っております。

久保島議員

総合計画の理想形と。確かにそのとおりでございます。私も、そうなったらいいかなあというふうに思っているところでございます。

次に1-2に入ります。7月の議会全員協議会において第6次総合計画の素々案の説明ございました。地域計画の欄は、ワークショップの中で出た意見等の箇条書きでございまして、まだまだまとまったものではないなというふうに思っていました。地域の皆さんの共通認識とか意思統一とかっていうものがまとまったものではないと。今後これを煮詰めて、夏までに、夏が終わろうとしています、地域ごとに計画をつくり上げ、自治会で説明をしていく予定という説明がございました。その後、総合計画全体の中に織り込まれて、町の計画、指標など、目標設定とか、町長のおっしゃる理想形の形の中に収めていくんだろと思いますが、それにはちょっと時間がなさ過ぎませんか。もちろん、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて遅延しているかもしれませんが、そもそものスケジュールの中に、やっぱりちょっと無理があったのかなというふうに思っています。もともとはどのようなスケジュールで進める予定であったのかも含めて、また新型コロナウイルス感染症の影響、今後、COVID-19っていうふうな言い方もさせていただきますが、その影響で変わってきたのかなというふうにも思います。また、関連していますが、まち・ひと・しごと創生戦略会議、この辺も、私の経験ですと策定の中でつくってきたという経験もございますが、それはどうなるのかなあという思いもします。地域計画策定の進捗状況、そして総合計画の日程等についてお尋ねをいたします。

企画政策課長

地域計画策定進捗と今後の日程についてお答えをさせていただきます。地域基本計画

の策定の進捗につきましては、地区ごとの懇談会が開催され、地域の将来に向けた課題や希望、アイデアを寄せていただいた中で、現在、各地区において地域計画の素案を検討いただいているところでございます。今後につきましては、各地区との調整がまとまり次第、住民の皆さんへ総合計画本体と併せまして地域の要素の紹介、説明を行わせていただき、様々な意見を伺いながら地区とともにまとめ上げていきたいと考えております。ただし、地域計画につきましては、地域にとりましても新しい要素となるため、まずは立ち上げとして地域の負担にならない形を各地区と細心の調整を重ねていきたいと考えております。また、新型コロナウイルス対策を踏まえ、各地区においても十分な議論が行いにくいなどの状況がありましたら、地域計画の扱いにつきましても町として柔軟に対応していきたいと考えております。それと、もう一点、地方創生総合戦略のお話がありましたが、この計画については今まで別でありましたが、今回の総合計画の中に入れ込んでいきたいというふうに考えております。

久保島議員 課長、柔軟に対応していきたいということなのですが、例えば地域計画できる場所があれば、それはそうするけれども、できないところはやむを得ないねえというようなことになるのか、それとも、内容的に画一的なものじゃなくて、レベル、それぞれによってできる範囲でつくってくださいねっていうような、そんなスタンスなのか、その辺はいかがでしょうか。

企画政策課長 今現在、そういった協議を地域と行っております。コロナの関係、そのほかの関係もでございます。そういったところについては十分地域と協議しながら進めていきたいというふうに思っております。

久保島議員 それでは1－3に入ります。全体計画は、地域計画、地域課題に則したものということではなくて、私の考え方としては10年後の町の姿をざっくり描くものでいいんじゃないかなあと。その後に、地域ごとに、地域特性とか、それから地域なりの課題等を織り込んで、住民が話し合いながらつくっていくというように、柔軟におっしゃっているんで、そこも変えたらどうかなあというふうにちょっと思っているんですね。急いでつくるよりも、その後のほうが大事だと思うんですね。いわゆるつくりっ放しにならないようにという対策のほうが大事なかなあと思うんです。そこで、私の拙い案でございますけれども、つくりっ放しにならないように、地域とか自治会とか、またグループ活動とかが参加するまちづくりコンテストみたいな発表会をやって、そこで地域の計画が実施できたか、または住民参加が進んだかっていうようなことを争ってもらいたいものを催したらどうかなあというふうに思うんですね。それには、もちろん賞金をつけます。例えばまちづくり大賞、1位50万円とか、2位20万円とか、3位もとか、そんなふうにつくると、いわゆる地域で活動することによって報奨金みたいなものがもらえるとすると、地域の皆さんも燃えるんじゃないかなあというふうに思います。いわゆるまちづくりは人づくり、それが町側の実践拡大策というふうにならないかなあというふうに思っているんですが、その点いかがでしょうか。先進地の掛川市も、当初から全ての地域で地域経営計画ができたわけではございません。やっぱり発表会なりプレゼンテーションの大会を開いて、そうすると、あ、あそこであんなことやっているんじゃないか、

いいねっていうようなことが進んで、だんだんに広がりが出てきたというふうに聞いております。地域計画を全体計画に反映させるには、日程的にも、それから内容的にもちょっと厳しいところがあるというふうに思います、今回については。そこで、この際、見直しをして、全体総合計画は従来どおりのものにして、目標年度 2030 年はずらさずに、そのままにして、2 年遅れの 2022 年までに地域計画をつくってくださいね、要するに、総合計画に基づいて、じゃあ地域はどうしましょうかっていうことで計画をつくってちょうだいというようなことにして、地域計画をつくってもらうというふうにずらしたらどうか。そうすると地域計画のほうは 8 年計画というふうになってしまいますけれども、それはそれでいいだろうというふうに思うんですね。こんな提案をいたします。総合計画、地域計画がスムーズに運ぶような形として提案いたしますが、お考えいかがでしょうか。

企画政策課長

一般的に、この地域経営計画型の総合計画の意義につきましては、まず、行政と地域が将来像や夢、希望を共有し、長期的な展望の中で協力してまちづくりを進めていくということがございます。ただいま議員の御提案をいただきましたけれど、町が全体計画を示したうえで、それに沿って、その後で地域が計画を立てるといった形は、現時点では想定しておりません。ただし、地域が自らの判断とタイミングで地域計画を策定するということがあれば、とても素晴らしいことだと思いますし、町としても歓迎すべきであると考えております。地域計画につきましては、先ほどもお伝えしましたとおり、4 地区それぞれの考えもありますので、まずは、立ち上げとして地域に負担にならない形を各地区と細心の調整を重ねながら、地域の要望に柔軟に対応していきたいと考えておるところです。また、先ほど議員より提案のありましたつくりっ放しにならないように、また、まちづくりコンテスト、こういった意見は参考にさせていただきたいと思っております。

久保島議員

そうしますと、地域ごとに、ある程度バリエーションなり、それからレベルの差があってもやむを得ないということで、大方の形が多分あるんだろうと思いますが、その辺については柔軟にということで、地域の特性を生かして、うちの地区ではこの程度しかできませんでしたよっていうことがあっても、そこはあまり責めないでいただくっていうことでよろしいでしょうか。

企画政策課長

ただいまの御意見につきましては、十分留意してまいりたいと思います。

久保島議員

なかなかね、やっぱりスタンスっていうのかね、この地域計画が必要だというふうに、何かみんなの認識が一致するところまではまだ行っていないのかなというふうに思うんですね。ですから、どうしても差は出てくるというふうに思います。そこんところは少し柔軟に受け止めていただいて、地域の皆さんが、ああ、これでいいよというふうなものが、今度これができることによって、これからは、じゃあ、うちの課題は何だね、これについて何かしようかねっていうふうな独自の動きが出てくると幸いかなあというふうに思っています。その辺のところで、ぜひ御指導いただけたらというふうに思っています。

次に参ります。2－1 でございます。私の 3 月の一般質問でテレワークの取組につい

てお伺いいたしました。働き方改革の中でテレワークを進めるべきというスタンスでございましたが、事態は一転してまいりました。3月以降、COVID-19の蔓延防止のために在宅勤務が推奨されて、多くの一般企業で在宅ワーク、ウェブ会議などが取られ、広がっております。通勤時間が大幅に短縮できたとか、人の接触も少なくなったということで、非常に効果があるというふうに言われていたんですが、中には、集中力の持続とか、仕事の進捗チェックなどが懸念だという、いわゆるアナログ管理職がいるということが判明しております。これは、社会の慣れになってくるかなあというふうに思います。私の経験です。今年は、実際に行う米俵マラソンの大会開催を断念いたしました。しかし、何か代わりに仮想空間、バーチャルにおいてできないかなあということで、クラウドマラソン大会の提唱をしている東京のIT会社とメールでやり取りをしていたんですね。そしたら、先方からウェブ会議しませんかということで提案を受けました。Zoomの会議を2〜3度開いたところでございます。先方はもちろんのこと、社長自らも担当も在宅ワークでございました。私も自宅、仲間の事務所の人たちは事務所と違っていうふうに分かれていました。参加者に直接意見が聞けるという、今の話どう思う？と違っていうことも聞ける、それから同時に情報共有もできるということで、大変なメールのやり取りに比べて時間短縮もできたと、非常に有益だったなあというふうに思っています。このように、オンラインを使った会議、打合せは特別なものじゃなくなりました。先日も、人権男女共同参画の講演会でも、飯島文化館で、オンラインで、先生は東京から講演会がございました。これを受けた皆さんの帰りがけの話を聞いていると、こういう時代だよーとかいった、これよかったんじゃない？と、何か分かりやすかったよねと違っていう話も聞いて、ああ、やっぱりこのメリットの大きさっていうのを体現できた方っていうのはたくさんいるだろうな、こうすると、これが広がっていくんじゃないかなあというふうに思います。行政も例外ではなくて、例えば、他の自治体とか、他の団体等については、そうしたウェブ会議、オンライン会議等が進められているというふうに思います。しかし、行政庁舎内、行政内についてはどうだろう、町の中はどうだろうかと、COVID-19禍にあって、オンライン会議や在宅ワークの取組について、取組を行ったかどうか、それから検討した経過はあるか、また今後の計画がございましたらお答えいただきたいと思います。

町 長

オンライン会議につきましては、6月以降、大変増えております。例年予定されていた会議や研修会については、ほとんどウェブ会議システムを使用したオンライン会議となっており、今まで問題なく参加できております。今後は、町が主催となり会議等を開催するための環境を整えていくことを検討してまいります。また、在宅ワークについては、テレワークも視野に入れた検討を進めているところですが、勤務状況をどのように確認するか等の課題もありますので、今後研究してまいりたいと考えております。

久保島議員

進んでいると、経験もあるということでございます。そこで、ちょっとパソコンの状況についてどうなのかなあというふうに思っています。私の知っている限りですと、インターネット接続ができるパソコンは各課に数台というふうに伺っています。これでは、なかなかオンライン会議やウェブ会議も、なかなかうまくできないんじゃないかなあ

いうふうに思っているんですね。また、ネットワークの環境の整備っていうことで、庁内LANとか情報系と基幹系、LGWANですね、それから、それを取り巻くシンクライアントシステム、この辺にちょっと使いにくさがあるんじゃないかっていうような話も聞いています。この辺の時代に合った見直しっていうのも今後必要になってくるかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。庁内、庁舎内を見渡すと、ほとんどの方がパソコンに向かって仕事をされているわけなんですよ。今、町長もおっしゃったように、在宅ワークについて今後検討していくということでございましたけれども、これはできるよねっていうふうに思います、在宅ワークがね。そもそも、行政で情報漏えいがして困るのは個人情報だけでございます。あとのものは漏れてもいいわけでございます。漏れなきゃ困る情報も多々ある、それを隠してはいけないわけでございます。そうであるならば、セキュリティはそんなに問題視する必要はなくて、市販のセキュリティソフトで十分じゃないかなというふうに思っています。職員に持ち出しのできるインターネットに接続できる機器をやっぱり持たせるということ、それがやっぱり在宅ワークができるシステムの第一歩じゃないかというふうに思いますが、その辺のお考えについてお聞きいたします。

総務課長

シンクライアントシステムの再構築につきましては令和元年度から準備を進めておりまして、昨年度は4業者から新システムの提案をいただいたりしております。今年度に入りまして、より詳しい説明を事業者から聴取したり、最近構築しました自治体へ出向きまして実際のシステムを見せていただいたりと、研究、検討を進めているところでございます。その中で、在宅ワークについても視野に入れたシステム構築を現在検討中ということでございます。しかしながら、まちにおける情報資産というのは気密性の高い情報がほとんどということで、情報資産については、テレワークの可否を検討した上で、規則等の制定やアクセス制限、ログ管理、そういった技術的対策によりまして安全を確保することが必要だというふうに考えております。その情報資産を在宅ワーク等により持ち出すということは、かなり慎重な対応が必要なんではないかということで、国のほうでガイドラインに適したシステム導入というのが示されておりまして、実際にテレワークを行っている自治体の話や有識者の方々の意見を参考にして、十分なセキュリティ対策を確保した上でのシステム構築、これがどうしても必要になってまいりますので、そこら辺を注意しながら検討を進めてまいりたいと思っております。

久保島議員

そうしますと、課長ね、その機械は、例えば担当職員には、いわゆる基幹系のものと情報系、インターネットにつなげるものと2台持ちっていう形にしたほうがいいのか、それとも、それをカードなりで切替えをしていくのか、その辺のところについての考え方はどうでしょうか。

総務課長

両方のやり方があるかと思いますが、やはり今使っているのは、もう物理的にネット系とLGWAN系というかシンクライアント系を、もう線を別に2本でやっているというのが今現在のやり方でございます。ただ、先進地等を見てきた中では、1つのパソコンっていうか、ディスプレイですね、その中で情報系とネット系を切り替える、そういったことも技術的には可能になっているようですので、より操作性の高いもの、また

	機器についても台数増やせばそれだけ経費がかかるわけですので、そういった関係でもコンパクトにスマートにできるのがあるのかなあというふうに、そっちのほうも今検討しておりますので、一番いい方法をまた検討してまいりたいと思います。
久保島議員	切替え式にしますと、機械が持ち出しってということになると大変な作業になるわけですので、できれば、私はインターネットにつなげるものと、いわゆる基幹系のもの、いわゆる情報処理をするものとは別のほうがいいんじゃないかなあというふうに思っています。もう一つは、それをつなげるときに情報が、だから、例えば1台の機械ですと、切り替えたつもりが切り替わっていなかったりとかってということも発生するんじゃないかなあというふうに心配するんですね。そうすると、やっぱり別の機械っていうことが考えられるんですが、そうすると機械がたくさん要ということになります。それで、その辺のところについては、課長はどっちのほうを優先されて考えておられるのか、どうでしょうか。
総務課長	役場で仕事をする環境、それですと、やはり1つのディスプレイで切替えしていったほうが、はるかに有効性があるのかなあというふうに思います。ただ、先ほどのテレワークみたいな形ですと、どうしても持っていかなきゃいけないというのも場合によってはございますので、ある程度の機器は確保した上で、職員に対応というか、使っていただくというのは必要なのかなというふうに思います。ちょっと、まだまだ研究段階ですので、議員のおっしゃられたことも参考にさせていただいて検討してまいりたいと思います。
久保島議員	例えば、自分の機器を在宅に使っていて、作業データなりをこちらの機械に移すというような作業等は、やっぱりセキュリティー上まずいのか、USB等でいくと、やっぱりその辺のこともあるんでしょうが、その辺の感覚については、課長、どうでしょうか。
総務課長	現実に自宅で個人のパソコンを使って役場のほうにアクセスしてというのは、やれる可能性は当然ありますし、やっているところもあるのかなあというふうに思います。ただ、やはりセキュリティーという面で考えますと、ちょっと問題もあるというふうに聞いておりますので、ちょっとこれからになりますけれども、貸与するのか、それとも自分のパソコンを貸してもらってやるのか、また慎重に検討していきたいと思います。例はあると聞いております。
久保島議員	それでは、2-3に入りたいと思います。先ほど町長のほうもオンライン会議が非常に増えてきているよというお話でございました。これが定着してまいりまして、そうすると分散会場での会議っていうのが想定されてきます。個人参加できる方はよろしいんですが、なかなかそうもいかないというのが現状だというふうに思います。私の参加する会議でも、事務所で数人が参加するとか、操作は若い衆に任せるというふうな場面も見られるところです。そこで、大型ディスプレイと周辺機器を用意して、例えばオンライン会議用の大型ディスプレイとかウェブカメラとかマイク、スピーカーなどなんですが、それを例えば役場と各地区公民館に配置すると、そうすると区長、自治会長会も一度に役場に集まらなくてもオンライン会議ができるんじゃないかなあ。それで、自宅から参加するっていう方も、もちろんいいでしょう。これからの新たな日常っていいま

すかね、3密回避、ソーシャルディスタンス等を考えていくと、ぜひともこういったシステムっていうのは必要になってくるだろうというふうに思います。ほかにも希望する団体や、それからいろんな会議、町長もおっしゃっていた講習会とか講演会とか、それにも使えるということでございますので、ぜひとも、その辺は複数台用意していただきたい、できれば5台欲しいなあというふうに思っているんですが、それはどうでしょうかということでございます。それから、私も3月に窓口のチャットボットの導入っていうのをお話いたしました。COVID-19の蔓延によって人と人との接触機会を減らすということで、チャットボットの導入、採用が各部署で始まって、多方面で進められてきています。窓口に来なくてもよいという、行政主導で行政の手続きができるというスマートフォンアプリのチャットボットっていうのもあることで、それも有効だというふうに思っています。国では、新たな日常の構築の原動力となるデジタル化への集中投資、実装、その環境整備ということでデジタル・ニューディールという構想を打ち上げました。次世代行政サービスの強力推進、それからデジタルトランスフォーメーションの推進、新しい働き方、暮らし方、変化を加速するための制度、観光の見直し、いわゆる書面とか捺印、対面主義の脱却などが挙げられています。今朝の新聞ですと菅官房長官も行く行くはデジタル庁を設けたいというような話も出ています。こういった方向に進むんだらうなあというふうに思います。ぜひとも町もオンライン会議用の貸出機器、それから窓口チャットボットの推進を、今や新生活習慣、新たな日常への実現の必須アイテムだっているというふうに思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

総務課長

オンライン会議につきましては、会場全体を映す必要がある会議もございまして、現在はプロジェクターやカメラ、こういったものを使用して対応してきております。しかしながら十分な対応ができていないというのが実態でございまして、オンライン会議用の大型ディスプレイは大変必要ではないかというふうに思っております。現在、その導入について検討しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。また、窓口にはチャットボットを置いたらどうかということでございます。チャットというのは会話、「ロボット」の「ボット」を取ってチャットボットというようなあれなんですけれども、窓口にということですが、現在のところは、設置は考えてはおりません。そういった時代がそのうち来るといのは想定しておりますけれども、やはりお客様と、こういった小さい町役場の中で、住民の皆さんやお客様に対して人と人との会話の中で行政のサービスを提供するというのも必要な部分もございまして、慎重に検討させていただきたいと思います。

久保島議員

チャットボットの件ですけども、やっぱり若い人たちは機械のほうがいいですよ。やっぱり人と顔を会わせるとなかなかうまく作業ができないという方もいらっしゃる。できれば、若い人たち向けにはチャットボットのほうが有効性はあるというふうに考えています。その辺で慣れない方もいらっしゃると思われるかもしれませんが、今かなりの方がスマホをお持ちだと思います。スマホの操作できるようであれば、もうチャットボットの操作は十分できるというふうに思いますが、その辺の、お年寄りには機械には弱いんだって、先ほど私もウェブ会議のところになかなかできない人もいるという話もし

	ましたが、やっぱりやらず嫌い食わず嫌いなところがあるので、そこら辺のところを行政で取り入れていただくと普及が進むかなあというふうに思いますが、課長、その辺はいかがでしょうか。
総務課長	やらず嫌いにならないようにしなきゃいけないなとは思っておりますけれども、現在、新型コロナウイルスの感染症の蔓延が心配されるという、こういう状況の中では、非接触型の行政サービスの導入っていうのは、これは必要であるというふうに認識しております。感染症対策というだけではなくて、やはり、いずれ役場へ来庁しなくても手続を行うことができるような電子申請の環境整備、それから、いつでも町民の皆様からの問合せに対応できる、そういったシステムの構築、これは検討していく必要は当然あるというふうに思っております。こういった話もそう先の話ではないというふうに認識しております。今から検討していく必要があるのかなあと思いますので、また御指導いただければと思います。よろしくお願いします。
久保島議員	そうしますと、私もこの前のときに申し上げたんですが、やっぱり担当部署が必要じゃないかなというふうに思うんですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。
総務課長	確かに、かなり専門的知識が必要となってますので、そういった情報の得意な職員っていうか、そういった職員が必要になってまいりますし、そういった部署ももしかしたら必要になるかと思いますが、ただ、現状で申し上げますと、新たな係なり、そういったところを設けるというのは非常に難しい部分もございます。専門的知識のある職員を育てていくということで対応するしかないのかなと思っています。
久保島議員	住民のために行政サービスがスムーズにいくような方法を進めていただきたいというふうに思います。 さて、3-1に入ります。新聞紙上で非常に注目されましたワーキングとバケーションを合成したワーケーションの取組でございます。これは、今、はやりでございまして、地域観光の新しい形ということでメディアでも取り上げられております。しかし、その多くが有名避暑地であったり観光地であったり温泉地であったり、またスキー場であったりということで、遊びの部分の提供が比較的容易に提供できるという地区が主でございます。そこに対抗していく飯島流ワーケーションでございます。面白いところに目をつけたなあというふうに思いますが、町長のおっしゃるには、素人集団である観光戦略会議が担っていくっていうにはちょっと荷が重すぎるなあと思って心配をしています。観光戦略会議の皆さんは、御自分の生業ではない、ボランティア活動で観光戦略会議に参加をしているわけでございますので、企業誘致に行ったり、活動をしたり、その辺のところがちよっとできかねる、生業を圧迫しかねないということでございますので、ちょっと厳しいかなあというふうに思うんですね。やっぱり、これを順調に運営していくには、町がプラットフォームを構築して、企業誘致、受入先農家とか、地域コミュニティーのコーディネーション、コーディネート、この辺をしっかりとやらしてもらわないと厳しいよねっていうふうに私は思うんですね。ぜひとも町が積極的に関与していくということを求めたいと思うんですが、いかがでしょうか。
町 長	飯島流ワーケーションにつきましては、飯島町の新しい観光の推進の意味合いと、政

府が提唱する新しい生活への対応、この推進の意味と、新しい農業の価値観の創造、この3つの意味がございます。観光については、観光地を巡るふだんのいつもどおりの観光から、やはりじっくりその地域の光を見る、これが私は本当の観光だと、これからの観光だと言っているんですけども、そのために飯島町の魅力を開発していただいたり、営業部に、また、戦略会議にどういう組合せで売っていかうかと、地域の魅力を、そこを考えていただいております。この魅力発掘については、当然、住民がしっかりと関わっていききたいし、そのアイテムを観光にしたときには、当然、収入を得なければならないと思っています。これが新しい観光、飯島町独自の、この2つのアルプスの景観のよさ、田園風景の中で癒やし、熟成、スローライフ、これが、今後、飯島町の売りだとした中で、これを売っていかうという目的を達成したいと思っています。もう一つの新しい農業っていうのは、今まで農業は農業生産物を生産、収入源としていました。しかし、コロナ禍でも、いや、そうでなくても、これからの時代はやはり人間らしいところでのびのびしたいと、こういう思いがある。それは、飯島へ来て土に触る、これが、農業に携わる、これが1つの農業の価値観、これを持っている、これをお金にしたいと、こういう3つの要素を含んでおるわけでございます。これを飯島流のワーケーションとして発信していきたいんですけども、当然、どこにどのようにアピールしていくかというのは行政がしっかりやっていかなきゃいけないと思っています。けども、最終的には、いつまでも行政がそれに携わっている形ではなくて、広く展開していったときに、やっぱり自立できるビジネスにしていきたいのと、将来的には、そのように思っています。私、1つの思い、希望がございましてね、この飯島流ワーケーションを新しい地方創生の柱に据える。今、農業による癒やし効果というのを補助医療として研究しているところがございます。これは、先日、順天堂大学とお話をさせていただきました。土に触る、あるいは農作業をすることにおいてストレスホルモンが減る、あるいは幸福ホルモンが増えると、こういうデータが今取れる、唾液から取るそうでございます。そこに含まれるオキシトシンという物質を調べるそうなんですけども、そういった、今、技術的なことが開発されつつあります。農業と組み合わせたワーケーションっていうのは、これは先進地だと今認識しております。ですから、産業界と、私たちは企業とつながります。産業界と学術系と、それで飯島町の官と、産官学が連携して新しい地方創生の、いわゆる農業を利用した活性化。今、会社の中でストレスを抱えている人が非常に多いらしいです。統合失調症とかいろいろの3種類あって、いい人材なんだけども会社に来られない、こういう人たちがおって、その損失額が順天堂の計算だと5億円とも7億円とも言われているということでございます。これ、今、日本の大きな国家問題になってきていると。そこら辺の解決策の1つの一端になればなあというふうに思っております。そこら辺を国がしっかりと支援していただけるような、これからは活動もしていきたいというふうに思っているところでございます。主力の事業でございますので、ちょっと時間を頂きまして説明をさせていただきました。

久保島議員

町がしっかり力を入れて立ち上がるまでやっていってくれるということを確認させていただきました。その後、自立できるようにビジネスモデルとしてしっかり支えていた

だきたいというふうに思います。私は、この政策については非常に面白いというふうに思います。

3-2に入ります。それで、ワーケーションの中にコンテナハウスを入れるということが、私はちょっと疑問なんです。コンテナハウスは、飯島町のような寒冷地には不向きでして、床下に西おろしが吹きすさんで非常に寒いということもありまして、これ、やめましょうよ。空き家とか空き店舗を活用して、町で何とか買い上げるとか、もしくは買い上げて、それを改修してワーケーション用として提供すると。それがモデルとなつて、農業に興味のある、それから補助医療として使いたいという企業がこちらのサテライトオフィスなり、それから企業移転、疎開、企業疎開といいますかね、コロナ疎開っていうのもありましたが、そのためのサンプルとして提供するというようなことのほうが、私はメリットがあるかなというふうに思うんですね。コンテナハウス、農業をやりたいという企業や社員がコンテナハウスに入りたいと思います？私は思わないんですよ。古民家とか農家、庭先に農園のある農地付きの農家とか、そういうところのほうが私は魅力的だというふうに思っています。しかし、空き家っていうのも非常に問題もあるようでございまして、なかなか思っただけの数が集まらないっていうことも聞いております。案外、空き家を持っている方たちは需要があるっていうことを知らない、どうもあるので、その辺のところをちょっとアピールしていきたいなと思うんです。それから、片づけがネックになっているというところもございまして。片づけに困るようでしたら、町長を隊長とする片づけ隊を結成して片づけに行くと。それから、これは考えていらっしゃるようですが、改修にも町の補助金を使ったり手助けしたり、それも手助け隊をつくるというようなこともよろしいかなあというふうに思います。今後、ワーケーションに携わって空き家、空き店舗の活用っていうのはどのようにお考えか、お聞かせいただきます。

地域創造課長

ただいま空き家、空き店舗の活用についてお尋ねをいただきました。当然、空き家、空き店舗、活用していくことが必要でございまして。こうした取組はいたしておりまして、先ほどお片づけの話が出ましたけれども、こうしたものに対する補助も町は創設してございまして。と言いましても、物件がないことにはお使いをいただくことができませんので、そうしたことからトレーラーハウスの提案をさせていただこうということでございまして。空き家、空き店舗の活用につきましては、やはり個人の資産の利用ということになりますので、金銭的な問題、建物の状態ですとか立地条件、景観等、御利用をいただく側のニーズと合わないというようなこともございまして。まずは、空き家を事務所やサテライトオフィスに活用をいただけるように、改修費ですとか不要物の撤去費を補助する制度の検討、それから、先ほどお話ありましたけれども、周知、こちらのほう、もう少し力を入れさせていただく必要があろうかなというふうに思います。

町長

トレーラーハウスは、まず移動できるということです。場所を農地に設定、近い所に設定して、目の前に畑等が見える所。それと、コンテナハウスっていう、生活感がにじみ出た、そういった場所ではなくて、ある程度、バケーションですから、そこでグレードの高い空間を提供することも必要だろうというふうに思います。それと地震に強いと

	ということなんです。これが一番、この3つが。もう一つは、移動するとき、移動して要らなくなったときには売っちゃえると、これもお金がかからない、こういう大きな利点があるわけです。そこら辺で御理解いただきたいと思います。
久保島議員	最後に、これを行うには、やっぱり通信系環境の整備っていうのが必要だと思います。5Gの導入、RTKの基地局っていうのも考えていらっしゃるようなので、それも5Gと併せてやったらどうかということですが、その点いかがでしょうか。これをお聞きして、質問を終わりたいと思います。
町 長	そのような整備もしていかなければならないと思っています。
久保島議員	終わります。
議 長	10 番 本多昇議員。
10 番	
本多議員	それでは、通告に従いまして4問の質問をいたします。今回は40分の時間を頂いていただきますけれども、いつものとおり短い時間で終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。 1 番「実質収支について」。実質収支が1億3,228万円となり、従前の数字に戻りました。改善されてきております。実質収支比率が6年ぶりに4.04%となり、健全とされる目安の中に入りました。実質収支については、元年9月に質問いたしました。質問の最後のときに、実質収支も減少し、不用額も改善がみられてきています、予算執行状況を把握し、不用額を減少して新規事業に反映させていただくと確信していますので、今回をもって実質収支と不用額の質問は最後にしますと言いました。それで、期待を裏切らないようにしてくださいと閉めました。期待どおりの結果となりました。要因は何かだけお答えください。
町 長	最初は敬意を払って町長がお答えしますので、ざっくりと、よろしくお願いします。実質収支比率は自治体の標準財政規模に対する実質収支の割合で、当町ではおおむね標準財政規模が一定のため、この収支の差が大きくなると実質収支比率の数値も高くなります。令和元年度決算では、収支が均衡し、実質収支比率が4.04%という適正な範囲内に収めることができました。御質問のありました要因につきましては、企画政策課長より説明させていただきます。
企画政策課長	実質収支比率が低下し、予算収支が拮抗に近づいた要因について御説明をいたします。令和元年度につきましては、予算編成時において不用額の大きい事業や執行率の低い事業について聞き取りを行いながら、不用額が少なくなるよう努めてまいりました。さらに、年度途中で執行状況を確認し、大きな不用額があれば補正予算で減額を行い、一方、税の増収等が見込まれれば早めに増額補正を行うようにいたしました。そういった中で、財源を有効に活用できるよう努めてまいりました。また、最終段階では、繰越額を見込みながら、新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた上で、専決補正におきまして財政調整基金への積立てを行ってまいりました。こういった取組により収支が拮抗し、実質収支比率も健全な範囲になったと考えております。

本多議員	分かりました。ちょっと財政について3つ要望いたしますので、聞いていただきたいと思います。1つ、実質収支が1億3,228万円と従前の数値となったのは、先ほども言いましたけれども、財政調整基金1億円の積立てで実質収支を圧縮させ、実質単年度収支を黒字にする、これは最善の方法であったと思います。先ほど、これは課長が言いました。執行状況を絶えず把握し、実質収支をこれ以上増加させないようにして新規事業に反映させていただきたいと思います。2つ目、不用額が1億1,802万円で4,761万円減少しました。予備費が6年ぶりに5,823万円と少なくなったことは、まだ多いわけですが、評価できます。不用額から予備費を差し引いた実不用額が約5,970万円と、例年どおりです。これは、物件費、需用費、役務費などの諸経費の予算の計上が多いと考えております。28年9月に29年度予算要求から2%カットしてみてもという提案をしたこともありました。今回は、令和3年度予算概算要求から1%カットしてみてもいいのでしょうか。特に需用費や役務費については5%カットしてもいいくらいです。不用額を把握して新規事業に反映させてください。3つ目。経常収支比率が81.61%と、過去10年で一番高くなっております。比率が高いほど財政構造の硬直化が進むこととなります。扶助費とか公債費などの削減は難しいですが、人件費、需用費、役務費などの経費削減に努めていただきたいと思います。以上3件を要望いたします。返答は要りませんが、何か言いたいことがあったらお答えください。
企画政策課長	ただいま御指摘いただきました点につきましては、予算編成、また予算の執行の段階で今後注視していきたいというふうに考えております。
本多議員	2番です。「人口増対策について」。 2-1、人口増対策統括本部設置の目的をお尋ねします。
副町長	それでは、人口増の関係につきましては私が本部長を務めておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。人口増と申しますのは、もう名前のとおり人口を増やす取組というふうに捉えております。当面の急激な人口減を緩和する取組でもあるかなというふうにも考えておりますし、地域活性化、また豊かなまちづくりに取り組んでいるという考えを持って人口増対策統括本部を設置いたしております。今行っております第5次総合計画の中に重点プロジェクトが3つございます。定住促進、子育て、婚活、情報発信、魅力向上の3つのプロジェクトを中心に組み立ててまいっておりますけれども、第5次総合計画の最終年度になる本年度につきましては、3つのプロジェクトを次の第6次総合計画の中へどう反映させていくか、どうつなげていくかということを検討しなければならないということを考えまして、人口増対策本部を立ち上げ、その検証と、それから新しい計画に反映させるため、この本部を設置して確認をしながら、事業計画、それから総合計画に反映させるということで設置いたしましたので、御理解をよろしく願いいたします。
本多議員	分かりました。 2-2です。私は、住宅地は飯島町と言われるよう、近隣市町村のベッドタウンになれるように様々な質問をしてきました。提案もしました。しかし、一向に受入れがされません。定住促進に関する質問は今回で7回目です。それで、また質問します。人口増

は、子育て世代の移住を促進し、町に住んでいただくことだと思います。促進するため重要なことの一番は、宅地が安易に取得できることに考えています。町は、民間事業者住宅地開発を任せ、住宅地造成は行わない方針です。民間事業者の住宅地開発を促進するためには、開発地域を提供することが手っ取り早い。環境に配慮して宅地の誘導化を図ることが必要ではないかと考えております。この考え方の是非をお伺いします。

副 町 長

それでは、そういう御提案でございますので、私どもも、人口増のためには、移住、定住の関係につきましては、子育て世代をこれから重点的に狙って移住、定住をしていくことがいいのではないかとこのように考えております。そうしますと、やはりこっちへ移り住んでいただく、空き家の活用等もございませうけれども、容易に宅地が取得できるとか、そういうところをあらかじめ土地政策、そういうところを含めて推進していくのがいいのかなあというふうに考えております。宅地の問題につきましては、議員がおっしゃったとおり民間にお任せをしておりますので、地域の不動産組合の皆さんと連携を進めていきたいというふうに考えておまして、今までも御意見をお伺いしてまいりました。住宅開発地域を提供する御提案をいただいておりますので、近年の宅地要望を見ますと――ただ、先ほど言ったワーケーションではございませうけれども、若干ロケ地のいいところですか、そういうところを選ぶ方もいらっしゃいます。ただし、宅地造成とか、そういうことを意識して、町のほうで、そういう不動産組合からの御意見もお伺いしながら、建てやすい地域を設定してくということも必要ではないかというふうに考えておりますので、今後、総合計画と併せて土地利用計画とか、そういうものもございませう。その中で見直しを進めて、議員提案の検討ができればというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

本多議員

大変進んだ考え方で、非常にいいと思います。ぜひ、そういうふうにしていただいて、今までやらないやらないで来た住宅地の関係が、今、一歩進んだような気がいたします。それで、8月22日の新聞報道で、宮田土地開発公社が8区画の分譲受付を開始しました。面積は85坪～98坪、価格は530万～620万円、8軒の住宅が建設されます。これは、必ず人口の増加につながります。先ほど言いましたように、場所がよければ必ず売却できると思います。新型コロナウイルスの感染拡大を機に地方への移住の関心は高まっております。子育て世代の若い人たちは、空き家を改修して住むより、手っ取り早い新築住宅を求める人のほうが多いと考えております。人口増を目指すのであれば、町で関与して住宅地を確保すべきです。今言っていただきましたので安心しましたけれども。人口増対策本部での魅力づくりを議論しても、それは人口増加にはつながらないと思います。ぜひ、住宅地開発、これを町のほうで誘導して、いい場所を住宅地開発につなげていていただきたいと思います。この考え方をお聞きします。

副 町 長

現在検討して頭の中にあるのは、実際、子育て世代ということになりますと、学校関係、医者、そういうところに近い所かなあというふうに考えられます。飯島地区、七久保地区、田切、本郷、いろいろそういう宅地のところはあるのではないかなあというふうに思っておりますので、そこら辺を中心に、そういう可能性のあるところを探っていけ

	ればというふうに思いますし、不動産組合とも連携しておりますので、その方々の御意見をちょっとお伺いしながら、議員の提案のほうにうまくいけばなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。
本多議員	1つ聞きたいんですけど、飯島町の土地開発公社、これを使うという考え方は全くなく、あくまでも民間業者に委託するという形ですか。
副 町 長	そういう宮田のような例もあるということでございますので、これから検討させていただきたいというふうに思います。
本多議員	よく分かりました。ぜひお願いいたします。
	3番です。「空き家管理について」。空き家対策は、各市町村が喫緊の課題として取り組んでいます。空き家の質問は9回目です。今回は空き家の管理について質問いたします。
	3－1。行政報告書によると、所有者への個別通知を出した件数の報告がありました。空き家所有者の意向調査117件、特定空家等候補物権所有者への指導通知24件となっております。意向調査結果を含め空き家の現状をお伺いします。
建設水道課長	それでは、空き家の現状につきましてお答えいたします。過去の調査で積み上げました件数、また、昨年度までに地元をよく知る区、また自治会の皆様に情報提供いただきまして集計した結果、8月末現在でありますけれども181件ございます。また、本年度ですけれども、その皆さんに今後の空き家の活用方法につきまして意向調査をいたしました。そこで出された結果でございますけれども、おおむね4割が現在も利用、管理している、また同じく4割でありますけれども売却、賃貸の希望、残りの2割が除却したいという回答でございました。以上でございます。
本多議員	分かりました。
	3－2です。私は6月に、空き家の樹木が町道にはみ出してきて危ないため、何とかしてくれと建設水道課の担当者に処理をお願いしました。担当者は速やかに、雨の中、木を伐採してくれました。4局部会で空き家対策をやっていますが、窓口の担当者はクレームが来たら大変です、私みたいにですね。空き家の管理は、自治会の協力がなくては外回りの適正な管理ができないと思います。河川清掃のときなどに道路にはみ出している枝くらい切ってほしいと思いますが、自治体に協力要請をしているかお伺いします。
建設水道課長	今、ただいまの御質問ですけど、管理の関係で御質問いただいたということでよろしいでしょうか。管理の方面につきましては、家屋の著しい状態、著しく状態のよくないものにつきましては、確かに一部の自治会につきまして御協力いただけないかということで打診をさせていただいています。ただ、空き家につきましては個人の財産でございますので、法の縛りもございます。可能な範囲で自治会の皆様に御協力をいただくことしかできないと思いますので、今後もそういう形で協力を求めていきたいと思っています。以上です。
本多議員	空き家の所有者にも、適正に管理しておれば高い値段で売ることができるんですよね。これががちゃがちゃだったら、恐らく見ただけでもう要らないというふうになっちゃいますので、意向調査のときなどに、ぜひ所有者に、適正に管理しておけば高く売れるん

だよということで、ぜひ説明して、適正な管理をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは4番です。最後の質問です。「町道芝宮線道路改良事業について」この事業については平成26年3月に質問しています。6年ぶりの質問です。

4-1。町道芝宮線の改良工事は、平成16年10月より工事に着手、平成21年2月、3年かけて181メートルの南街道部分の工事が完了しました。残り上通り部分156メートルの工事が着工されず11年が経過し、現在に至っております。町道芝宮線は、七久保の道の山に入る重要な路線の1つです。西山は森林事業、治山事業を行っていますので、工事車両、材木の運搬車両など、大型車両の通行量も多くなっております。上通り自治会の生活道路で、道幅も狭く、重大な事故が発生してもおかしくない非常に危険な箇所があります。前回の質問の答弁では、もう少しお待ちくださいとのことでした。6年間待ち、今年度ようやく芝宮線の測量設計業務が予算計上されました。現在の進捗状況をお伺いします。

建設水道課長 御質問のほうにお答えいたします。先ほど本多議員の言われましたように、過去、平成の15年あたりから20年度までということで、東側、七久保小学校のほうから整備をいたしまして、たしか西側につきましては、まだ未着手でございます。本年度でありますけれども、測量設計費、測量設計業務の予定をしておりましたので、国のほうへ補助金の申請をいたしました。しかしながら、当初どおりの補助金がつかなかったということでございます。当面でありますけれども、緊急な措置につきまして講じるよう考えております。

本多議員 結局、補助金がつかず、設計はされないということですか。

建設水道課長 本年度につきましては、予算がございませんので、取り組んでいけないということでございます。

本多議員 そうすると、もう全然話が違うんですけども、非常に危険な場所1か所、これはどうにかなるのか、ならないか、恐らく自治会からも陳情されておると思うんですけど、そこら辺はどうです？

建設水道課長 現地の確認をさせていただきます。本年度につきましては、先行しまして路面の標示、また注意喚起看板、地元の皆様の御希望もございまして、そういったものにつきましては緊急に対処していきたいと思っております。

本多議員 分かりました。もう11年が経過していますので、自治会と地権者に今後の対応をぜひ説明してもらって、それで、今みたいな危険な場所についてはこういう対応をするんだという説明をぜひやっていただきたいと思います。

大変時間が短く、大変残しましたがけれども、これで質問を終わります。

議長 ここで休憩を取ります。再開時刻は10時35分とします。休憩。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時35分

議 長

会議を再開します。一般質問を続けます。

1 番 滝本登喜子議員。

1 番

滝本議員

それでは、通告に従いまして質問をいたします。質問事項は2つです。1つ目は「いろいろな「居場所」の状況と課題を問う」、2つ目は「子育てワークスタイル事業」の取り組み状況と課題・対策は」ということで伺いたいと思います。

1－1です。初めに、学童クラブの環境整備の考えを伺います。2年前にも学童クラブの開設趣旨や運用などを質問いたしましたが、今回は環境整備などの考えをお伺いいたします。この私の質問の幾つかは、先週4日の全協の地方創生臨時交付金第2次分の説明の中で予算が上げられていた部分もありましたが、今回の交付金のことは通告後ですので、通告どおり私の思うことや疑問など、取りあえずお話しし、環境整備の質問ですので、この予算に対することも含めて伺いたいと思いますので、お聞き願いたいと思います。放課後児童クラブは、放課後の学習と遊びや居場所としての目的などと機能を備え、開設、運用しているということですが、飯島の学童クラブの部屋の大きさは、登録児童も当初からは増えていて、約100人前後となっている現在、1人当たりの基準に当てはめると狭いのではないかと感じております。学校では1教室30人で、学童クラブでは倍以上の人数です。狭いと思いませんか。実際、現場では、部屋の外の廊下なども利用しているとお聞きいたしました。現在、コロナ禍の中で、十分な距離を取って、机も足りていて学習ができていいのか。ソーシャルディスタンスを取るには、まず部屋の拡充をすることを先に考えなくてはならないのではないかと。学童が長時間いる空間です。まず、この点のお考えをお答え願いたいと思います。教育長にお伺いいたします。

教 育 長

それでは、お答えいたします。全国で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症ですが、4月から、小学校の臨時休業に合わせて、町内の学童クラブにつきましても、急な対応をお願いいたしたりしながらも、指導員の先生方の協力を得ながら、感染症対策も行いながら、学校再開まで学童クラブを運営したところでございます。指導員の先生方には大変感謝申し上げておるところでございます。併せて、施設運用等に見直しが求められており、御質問いただいた今の御質問では施設の面積のことがあったと思いますけれども、検討を行っているところでございます。具体的な施設、設備の詳細につきましては、この後、次長から御報告させていただきます。

教育次長

それでは、よろしく願いいたします。通常の日常的な人数でございますけれども、飯島小学校の学童クラブは約20名ほど、逆に長期休暇のときには、多い日には60名ほどとなっております。また、七久保小学校学童クラブも同様な人数の状態でございます。飯島小学校学童クラブは、体育館全体を使っております、教室のほかにですけれども。七久保小学校の学童クラブは、教室のほかに図書館や家庭科室、体育館を活用して、厚生労働省の基準面積を下回らないよう、3密を避けて活動しているところでございます。御質問の面積の拡張でございますけれども、こういった体育館等の施設も活用しながらでございますので、そういったところで活動が続けていきたいと考えております。

滝本議員	学童が常に通常、学習をしている部屋ってということは、狭いってことは御存じですよね。それで、今、お答えの中に体育館やほかの施設をとということですが、大體、通常に学童がいる部屋でソーシャルディスタンスが取れているかという点についてはどうお考えですか。
教育次長	通常ですと 20～30 人の人数ですので、各机で、それぞれディスタンス、距離は取れているものというところでございます。
滝本議員	それでは、ちょっと人数の聞き違えたっていうか、私のお聞きしたところと数が違うところもありますけれども、長期休業中なんかは、それこそ、ほとんど夏休みなんかは連日ですよね。それが 40 人～70 人という人数に増えますと、それではソーシャルディスタンスが取れてはいないし、実際に見ましたが、机の数も少ないんじゃないかと思うんですよね。そこら辺のところはいかがですか。
教 育 長	今、御指摘がありましたように、特に夏季休業中は、飯島も 40 数名、あるいは 50 名くらいというときもございます。例えばお昼を食べるようなときには集まってきますので、エアコンの効いているところに集まってきますので、かなり密な状態にはなっています。ただ、学童クラブを運営しているときには、どうしても遊びができる要素ということで、体育館が併設されていないと、なかなか一日お子さんを預かることは難しいということでもあります。ですので、今、議員御指摘のように、夏季休業の時期にかなり子供の密度が濃くなるということは承知しておりますけれども、体育館とくっついていて、生徒が移動に心配がないというようなことを念頭に置きますと、場所的に非常に限られてくるということで、頭を悩ませております。今後、学校施設全体、併設している飯島小学校の施設全体の子どもの数や空き教室の数等も併せながら検討していかざるを得ないと思いますが、現在は、例えば夏休みであれば、水泳の時間、学校で P T A が水泳をやっているときに一緒に混ぜていただいたり、あるいは、グラウンドでしたらすぐ近くですので目も行き届くということで、グラウンドで遊ばせていただいたりしながら、できるだけ密になる時間を少なくして対応しているところでもあります。完全な密の解消については、もう少し時間と検討を要するというふうに思っております。
滝本議員	ぜひ検討をいただいて、よりよい方向に進むことを願います。次ですが、この暑い夏に、熱中症や、ほかでも具合が悪くなった児童を休養させる仕切りのある部屋が学童クラブには備わっていないというのが現在の状態で、この状況を見させていただいたのですが、このことは学童クラブ開設当初から設置されていなければならない問題であったと改めて感じ、これでは安心・安全な環境とは言えないのではないかと。児童が安心して静かにゆっくり休養ができ、健全な状態で帰宅できる環境は確保されなければならないと思います。この問題をどう考えるか。これまで問題なく、保護者からの指摘はなかったのかということでお伺いいたします。
教育次長	具合が悪くなった児童につきましては、まず保護者へ御連絡をいたしまして、お迎えに来ていただき、御自宅で休養するという考えになってございますけれども、議員御指摘のとおり、お迎えまでの間、休む場所も当然必要と考えられます。それぞれの施設において検討が必要だと思いますので、その検討を進めてまいりたいと思います。

滝本議員	検討を進めるということですので、ぜひ進めていただきたいんですが、保護者の方に連絡して、保護者の方が急な連絡で、それは対応できているんですかね、今まで。そこに問題はなかったのでしょうか。
教育次長	今までですと、そういった問題を要するようなことはなかったということでございます。
滝本議員	分かりました。次はトイレの件なんですけども、体育館のトイレは学童クラブが使用しておりまして、以前、和式で、現状のトイレに慣れていない児童、特に1年生は上手に使えない子が年々多いと聞きました。今後、1年生の利用者は増えると思いますし、また、コロナ禍の中での感染症対策としても洋式トイレへの改修、設置を強く求めることといたしますが、今回の交付金で改修をするという予算が上がりました。まさにグッドタイミングです。タイミングがよ過ぎるとも思いましたけれども、確認をしてよろしいでしょうか。
教育次長	和式トイレの質問でございます。飯島小学校の学童クラブのことかと思えますけども、全協での説明のとおり、衛生環境の整備としてトイレの洋式化を準備しているところでございます。このことについては、前々から検討を進めてきておるところで、今回の財源を活用させていただくというところでございますので、よろしくお願いいたします。
滝本議員	ぜひ早急な整備を、改修をお願いいたします。では、次です。あの学童クラブの部屋は、西日の当たる部屋です。部屋の熱中症対策はということでお聞きいたします。熱中症対策で、小学校へはエアコンが整備されました。小学校とは場所、時間が違うという学童クラブとはいえ、子どもたちの学習環境が公平でなく、活動が鈍くなるのではないかと、このことをどう考えるかということでございます。コロナ対策もあり、換気のため窓を開け、扇風機を使用し、エアコンもありますが、学童クラブは平日午後からの利用の場合が多く、西日が当たる部屋の温度は下がらないです。まして今期のように真夏日続き、今後も暑い夏が来ることは容易に想像でき、夏休み中など長期の学童クラブでの活動を思うと、早急に対策をしなければいけないのではないかと思います。この対策として、私、1つ現場を見て思ったんですけれども、本当に西の窓は大きくて、日がさんさんと入り込んでおります。ここのところにひさしを設置するということは可能ではないかと提案したいと思っておりましたが、今回の交付金で空調設備を考えているのですが、このことでまた確認したいと思います。ただ、指導員の部屋も狭くて余裕がありません。そして、部屋には家庭用扇風機の1つしか置いてありません。このことについても対策をお願いしたいと思いますが、どうお考えでしょうか。
教育次長	西日の当たる部屋の熱中症対策でございます。こちら飯島小学校の学童クラブのことかと思えますけども、現在、エアコンはついておるんですけども、老朽化等で効きが大幅悪くなってきておりますので、今回の交付金を活用いたしまして新たに更新をするというところでございます。恐らく、効きが悪くなっていたことがありまして、西日の日差しのほうが熱量的に多かったと思いますので、エアコンを新しく整備して、現在カーテン等もございますので、どこまで環境が整備されていくかっていうところを検証してまいりたいと思います。また、指導員の先生方につきましても検討してまいります。

滝本議員 ぜひ、お願いいたします。学童クラブの環境の整備のことについて最後に質問をいたしますが、学童クラブ全体の問題としてお聞きしたいと思います。今後、児童数も減り、学校の空き教室を有効に利用する方向として学童クラブの教室に充てるという可能性はどのくらいありますか。お聞きいたします。

教 育 長 これは、まだ正式にどこかで機関決定したとか、そういうことではありませんが、飯島小学校もいずれは1学級になっていくだろうというふうを考えられておりますが、そこで、何年かそういう状態が続けば、空き教室を幾つか学童に充てて、今のところからそちらに移るということも可能ではあるというふうに思っていますが、学校の施設ですので、学校の教室の使用状況や使用目的も併せて今後検討していきたいと思いますが、そうなるにしても今の1歳児前後ということになりますので、もう何年間かは、今言ったような環境整備をしながら何とか頑張っていかなければならないかなというふうに思っております。

滝本議員 分かりました。次ですけど、地域社会での子育ての役割も担っている学童クラブの対外交流、イベントなどへの参加に保護者への説明は十分行われておりますか。今はコロナ禍の中でプールにも行けず、地域との交流もなされておりましたが、クラブの部屋や小学校体育館での学習や遊びの保険は掛けてあるということですが、クラブ以外の施設を使用したり地域のイベントに参加したりするための保険は掛けられていないということでお聞きいたしました。そして、2年前に学童クラブの食事の提供の件について要望した件ですが、その年、有志が子ども食堂を開催し、学童クラブが参加いたしました。その後、去年は社協がご縁食堂として学童クラブに声をかけ、参加したことは御存じのことと思います。残念ながら今年はコロナ対策で中止となってしまいましたが、初めに声をかけたそのとき、保険のこともあり参加はできないということでございました。地域の交流事業に参加する機会は今後もあると思いますし、ぜひ参加してほしいし、新給食センター建設後の運営に食育事業もあり、この事業に学童クラブが関わることも想定できます。今の保険料は800円となっておりますが、内容はどうなっているか、見直しを求めるが、いかがですか。

教 育 長 学童クラブの対外交流とかイベントの件について御質問いただきましたが、議員が最初の質問の最初のほうで述べられたように、学童クラブは、もともと子どもたちの遊びの場と生活の場を提供するという、児童福祉法に基づく、そういう施設であります。それで、放課後児童の保護や健全育成も併せながら、その補助金を活用して進めておりますが、保護者からの費用負担もありますので、できるだけ少なくなるように運営しているところでございます。現在、1施設3名の職員で運営しておりますが、イベントとか対外交流ということになりますと、これは、例えば参加するお子さんと参加しないお子さんがいると二手に分かれるわけですので、それぞれ2人か3人ずつ指導員がつかないといけないということですが、短期的にこういった指導員さんを急にただ確保するということは大変難しい状況にあります。それから、保険の件について御質問ありましたが、学童クラブ全体としてやる、学童クラブ全員が何かするというのであれば現在の保険で対応できるわけですが、参加するお子さんがいたり参加しないお子さんが

いる中で、現在の保険は適用できないということです。全部適用するには、現在頂いている 800 円の保険金の倍近い保険金を、お金をかけなければいけないので、保護者負担が増えてしまうということもあります。また、学童クラブには、特に低学年のお子さんがいたり、ちょっと行動に配慮しなければいけないお子さんもお預かりして指導員の皆さんは見ていますので、ちょっと出かけるっていうことは大変非常に難しいっていう状況があります。お話のありました子ども食堂、ご縁食堂は大変ありがたい取組だと思いますが、学童クラブの授業としてそちらに参加するには、非常に、そういうわけで難しい状況がありますので、主催していただける皆さんが小学生に呼びかけて参加を募る形であれば、保険は主催者のイベント保険等で対応できるのではないかというふうに思っております。学童クラブに来る子どもたちはごく一部の生徒ですので、できれば広く、そうでないお子さんにも呼びかけて、おうちの協力を得てやるという形が望ましいのではないかというふうに思っております。なお、学童クラブは、そういうわけで遊びの場と生活の場を主に保障していくという趣旨でやっておりますが、各公民館を主体にしてやっております子ども広場というのがありますが、こちらはもっと参加数が多くて、それぞれの公民館であったり町民体育館であったり、そういうところに子どもたちが毎週 1 回程度集まってきて活動しておりますが、こちらは文科省管轄で、体験活動とかイベントについて、かなり地域の方々が関わって昔からの遊びだとかいろんな体験を計画していただいていますので、教育委員会としてはすみ分けをしている、子ども広場のほうで体験活動をしていただき、学童のほうはお預かりするという福祉的な厚生労働省の事業として考えているというところであります。

滝本議員 内容はお聞きいたしました。今後、このことも私としては検討していただきたいという事項になっております。

では、次に参ります。1－2、地域の「居場所」の現状と課題はということでお伺いいたします。いちいの会をはじめ、地域の集いの場所はコーディネーターの協力もあり増えているようですが、半面、高齢などの理由により存続ができなくなり解散となった地域もあるといいます。現状と対策をお聞きいたします。

町 長 地域の居場所は、町の皆さんが生き生きと暮らし続けるために大きな役割を果たしています。町の中には自治会単位のいちいの会やいきいきサロン、趣味の会、ボランティアグループ等、様々な集いの場がございます。課題等、詳細につきましては健康福祉課長から説明を申し上げます。

健康福祉課長 それでは、地域の居場所の中で高齢者の居場所の 1 つでございますいちいの会については、高齢者クラブの減少に対し、高齢者のつながりの場、居場所を何とか継続していきたいということで、町独自の自治会単位の集まりの仕組みを平成 26 年度につくったところがございます。その後、地域の方々の御理解、御努力により、いちいの会は昨年度末 27 団体となっています。議員御質問のとおり、昨年度は活動を終えたいちいの会が 1 団体ございました。ただ、その自治会には別の集まりがあるので、交流は続けていくとお聞きしております。ほかのいちいの会の中にもメンバーの高齢化や会の責任者の成り手がなかなかいないなど、今後の継続に不安があるというお話はございます。高齢

者の健康に関する研究では、出かける機会や他の人と交流のある方のほうが心身の健康度が高いと報告されております。参加している皆様、取り巻く地域の方々の互助の力を基本に、社会福祉協議会等の生活支援コーディネーターや町の担当者が一緒に考えてまいりたいと思っておりますので、御相談いただければと思います。

滝本議員 社協とも連携していい方向に望みたいと思います。

次の1－3です。ひきこもり対策としての居場所づくりの現状はということでお聞きいたします。ひきこもりサポーター講座も開催され、サポーターも関りがあるということですが、状況と課題の解決をどう考えるかということで、お願いいたします。

健康福祉課長 ひきこもり対策につきましては、平成27年度に支援の体制、仕組みづくりについて検討を行い、平成29年度よりひきこもり支援員を配置し、具体的に取り組んでいるところでございます。ひきこもり対策としての居場所づくりにつきましては、今年度の7月から新たに取組を始めたところでございます。毎月第3水曜日の午後1時半から4時まで、コスモス園において開設しております。この居場所の運営につきましては、社会福祉協議会へ事業委託を行っております。県内でひきこもり支援の経験のある支援員が対応してございます。併せて、相談、個別相談も行っているところでございます。ただ、この居場所につきましては、今までに関係機関、団体への説明とチラシ配布、7月の末には有線放送の番組での啓発、また広報への掲載を行いながら周知を行っているところでございますが、今のところ利用された方がないのが現状でございます。ひきこもりに関しましては、知られたくなかったりだとか、取りあえず困らないから、また、そのうち何とかなるなど、相談に結びつかないという点が難しい部分だと思われれます。ですので、居場所をつくったからといってすぐに支援につながることはなかなか難しいことであると考えているところですが、先ほどのサポーターの要請も行いまして、サポーターも登録が徐々に増えているところです。様々な糸口から支援につながるよう、地道に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。やはり、ひきこもり期間が長引くと、その分、要する支援の期間が長くなると言われておりますので、ぜひ一步を踏み出していただきたいと思っておりますし、町としても、関係機関等とも連絡を取りながら、社会へ一步踏み出す場としての居場所となるよう取組を行ってまいりたいと思います。

滝本議員 では、次の2－1に参ります。「子育てワークスタイル事業」の参加企業の取組状況と町の協力体制はどのようなものなのか。今年度のこの事業は、既に7企業が協定に応じたと聞きました。そして、ある1企業のお話を聞きました。この企業の参加の理由は、町から依頼があり、子育て中のお母さんが働きやすい企業であることのPRができることだということでございます。取組内容は、時短勤務、フレックスタイム制、ハラスメントの研修実施とのことです。産休・育休取得者は今年度5名おり、デスクワーク者は3名、現場従事者は2名ということです。全員が復職希望ですが、現場の人の復職後のことは課題で、検討中ということでした。各企業の取組状況と課題は何かをお聞きいたします。また、町の協力体制はどのようなものかもお聞きいたします。

町 長 この子育てワークスタイル、その前に「マジイイ☆」とつきますけれども、子育てと

	仕事が両立する環境をつくっていききたいということでスタートさせていただきました。多くの方に御協力いただいております。その状況等については担当課長より説明をさせていただきます。
地域創造課長	これまでに宣言をいただきました役場も含め8事業所、企業の皆様からは7事業所、宣言をいただいておりますけれども、こちらにつきましては、子育てに合わせたフレックスタイムの導入ですとか時間短縮の勤務の制度化、それから参観日や健診のための休暇取得の推進、父親の育児参加推進など、子育てに優しい職場環境づくりをさらに進めているということですのでけれども、議員御指摘のとおり課題があるということもあろうかと思います。そして、そういうことは、これから具体的にこういう課題があるということがまた明らかになってくるだろうというふうに思います。現在は、昨年度、女性ライター講座を実施しまして、その受講をされた皆さんがマジイイ☆子育てワークスタイル推進企業宣言をされた事業所を取材させていただいております。宣言をされた事業所のすばらしい取組を町のホームページ等を通じて広く発信することが事業所の人材確保ですとかイメージアップ、販売の促進等につながるということを期待するとともに、町の魅力のアップにもつなげてまいりたいと思いますし、一層宣言をいただける企業が増えることを期待いたしております。
滝本議員	ただいま役場でも宣言をしたということでございますが、役場の取組状況をお伺いいたします。
総務課長	事業所として、役場の取組についてお話をさせていただきます。子育てワークスタイル事業の推進事業は、子育てに優しい企業活動を4つ以上実践しましょうという取組でございます。役場における取組の内容でございますが、1つ目としては育児休暇の導入、それから育児に関わる部分休業の導入、また男性の職員の育児参加を促すための休暇の整備、それからマタニティーハラスメント防止などに現在取り組んでおります。また、育児中の方が働きやすいようにということで、会計年度任用職員の募集の任用についても午前9時から午後3時までの勤務時間でということで募集を行ったりもしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。
滝本議員	ただいまの説明の中に男性の職員の取組というかについて話がありましたけれども、導入ですか、その例というか、まだないんですね。導入したいということだけで、まだ、取得したとか、そういう結果的なことはないんですね。
総務課長	制度的にはできておりますけれども、ちょっと何人の職員がどのくらい取ったかっていうのは、ちょっと手持ちがございませんので、申し訳ありませんが、よろしくお願ひしたいと思います。
滝本議員	男性がこういうことに参加するとか、休暇にしても、育児休暇の取得についても難しい問題だと思いますけれども、とにかく役場がこういう宣言を町の企業などに求めたのなら、役場が率先して、いろんな取組に率先してやっていただきたいと願うところでございます。 では、2-3に参ります。この取組は今後どのように進展させるのかということでお伺いいたします。子育て支援の1つに企業内託児所の設置という方法もあるのではない

	かということですね。この企業支援として設置の補助金などを考えるかということでお聞きしたいと思います。また、今後、参加企業が増えて、その企業者同士が連携し、お互いが協力して取り組むようになれば、ますますこの事業が発展すると思うんですけども、お考えをお聞きいたします。
町 長	今後の進め方につきましては、子育てに優しい取組を行う事業所が増えるよう事業所訪問を実施するとともに、テレワークなど新しい働き方についての勉強会も開催していきたいと考えております。女性が出産後に職場復帰できる体制の整備や子どもに関わる休暇取得の推進、男性の子育て参加の応援など、宣言された事業所等のすばらしい取組は、子育てを取り巻く諸課題の解決につながると考えております。今後は、予算確保も含め、事業所内の皆様に様々な御意見、御提案をいただきながら、子育てワークスタイル推進事業を進めてまいりたいと思っております。御提案いただきました企業内の子どもの託児所等につきましても、企業の方々といろいろ御相談申しながら、お話し合いの中から方策を考えてまいりたいというふうに思っております。
滝本議員	以上で終わります。
議 長	ここで昼食のため休憩いたします。再開時刻は午後１時３０分といたします。休憩。
休 憩	午前１１時１５分
再 開	午後 １時３０分
議 長	会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。 ４番 中村明美議員。
４番 中村議員	それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。今回の通告の内容には結構トイレの問題が多くありまして、４日の日の全協のときには第２次地方創生臨時交付金の中の実施計画の中にトイレがかなり改修で入りまして、もしかしたら通告が功を奏したのかなあというふうに勝手に思っております。それでは、質問をしてまいります。実施計画の中に入ってしまったのですが、私の思いもありますので通告どおりに質問をさせていただきます。 １番「役場・文化館・保育園トイレの環境改善を」において質問いたします。 ①今やオストメイト対応トイレは、庁舎など公の施設には当たり前のように設置されています。しかし、当町は、必要とする住民がいるにもかかわらず、役場、文化館には設置されていませんでした。今回の臨時交付金の第２次補正で文化館の改修が決まり、評価をするところでございます。その文化館の改修内容はどのように計画されているのか。また、役場が入らなかったわけなんですけれども、役場に設置されていないのはどういう経過からなのか、今後計画はあるのか、お伺いいたします。
町 長	お答えいたします。現在、役場庁舎や文化館はオストメイト対応トイレではございません。しかし、公共施設の中では、道の駅花の里いいじまや道の駅田切の里に設置して

総務課長

ございます。設備の必要性は十分理解しているところでございます。そのため、文化館は大ホール東側のトイレ改修に合わせて多目的トイレをオストメイト対応トイレとすることを計画しております。また、役場庁舎の多目的トイレへの設置につきましても検討してまいります。

中村議員

役場庁舎のことについてももう少し、設置されていない経過という御質問でしたので、お答えさせていただきたいと思います。役場の庁舎は、御覧のとおり建設当時から大分たっておりまして、建設当時は、まだそういった設備が必要というような認識が、やはりまだ薄い時代だったのかなあというふうに思います。ただ、現在においては、そういう時代では全くございませんので、これは早急に対応したほうがいいというふうに考えております。また、トイレについての水洗の水は雨水を利用しているということで、なかなかウォシュレットタイプには、そのまますぐにはできないので、配管が必要というような実態もございます。ただ、早急に整備できるように検討してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

確かに役場の建設当時は、オストメイトというのはそんなに普及していなかったんです。それはどこの自治体も同じ状況のところが多かったと思いますが、近隣でも、そういう状況でも、住民のそういう多様性のある、そういう対応を取ってきて、早急に改善してきた自治体も多いわけですから、町も、ぜひそういうところに配慮をしていただきたい。また、今後なんですけれども、トイレのそういうオストメイトとかあるなしってというのは、利用される方にとっては分かりやすいところに表示されているととても安心できるものですので、ぜひ設置のときには、そういう表示を玄関入って目につきやすいところにしていただきたいと思います。弱者の側に立って整備されていることで、健常者も、そういう、町が配慮されている、全住民に寄り添った思いやりのある町だなあっていうところを感じていただけるわけなんですよ。ですから、そういうことを、何ていうのかな、早急に進めていくように求めまして、では、2番目の質問に移ります。

これも設置されるようになるわけですが、②、現在、飯島・七久保保育園では和式トイレが主で、園児のほとんどが使えません。保育園で現状を伺うと、重なるときは1つの洋式トイレに行列ができ、保育士はその対応に時間が割かれていると聞きました。飯島に限ったことではありませんが、保育士不足で厳しい中、ぎりぎりで任務に当たっています。また、コロナ禍もあり、保育士は園児の健康管理に今まで以上に神経を使う毎日であり、体力的負担はもとより、心労もかなりと感じ、保育士の負担軽減を図る上で、心の余裕が持て、質のよい保育が望めると考え、この質問に至ったわけでございます。今回改善されるということで、評価いたしますが、今まで実施計画の中に載っていたけれども、優先順位があつていつもできなかった。これは、とても現場の認識が足りなさ過ぎるなあというふうに思いました。今補正で実施に至った理由と改善内容を伺います。また、新しい様式での事業であれば、感知式の洗浄機、サーマルカメラというのも同時に設置していくのかなあというふうに思いますが、詳細を伺います。

教育次長

保育園のトイレの御質問でございます。飯島保育園、七久保保育園ともに建築してから20年以上が経過をいたしまして、当時の建築は和式トイレが主流でございましたけど

も、現在は洋式が通常であり、教育委員会としても改善していく必要があると認識をしておったところでございます。保育園の洋式、和式の数でございますけども、外のトイレを除いてですけども、飯島保育園には洋式が10か所、和式が6か所、七久保保育園は洋式5か所、和式が3か所、東部保育園では洋式が12か所、和式が2か所でございます。特に飯島・七久保保育園は、前々から実施計画等で予算等の検討をしてきたわけですが、なかなかいい財源はなかったということはお聞きしております。ただ、少ない財源の中でも少しずつ改修をし、全く洋式トイレがないわけではございませんが、認識としては、やはり全体的には洋式のトイレは不足しているという状況でございます。また、コロナウイルス感染拡大防止のためにも、衛生的に管理でき、かつ少しでも職員の負担軽減と施設の維持管理ができますよう、洋式化の更新を準備していきたいと考えております。

中村議員

質問の中で、ちょっと訂正をさせていただきます。新しい生活様式の事業であれば、トイレの改修だけではなくして、それに、コロナ対策であれば感知式の手洗いっていうのは入ると思うんですけども、それと同じように洗浄機というのも感知式で用意すること。そしてまた体温も、今、園児は家庭で体温を測って、そして保育園に来るわけなんですけども、やっぱり測り忘れてしまって来る子もいるそうです。そのときには保育士が測ってあげるわけなんですけども、そういうところの負担も改善するために、自動的に体温を測れるサーマルカメラというものが今はあります。そういうものを今後用意していくことが、保育士の負担軽減というだけではなく、ウイルスを園に持ち込まない対策として設置を今後ぜひとも前向きに検討していくことを求めまして、次、2番目の質問に移ります。

「マジイイ☆子育てワークスタイル推進事業」の充実で「健全な子育て環境の町！」として若者定住に努めては」について質問いたします。

午前中の質問の中で、①の現状、推進状況というものを町からお聞きしました。今は、役場を入れて、企業は7つの企業が宣言をされているということを承知しております。女性ライターが企業の取組をホームページに掲載しているとか、テレワーク教育を行っているとかというのを聞きいたしました。私も5つの企業を訪問、1件は電話ですけれども、実態を伺ってきましたので、ちょっとその辺を報告させていただきます。まず、この推進事業に宣言された理由を伺いました。その中で、既にこの推進項目をクリアしているというところ、町から説明を聞くだけかと思っていたが、なぜかしら宣言することになってしまった、しかし今後しっかり取り組んでいきたいというところ、ちょっと町からの押しつけにより宣言に至ったところもあったのかなあというふうに感じましたが、でも、全ての企業が雇用環境の変化に対応していることがよく分かりました。このように推進状況を伺った次第でございます。

では、②のほうの質問に移ります。子どもは、お母さんが忙しいと分かっているけども自分を見てほしいと思っているそうです。子どもが安心で、寂しいとき子どもの心に寄り添うことができる環境で働けることは、親にとっても子どもにとっても安心した生活ができ、親子の絆も大切にしたいゆとりのある暮らしが望め、子どもの将来への影響も大き

いと考えます。企業訪問の中で、企業が従業員待遇に配慮しており、感心する点が幾つかありました。例えば、子育て中の社員は子育てを優先させるよう会社が教育している。子どもが病気のときは会社を休んで子どもを診るように教育していますということ。また定期的にハラスメント教育の徹底を行っている。残業を極力短縮する努力。子どもの体調不良で休んだ場合でも1日の成果に支障が出ないよう管理体制をしっかりとしている。要するに、1人休んでしまった、急に休んでしまったからどうしようかというふうにあたふたする環境ではなく、常日頃、どこの場でも誰が急に休んでもフォローのできる体制をつくっているということです。また、休んだ社員がスムーズに仕事に就ける環境づくりなど、男女平等に休める環境が取られていました。あらゆる企業の担当の方は、良い製品はよい社員づくりによると話してくださいました。また、家庭はミニ社会、会社は大家族、どちらも同じく大切にしなければならないのですとマジイイ☆子育てワークスタイル推進事業に、そういう思いから宣言をしましたという企業さんが幾つかありました。企業さんは大変すばらしい考えをお持ちで、私も聞いていてとても参考になりました。この事業を形づくりだけの通り一遍事業にすることなく、充実、拡充させ、親子の健全な暮らしを応援する町を構築させていき、ひいては若者定住にもつなげることを求めます。それで、そういう思いで、そういう思いを、今後、町はどういうふうに考えているのか、推進方法をお聞きしたい。2つ目としては、企業の取組を申し上げましたが、今申し上げた内容をお聞きして町長はどのような感想をお持ちか。また、ホームページに町は載せているというふうにお話ししました。もっと具体的に、すごく今言ったような内容で取り組んでいる企業、すばらしい企業が飯島町にあります。安心して若者が新たな生活を始めるに当たって飯島を選んでもらえるのではないかなあというふうに思える企業もあります。3年連続で雇用環境において厚労省から表彰されている。それは、長野県ではこの企業だけでした。そんなすばらしい企業があることを町はしっかりとPRをして、今後、推進を図ってほしいのですが、こういう充実、拡大に対することと、感想と、そしてホームページの充実について、3点伺います。

地域創造課長

中村議員の御質問にお答えをしたいと思います。やはり、町の課題としましては、これからますますそういう宣言をしてくださる企業さんが増えていくこと、これは大きな1つの課題だと思いますし、家庭、子育て、仕事のバランスを保っていくことが子育てに優しい働き方につながるものというふうに思っております。このバランスを町と事業所が連携して支えるということで、御提案をいただきました親子の健全な暮らしを応援する町というのが実現するんだろうというふうに思います。今後は、子育てに優しい働き方の環境をどのように整えていくのか、フレックスタイムですとかテレワーク、休暇制度等をどのように取り入れていくのかを事業所の皆様に一緒に学んでいただけるような機会を設けていくというようなことも考えてまいりたいと思います。今年度は、国の少子化対策に関する補助金を活用いたしまして、事業所向けの在宅ワークセミナーを開催したいというふうに思っております。コロナウイルスの影響もございまして、ウェブを使った働き方が大変増えております。オンライン環境の整備も含めた勉強会にしたいというふうに思っております。それから、議員さんもおっしゃったように、若者や子

育て世代の皆さんが魅力を感じる子育ての環境が広がりますように、事業者の皆さんと意見交換をしっかりと行わせていただきながら事業の充実を図ってまいりたいと思います。

町 長

マジイ☆子育てワークスタイルに参画していただいた企業の皆さんの真摯な取組につきまして、心より感謝を申し上げるところでございます。それぞれの取組方、その質については、企業の社風等ございますので、いろいろのよさを持たれているんじゃないかなというふうに思います。やはり、そういうよさを、私たちは、町政、行政は、やっぱりみんなに公表しお伝えしていくことも大きな仕事かなというふうに思っております。大事なことは、お母さんと子どもがしっかり時間を持つことだと思います。今まで、子育てについて、いろいろな施設について、お母さん忙しいからここで預かってねと、こういうような社会も、今、片方ではできてきております。しかし、せめて3歳ぐらいまではお母さんと一緒に、だっこして、ぬくもりが伝わるような子育てをしたいというように、一方では大事だというふうに思っております。両面ありますけれども、企業の皆様方のお考えによって、そういう両方の環境等をうまく調整しながら、今後、発展していけばいいなというふうに思っております。

中村議員

ぜひとも、そういう取組をしていただきたいと思います。ある企業さんに行ったら、そこのお子さんがちょうど役場の産休でお休みをしていますと、役場は3年間も産休があるってことです、すごい子育てに重きを置いてくれるってということで、ありがたいというふうに感想を述べておられました。確かに、こういう配慮のできる企業が増えてくることを望みますし、また、午前中の質問の中では、ゼロ予算であったが、またこういう努力をされる方なり企業なりへ何らかの形で支援をしていけるような施策も町は今後考えていく必要があるということを申し上げて、3番、③の質問に移ります。

次世代育成支援対策推進法におけるくるみんマーク認定を受けることは、企業広告などにこのマークをつけ、子育てサポート企業であることをPRすることができ、企業イメージの向上や人材の確保など、企業を助けることにつながります。町は、単に企業に事業への協力を依頼するだけではなく、こういう国のメリットがあることをお伝えしていくべきではないでしょうか。この認定の申請には、ただし、行動計画とか手続上の項目も、それに該当しなければ申請できないのですが、最近では、そのほかにも似たような申請項目というものがあるんですよね。ですから、くるみんマークの認定によるメリットなどを町が積極的に企業にお伝えすべきだと思いますが、この点は、町は行っているのかどうか伺います。

産業振興課長

当町としましては、独自で先ほど来取り組んでおりますマジイ☆子育てワークスタイル推進企業宣言、これに取り組んでおりまして、子育てに優しい企業活動をしているということでPRをしているところでございます。こちらにつきましては、くるみんマーク認定に代わります自治体版の認定制度として取り組んでいるというふうに思っているところでございまして、くるみんマーク認定同様に仕事と子育ての両立に取り組む企業として人材確保等にもつながるものと考えて取組を進めているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

中村議員	自治体版で取り組んでいるということを伺いました。ぜひとも、国のものっていうのは、日本中、全国に、ホームページに載るわけですから、全国へ飯島町をPRしていく場合にはそういうところにも、限られるんですが、申請をしていくような、そんなふうに進めていっていただくことを求めて、3番目の質問に移ります。
	「国の第2次補正「新しい生活様式」確立に向けての実施計画において「地域未来構想 20 オープンラボの」活用を求めるが」において質問をしてみたいです。
	①この国の第2次補正では2兆円が配分されました。町は、今後の事業において目指す政策があると思いますので、臨時交付金を活用した我が町が目玉政策は何なのかについては、午前中の質問の中で飯島流ワーケーション整備事業であるのかというふうに町長のお答えの中から認識をいたしました。これでよいのか伺います。交付金に当たっての実施計画の進捗状況、まだ完璧ではないと思うんですが、どの程度の進捗状況か伺います。
町 長	目玉事業につきましては、飯島流ワーケーションでございます。だんだんに今進んでいるわけなんですけども、まずは、そのプロデュースに携わっていただく農業塾のプロデュース、あるいは町の文化、あるいは町の地域交流、このプログラムをつくっていただく町民の皆さん、これにしっかりと協力いただかなければならないというふうに思っております。文化、地域交流のプログラムぐらいでは、せめて100はつくっていききたいなあと。農業プロモーションにつきましては、お米、野菜、果樹、花、キノコ等の分野、また、それぞれの作業がございますので、これも50を超えるプログラムができてくるのかなあとと思います。滞在期間によりますけど、3日から1週間を考えると、幾つか選べるものがあることが大事だなというふうに思っております。また、その裏づけとして、この作業をするとどういう効果があるよというようなことも学術研究の方々とタイアップしながら、そんな数字を最終的にはつくっていききたいんで、1年ぐらいは、そのノウハウ積みがかかるかなというふうに思っております。これは、すぐぱっとやって、すぐお迎えして、サービスが行き届いてということではございませんので、多方面、いろいろ相談しながらというか、熟慮しながら一步一步進めていきたいなというふうに思っております。
中村議員	午前中の答弁にも聞かれましたように、地域交流のプログラム、農業のプログラムということを考えて、今後1年ぐらいをかけて構想を練っていくという内容に、まだ大きい枠の中でできて、考えておられるというように認識をいたしました。
	それでは、②の質問でございます。第2次補正予算で確保された地方創生臨時交付金2兆円、今、この活用について全国で大きな動きが始まっています。第1次補正の1兆円は足元のコロナ対策が大きな柱でしたが、第2次補正分は、家賃補助、事業継続等への支援策はもちろんですが、我が地域の新しい生活様式確立に向けて知恵を出さなければなりません。今補正は、コロナ禍だからこそできる事業、ピンチをチャンスにする事業です。我が町がやりたいこと、やらねばならないことを明確にし、そして、民間の専門家や各省庁の専門家とコラボして計画づくりや事業を行うために、内閣府は地域未来構想 20 オープンラボを設置し、かつてない取組を進めようとしています。内閣府は、3

つの戦略を挙げています。1 エリア全体でプランを組む確かなエリア戦略、2 1つの事業でも幾つもの分野が効果を上げることができる掛け算戦略、これは相乗効果を生むということです。そして、地域経済への成長戦略、これがポイントになると具体的に説明をされています。当然、町もこの情報においては学ばれているというふうに私も承知しております。どうやったら成長戦略を必死に考えていけるのか、我が地域のマーケットがしっかり見えているかが重要です。今、地方公共団体の意識変化が大きく起きています。その1つがワーケーションビジネスで、町長が先ほど言われましたように、飯島では飯島流ワーケーション整備事業を載せています。これが3つに言われていました。農業においては、生産だけではなくて、土に触れてもらって、そして、そこから収益が上がるような、そんな策も考えていきたいということを午前中の質問の答弁で言われておりました。産業においては、そういう農業の土というところから学術系の先生をお願いして今研究をされているというお話もありました。こういう農業の収穫だけではなくて、一年を通じて、農家っていうのは、当然、主に秋の収穫が多いわけなんですけど、そういうときに観光客が来たりとかいう、そこで大きな収益を上げるわけですが——私が以前知ったところによると、これは多分、北陸、東北のほうだと思うんですが、リンゴの生産地でした。そこがとても悩んだ末、秋の収穫だけではなく、春から冬にかけて観光客を入れていこうという取組を行いました。冬は雪景色を、リンゴの木に積もった雪景色を見してもらうためにトラクターをリンゴ畑に走らせて、そして観光につなげる。また、春は摘果、剪定、袋かけとかあるわけですけども、そういうのを体験させながら、それも有料でやっていく、そして春から夏、そして秋の収穫というような形で、農業は秋だけだからじゃないんだ、一年間収益が上げられるんだというのを私は見たことがありまして、まさに飯島もこんな考えを参考にやったらいいのかなあというふうに思いました。この事業成果を上げるためには、企業、観光、農業など、各分野のエリア間の連携が重要になります。そこで、各分野のプロフェッショナルを導入して進めてはどうでしょうか。今ほど効果的に国の予算を使って進められるチャンスはないと言えます。コロナ禍により新しい生活様式で町の将来発展を進めるには、民の力を導入することが必要と考えます。そこで、担当者が地域未来構想 20 オープンラボを意識しているか、また今後登録を検討しているかについて伺います。

企画政策課長

地域未来構想 20 オープンラボは、新しい生活様式の確立に向けて地方公共団体と各分野の専門家、関係省庁の連携をサポートする仕組みであり、具体的には内閣府のホームページと配布される冊子を通じてマッチングが促進されております。まず、御質問にありました担当者が地域未来構想 20 オープンラボを意識しているかについてでございますが、飯島町からの事業要望等について参考となる事例はないか、また有効な関係省庁との連携はないかなど、意識をしながら今作業を進めております。それと、また、登録を検討しているかについては、オープンラボ自体がまだ立ち上げの準備段階といたしますか、今どんどん情報が入ってきているところでございます。これにつきましては、必要に応じて十分登録を検討していきたいと考えております。

町 長

この事業については、全国でも先駆けとなる事業のようです。順天堂大学にしても、

企業を調整している方々にお話を聞いても、飯島のモデル事業になりかねない——なりかねないというか、なれる可能性のある事業だと思っています。近々、内閣府へ伺いすることにしております。それは、私の目標は、国家戦略特区、これを飯島町で取れないかということでございます。今、内閣府の、今、議員おっしゃるとおり、いろいろ次世代に向けて新しい取組をしておられますので、そんなことも含めた中で、いろいろお話が出るのではないかなというふうに思っております。ほかのところの火が上がってくる前に、飯島町が先行してその話に行つてこようかなあというふうに思っておるところでございます。近々、行ってまいりたいと思っております。

中村議員

大変スピード感のある下平町長には敬意を表するわけですが、これもしっかり未来を見据えて、飯島の未来を見据える中で、地に足をつけて、着実に国の制度をしっかりと活用していただきたいなあというふうに思います。まだ、実施計画はしっかり中身もできていない段階であります。こういう段階でも国のほうに、私たち実際はこういう方向を目指して進んでいきたいんだけど、どういうものを活用したら有効的に町の発展に活用できるのか、そんな質問でも国は十分に対応してくださるということでもありますので、しっかりとその辺を詰めて戦略を組んでいていただきたいと思います。この交付金は、地方自治体が自由に使える仕組みです。制約も一切ないこと、他の交付金と併用も可能です。ぜひ、すばらしいプロの活用をしていくように、町長にはしっかり御検討いただくように要望いたしまして、次の質問へ移ります。

③学校においては、G I G Aスクール構想、また上伊那では高校の統合が計画されているなど、今後は教育環境も大きく変化していきます。オンライン教育では、地域格差があるため子どもへの影響が心配されます。I Tを進める上では、こういう授業をして、こういう遠隔授業を行い、リアルな運動会をこう挟んでいきたい、そのための環境整備は絶対にこうやっていこう、そのための教材費、教員の教員研修などというふうに、もう全てトータルでプランを練っていくことが大事です。教育G I G A予算、通信環境など、完璧に整えるのは大変だと思います。とにかく、必要経費の積算は教育委員会、事業内容は学校任せとなりがちです。そうすると校長先生も大変だと思います。教育現場の負担を考える上で、また教育の上で、教育の専門家を設置し充実する必要があると思います。国の予算というのは、これは内閣府の説明の中ですけれども、くしのようにたくさんある、だけれども隙間だらけなんだ、そこをへらのように埋めていくためには、エリア全体で教育のデジタルトランスフォーメーション——これを説明しますと、教育のことなので、本来よりちょっと学校側に行きますけれども、進化したデジタル技術を浸透させることで学校教育をよりよいものへと変革するよう進めていくということだと理解したのですが、この辺は後で教育長に訂正があったら訂正をお願いいたします。G I G Aスクール構想では、そこで、将来を見据えたオンライン教育に地域未来構想 20 オープンラボの活用をするよう提案をいたします。自治体の中でもインターネットにたけている人とかはいると思いますけれども、今後の未来の中で、教育を考えていく中で、本当のプロ、見据えていくのに、この子どもたちがこういうG I G A構想の中でどういふふうな学習をしていくことが将来大きな人材になっていくのかということを見据えた

プロの方に入っていただけるというのがこの構想です。ぜひ、こういうこのプランを使うことを提案いたしますが、お考えをお聞きいたします。

教 育 長

将来を見据えた教育のためのGIGAスクール構想につきましては、現在、ネットワークの整備、それから1人1台端末の整備事業につきまして、3校ともに年度内に終えられるように、既に計画は進めております。それに合わせまして、オンライン教育につながるドリルソフトやデジタル教科書を購入し、先生方にも活用の準備をいただいているというところでございます。今、御提案がありました地域未来構想20オープンラボにつきましては、学校の事情としては、今お話がありましたように、そういう設備を教育の中でいかに活用していくかという、そういう専門的な人材がいてくれる、通称ICT支援員というふうに呼んでおりますが、幾つかの市町村、上伊那でも幾つかの市町村では既にそういう支援員の方が配置されているわけですが、教育に通じつつICTに通じるという人材の確保というのは大変難しいというのが実情であります。市町村によっては専門の教育委員会にICT支援員を配置したり、あるいは行政職の中で堪能な方に兼務のような形でお願いをしたりという、いろんな形を取っております。オープンラボ20のほうでは、8月の末に一応一覧表が出てきましたけれども、こういった活動をするには、やっぱり地元でそういうやっていただける事業者がないと、学校は今欲しいというんですかね、今、今すぐに来てほしい、教えてほしいと、そういったところがすごく大事っていうか、スピード感が大事だというふうに思っておりますけれども、なかなか地域の中でそういった人材を抱える事業者があるかどうかっていうのは大変難しいところではありますが、先ほどもこちらのほうからお話がありましたように、まだ登録事業所の登録が始まったばかりでありますし、スタートしたばかりですので、その登録状況等を見ながら、当町でも活用できるかどうかというようなことについては今後一緒に研究していきたいというふうに思っております。

中村議員

ぜひ研究をしていただきたいんですけども、これも国のほうからの説明の中にあっただんですけども、今、東京とか都会、大きな都会では、企業が、もうとにかくふるさと納税をどういう地域にやったらいいのか、どうやって使っていこうか、もうそういう大きな企業は1,000万、2,000万円は何とも思わずに出していきたい、でも、どういうところがあるんだろうかという、もう企業がいる、あるそうです。確かにSDGsが、今後、企業も参加していく中で、そういう取組を企業はしていかなきゃならないということもありますので、ぜひ、企業が、この地域だけではなくして、幾らでも、今のウェブの中でも、飯島に移動してきてでも、そういう事業の取組に我が社が入って飯島の子どもを育てたいという企業はあるんですよね。ですから、そこを見つけれられるかどうかというのは、町だけの力でも駄目ですので、そういうオープンラボのところにないかどうかっていうのを真剣に聞いていく。そうやってやる気のある飯島町にじゃあ行こうという企業が来るはずなんですよ。そういうのを活用して、お金があるとかないとかじゃないんです。今、この子どもたちが10年20年、その先に、ああ、飯島で教育を受けてよかった。そしてまた世界に出ていったときに飯島にこういう教育をしてきた恩返しでこうしていこうっていう、そういう子どもたちを今の教育の中でぜひとも育成して

いくことに重きを置いていただきたいということを申し上げまして、次の質問に行きたいのですが、もう一つ、目の前に高校がそういうふう統合されるということがあり、ネット環境がもうそれぞれ上伊那の中でも変わってくる中で、飯島の子どもたちが高校に行ったときに劣等感を持たないように、すんなりと進んでいける環境を真剣に考えて取り組むことを求めまして、最後の質問に移ります。

国は、コロナ禍での第2次補正では介護、障害者福祉、医療従事者への慰労金が盛り込まれましたが、保育関係従事者は含まれていません。保育従事者も、小さなお子さんをコロナ感染から守るため、今まで以上に神経を使い、気を張った対応をしておりました。したがって、保育関係者への町独自で慰労金を行うことを求める次第です。関連では、学童の従事者もそうですよね。この辺、実施計画の全協で見させていただいた中には入っていなかったんですけれども、この辺、町はどのような検討をされていたのか伺います。

教 育 長

医療機関等で働く医療従事者の皆様、あるいは職員の皆様には、日夜過酷な状況の中で勤務をこなされて、本当に頭の下がる思いであります。そのような皆様に新型コロナウイルス感染症対策従事者慰労金交付事業による慰労金給付を保育園職員にもといった提案かというふうに存じます。現在、町内3園、保育士や調理員は、正規、会計年度任用職員を含めておよそ60名で保育に当たっております。保育士は、国の緊急事態宣言の中でも感染防止に細心の注意を払いながら、園児が健やかに、また安全に過ごせるように、職員一丸となって業務を行ってまいりました。当町では、コロナウイルスの発生は幸いなく、登園自粛をお願いしながらも、閉園することなく通常保育を続けることができており、また従来からも様々な感染防止の観点から衛生管理には心がけておりました。今回の件につきましては、保育士は、通常の業務に、より一生懸命当たっていただいたという、そういう認識でおりますので、現時点で町独自の慰労金の給付は考えてはございません。そうは申しまして、お話にありましたように大切な命を預かる場としてはとても重みのある職場であります。業務に当たる保育士の苦労は、私が多分想像する以上のものかとは思いますが、今後につきましては、コロナウイルスの感染状況や、やはりこれだけの規模になりますと国や県の取組がやはり大きな指針になってきますので、その国、県の動向に注視して、今後検討していきたいというふうに思っております。

中村議員

教育長が大変保育に関わる皆さん、60名いらっしゃるというふうに言われました。大変敬意を表しているというふうに、教育長の思い、本当に伝わりました。でも、これ、気持ちだけっていうのは、国だ県でいいんでしょうかね。教育長、そういう思いは、思いはいいですけど、思いだけ、やっぱりそういう支援っていうものでありがとうっていう思いが、やっぱりまた違う思いで伝わるんじゃないんでしょうかね。なかなか、思いがありますって、ここで保育士さんたちが聞いていて、教育長、ああ、思いがあるんだ、じゃあ、じゃあ何か慰労金がもらえるのかなと思ってずっと耳をそばだてていたら、国、県の動向を見てってぽんと突き放されたんですが、それでは駄目だと思うんですよね。やっぱり町は町で、教育長、思われているんだったら町独自でやったらいいんじゃない

ですか。それは、町長の腹の内もあると思います。なので、ちょっとまだ時間もありませんので、それは教育長と同じっていうふうに町長言われるかもしれませんが、そうでない部分を期待して町長にお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

町 長

思いは教育長と同じでございます。コロナ禍でいろいろの犠牲、影響を受けた方々に国、県、町でお金を配りました。しかし、今後、普通の経済状況に戻ることが大事でございます。どのように戻っていくかということに、まず重点を置かなければならないなあというふうに思っております。医療関係は、今度、政府も特に国の手当等を考えているようでございますので、そこに大きな期待をしておるわけでございます。何かあればお金頂けるといふ、そういう風潮、流れは、いつか、それぞれみんな努力しているんですから、そういったことをお互いに理解しながら次へ進んでいくということも考えなければならぬんじゃないかなというふうに思っております。

中村議員

何でもかんでもということではないんですよ。やっぱり命を預かるという部署で従事されている皆さん、もちろん皆さんそれぞれですけど、やっぱり、そういう多くの命を預かって、そこで感染予防に努めながら楽しい環境をつくろうとしている保育、介護、医療——医療は患者さんのためですけども、そういうところに携わっている皆さんっていうのは、また私たちとは全然違う感覚で対応されていると思うんですよ。そこには、やっぱり敬意を表する形を示すべきかというふうに思いますので、今後、ぜひとも、そういう観点から検討いただくことを求めまして、質問を終わります。

議 長
5 番

5 番 橋場みどり議員。

橋場議員

それでは、通告に従い質問します。この夏は、思いもしなかった夏を迎えました。新型コロナにより、お盆にはふるさとに帰り両親や友達と話すのを楽しみにしていた家族がふるさとへ受け入れてもらえなくなるという複雑な思いを持つ夏になるとは、想像もしなかったことです。「ふるさとは 遠きにありて 思ふもの そして悲しく うたふもの」という詩を思い出しました。室生犀星の作られたこの心情とは違いますが、ふるさとが遠く悲しく映った寂しい夏となったことでした。これから台風シーズンに入ります。新型コロナウイルスの感染と自然災害が重なる複合災害への備えも必要となります。8月6日の飯島区防災訓練代表者会議の中で自治会長さんから、密を避けてやれというが、密を避ければ役員だけの訓練になる、それでは意味がない、町から何をやっていいのか明確な指示が欲しいという意見がありました。役員だけの少人数での訓練は何をどうやっていいのか、結果をどう地域住民につなげていくのか、悩んでしまいます。

そこで、1－1の質問です。「シェイクアウト訓練の普及を」の質問に入ります。災害への備え方は、過去の災害を教訓にしたり海外のやり方を取り入れたりしながら常に変化しています。今、シェイクアウト訓練という新たなスタイルの防災訓練が注目され、行政や企業を巻き込んで全国的に広がっています。この訓練は、日頃から危機意識を高く持ち、いざというときの対応力を高めることができ、実践的に防災能力を身につけるための取組です。これは2008年にアメリカで始まった地震に備える防災訓練で、防災の

町 長

普及、啓発を図る中で、参加者が同じ時間に家庭や職場、学校など、そのときにいる場所で一斉に机の下に隠れるなど身を守る行動を取ります。1分後、訓練終了の合図で終了します。行動の実践をし、自宅や会社など、それぞれの場で安全を確保するので、日頃の防災対策を確認するきっかけづくりになっていく訓練です。町の防災訓練では、住民から実践的な訓練を求められています。今後の訓練やコロナ禍の中での実践的な訓練としてこれを取り入れていくべきではないかと考えますが、町のお考えをお聞きます。

お答えいたします。まず、先日の町の地震総合防災訓練では、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、各自主防災会を中心に大勢の皆さんが参加いただきました。飯島町町民の皆さん合わせて3,200名の大勢に集まっていただきました。まずもって御礼申し上げます。今年度の訓練では避難所開設の訓練を中心に行っていただきましたけれども、思いどおりの訓練が実施できなかったところもあるかと思えます。そのような課題を明らかにすることで、今後の対応政策を検討することができるようになります。今後は、区長さんや自治会長さんと担当課も一緒になって浮き彫りになった課題への対応策を検討してまいりたいと考えております。また、シェイクアウト訓練の御提案をいただきました。本年度の地震総合防災の放送の冒頭で身を守る行動を取ってくださいというアナウンスをさせていただきました。有事の際に自然と適切な行動が取れるようになるためには、訓練を繰り返し繰り返し実施することも必要ですので、訓練の回数を増やすこと、また地震総合防災訓練の冒頭では、もう少し明確に指示することで住民の皆様がシェイクアウト訓練を確実に実施できるように取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

橋場議員

今年の訓練では、本当に放送の冒頭に安全な姿勢を取ってくださいというのがありました。なので、ああ、これはシェイクアウト訓練の実施のうちに入るのかなというふうに思いまして、うれしく思ったわけなんですけれども、ところが、そう言われましても、じゃあその場でかがんで頭を押さえてとか、じゃあかばんを持っていたらかばんで頭を保護してということはなかなかできないことでございますので、今、町長も言われたように、これは何度もやっていくということで、それが身につくことだと思います。それと、これにプラスしていくことで、例えばここで今1分間あったとしますと、ここで職員の皆様が私たち議員をじゃあ誘導していただけるのかな、職員の皆さんが誘導されるのかどうか分かりませんが、職員が誘導してくれるとしたならば、そういう誘導の訓練を受けているわけでありまして、その訓練も実施として行っていけるということで、学校であればその場で頭を低くして押さえた後、終了した後、じゃあ保護者の皆さんに子どもの引渡しをしていくとか、そういうつなげていくような訓練もできるわけですので、町長がおっしゃられたように、ぜひこれを続けて取り入れていっていただきたいなというふうに思います。今までの行政主導による住民や学校動員型訓練ではなくて、生徒、住民、専門家、ボランティアなどが共同して企画、運営することで、個人個人の自助力や、それから共助力を向上させることができると考えますので、ぜひ普及をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。新型コロナウイルス感染症に対応したマニュアルや避難マニュアルがま

だありません。早いところでは今年の4月にはつくられています。今回つくられたマニュアルにもそれが載っていないのですが、なぜ載らなかったのか、また、新たにつくる予定があるのかお聞きします。

町長 新型コロナウイルス感染症全般を示す感染症マニュアルについてですが、現状では国や県が示している新しい生活様式などの実践により対応していく方針でございます。また、避難所での感染症マニュアルにつきましても国のガイドラインや県のマニュアルがございますし、今回避難所開設マニュアルを作成しましたので、これらを活用してまいりたいと思っております。したがって、現在のところ新たなマニュアルの作成については計画しておりません。詳細につきましては担当課長より説明させていただきます。

総務課長 新型コロナウイルス感染症に対応した感染症マニュアルにつきましては、国が提唱する新しい生活様式、また県が進めております信州版新たな日常生活のすゝめを日々の生活で実践することが大変重要でございます。これにより感染症対策はある程度対応できるというふうに考えております。したがって、町長申し上げましたとおり、新たなマニュアルというのは今のところ予定してはございませんが、避難所での感染症対策、こちらにつきましても、国の感染症のガイドライン、県の感染症マニュアルを踏まえ、感染症の対策を盛り込んだ指定緊急避難場所・指定避難所開設マニュアルを町としてもつくりましたので、この普及、定着をまずもって最初にしていきたいなあというふうに思っております。また、従前からございます避難所の運営マニュアル、これにつきましても感染症対策の部分を盛り込んで改訂を進めておりますので、災害、有事の際にはこれらに沿った避難所の衛生確保に努めてまいりたいと思っております。

橋場議員 国や県のマニュアルに従うと、それから、今、町のほうのマニュアルはつくっているということでございます。ところが、前も地震に対する避難所での運営マニュアル、あれが区のほうにも配られておりますけれども、ほとんど見られていないというのが現状でした。ぜひ、そこのところは皆さんがしっかりと読んでいただいて対応できるような形に、ぜひ、しておいていただきたいと思います。

続いて、次の質問に移ります。2-2の危機管理系の職員体制についてお聞きします。災害が発生した場合、危機管理系の職員の対応は前から大変だというようなことを伺っておりますが、自然災害に加え、コロナ感染症が加われば、さらに感染症対応もしながら行わなければならない、今までの避難所とは違う役割がさらに増えてきます。コロナ感染症に対応する係というか、部署というか、そのようなものを1つ増やすというようなお考えがあるのかなのかお聞きします。

総務課長 災害有事におけます対応職員の不足、これにつきましては、危機管理係に限らず、町が開設する避難所要員、またライフラインの確保、そういったものの現場系の職員など、全体的な人員不足が心配されております。そのため、新型コロナウイルス感染症に対応する新たなチームというのを特別に別に設けるという設立は、現状では難しいのかなあというふうに思っております。したがって、災害対策本部機能の中で関係職員の連携によって対応していくしかないのかなあ、現状はそういうふうに考えております。

橋場議員 前々からそれが難しいというふうに聞いているんですね。そこのところにコロナが

総務課長

入りますと、これ、できるのでしょうか。私はとても混乱すると思いますけれども、どういうふうにお考えでしょうか。

先般の防災訓練の際にも、職員は各自治会のほうに行ったんですが、本部機能のところで消防団の幹部、それから役場の危機管理係というところで若干理事者等を含めまして検討した中では、今まで危機管理係は災害があると消防団業務のほうがあるということで、非常に対応が難しいし、不明瞭なんじゃないかという問題提起を、今、しております。災害対策本部自体は消防団も含めた中での対応というふうにしたほうが、当然、指揮命令系統が1つになりますので、本部長の指令に基づいて各職場、各課等も動き、消防団も動いていただくというようなことも考えていったほうがスマートじゃないかなという議論が出されております。そうしますと、今まで危機管理係が消防団とか災害対策本部とか、どっち、どっちっていうので不明瞭だった部分が明確になってくるというふうに思います。そういった組織自体の組み方の新たな整理の仕方、それによって職員の動きやすさというのが出てくるかなあというふうに、1つの対応策でございますが、そういうふうにご考えておりますので、まだ検討中で答えは出ておりませんが、動きやすい形をまずもってつくるのもいいのかなというふうに思っております。

橋場議員

動きやすい対応をつくっていただけるということでございます。ぜひ、今までのようなきゅうきゅうとしたというか、これからは役割はどんどん増えてくると思いますので、ぜひ、その辺は動きやすい体制ということをぜひつくっていただくように要望いたします。

その次の質問に移ります。避難所運営スタッフの確保やスタッフの個人用防護対策について伺います。感染しても症状が出ない無症状者からも感染が広がるおそれがあるので、避難者の中に感染者がいるとの前提で対策を進めていかなければなりません。避難所を運営する自主防災組織の役員は高齢者の方が多く、高齢者は重症化するリスクが高いです。受付から始まり多くの人と接触する避難所運営では、感染リスクが高いことから、交代要員も含め、スタッフの確保はどのようにしていくのか、またスタッフ用の防護物資の対策はどのようにしていくのか伺います。

総務課長

まず、避難所運営スタッフの確保でございます。議員おっしゃられたとおり、実際に避難所の運営には多くのスタッフが必要となってくると思います。指定緊急避難場所におけるスタッフにつきましては、各自主防災会の運営を今のところ基本というふうにご考えておまして、身近な地域での支え合いにより発災の初期を乗り越えていただくということをこちらのほうでは目指しているところでございます。発災後数日経過した後は、その施設の中にやっぱり組織が必要となり、リーダーを置いておくというのが必要になってくるかと思っております。指定緊急避難所は、現在、区の役員さんを中心に、一部役場の職員、それから時間が経過してくる中では、場合によってはボランティアセンターを介して派遣されたボランティアの皆様のお力もお借りしながら、発災後における生活基盤の機能を担うというような形になるのかなあというふうに思っております。また、避難所の運営スタッフの防護対策についてでございます。新型コロナウイルス感染症対応

地方創生臨時交付金によりましてマスクや消毒液のほか、フェースシールド、それからパーティションといった衛生資材を備蓄しておりますので、手洗いやうがい、せきエチケットなどの衛生対策に加えまして、こうした衛生資材を活用していただくことでスタッフの感染防止を徹底してまいりたいというふうに思っております。

橋場議員 フェースガードなど、そういうものは当たり前と言ったらあれなんですけども、当たり前なんですけれども、じゃあ、例えば使い捨ての手袋ですとか、じゃあ防護服代わりになるかっぱですとか、そんなようなものはどうするんでしょうか。個人が、運営スタッフが用意をしていくということでしょうか。それとも何かそういう防護服は用意していただけるのでしょうか、今の支援の中で。

総務課長 こちらで想定しているのが、今言いました使い捨てマスク、議員のおっしゃられた今のもの、使い捨ての手袋だとかマスクだとか防護服とか、そういうのも想定はして、今回の臨時交付金で購入して配備をしたいというふうに考えております。

橋場議員 これは多数の量が要と思いますので、しっかり準備のほうをお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。微熱、せきなどの症状が出ているときの避難所への誘導と判断基準はどういうふうになっているのかお伺いします。

総務課長 災害有事の際、避難所へ避難する段階で微熱や発熱、それからせきなどの症状が出ている場合、いわゆるコロナ禍におきまして、果たして避難所に行ってよいものかというような判断を迷うケースもあるのではないかというふうに想定しております。明確な判断基準をこうですということを示すことはなかなか難しい面もございますが、風邪の症状が出ている場合であっても、基本的には災害の危険からまず身の安全を守ることが大前提でございますので、安全な場所へ避難することが必要であると。したがって、発災時の居場所、自宅等が危険な場合には、速やかに最寄りの指定緊急避難場所へ避難をするようお願いしたいというふうに思っています。

橋場議員 最寄りの避難所へどどどどどと行くようなことも考えられるわけですね。そうしますと、じゃあ、その迷われているような方は避難所の受付でチェックを受けるということですね。

総務課長 先般、ちょっとこちらのほうでつくりまして配布させていただいた、若干まだ浸透していないという御指摘いただきましたが、開設マニュアルのほうにも、まずは来ていただいて、避難所へ来られた方々に消毒、それから発熱の有無、健康チェック、こういうものをして、せきのある方はAという部屋へ、そうでない方はBという部屋へというような振り分けをしていただくように、それぞれ区、自治会のほうに説明を申し上げてございます。ただ、人数的にとっても入り切れないというのも当然でございます。したがって、避難所においては密になってしまう場合もあるのかなあというふうに思いますけれども、昨日の台風10号の中の報道でも、高齢者の方々、コロナは恐ろしいけど、怖いけど、台風のほうが怖いということで避難してきたというような報道もなされました。これが実態ではないかなあというふうに自分も思っています。したがって、受け入れるほうでも、それぞれ感染症の危険に十分配慮しながら、そういった部屋を分ける程

橋場議員

度のことしかできないかもしれませんが、最低限の対応をしていただくというふうに思っています。

これは、ここで、受付で誘導をそれぞれしていくということなんですね。また後ほど誘導についてはお聞きしたいと思います。

次の質問に行きます。発熱、せきなどの症状が出ている方の避難所スペース、隔離のスペースですね、トイレの設置場所の確保についてお聞きします。自宅療養者、濃厚接触者、せき、発熱等の症状があり、感染の疑いのある方と一般避難者を分けて別の避難所に移ってもらうことがよいのですが、一般の避難所で受け入れる場合は専用スペースが必要となります。同時にトイレも別にしなければなりませんが、トイレの場所の確保というものは特別にされているのかどうかお聞きします。

総務課長

先ほどの質問とも若干関連がございますけれども、発熱やせきなどの症状が出ている方につきましては、受付時に手の消毒、検温、体調チェック、それを経まして、症状のない方とは別の部屋で避難していただくということで感染のリスクを低減していきたいというふうに現在マニュアルのほうで示しております。また、トイレにつきましても、症状のない方々と本来ですと分けて、消毒を徹底するなど、感染リスクの低減を図ることとしております。可能であれば、離れた所に設置するほうが一番いいというふうに思っております。しかし、避難所それぞれの事情がございますので、こうした対応がそれぞれの避難所で可能なかどうか、これは避難所等の開設をされる区、自治会と町ともしっかり意見交換しながら、うちはできるよとか、うちはできないよということを明確にした中で、不可能であればどのように対応したらいいかを個別に検討していく必要があるかなというふうに思っています。

橋場議員

それぞれ場所の広さとかがあると思うんですけれども、そういう足りないところではテントで隔離するというようなこともある——あるというか、しておりますし、それから、トイレの設置ができない場合にはパーティションですとか、あるいは段ボールなどで、テントですとか、そういうので区切って行うっていう、専用スペース内に簡易トイレを作るというようにもしているわけですが、そういうためのテントっていうものの用意もあるんでしょうか。

総務課長

テント等の準備はございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、区会、また自治会長さん、うちはとてもトイレは建物の中にはできないよということになれば、そういったテントを使って簡易トイレでやるとか、うちはこの部屋をトイレのほうに使えるとかいうのが明らかになってこようかと思えます。うちでは無理だということにつきましましては、議員に今教えていただいたとおり、じゃあテントが要るねというふうになればテントの配備をしていかなきゃいけないというふうに思っています。

橋場議員

それから、各避難所に感染症対応ができる保健師などの専門家ですか、その配置っていうのはどの程度できているというか、どの程度するんでしょうか。各避難所についていうのは難しいと思うんですけれども、全部の避難所に避難するっていうような災害が起きるかは分かりませんが、仮に、もしそうなった場合に、全部の避難所、8割くらいはあれですかね、専門家、置くことは可能なんじゃないかな。

総務課長 現実問題、全部の避難所に保健師を配置するというのは不可能だというふうに自分は認識しております。ただ、保健師が巡回していったら、この避難所は今こういう状態ではないとか、ああ、ここはまずいなあ、ここをこういうふうにしてくださいというような巡回指導というのは当然できるのかなあというふうに思っています。ちょっと、それで、先ほど言いましたとおり常駐というのは非常に難しい、不可能かなというふうに思っています。

橋場議員 常駐していただければ一番安心かなと思うんですけども、何とか巡回で対応ができていくことを願うばかりです。

次の質問です。発熱やせきなど出ている在宅避難者、あるいは車中泊、テント避難者への対応はどのようにしていくのかお聞きします。

総務課長 発熱やせきなどの風邪症状が出ている方々が在宅避難、また車中泊、それからテント等の避難生活を送ることも、当然これは考えられますし、そういった避難もしていただかないと、先ほど言ったように避難所がもういっぱいになってしまうというふうに思っています。避難所以外に避難される場合につきましては、隣近所の方や隣組長さんに私はここにいるよというような避難場所を伝えていただくことで自治会長さんにつながれば、避難場所の特定を自治会長さんができるのかなあというふうに思っています。このことは、先般の説明会でもお示しさせていただいております。こういった避難場所の特定ができれば、後の食事や物資の受渡しのための避難所との横のつながり、これは確保して必要な支援が受けられる体制を整備できるのかなあというふうに思っておりますので、そのような対応をお願いしたいと思います。

橋場議員 分かりました。自治会長さんにつなげていただくということですね。

続きまして2-7、衛生環境対策について伺います。2011年3月の東日本大震災ではインフルエンザが、2016年4月の熊本地震ではノロウイルスでの2次災害が起きてしまいました。これは、断水による手洗い、入浴ができなかったこと、トイレの汚染、不十分な換気、土足生活、避難所の密集、隔離スペースの不足、偏った食事、ストレスによる免疫力の低下、衛生物資の不足などによるものです。避難所の中では、このような原因となることで起きるわけですが、その上にコロナウイルスが蔓延するわけですので、十分過ぎるほどの注意が必要となります。マスク、消毒液、体温計、簡易トイレの準備はほぼされてきていると思いますが、またトイレの話になるんですが、特に心配されるのはトイレです。緊急時の支援物資は食料などが優先されるために、トイレは後回しになっているのが実情です。衛生に注意しなければならない現状では、特に充実させておかなければならない1つです。簡易トイレのほかに携帯トイレの充実もあります。各家庭で携帯トイレの備蓄も理解されてきたように思います。携帯トイレも最近では100円ショップで手に入るようになりました。また、生ごみやおむつの臭いを消せる袋なども量販店で買えるようになり、家庭でも備えやすくなりましたが、まだまだ進めていきたいところです。飲料水の備蓄も、前、全協でもお聞きしましたが、当町だけの被害であれば近隣から支援してもらうことができますが、近隣を含んだ災害となれば難しくなると思います。飲料水の確保も、コロナ予防のためには、手の消毒、特に頻繁な手

総務課長

洗いが必要になります。1日1人あたりに必要な水は3リットル、2リットルは飲料水、1リットルは生活用水とされていますが、手洗いを頻繁に行う状況では全く足りなくなります。簡易トイレや水の備えについて、どのような今備えになっているのかお聞きします。

避難所生活におけます衛生環境の確保、これについては大変重要な項目であるというふうにこちらも認識しております。今年度、町では、新型コロナウイルス感染症対策として国の交付金を活用しまして、防災活動支援という事業として避難所への衛生資材の確保を進めております。具体的には、先ほども申し上げましたが、アルコール消毒液だとか液体のハンドソープ、固形石けん、それからペーパータオル、非接触型の体温計、また使い捨て手袋、飛沫防止のパーティションや防護ガウンといったようなものも、こちらとしては想定して準備を進めておるところでございます。ただ、御指摘いただきました水の確保という点につきましては、まだ十分それを配備するという十分なことはちょっとできておりません。したがって、今後、御指摘いただいたこともありますので、そういったところもしっかりと検討していかなくちゃいけないと、水がなければお米があっても米は炊けないという部分も当然ございますし、水の確保というのはやはり重要でございます。しっかり検討してまいりたいと思います。

橋場議員

水の確保には検討をしっかりしていきたいということですので、ぜひお願いしたいと思います。それから、体温計なんですけれども、避難所へのどどどどというか、殺到するというか、なったときには、受付での負担が大変、体温計で測るっていうのが大きくなると思うんですけれども、今、最大30人まで測ることができるというサーマルカメラがあるんですが、そういう導入というお考えはあるのでしょうか。

総務課長

避難所にサーマルカメラの設置というのは、今のところ検討はしておりません。非接触型の体温計については配備してございます。開設マニュアルの中では、受付に密集しないように、間隔を置いて、ちょっと待ってくださいというような、これは理想論といえれば理想論なんですけど、そういうふうになっております。ただ、雨が降っている、真夜中だ、そういった状況で、そんなことをしている場合ではないというところも当然ありますので、臨機応変に体温を測りながら、一旦は入っていただいて、体温を測った方からまた違うところへ移ってというようなことも、それぞれの避難所でしっかりと想定した形を取っていただければというふうに思っています。

橋場議員

各避難所で考えていただくことも結構でございますが、何台かは準備していただければいいのかなというふうに思いますので、要望しておきます。

2-8の質問に移ります。3密を避ける対策はということでお聞きします。密集になる避難所では段ボールベッドとパーティションが不可欠とされています。また、さっきもお聞きしましたが、テント設置などの準備の現状、十分ではないと思いますけれども、ほぼほぼ準備はされているのだと思いますけれども、各避難所にはどのくらいの準備がされているのでしょうか。

総務課長

避難所におけます3密を避ける対策につきましても十分心がけていく必要があるというふうに考えております。まず、密集回避につきまして、避難所の収容人員にも限りがある

ございますので、先ほどの質問でもお答えしたように避難所以外の避難、そういった形も組み合わせることで感染リスクを低減していきたいというふうに思っています。また、避難所内での距離の確保につきましても、避難所の開設ボックスという箱をもう配っているんですが、そこに距離の確保の目安を表示する資材を同梱しておりますので、目に見える形で表示することでソーシャルディスタンスを確保してまいりたいというふうに思っています。また、密接回避についてでございます。避難者の個々の取組によるところが大変大きいと思われますので、避難所生活におけます必要以上の密接を避けるとともに、避難所開設や運営に関しましてもマスクや消毒液、パーティション等の衛生資材を活用する中で感染リスクの低減に努めてまいりたいと思います。先ほど言ったパーティションにつきましては、それぞれの自治会に、十分ではございませんが配るようしておりますので、全然確保できないということはないんですが、また自治会長さん等も含めた中で不足分については対応していかなくやいけないのかなあというふうに思っています。

橋場議員

それぞれの避難所で融通し合って使っていくということも考えられますので、ほぼ準備されているということですね。

次の質問に移ります。2－9です。避難所開設には避難所受入訓練が必要だと思いますが、そのお考えについてお聞きします。新型コロナウイルス、コロナ禍の状況での避難者受入では、避難所の入り口で体温や体調を事前に確認したり、一般避難者と体調別の避難者の仕分けが手際よく適切に仕分けられるか、換気や消毒の回数の仕事が追加的に発生したり、発熱、せきなどのある者や濃厚接触者が出た場合の対応が新たに発生したり、車両避難者、車中泊の者や車中泊者対応も増えることなどから、今までの避難所とは違う役割が増えてまいります。さらに、感染症対応をしながら行わなければなりません。それぞれの災害種別に応じた訓練を行っておくことは重要と考えます。運営スタッフとして配置される職員や自主防災会の役員などを対象に避難所受入訓練は必要と考えますが、いかがお考えでしょうか。お聞きします。

総務課長

町としましても、避難所の開設訓練だけでなく、避難所で受け入れるための訓練、これは必要であると認識しております。今年度の地震総合防災訓練では、参加した役員の一部を避難者に見立てていただいて、実際に受入れから避難、別の部屋に避難させるというような模擬受入れを行っていただいた自治会もございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、現在の状況下では大々的な避難者訓練のほうは実施困難であるというふうにちょっと考えておりますけれども、新型コロナウイルスの感染症が終息した折には、町民の皆さんの御協力をいただく中で、役員の方を含めて、避難者の受入訓練、こういうのを実施していかねばいけないというふうに考えております。

町 長

ただいまは、橋場議員さんから多角的な見地での防災の対応について御意見、また、総務課長からそれぞれの準備のお話を聞いていただきました。橋場さんは防災士を取られていますから、そういう観点やはり明瞭になっているんだろうなというふうに推察いたします。先日、防災訓練が終わった後、あんどურიすさんの御講演会がございました。これも防災、自分の命を守るという観点で、非常に実践に即した講演会であったな

あとというふうに思っております。そういうことを知っている人と知っていない人では、それは命が救われるか救われないかという分岐点にも立つこともあるんだろうなあっていうふうに思います。ですから、ああいうお話をしっかりとまた聞くということが非常にいいのかなあというふうに思っています。特に、マニュアルはいっぱいあるんですけども、私たちも携帯のマニュアルなんか読んだことがないんだよね。実際、命がかかって、防災で、マニュアルなんですけども、みんながそれを統一して読み合っているかという、なかなかそういったことができないのが実態だという御指摘もございました。それで、やっぱり地元の実地のことを訓練して知っている人が直接お話しするということは、非常にこの言葉が通じるのではないかなあいうふうに思います。飯島町でも防災士の皆さんがだんだん増えてきておられると思いますので、そういう方々、地元のそういう方々が、実際に避難所を開設するときに、まずここが大事なんだという、そのポイントをきちっと地元の人が語っていただけるっていうことが非常に伝わるのかなあというふうに思うところでございます。そんなことも、やっぱり調整やら訓練も実践に即してやっていくことが大事かなというふうに思っております。避難については、本当の当日、あるいは当夜、時に避難しなければならないっていう段階と、また二、三日たって、そこで生活が始まるという、そういった、また、その中間もあると思います、それぞれによって、その対応が違ってくるかと思います。人数が把握でき次第、避難所をこことここここに使う、そういうふうな手配も必要だろうというふうに思っています。ですから、そういったステージに応じての対応というのを、そういう防災士の皆様方が想像力の中でしっかりと計画ができていくことが望ましいかなあというふうに思っております。ぜひ、橋場さんも防災士の一人としてそういう方々の御意見をまとめて、今、非常に歯がゆい思いをしているんじゃないかなあというふうに思いますけども、そういったことがまとまっていけることに、また御協力いただきたいなあというふうに思います。

橋場議員

防災士が活躍をしたいという思いは、本当に、よりたくさん持っているわけです。ところが、今は持っているだけという状況です。コロナっていうこともあると思いますけれども、なかなか、防災士取られた方は、取るときには、じゃあ、もう取ったら何とか町のためにできることをやっていこうとか、取りあえずは自分が身を守るためにどんなことができるのか勉強してみようとか、そこから入られたりとかして防災士の資格を取られているんですが、じゃあ取ったときに、じゃあ意気揚々として、じゃあこれで町のために何かできるんだと思うわけなんですけど、ところが現実には、なかなかそれができない現実です。もう2年くらいになるのかな、年に1回しか防災士会というのは当初ありませんでした。それは、まだまだ発足していく段階ですので、そんなにはできないわけなんですけども、そのうちに、それが防災懇談会というものになりました。なぜなったかという、歯がゆかったんですが、これはもう数の原理で負けてしまっしょうがなかったんですが、やはり防災士を取っても、まだまだ防災士間で勉強ができていないと、その差があるわけですね。だから、その差を埋めていくために懇談会にしようということで、まず防災懇談会ということになりました。

議長、よろしいんでしょうか。これは通告にはないんですが、よろしいでしょうか、続けて。ちょっと今、町長のほうから防災士のというお話がありましたのでしかけましたけども、いかがでしょうか。でしたら、また別の機会にいたします。

議長

今、思いを言ったんだら？これから言うの？まだ。

橋場議員

はい？ここまで言っちゃったので、いいですか？——ということで……

議長

あと時間が6分幾らしかありませんけど、いいですか。

橋場議員

はい？

議長

後の時間が少ないですけど、いいですか。

橋場議員

また次回のほうに、もう延ばしたいと思います。

ただ、やはり防災士の皆さんが、今、じくじたる思いを持っていらっしゃるのは確かですので、今年の防災の全体集会にもコロナのためということで防災士は呼んでいただけませんでした。省かれてしまいました。ということで、防災士は、じゃあ俺たちは何のために取ったんだ、何をしていけばいいだろうという、そういう思いがございしますので、ぜひ、防災士会も活躍できる場というものをつくっていただきたい。我々も、防災士も、そういう場を、任せるだけではなくて、やっていかねばいけないんですけれども、そういうところがございしますので、ぜひ、防災士会として動けるようなことをしていただけたらなあと思います。それから、議員の皆様にも、また町民の皆様にもお願いなんですけれども、ぜひ防災士の資格を取っていただいて、住民の安全を守るためにぜひ協力をしていただけたらと思いますので、お願いをしたいと思います。

それでは、3-1の質問に参ります。熊本の災害でも、今回、防災無線が聞こえなかったということをお聞きしました。前回の質問で——前回じゃない、3月の質問ですかね、3月の質問でも半鐘の復活をということで質問させていただきました。そのときには検討をしていくというようなお話でしたけれども、住民からは、また、鐘の音は遠くまで聞こえるので、ぜひ半鐘の復活をしてほしいという声がございしますが、再度お聞きしたいと思います。半鐘の復活はあり得るのでしょうか。お聞きします。

総務課長

現在、町内には10か所の半鐘がございします。いずれも地元管理というふうになっております。また、消防団の打鐘訓練、こういったものは今現在廃止となっておりますので、通常使用する機会もない状態で、安全の確保も確認ができていないという状況が現状でございします。情報網が発達していない時代には半鐘の役割が大変重要でございました。今、議員のおっしゃっているとおり、久々にガンガンって聞くと、新鮮になって、遠くまで聞こえるんで、いいねというような御意見もありますが、現代では様々な情報網が張り巡らされている社会となっております。半鐘の効果は、先ほど言ったように全くないというわけではないと思いますけれども、現状では、防災無線を中心とし、様々な媒体を組み合わせた防災情報の発信に努めまして、町民の皆様全員に情報が行き渡る、そういった方面でやっていきたいと思いますので、半鐘の復活については、現状、考えておりません。

橋場議員

様々なものを使ってというお話ですから、その様々な中に、ぜひ入れていただきたいというのが要望でございします。住民の安全を守るためには、幾つもの周知の方法があっ

でもあり過ぎはないと思います。この方法も駄目だったかもしれない、もしかしたら、その状況に応じて、これがあったからみんなに通じたということもあり得るわけですので、ぜひ、その様々な情報の中に今後考えていただけるように要望しまして、質問を終わります。

まだ4のフレイル予防についての質問があるわけですが、これは次回に延ばしていただきますので、よろしくお願いします。以上で終わります。

議 長 ここで休憩を取ります。再開時刻は3時25分といたします。休憩。

休 憩 午後3時09分

再 開 午後3時25分

議 長 会議を再開します。一般質問を続けます。

11 番 竹沢秀幸議員。

11 番

竹沢議員

それでは、通告に基づきまして一般質問を行います。私も議員生活16年目で、前回の6月は自粛いたしました。今回61回目の一般質問で、あともう2回やりたいと思っております。議員として一般質問できることを大変光栄に思っております。今回は4項目について質問をいたします。今回は、町当局に質問趣旨を理解願うため、議長の許可をいただきまして資料を配付してありますので、資料も御覧いただく中で御答弁をいただきたいと思っております。

質問事項1「コロナ予防対策で町民の為の独自政策を求める」についてであります。新型コロナウイルスに感染しない予防対策は、皆さん御案内のように、密閉、密集、密接の3つの密の回避、それからマスクの着用、石けんによる手洗いや手指の消毒用のアルコールによる消毒、検温などが励行されるということは、厚生労働省も言っておるところであります。

質問要旨1-1です。町内の小中学校、保育園等の施設内の水道蛇口を自動センサー蛇口に更新を求めるについてであります。お手元に配付してあります自動の蛇口ですけれども、変遷をしております。一番上が、これ七久保の小学校の体育館の外にあります足洗い場のところの蛇口です。2つ目が我が家の洗面所の蛇口、これは上下のレバーですね。それから3つ目、七久保道の駅の自動の蛇口であります。申し上げたいのは、コロナ感染予防で非接触型の蛇口が必要であると、こういうことでございます。したがって、以前に教育委員会の担当係長さんや教育次長さんに、子育て支援センター、3保育園、両小学校、中学校の蛇口を自動センサー蛇口にするを以前から提案してあるところでもあります。この施設導入の財源確保に当たり、内閣府は副大臣を通じ調査しましたが――副大臣といっても複数おることを皆さん御存じですか。国の令和2年度地方臨時交付金の対象になるということになりました。私も、余分なことですが、町内の水道工事業者にも、こういうことをやりたいけど協力してくれるかというふうに事前に

申し上げてあるところであります。結果、皆さん御案内のように、9月4日、議会全員協議会で説明があったとおり、今議会開会中の17日に追加提案で一般会計補正予算第6号に組み込まれることになる予定であります。これは地方創生臨時交付金の中の公共的空間安全・安心確保事業ということでありまして、670万円ほど予算化されるということであります。これは、先ほどお示したような古い型の蛇口について、そこに新たに後づけでつける水栓の装置がございまして、今、全国で2つくらいのメーカーがあるんですけれども、これをつけていただける、こんなことになるのかなあというふうに理解をしておるところであります。したがって、まず本事業を取り入れていただいた飯島町並びに教育委員会の俊敏な対応を高く評価するわけですが、詳細についてお答えをください。

教 育 長 コロナウイルスといういまだかつてない脅威に全世界が対峙している現在、新しい生活様式も感染症拡大防止も身近なものとなっております。そうした中で、社会教育施設については県の方針等に従いまして施設の利用制限などを行ってきましたが、現在は、基本的には感染症対策を行った上で、施設により滞在時間の制限、半数以下の定員管理をお願いして御利用いただいているところでございます。御質問にございました小中学校、あるいは保育園においても、今年度、18日間の学校休業、七久保保育園の臨時休園等ありましたけれども、感染拡大防止のため設備や衛生面の見直し、これを順次、整備を行いながら運営していくというところでございます。御質問にありました施設更新につきましましては、具体的な数字等につきまして次長より御説明を申し上げます。

教育次長 それでは、説明をいたします。水道の蛇口につきましてですが、小中学校では、現在、約、外回りも含めまして610か所ございます。そのうちの今回、現場から要望のありました77か所を、こういった自動水栓アタッチメントを取り付けるタイプで自動水栓化を進めてまいります。また、保育園、支援センターでは約290個ございまして、そのうちの90か所を行ってまいります。接触を避けて感染拡大防止をすべく、学校、保育園等から要望調査を今回行いまして、直接子どもが使用する優先度の高い蛇口から準備を進めてまいります。

竹沢議員 優先度の高い部分について小中学校77か所、保育園、子育て支援センター90か所、設置していただけるということでございますが、17日に予算が通ったとして、設置時期はいつ頃になるかお尋ねします。

教育次長 多分、全国的な取組がなされている製品だと思います。なるべく早く工事を行ってまいりたいと思っております。現場の担当サイドから言わせていただければ、年内には、年内の整備には間に合わせていきたいと考えております。

竹沢議員 それでは、年内に設置を求めます。

質問要旨1-2。秋以降、コロナとインフルエンザが同時発生する予想でございまして、高齢者、65歳以上、我々そうですが、予防接種、1,700円、今負担をしとるんですけど、これを無料にすべきだという提案を申し上げるところであります。今年の秋、心配される課題でありまして、飯島町におきましては令和元年度の65歳以上のインフルエンザ予防接種は当初予算で3,000人の500万円、予算が計上してありましたが、実績は

2,155人で310万円の費用を町が負担しておりまして、我々接種者が個々に1,700円負担して予防接種をしておるわけでありまして、昨年の実績でいいますと接種率は71%と、こういうことになります。政府は、さきの8月26日に新型コロナウイルス感染症とインフルエンザが同時流行した場合を想定いたしまして対策パッケージをまとめたので、報道されております。また、本県におきましても信州大学病院をはじめ県内の医療現場にも影響があるということが危惧されておるところであります。そこで、飯島町の独自政策として町内の65歳以上の高齢者の自己負担額1,700円が無料にできないかをお尋ねするところであります。なお、今年は国の指導で、実施の期間ですけど、昨年までは11月から12月の2か月間を接種期間としたんですけども、今年は厚生労働省の指導で10月の前半から12月までやるというふうに国のほうでは示しておるところであります。ワクチンの供給量ですが、厚生労働省によりますと日本全国で6,300万人分必要であるというふうに報じております。この財源ですけど、私が先般9月4日、議会全員協議会で紹介いたしましたように、内閣府所管の地方創生臨時交付金の、現在は2兆円ですけども、第3次分300億円、これが予定されておりますので、これに申請すると該当になるのかなあと考えるところですけども、これについて町長はおやりになるお気持ちがあるのかどうかお答えください。

町長 現在、国では、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザが今年の冬に同時流行した場合に備え、インフルエンザワクチンを高齢者に優先接種する方針が示されております。今年度の高齢者インフルエンザ予防接種につきましては、国や県の新型コロナウイルス感染症対策も関連してくるため、状況を見極めながら適切な時期に必要な方の接種ができるよう対応してまいりたいと思っております。インフルエンザの予防接種につきましては、原則、自己負担の任意接種ですけども、65歳以上の高齢者につきましては、重症化を防ぐ効果があるとして、費用を公費で一部負担している定期接種と今のところなっておるところでございます。御提案いただきました無料化につきましては、今後慎重に研究してまいります。

竹沢議員 今、町長、慎重にという表現でございましたので、もしかすると全額無料にはならなくても少し減額とか、そういうことも、甘いことも期待しながら、ぜひ慎重に、65歳以上の方がコロナに感染せず、またインフルエンザに感染しないような、そういう予防対策を町独自の政策として実施されますよう検討をさらに求めまして、次の質問に入ります。

質問要旨1－3。午前中、同僚議員からも提言があった部分ですが、役場の職員業務の中でテレワークにつきまして、新聞報道によりますと、箕輪町と伊那市が先進的にこれに取り組むということで報道されております。加えて、我が町の文化館ですけども、これは有事の際の第2次事務所として有事の際は活用すると、ということが決められておるわけですけども、この訓練等の活用計画はいかがかということについての質問であります。テレワーク等の必要性については午前中の同僚議員のただした部分で明らかでございまして、その必要性は町も認めているところですが、具体的に箕輪町と伊那市がどのような方法で導入しておるのかの詳細を求めたいと思います。もちろん、セキュ

リティーの問題もどう対応するかについても課題であるのかなあと思うところでありまして、この課題については以前に総務課長並びに副町長にこういうことを取り組むべきだというふうに提言してありますので、該当するどなたかのほうで御答弁をいただきたいのに加えて、文化館、有事の際の2次事務所としての訓練等の計画もたしかあるように思うけれども、これは総務課長でしょうか。お答えをいただきたいと思います。

総務課長

当町のテレワークについて検討を進めていく上で先進事例の情報収集は必要でありまして、今、議員の中にありました箕輪町、こちらにつきましては担当者から電話でのヒアリングを行っております。また、伊那市につきましては、庁内のシンクライアントシステム、これが伊那市は構築できておりまして、来年度、うちも構築ということでしたので、それを視察に伺った際に、実際にテレワークのデモンストレーションもやっていただきまして、拝見してまいりました。それぞれどんなものかというのは、いろいろなちよつともものもありまして迷惑がかかりますので、この場ではちよつとお伝えできませんけれども、今後も先進事例を参考にしまして研究をしてまいりたいというふうに思っております。また、文化館を2次的な事務所利用とすることにつきましては、新型コロナウイルスが庁内で――役場内ですね、発生した場合に備えて面積計算を既に行っておりまして、機能の半分が移れるというふうに調査済みでございます。大事なのは、ネットワークがそこで使えるかということでございますが、それに必要な機材も今回そろえていくということでございます。あと、訓練等の実施につきましては、今後のコロナウイルスの感染の動向も見ながら検討してまいりたいというふうに思っております。

副町長

テレワークの関係につきましては、前、議員さんのほうから提案をいただきましたので、今、総務課長が申し上げたとおり検討を重ねまして、来年のシステムの更新に併せてうちに合ったシステムを構築していくということで、今申し上げた研究を十分しないと、伊那市、箕輪町、規模がそれぞれ違いますし、やり方も違っておりますので、うちに合ったシステムをとということで十分研究させていただいて実施してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

竹沢議員

それでは、テレワークは飯島町に合ったスタイルで検討していただくと同時に、文化館のほうにつきましては必要な備品等は準備していただいたりして、また訓練も適宜実施されるように求めまして、質問事項の2に入ります。

「子育て支援政策で大学就学前の高校3年生に支援等を」についてであります。

質問要旨2-1。子育て支援策で将来を担う高校3年生に1年分のJ R定期券相当分を交付してはどうか。加えて、財政状況と人口増に鑑み出産祝い金等の給付を改めて検討することを提案するということでもあります。飯島町が町長を筆頭に子育て支援策を行っていることは十分評価するところであります。今次提案したこの課題は、町内の高校生は、いずれ将来の夢実現のために大学等への進学や就職を選択して羽ばたいていくわけであります。現コロナ感染拡大下の中で経済的困窮を迫られている町民の方がいらっしゃることも事実だと思います。進学や就職には一定の費用が発生します。その僅か一部分ですけれども、高校3年生を持つ保護者に支度金の一部としてJ R定期券相当分を交付することを提案するわけであります。お手元の2枚目の資料には、宮田村の事

例を参考に載せてあります。宮田村では、一律3万5,000円を申請のあった75名の方に総額262万5,000円、先般、交付したところであります。宮田村教育委員会へお尋ねしましたところ、なぜ3万5,000円かといいますと、宮田を起点にして南は赤穂高校や駒ヶ根高校、北のほうは伊那西や弥生や伊那北、上農などへ通学する定期券1年分を算出したということでございます。飯島町は、このような制度をおやりになるのかどうかお尋ねします。参考までに、七久保から伊那北へ通学する孫がおりますが、半年の定期券で4万円、1年間で8万円ほどかかります。それから、次の課題ですけど、そこにある、今の新聞記事のところに継ぎはぎでいろいろ貼ってありますけど、宮田村は、村長さん以下、子育て支援日本一を目指すということで頑張っておるんですけども、飯島町も劣らずと頑張っているんですけども、もともと我が飯島町は、歴史を振り返りますと、16年ほど前に自立の町を選択して今日に至ってきております。当時、自立のまちづくりを選択した中では、いわゆるこういう現金給付というものの事業を見直しして、廃止や縮小するということを決めて今日まで推移してきております。今16年経過したわけで、いろいろと状況は変化しておりますし、地方創生の新たな取組をする課題が今日あるわけですし、人口減ですとか少子高齢化の取組が求められる、こういう時代に変化してきております。なので、例えばですけど、出産祝い金や小中学校の祝い金、あるいは学校給食も、宮田は5,000円かな、補助しておりますけれども、こういうのはどうかなあと思うわけです。例えばの話ですけど、誕生お祝い金ですけど、宮田の例でいきますと1子が2万円で第5子は20万円ということです。昨日入ったある情報によりますと、七久保のある子育てのお母さん、5人目の赤ちゃんが生まれました。大変うれしいことですけど、これがもし宮田だったら20万円もらえるようですけども、これが適切かどうかということは別の問題として、飯島町もずっとこれまで現金給付を我慢してきたんですけども、これを機に少し過去を振り返りながら、もう少し先を見据えた中での対策として、こうしたことについてもちょっと緩和していったらどうかなあということで提案するわけでありますので、御答弁を求めます。

教 育 長

ただいま高校3年生の支援につきましてお話がございました。経済的な問題につきましては、制限はありますが、遠距離通学の県の奨学金があったり、あるいは町や県の奨学金制度がありますので、町で給付するばかりでない救済策といいますか、支援策というのは、いろんなところであるというふうに思っております。また、当町ではNPO法人の皆さんも、進学する方、人数は限られておりますけれども、一生懸命活動されておりますので、今後もぜひ御活躍を願うというふうに申し上げたいと思います。今お話がありましたように他市町村で高校生への補助例もございますが、当町では、ゼロ歳から高校生までの一貫した医療費の補助があったり、人が人に、何ていうんですかね、支援するということなところに力を置いてやってきたというふうに思います。教育委員会は、GIGAスクールに一生懸命であったり給食センターに一生懸命であったりと、これも、ある面、子どもの成長を願う子育て支援の大きなものだというふうに思っております。高校3年生への支援につきましては、町として支援の在り方の観点から、これも慎重な検討が必要だというふうに思っております。今までの子育て支援につきましては、

必要なときに必要な方にできるだけ手厚くということでありまして、例えば準要保護の方につきましても今年度は復興券を1冊ずつ加えてお配りをしたという、こういうことであります。今ありました高校3年生へのお金とか出産祝い金、いわゆる祝い金的なものにつきましても、今までそういうことがなくて、全員一律にということですので、これはかなり慎重な検討をしていかないと、子育て支援の大きな方針のものだと思います。出産祝い金を差し上げれば、小学校入学祝い金、中学校入学祝い金ということは当然出てきますが、例えば高校3年生、先ほどありました宮田村のベースで飯島町に当てはめれば、単年度に約300万円くらいの費用がかかるということになります。そういったのを毎年毎年予算計上できるかどうかということもありますし、幅広い観点から考えていかなきゃいけないなあと感じております。出産祝い金も平成17年度までは、合併論議の直前まではあったということは聞いておりますけれども、やはり支援の方向性というものを、町のスタイルを、現金給付という形から人が人へというような方向へ流れてきたのじゃないかというふうに感じております。とはいいいましても、少子化の折、当町の出生数も少なくなってきましたが、祝い金方式が出生数の増加とか人口増につながるかどうかということとは慎重に考えていかなきゃいけないことだろうというふうに感じております。今の、今の発想でいきますと、18歳までの間に必要な時期に必要な方にできるだけ手厚くという方針でありますので、先ほどの町長の繰り返しになりますが、慎重な検討をしなければいけないだろうというふうに感じております。この話は子育て支援の担当として申し上げるわけでありましてけれども、一方で、町の人口増の取組があったり、子育て・婚活プロジェクトや定住促進のプロジェクトも動いておりますので、そういったことを全体的に考えて、例えば宮田村が子育て日本一の村を目指すという中できつと動いてこられている、飯島町は田舎暮らしランキング日本一を目指すという大きな動きもある、そういった大きな動きの中でさらに煮詰めていかなければいけないだろうなというふうに感じておりますので、ちょっと今すぐにどうこうしたいということを申し上げられる段階ではないというふうに感じております。

竹沢議員 教育長の見解はよく分かりました。幅広い論議を経て慎重に、従来から行ってきた現金給付をやめて人から人へ、こうした子育て支援が大事だと、こういうことでございます。そこで、下平町長、ただいまの提言について町長としての見解がありましたらお答えいただきたいと思います。

町 長 子育て支援につきましても、飯島町は独特なものが各種ございます。宮田にはないものもあると思います。宮田がやったものをそのままねするというよりも、飯島町独特なものは何かないのかなということで、御提案いただきたいなあとというふうに思います。宮田の後ですぐまねしてやるっていうのは、どうも抵抗があるという1つの政治家としてのプライドもございますので、しかし、いろいろな面で子育て支援、ネウボラの関係もございますので、総合的に捉えていただきたいなというふうに思うところでございます。

竹沢議員 町長の気持ちはよく分かりました。また違った角度で子育て支援に帰するようなことを、また今後提案させていただきたいなあとと思います。

質問事項 3 「飯島町税条例の一部改正で寄附金控除対象拡大を求める」についてであります。

質問要旨 3-1 でございます。ひなどり奨学基金は 2019 年度に順調にスタートいたしまして、この基金に御寄附いただく方々のための町民税の寄附金控除の町の税条例の改正を求めることについての質問であります。同ひなどり奨学基金は、令和元年度 88 名の方から御寄附をいただきまして、総額 165 万 3,000 円の御寄附をいただきました。奨学金の給付を受けたい応募者が 8 名おりまして、厳正に審査を行った中で 2 名の方に奨学金を交付いたしました。このお二人の方は、今、元気に大学へ通っているところでございます。飯島町は、加えて令和 2 年度ふるさと納税にひなどり奨学基金応援プロジェクトを追加していただいたわけでありまして、これが現金化されるのは令和 3 年度になりますけれども、高く評価をしているところであります。ところで、この貴重な御寄附をいただいた皆様が町民税の寄附金控除を受けられないかどうかをお尋ねするわけでありまして、お手元に、3 枚目かな、資料配ってありますけど、要は、飯島町の税条例の中の第 34 条の 7 寄附金税額控除というものの規定がございまして、この条文の中に特定非営利活動促進法による寄附金の規定がございまして、お手元へ配付した資料は当基金の認証書で、その写しでございますけれども、同法人はこの条文の規定の対象になるのかどうか、税条例の 34 条の 7 であります。もし、これがならない法人であるということになれば、対象になるように条例改正を求めるわけですが、いかがでしょうか。本県の中では、塩尻市がこの制度について対象になるように条例改正しておるところでございます。改正していただける御意思があるのかお尋ねします。

住民税務課長

寄附金控除の町の税条例の改正をとということでございます。現在、飯島町の税条例寄附金税額控除対象の指定は、長野県県税条例に基づきまして認定特定非営利活動法人、いわゆる認定 NPO 法人のみとなっております。そのため、ひなどり奨学基金さんは特定非営利活動法人として設立をされておりますので、現在は控除対象にはなっていません。認定 NPO 法人とは、NPO 法人のうち運営組織及び事業活動が適正であり公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合した者として所管庁の認定を受けた NPO 法人となっております。その認定を受けて税制上の措置を受けるために様々な要件を満たさなければならないとなっております。議員がおっしゃいます町の税条例の改正をとの御提案ですが、改正するためには、地方税法の規定によりまして寄附金税額控除対象となる認定 NPO 法人に準ずるように町内の NPO 法人の基準等を独自に町の条例で定めることが必要になります。町内で活動するひなどり奨学基金さんやほかの NPO 法人への寄附金を公正に税額控除の対象とするには、町独自で基準を定める等、様々な課題があるため、現時点では難しいと考えておりますが、今後、県や先行事例等を確認して研究をしてみたいと思います。

竹沢議員

御答弁いただいたように、認定 NPO 法人でないと駄目ということは理解しております。そこで、先ほど塩尻市の例を挙げましたが、塩尻市もあらかじめ別に認定法人に関わる条例を定めまして、それを規定することによって市の税条例のほうで対象になる、こういう条例改正をしておりますので、今、課長さんのほうからそういう御答弁いただ

けたので、ぜひ、そんな、手続的にはそういうことになると思いますので、今後、ぜひ対象になるように求めて、最後の質問に入ります。

お手元の参考資料は8月19日の信毎の記事であります。「災害時自力避難困難者の個別計画を策定すべき」ということで、質問要旨4-1、国も始動しておるところでございますけれども、災害時における自力避難困難者の個別計画を策定すべきですについてであります。令和2年7月豪雨では、過去に我々議員も研修に行きましたが、熊本県の人吉市などでは甚大な被害をもたらしました。飯島町と関係のある馬肉のコロッケの加工料理、馬ロッケの発案者であります本田節さんにも即時に安否確認をいたしまして、お見舞いを申し上げたところであります。ただいま、現在は、地球温暖化、異常気象が続く今日でありまして、国は災害時に自力避難困難な高齢者や障害者らが逃げ遅れるのを防ぐため、内閣府は、8月18日、方針を固めました。問いただしたいのは、お手元の信毎の記事にも書いてありますけど、個別計画を策定しておるのは、本県、長野県77市町村の中で11市町村でありまして、この中に飯島町は入っていません。担当職員にも確認しましたが、そのようであります。新聞記事にも書かれておりますけど、こうした計画をつくるには、町の民生委員さんの御苦勞ですとか、もういろいろありまして、プライバシーに触れるところなどありまして、順調に進まないというようなこともあるのかと思っておりますけれども、一応、担当職員のほうでも、この計画は、これからの形として、町として個別計画を策定する必要があるというふうにお聞きしておりますけれども、町としてこの個別計画をおつくりになるのかどうか、いつまでにおつくりになるのかについてお答えをください。

健康福祉課長

それでは、災害時における自力避難困難者の個別計画の策定についてお答えをしてみたいと思います。近年の災害では、65歳以上の高齢者の犠牲者が増加しております。逃げ遅れて犠牲になったり、避難所でも厳しい生活を強いられるなど、災害時要支援者の被害を減らす取組は大きな課題となっているところでございます。個別計画の作成につきましても、災害が起きた際に要支援者の避難をスムーズに行う上で有効な取組だというふうに思っております。これまでですけれども、要介護高齢者や障害者等の情報を把握し、要支援者名簿を作成し、平常時用として使用するために同意をいただいた方について、各地区自治会、民生委員、消防・警察署と情報を共有しているところでございます。今後、災害時について名簿情報を基に御家族や民生委員、また福祉・介護事業関係者等を含め打合せを行いながら、具体的な避難方法について検討してみたいというように考えておるところでございます。

竹沢議員

ただいまの答弁でちょっと確認しますけど、個別計画をつくるという理解でいいですか。

健康福祉課長

個別計画、最終的にはつくりたいというふうには考えておりますけれども、それにはまだまだ課題等が多いところでございます。まずできるところから順次打合せを行いながら進めていきたいというふうに考えております。

竹沢議員

それでは要望ですけど、先ほど信毎の記事紹介したように、既に、77市町村、本県の中で、11市町村はもうスタートしておるわけね。だから、いろいろこれからの課題はあ

		るにしても、スピード感を持って個別計画をつくっていただいて、高齢の方、障害を持った方が災害時に安心して暮らせるような、そういう取組を求めまして、質問を終わりにします。
議	長	以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。御苦労さまでした。
散	会	午後４時０３分

令和2年9月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

令和2年9月8日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通 告 者

坂本 紀子 議員

三浦寿美子 議員

折山 誠 議員

浜田 稔 議員

好村 拓洋 議員

○出席議員（１２名）

１番	滝本登喜子	２番	三浦寿美子
３番	久保島 巖	４番	中村 明美
５番	橋場みどり	６番	好村 拓洋
７番	折山 誠	８番	坂本 紀子
９番	浜田 稔	１０番	本多 昇
１１番	竹沢 秀幸	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 久保田浩克 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 大島 朋子 健康福祉課長 藤木真由美 産業振興課長 座光寺満輝 建設水道課長 那須野一郎 地域創造課長 松澤 京子 会 計 管 理 者 松村 和夫 企画政策課財政係長 小林 正司
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 片桐 雅之

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	林 潤
議 会 事 務 局 書 記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	令和2年9月8日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。 議事日程についてはお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。 8番 坂本紀子議員。
8番 坂本議員	それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。「循環型農業を中心とした共生栽培農産物の栽培を地域複合営農への道5に数値化して盛り込むべきだが」これをテーマに順を追って質問をし、また、政策提案していきます。 1-1であります。現在、新型コロナウイルスの第2波というべき状況が全国で見られ、都心では連日100人を超す方々が陽性となり、県内でも北信地方でクラスターが発生し、対応に追われております。南信地方では、今のところ発生はないものの、人を集めることは慎重にならざるを得ない状況で、そういった行事に関しては休止となっている事業が多く見られております。三菱総研のレポートによると、コロナ後はコロナ前からの雇用所得格差がさらに広がり、非正規雇用や低所得者の収益・収入減が進み、拡大すると見られるとあり、2年後もこの傾向は続くとなりました。また、大和総研のレポートによると、非接触型——これはリモート型といわれますが、そういったビジネスモデルが生まれ、働き方も大きく変わるのではと予想しております。また、ここでも、所得格差は広がり、お金のある人はリアルな買物や旅行ができるけれど、そうでない人たちはバーチャルで済ませる、そういう世界になるのではとありました。コロナ終息後の経済活動は大きく変わると言われておりますが、町長の所見はどのようなものか伺います。
町 長	おはようございます。お答えいたします。今回のコロナの経済への影響は、リーマン・ショック以上だというふうに言われております。世界的なものでございまして、リーマン・ショックの場合には、金融恐慌と言われまして、金融、経済の影響を被ったんで、末端の小売、接客商売というところまでの影響はなかったというふうに思っております。少なかったと思っています。しかし、今回は、都市封鎖や入国制限、日本の場合には緊急事態宣言ということで、活動の自粛、活動自体を自粛しろと、こういうことの中で、経済の3要素である人、物、金のうちの人と物が動かなくなったということでございまして、これは中小零細にとって大きな痛手で、もろにかぶっていると、こういうふうに思っております。その中で、日本は先日4-6月のGDPの統計の中で、年率換算の中で二十数%、アメリカが三十数%、ヨーロッパが四十数%、イギリスが五十数%と、こういう影響を受けておるということでございます。こういう影響を受けると、やはり

中小零細の中では事業継続が非常に難しくなるだろうなあと、それと雇用が困難になりますから失業者が増えるだろうなあと、こういう予想は誰もがしているわけでございます。そういった中で、コロナに対応している企業、方法、業態の変え方のチェンジ、そういったことの中で奮闘している企業もおるわけでございます。経済がどのように変わるか。しばらくは停滞が続くと思うんですけども、その中で経済活動をしなきゃいけないということは、今の経済をどういうふうに変えるかというよりも、それに対応する新しいどういうものが生まれてくるかということに注目されるんじゃないかなあと、どういうビジネスが生まれてくるのかということに注目されるんじゃないかなというふうに着目しております。その中で、IT化ですね、非接触型となると、また人手不足の中でもIT化、ガバナンスもやっぱりIT化が進められるだろうというふうに思います。それとか、キャッシュレスですね、接触しない。そのようなことを要因としているビジネスが生まれてくるのではないかなというふうに思っております。このコロナと併せて、コロナがやんだとしまして、だんだんに今ピークアウトしているというお話もありますけれども、併せて、今度は米中経済戦争の影響を受けるだろうなと。中国からのサプライチェーンが非常に太いものがありました。これを見直すという経済環境の中で、各製造業につきましてはサプライチェーンのチェンジをしなきゃいけないということも喫緊の課題になってくるのかなあというふうに思っております。私は経済学者ではありません。経済学者もいろいろのことを言っていますからね、どれが本当か分かりませんが、私の69歳生きた、生きてきた中で、ピンチであるけども新しいもの生むチャンスであるかなあというふうに着目しております。今は我慢のしどころだというふうに思うところでございます。

坂本議員

今、リーマン後ということで町長に所見をお聞きしましたが、やはり新しいビジネスが生まれるのではないかというお話を伺いました。

それでは1-2に入ります。そういった中で、コロナにかからないためには、今、手洗い、マスク、うがい、それから3密にならないことが基本となっております。また、自己免疫力の高い人は抗体をつくり出すスピードも速く、軽い症状で済んでいると報告にあります。自己免疫力を高めることが大事だと言われております。そのためには、適度な運動をし、体温を36度7分くらいに保ち、安全性の高い、つまり栄養素が多い、酵素が多い、化学物質のないといった食品を食べることで免疫力を活性化させられると言われております。そこで、当町は以前から地域複合営農への道の中で環境に優しい農業、また資源循環型農業の推進、そして生物多様性の確保などを掲げ取り組んできております。現在パート5を作成中ではありますが、それは、その前のパート5と何がどう変わってきているのでしょうか。——パート4、現在、パート4と変わってきている点、新しいものは何が変わってきているのか、それについてお尋ねいたします。

産業振興課長

それではお答えいたします。まず、環境共生栽培ということで取組を進めておりますけれども、そのことについてでありますけれども、有機資材の活用を高めることによりまして化学肥料と化学農薬の使用を県の環境基準の50%以上削減する農法ということで取組をさせていただいているところでございます。地域複合営農への道につきましては、

町の農業・農村活性化計画としまして平成2年に策定され、その後、社会情勢の変動に応じて、これまで4回の改編を行ってきているところでございます。現行計画の地域複合営農への道パート4では、計画の柱の1つとしまして1,000ヘクタール自然共生農場づくりを掲げ、安全で安心な農産物の生産に向けて環境共生栽培によるお米、越百黄金の普及にも取り組んできたところでございます。次期計画でありますパート5につきましては、今年度中の策定に向けて農業者や関係団体の皆様との意見交換によりまして計画づくりを進めているところでございます。パート5の基本的な考え方につきましては、パート4の考え方を継続いたしまして、さらに取組を進めるよう検討しているところでございます。

坂本議員

これは、今のが平成2年に策定されてということは、もう30年近くなるということですが、パート4の段階で1,000ヘクタールという自然共生栽培づくりというのを掲げておりますが、それが少しずつ、実際に越百黄金が、今、給食で使われるようになってきております。そういう点は評価いたしますが、今、共生栽培という項目で、グーグルで、インターネットで見ますと、明治大学の農学部の高橋みずきさんと大内雅利さんが6次産業化の研究ということで飯島町をテーマにレポートを書いております。その中で地域複合営農への道のパート1からパート4までの目標と課題ということが非常に分かりやすくまとめられております。これはどなたでも見られるので、ぜひ見ていただきたいと思います。その中で、パート4の中で、目標として8まとめられております。1つとしては自然環境保全型の農産物作り、それから2として農業を担う経営体づくり、人づくり、そして3として個性ある産地、付加価値農業推進、4として農地の有効活用、5として農業経営の効率化とコストダウン、それから6として都市と農村交流、7として情報化の推進、8として居心地のいいまちづくりというような形でまとめられておりますが、こういった中で、今度の5に関しては、それを継続していくということではあります、力を入れていくところはこういった点になるのでしょうか。今回の地方創生の第2弾では、都市と農村の交流ということで、町長の掲げている外から人がやってきて仕事を当町でやるとか農業体験をするというところとつながるものがあると思いますけれども、そういった中で、パート5では、この8つの項目の特に力を入れている点っていうのはどこになるのでしょうか。

産業振興課長

今、パート5の骨子っていうかを整理した中では、今おっしゃるとおり、ちょっと項目的には少し違う部分もございますけれども、9つの項目についてでございます。現状、私考えますに、今、農業に携わる皆さんの形としましては、規模の大小にかなり差が出てきていると、大きな規模でやられている方と小さな規模で取り組んでいる方と、その格差がちょっと大きくなってきているっていうこと、大きな話かなあと思っております。それと、農業に携わる皆さんの高齢化というのも大きな問題だろうというふうに思っております。そういった中で、農業の担い手といいますか、次世代にこの美しい景観と農地等を守りながら農産物を作っていく。そういったこと取組をしていかなきゃいけないということ、環境に優しいことも大事っていうこともございますし、そこも当然力を入れていくということもございますけれども、農業の担い手、次世代に伝えていく、

そういった人材の確保とか、組織営農の在り方を見直すですとか、そういったところが大きな課題だろうというふうに捉えているところでございまして、そこら辺に力を入れて取り組んでいくというのが1つの考え方だろうと思っているところでございます。

坂本議員 5についてお聞きしましたが、実は、このパート4は2011年～2016年の5か年計画の中で町の基本計画と一体的な推進を図るものとするとかかれておりましたけれども、計画としては2016年でもう終わってしまっているわけですがけれども、17年以降、終わるということが分かっているにつくられなかったというのは、その理由は何だったんでしょうか。

産業振興課長 今のお話ですと、パート4が途中で切れてしまっているという形だったでしょうか。私の認識で行きますと計画期間は空いていないかと思っておりますけれども、その認識で違いますでしょうか。

坂本議員 本パート4の中には5年計画でというふうに書いてありますけれども、これは完全に一体的な、基本計画と一体的な推進を図るというふうに書かれていますので、その時期によつてはずれるという可能性があるとかかれていたんですけれども、10年というふうになっていたんでしょうか。

産業振興課長 パート4につきましては前期計画と後期計画になっておりまして、パート4の後期計画は平成28年～平成32年っていうことになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

坂本議員 分かりました。

そうしましたら、では1-3に行きます。コロナが世界中で蔓延する中、自己免疫力の研究も進んでいます。また、食材の栽培方法においてのカロリーベースでの違いも研究されております。新しく給食センターが造られるのですから、手始めに学校給食で地産地消、また有機栽培、低農薬の野菜で使用料の50%を使うということをはじめてはどうでしょうか。そのためには、生産者から定期的な金額で生産物を引き取る制度をつくり、生産者の作りにくさをサポートするというのはどうでしょうか。国内の先進地は愛媛県の今治市でございます。給食の野菜総重量の約60%は今治産で、そのうちの35%が有機栽培のものを使っております。また、千葉県いすみ市も市が食材を買い付ける方法で時間をかけて有機栽培品目を増やしていきました。また、もっと前衛的なところでは、石川県の羽咋市の給食においては、無農薬、無肥料、無除草剤ということで、全国初となる自然栽培というのを取り入れた野菜を給食に出しました。これは全国学校給食週間の日で、生徒数が1,445人に対して提供しております。この内容は、国の補助に市が上乗せをして、JAとタッグを組んで農業従事者への手厚い農業支援をする中で実現したことになっております。海外をひもときますと、イタリアが給食に有機栽培の食材を使うよう推奨したりしております。また、フランスでは、マクロン大統領が国内の学校給食を2022年までに3%～50%の有機栽培食材に変えると公約で掲げ、現在実行中であります。また、アジアの中では韓国が2021年までにソウル市内の全ての小学校、中学校、高校での給食を無償にし、有機栽培の食材に変えるとしております。このように世界では、まず子どもたちの給食から食の安全を取り戻そうということが重要なテーマとなってお

	ります。ぜひ、早くから地域複合営農の中に循環型農業を掲げてきた当町ですので、具体的は政策として、まず給食から地産地消で共生栽培農産物を使うということを盛り込むべきだと考えますが、いかがでしょうか。
産業振興課長	御提案のありました地元産の有機・低農薬野菜を学校給食で使用するにつきましたは、地産地消、販路拡大の観点からも有効と考えているところでございます。現在、学校給食では、お米は全量、越百黄金を利用させていただいております。今以上に使用率を高めるためには、学校給食側の求める安定供給と適正価格に対して、今、マッチングが可能であるかなどの判断もしていかなければなりませんので、まずは学校給食へ食材を供給している町内農業組織の御意見をお聞きするとともに、その仕組みづくりも研究してまいりたいと思っております。
坂本議員	地域複合営農っていうのは、数値化はされていないわけですよね、中にいろんな目標を掲げておりますけれども、何年までにこのくらいのことをやっていくというのは、1,000 ヘクタールという点では数値になっておりますが、あとは門限という形の中で進められているので、ぜひ、それぞれの細かな政策において数値化をしてほしいと思います。 1－4に行きます。町全体が環境に優しい農業に移行するには、面積の大きい果樹、それから栗、花など、農薬を使用している方々の協力と理解が得られなければならないことであります。昨年、今年と7月の大雨、また8月の酷暑など地球温暖化が進み、世界や日本でも生物多様性が急速に失われ、病虫害の多発や大気・水汚染が進んできております。こうした中で世界中にコロナが蔓延することとなりました。コロナウイルスは環境破壊の一因で生まれたとの見解もあります。地域複合営農への道の5では、政策として発展してきて、今つくっているんですけれども、発展してきていると思われます。具体的な目標を掲げているのですから、それぞれ一年ごとに目標を数値化して、そこに書き込んで実現する必要があると考えますが、その点はいかがでしょう。現在作成中ということですので、数値化を入れ込んでいただけるのでしょうか。その点を伺いたいと思います。
産業振興課長	パート5の計画につきましては、数値化といったところを考慮して今検討しているところでございます。ただ、数値化できるものと、なかなか難しいものと、そういったことでございますので、そういったところは今後また検討していきたいと思いますが、基本的には数値化していくということで今進めているところでございます。
坂本議員	じゃあ、数値化していただけるということで、実現を着実に進めていっていただきたいと思います。
	1－5に入ります。現在、果樹や栗など、新規就農者の方の中には農薬飛散防止ネットで覆わずスピードスプレーヤーを使っていますけれども、実態はどうなっているのでしょうか。畑の近くに住んでいる子育て中の方から農薬散布に対してクレームをいただいておりますので、その点、町は指導しているのでしょうか。その点をお尋ねいたします。
産業振興課長	果樹農家の皆様には、平成18年度に、食品中の残留農薬に関する制度、ポジティブリ

スト制度っていうのがございますけれども、これが施行されてから特に配慮いただいているところがございます。散布の際につきましては、風が弱い時間帯を選んでいただいたり不要なノズルは噴射を止めるなど、それから圃場の端のところをまく場合には散布に特に気をつけるなど、J Aからも指導いただきながら、近隣作物に影響が出ないよう取り組んでいただいているところがございます。議員から今お話ありましたとおり、農薬飛散防止ネットにつきましては、圃場が住宅地に隣接する場合や至近距離に飛散させたくない対象物がある場合有効になりますので、生産者の皆様に御協力いただきながら飛散の低減に努めてまいりたいと考えておりますが、今、具体的にお話ありましたので、また情報共有をいただきながら対応を進めてまいりたいと思います。

坂本議員

そうですね、大きな圃場ですと、遠くから見ても樹木から3メートルくらい上がる場合もあります。それは端っこというよりかも中央においてですが、風が吹いている場合は、それが風に乗って風下のほうに流れるということもありますので、ぜひ、樹木の丈と地域の周りの住宅環境によっては飛散防止ネットの使用を作っている方々にお話いただいて、やっていただくようなことに対して理解していただけるようなことをやっていただければと思います。

1－6であります。循環型農業を目指すには、複合営農の中でもあります。家庭や給食、飲食店からの生ごみ、家畜のふん、それからキノコ栽培のおがくずなど、町内にはお酢のメーカーもあり、ここから出る搾りかすなど、堆肥化して、それを土へ戻す取組が必要と考えております。現在の実態はどうなっているのでしょうか。また、そういった取組を今後具体的にするつもりはあるのでしょうか。

産業振興課長

これまで、環境共生米であります越百黄金を推進しますために、レス50の要件をクリアしながら、農業者の皆様が取り組みやすい栽培方法であることと、統一した栽培基準により生産される米が消費者の皆様の信頼を得ることにつながることから、営農センターでの検討によりまして有機質系の元肥一発型肥料の導入を行ってきた経過がございます。そのため、現時点で越百黄金の栽培指針としましては、生ごみ等を堆肥化した肥料の使用は考えておりません。一方で、循環型農業としましては議員が御提案された堆肥化も有効と考えておりますので、研究してまいりたいと考えております。

坂本議員

この堆肥化の話は、生ごみ、要するにごみ問題のことの質問の中で過去からも継続的に――議員の中でもほかの町へ研修に行ったりして勉強してきておりますけれども、ごみというふうに考えるのではなく、資材として考えて、これを堆肥化するとすると、中に、要するに固形物の中に食べ物ではないものが混じったりとか、そういう細かいことをチェックしながらでないといけないんでしょうけれども、当町の場合には、家畜のふんと言われても、本当にそういう畜産をやっているらっしゃる専門の方たちは1軒しか、あとは中川と飯島との境の種豚場のあそこで堆肥化をしているのは聞いておりますけれども、ありませんけれども、有機的なものがちょっと少ないことは事実ですが、ぜひ、こういった取組を、すぐということではなくても、計画の中に盛り込んで少しずつ取り組んでいくことが大事だと思います。それで、現在、給食の残渣っていうのは、今まではたしか産業廃棄物で焼却処分という形になっていたんですけど、現在もそういうふ

教育次長
坂本議員

うな形になっているのでしょうか。質問になかったんですけども、もし分かるのであれば。

基本的には、こういった形のリサイクルに回すようにして出しております。

ぜひ、そういった形で少しずつ生ごみの堆肥化の取組をやっていただきたいと思います。

1-7に行きたいと思います。これは、現在の課長というより前課長が、昨年かな？一昨年、言っていっちゃったことなんですけれども、農業者の時期的な人手不足というのが、花卉、花農家、それから栗とか、収穫のときになると人手が足りないというふうなことになる大変になってくるという中で、シルバー、ここでは広域のシルバー人材センターの取組があるわけなんですけれども、それと似ているような、町内で人を、それが中高年であったり子育て中のお母さんであったりもするわけなんですけれども、そういう方たちを農業体験的に——体験っていうか、お仕事として仲介をして、プラットホームに町の職員になって仕事をつなぐというような仕組みをつくりたいというようなことをおっしゃっていましたが、この話は、今の段階では、産業振興課の中ではどこまで進んでいるのでしょうか。それとも、それはお話だけということで、あまり進んでいないのでしょうか、どうなのでしょうか。

産業振興課長

農業におきましては、年間を通じますと作業量が標準化していないというのが特徴であります。農繁期や手作業が中心となる時期に多くの人手が必要になるということでございます。現行計画の地域複合営農への道パート4では、補完的に農業に携わる担い手としまして草刈りや水見などの担い手グループの育成を掲げ、この一環として昨年草刈りサポーター制度を運用しているところでございます。農業に補完的に携わる担い手を結びつける仕組みの第1弾として草刈りサポーター制度を考えているところでございまして、現在26名の方が草刈りサポーターに登録をいただいて、担い手農家で特に負担となっております畦畔の草刈り作業に御協力をいただいているところでございます。また、コロナ禍におきましては遠方から人材を受け入れるというのもなかなか困難でありますので、地域の中で業種の枠組みを超えて人手不足の解消と雇用を結びつけるという視点が必要であるとも考えているところでございます。本年3月になりますけれども、花、栗、水稻の一部の経営者の皆様と懇談会を開催して農閑期で手が空いている形態から繁忙期で忙しい形態への人手を回すサイクルができるか意見交換をしたという経過もございます。また、パート5では、この点につきましても農業者や農業団体の皆様と意見交換を行い、引き続き検討してまいりたいと思っているところでございます。

坂本議員

今、人手不足を補うために具体的に花、栗、水稻の経営者たちと話をし、今後パート5の中で検討していきたいというお話を伺いましたが、最初にコロナ終息後の経済動向はどうなっているのかということを町長に所見をお尋ねしたわけなんですけれども、経済的なことはいろいろと変わっていく、働き方とかも変わっていくかと思います。しかし、当町は、非常にそういう点では、食べるという生産地であります。これからは、これが非常に世界の中では、日本の中にとっても大事なことになる、自立した町とし

て食べるということを持っているということは非常に大事だと思います。首都圏のように人がたくさんいて、どうしてもそれを外から買い入れて、中で買物に行かなければいけないという点では、食べるということに関しては時間もお金もかかることでありますが、当町はそういう点では生産地としてそういうものは持っているわけです。そういった中で、心や体が病気にならないためにも、また、これ以上地球を破壊し尽さず、生物多様性を復元しつつ残す努力を今の私たちがしなければ、未来の子どもたちにとって厳しい環境の地球になることは目に見えております。ぜひ、地域複合営農への道の中で1,000ヘクタール自然共生農場づくりというのを掲げて10年以上たつのですから、パート5においては、作成する中で数値化をしていくということをお聞きしましたけれども、進んでこなかったところを実現させるために、ぜひ実行していただきたいと求めたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

町長 農業は飯島町の基盤産業でございます。この美しい景観、田園風景も、農業が健全であれば保たれると思っています。しかし、農業も産業でございます。もうからなければ後継者もないと、こういう現実の問題がございます。もうかる農産物を作ること、また、それをしっかりと販売につなげる、ここをしっかりとしたシステムで構築しなければならないんじゃないかなというふうに思っております。アグリイノベーション2030は、新しい農業へのチャレンジを20代30代の方に担ってもらおうということの中で、都市との連携、食農連携の中で、得意な飯島町独特の産業、6次産業とつなげた、今、6次産業っていうのは、加工品を自分の思ったものを作って売ろうとしても市場が受け入れていないということ、市場に合致した商品を6次産業で作ると、こういう発想の中で今提携していこうかというふうに思っております。確かに、安心・安全で無農薬、無肥料、そういったものが一部では生まれており、そういったものを食べることによって体の免疫性が上がるということも承知しております。そういったことの組み合わせかなというふうに思っております。米の消費も、そういった共生、環境共生米、今度、それではなくてもいい、お金を追及していく、安いものもいい、まだこういう市場も厳然とあるわけでございます。世の中のニーズに沿って、そういった商品が提供されるべきだというふうに思っております。

坂本議員 終わります。

議長 ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。

休憩 午前9時49分

再開 午前9時51分

議長 会議を再開します。一般質問を続けます。

2番 三浦寿美子議員。

2番

三浦議員 それでは、通告に従いまして一般質問を行います。今回は「室内型の空気清浄装置の

設置について」と「高齢者福祉計画・介護保険事業計画について」ということで質問をいたします。

最初に「室内型の空気清浄装置の設置について」質問をいたします。新型コロナの感染終息は、現状では全く予測もつかない状況であります。特に、無症状の感染者が感染拡大につながっているとの見方が強くなってまいりました。感染力が強いにもかかわらず、PCR検査や抗体検査などで保菌者であることを知る以外に自身が陽性であることに気づかないのが新型コロナの特徴的なところだというふうに私は思っております。沖縄県那覇市の歓楽街の飲食店などで働く2,000人余りの従業員にPCR検査を行った結果、陽性者が86人、うち症状がある人が13人、34人が症状のない人、症状があるなしの記載がなく分からなかった人が39人いたそうです。知らず知らずのうちに自分が感染を広げてしまうことが誰にでもあり得ることがよく分かる結果だったと思います。3密を避けることが基本ですが、衛生管理上、窓を開けるなどの換気の難しい構造になっている飲食店など、またカラオケ店のように防音構造になっているなど、営業する上で厳しい問題があるのではないかと思います。営業は、密を避けるために苦しい選択の中でお客様の人数を減らすなど、努力もされております。利用する立場からは、今までのように大勢で集い楽しみたいが、声をかける人に制限が生まれ、悩ましい問題もあります。さらに、感染リスクを考え利用控えもあるようです。このような状況から抜け出し、安心して町内の飲食店で食事を楽しめるようにできるのではないかと発想から提案をしたいと思います。新型コロナの感染のリスクを下げる室内の空気清浄装置が開発をされ、既に市場に出ているとお聞きをしております。公共施設はもちろん、衛生面から密室を避けられない飲食店などで設置をすれば、事業者も利用者も安心でき、営業にもよい効果が得られるのではないかと考えるものです。装置の性能などには課題もあると思いますが、日々研究が進み、性能のよいものが出てくると思われます。

そこで、新型コロナの影響から町内業者の営業を支援するため、室内型の空気清浄装置の設置に対する補助制度を検討してはどうかという提案をするものです。先日の全協の中で第2次分の地方創生臨時交付金事業計画の案の中に新型コロナウイルス感染症対策危機突破支援事業というのがありました。これを見させていただきまして、私の提案しようとしています室内型空気清浄装置もこの対象として受け止めたところですが、その認識でよいのかどうかお聞きをいたします。

町長 お答えします。基本的に三浦議員と町の行政のこの件に対する対応は一緒でございます。新型コロナウイルス感染症による影響を受けている飲食・小売・サービス業、医療や福祉施設に対しまして換気機能を有するエアコンや空気清浄機等の設備等を感染症対策のために導入する費用につきまして、地方創生臨時交付金を活用した補助制度を創設し、事業者の皆様の追加支援を計画したところでございます。追って必要な手続を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

三浦議員 お聞きをいたしまして、今度の臨時交付金で対応されるんだなあというふうに思うところですが、室内での感染リスクを下げるために有効な装置との認識の上に今回の事業の案に盛り込まれたということだというふうに理解をいたしました。町長の言うよう

に私と同じ考えだと、その下に今回の計画事業の中に盛られたというふうに理解をしました。そこで、室内の空気清浄装置の設置というのは、感染リスクの高い高齢者や障害者の利用する介護福祉施設への早い設置も私は求められているというふうに思います。また、新型コロナウイルス感染症対策危機突破支援事業というのに盛られていましたけれども、これは今回の事業の一時的なものであって、これから先を見据えた補助制度の私は構築が必要になってくるというふうに考えるわけです。室内型の空気清浄装置を住宅リフォーム補助制度の対象とするとか、新たな制度をつくとかして、これから息の長い支援策として私は検討をしていったほうがよいのではないかと、今設置される方はこれからいると思いますけど、これから新たに設置を、その以後に設置をする、したい、そういう状況が生まれた方々にも支援をしていくという制度をつくるべきかなというふうに考えておるのですけれども、御見解をお聞きしたいと思います。

副 町 長

今、議員さんおっしゃった空気清浄機の関係ですとか、そういうものにつきましては、今回はコロナの関連で予算を盛らせていただいて、これから上程させていただくわけでございます。コロナもこれからどうなるかちょっと分かりませんが、そういう制度につきましては、常時ということになりますと、町としても資金の関係ですとか、そういうことを考えなければなりませんので、御提案は御提案として、また研究をさせていただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

三浦議員

研究をしていくと。今回のコロナの広がりで本当に様々な問題が見えていていると思いますけれども、一人一人がどんなにマスクをし、手を洗いというようなことをしたり3密を避けるというように頑張っても手の届かない、例えば本当に、先ほども言いましたけれども人数を減らさなければ営業ができないとか、そういうような状況も生まれてきました。これは、今回の支援事業で済むだけではなくて、これから先もどんなことが起こるか分からないというのが今回の新型コロナの発生だと思いますので、そういう点では本当に身近な問題で、これからのあり得ることだというふうに認識をしていただいて、研究、検討をしていただきたいなあというふうに思います。ぜひ、住宅リフォームも本当に多くの皆さんに喜んでいただいていると思うんですけれども、そこにぜひ、どこに入れるかは検討の中だと思いますけど、研究、検討をしていただいて、施策としてぜひ構築していただきたいというふうに思うところです。

次なんですけれども、2つ目の公共施設への設置についても検討を望むということですけれども、今回の事業計画の中にも、公共施設、自治会の集会所や学童保育の施設、文化館など、様々な公共施設に空気清浄機が予算として案として盛られております。これはとても喜ばしいことだというふうに思うんですけれども、私の期待をしている室内の空気清浄装置の設置というふうに理解をしてよろしいのかどうか。それから、今回の計画に入っていない施設についても今後どうしていくのか、その辺についての計画はあるのかどうかお聞きをしたいと思います。また、社協の石楠花苑、こまくさ園、はばたき、また指定管理施設のやすらぎや越百園への設置はお考えかどうかお聞きをしたいと思います。

総務課長

公共施設全般の関係で空気清浄機の導入ということですので、私のほうからお答えさ

せていただきたいと思います。まず、7月の臨時会におきまして文化館の空気清浄機5台を導入する補正予算を認めいただきまして、現在その設置に向けて進めているところでございます。今後ですけれども、保育園、学童クラブ、子育て支援センター、また役場庁舎をはじめ他の公共施設につきましても設置に向けて検討してまいりたいということで進めております。それから、対象の導入の機種の関係でございます。今のところ空気循環式の紫外線の清浄機のようなものを中心に機種の検討をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

三浦議員 ぜひ、安心して、健康被害とか、そういうことを心配しなくても安心してそこに集える、そうした機種を選択していただきたいなあと。どんどん日々新しいものがつくられたり、先ほども言いましたけれども、本当にいいものから怪しいものから、いろんなものが出回っているようですので、また、新たな研究や検証というんですかね、先だっても新聞の中に、紫外線の222ナノメートルという波長の紫外線は健康に対して——新型コロナウイルスに対して効果があるというような結果が出たというような記事も見ました。そうしたことも含めて、それを聞けば、また新しく安心・安全な機種も出てくるんじゃないかなあというふうに思いまして、あまり慌てて機種を選ぶよりも、後からこれよかったというような機種をしっかりと選んでいただいて設置をしていただきたいというふうに思います。ということで、先ほどやすらぎや越百園とか石楠花苑の施設に対しても設置をとというふうに、計画はあるのかというふうにお聞きをしましたが、その辺はどのようなになっているのでしょうか。

健康福祉課長 福祉サービス施設、事業所におきましては、先ほどの答弁にございました室内空気清浄機装置の設置に関する補助制度の中で、医療だとか福祉サービス施設に関しても同様なものを計画しているところでございます。

三浦議員 よく分かりましたので、よいものを速やかに設置していただいて、安心して利用できるような施設を望むところです。それで、公共施設はそういうことなんですけれども、町内にも介護事業所とか障害者の方たちが使われる施設とかあると思うんですね。それで、そういう事業所に対しても今回の事業計画の中に予算を盛って支援ができるような計画というのは、そういうふうには私は思わなかったんですけど、そういうところ、そういう事業所の方も手を挙げれば支援が受けられる制度になっているのか、そして考えているのか、新たにそういう計画をつくらないと無理なのか、その辺についてお聞きします。

健康福祉課長 先ほどの制度の内容なんですけれども、医療ですとか、医療機関、福祉サービスの事業所、事業所も各事業所、はばたきとか、一つ一つの事業所ごとに先ほどの制度が対応できるようなものを計画しているところでございます。

三浦議員 よく分かりました。ぜひ周知をしっかりといただいて、本当に町民の皆さんが安心してそうした施設を利用できたり、そこに携わる皆さんもそれで安心して仕事ができるということになれば大変よいことですので、ぜひそんな方向で進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。「高齢者福祉計画・介護保険事業計画について」質問をいたしま

す。来年度から第9期高齢者福祉計画、第8期介護保険事業計画となります。3年前と人口動態や社会状況は変化をしております。新型コロナにより施設の利用やサービスの提供の在り方も従来どおりできるかどうかという課題も出てきています。また、国の制度の改正などが新計画に反映されてくるものと考えています。

そこで、新規の高齢者福祉計画、介護保険事業計画を策定中と思いますが、3年前と内容が大きく変わる、変更されることなど、また町内の実態を踏まえた特徴的な事柄があるかどうか、その点についてお聞きをいたします。

町 長

高齢者福祉計画につきましては、町の人口の4割弱となる高齢者に関する大切な計画であります。また、介護保険事業計画は、介護保険法で向こう3年間の介護保険事業の運営につきまして定めとなっております。こういう大変な計画であります。町の皆様の生活に直結する計画になりますので、国県の動向を見ながら町の状況を踏まえて策定してまいりたいと思っております。詳細につきましては担当課長から説明します。

健康福祉課長

それでは説明のほうをさせていただきます。介護保険事業計画については、本格的に計画策定を始めたところでございます。3年前の策定時と比較いたしますと、町の高齢化率は2.2%上昇、介護認定者数はほぼ横ばいで、想定より伸びてはおりませんが、介護保険の給付費は伸びている状況にございます。今後も高齢者数は増加し、75歳以上の後期高齢者人口も増加する見込みでございます。介護認定者数、保険給付費は、さらに伸びていくと予想がされます。また、65歳以上の高齢者のみの世帯や独り暮らし高齢者もさらに増加する見込みでございます。こうした状況の中、第8期介護保険事業計画においては、2025年を目指した地域包括ケアシステムの整備、さらに現役世代が急減する2040年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを見据えて、できる限り自立して住み慣れた家、地域で暮らし続けられるよう、サービス事業所におけるサービス基盤、人的基盤の整備や重症化予防につなげる一般介護予防事業、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施などの地域支援事業、その効果的な充実等を図ってまいりたいと考えております。

三浦議員

ただいまお聞きをしたところです。本当に、私もそういう世代に入ってしまったので、とても不安を感じる場所なんですけれども、厚労省では2021年度の介護保険制度の改正に向けて年内に具体的な案を取りまとめる予定というふうにお聞きをしております。財務省が利用料を原則2割負担に引上げを求めているというふうに聞いておまして、社会保障審議会の介護保険部会では2割負担に向けて議論を進めているというふうにもお聞きをしているところです。利用者負担額は、現在、原則1割負担で、所得額に応じて2割～3割負担というふうになっていると聞いておりますが、2015年の改正で2割負担が導入されたことで、負担増が理由で利用控えが起きたというふうに言われております。厚労省の調査では、自己負担が1割から2割に上がったうちのサービス利用を減らした人が3.8%、1割負担の人、ですからずっと1割負担なんですけど、その人たちが介護保険料が上がったり、いろいろ社会状況もある中で1.3%サービス利用を減らしているということが分かっております。2割負担の介護サービス利用への影響が大きかったというふうに言われております。利用を減らした理由の35%が介護にかかる支

出が重いとの回答があり、これが最多だったというふうに報告されております。サービスの利用抑制で急速に状態が悪化して入院する事例も報告されています。ということで、本当に低所得の高齢者の方が2割負担になると、本当に必要なサービスが受けられないというか、受けたくても受けられないというか、そういう事態が生まれてくるのかなあという不安が大きいです。また、ケアプランの有料化も議論をされているそうです。現在は、ケアプランは無料です。自己負担が1割になりますと、利用者は毎月1割負担ですと1,400円、2割負担の方は2,800円、3割負担の方は4,200円と重たい負担になると。私もそうですけれども、生活を考えて、これから先のことを考えると、少ない年金、収入から毎月1,400円とか今までなかったものを負担しなければならないとか、利用料が倍になるとか、考えられるのは介護保険料も上がってくるだろうなあというふうに思いますので、そうした負担増を考えると、利用を控えるしか生活が持たないというようなことになっていくのではないかとというのがとても不安材料です。そういうわけで、ケアプランもそんな。それから、そのほかにも例えば施設入所の人の食費も自己負担が増えるとか、いろいろ検討がされているようです。ということは、本当にこれからますます高齢化が進み、核家族も進み、先ほども課長のほうから報告がありましたけれども、65歳以上の二世帯、老老世帯が増えていくのではないかなというふうな中で、高齢とともに介護が必要になってくる、保険料は払ったけれどもお金がないから利用を控えなきゃならないということになれば、予防というよりも、もうなったときには本当に大変な問題が起きてくるかなあというふうに、とても私は今回の改正が心配なんですけれど。ということで、私が言いたいのは、この改正によってそうした負担増のために必要な介護が受けられない、そうした町民の方々をつくらない、そのためにどうしたらよいかということについてぜひ検討をしていただきたい。予防は大事ですし、体を動かしていくこと大事ですし、転倒予防をしたりとか、ひきこもりにならないとか、いろんなことがありますけれども、嫌でも知らない間に病気になったり認知症になったり、それは避けられないことであると思います。そういうときにお金がないから介護が受けられないということが町民の中にあってはならないというふうに私は考えています。ですので、ぜひ今回の改正でどんな問題が起きて、どんな影響が起きるのだろうというようなことまで含めて、ぜひ今までの経過を検討しながら計画をつくって、そこにはそうした対策を講じるようなことも含めたことを求めていると思いますが、そういうことが可能かどうかとも不安ですけれども、そういう対策を講じてほしいというのが私の望みですけれども、所見をお聞きしたいと思います。

健康福祉課長

ただいま、まだ次期計画につきましては策定計画の段階でございまして、様々な国等からの情報ですとかを踏まえて、議員のおっしゃられたことも踏まえながら検討をしていくことと思います。

三浦議員

ぜひ、町の中から必要な介護が受けられない人を出さないような仕組みづくりをしながら計画を立てていってほしいなあというふうに思います。

2つ目なんですけれども、新型コロナ対策を計画に盛り込む必要が私はあるというふうに思います。例えば、今回、介護デイサービスなど利用をされている皆さんの利用控

えがありました。やはり家族も本人もですけれども、デイサービスに行って万が一感染をしたら困ったということでやめておこうというような方がかなりいて、利用者が各事業の施設から減ったというふうにお聞きをしております。そんなこともありまして、やはり、そういう利用控えを、デイサービスの利用を控えた人は家庭にいるということになりますので、今度はそうした方たちが、今度は介護、介護予防、様々な点で支援を受けられる体制が必要だというふうにも思いますし、いろいろ考えて、今までにないことも考えておかなければならないんじゃないかなあというふうに思うわけですね。予防対策、感染予防の対策を今回のこれからの計画の中に盛り込んでいくのかどうか、その辺についてお聞きをします。

健康福祉課長

新型コロナ対策について計画に盛り込まれるのかという質問でございます。厚生労働省なんですけれども、厚生労働省については、社会保障審議会介護保険部会に対しまして第8期の介護保険計画に関する基本指針案を提示しております。その中で、新型コロナウイルス感染症を反映し、災害や感染症対策の記載の追加がなされております。町では、こういった国の指針に基づきまして計画に盛り込んでいくことを計画、予定しているところでございます。

三浦議員

町に合った、町で事業を展開している事業所の皆さんに合って本当にそういうことに対応できるようなことを検討して計画の中に盛り込んでいってほしいと思います。

次の質問は、介護保険事業計画の見直しで町民の皆さんの一番の関心事は介護保険料の改定だというふうに思います。先ほど策定が始まったばかりというふうに、検討が始まったばかりというふうに言われましたけれども、現在の見通しについてお聞きをいたします。

町 長

介護保険制度は、平成12年度創設以来20年を経過し、町の保険料につきましては、長野県内では中ほどの額でございます。基準額につきましては、平成12年の第1期に月額2,189円であったものが第7期には5,600円となっております。皆様に御負担をおかけしているところでございます。今期の介護保険特別会計は、高い保険料収納率と様々な予防活動への取組などの皆様の御協力により、給付費、認定者数ともに計画策定時の見込みより少ない伸び率、数値となっており、介護保険準備基金の取崩しをすることなく運営ができているところでございます。保険料の見込みにつきましては担当課長から説明させていただきます。

健康福祉課長

介護保険の保険料は、介護給付費と地域支援事業の総費用の推計を基に算定がなされております。町の介護保険特別会計におきましては、介護給付費が9割以上を占めておりまして、その中でも介護老人保健施設や短期入所サービス費が年々増加をしている状況でございます。第1号被保険者は団塊の世代が全て65歳に到達し増加いたしました。第1号被保険者は、平成29年度より開始しました介護予防・日常生活支援総合事業、また一般介護予防事業等による重症化防止の効果等により、ほぼ横ばいの状態となっております。第8期計画における保険料につきましては、今後示される国からの情報に注視いたしまして、県、市町村における介護保険事業計画等の策定、実行を総合的に支援する情報システム、見える化システム、このシステムによる介護給付費の見込み、それ

三浦議員

から介護保険特別会計の運営等と併せまして、住民の皆様に御理解いただけるよう今後精査してまいりたいというふうに考えております。

これからということになると思うんですけれども、先ほどはサービスの利用を控えているというような、これからも心配だという話をしましたが、保険料も上がりサービスも減らさなければならないということのないような、特に低所得の皆さんへの影響を配慮した保険料を構築していただきたいというふうに望みます。

4つ目です。伊那市では、看護小規模多機能型居宅介護事業というのが8月から始まっております。箕輪町でも準備が進んでいるところです。伊那市では、小規模多機能型居宅介護事業所が事業転換という形で看護小規模多機能型居宅介護事業所となりました。訪問看護がサービスに含まれ、胃瘻や血糖値測定など医療行為が受けられるようになると、そういうことであります。2018年の12月の私の一般質問で町内の小規模多機能事業所が看護小規模多機能に移行は可能かというような質問をしました。そのときに、今期の計画には看護小規模多機能事業が盛られていないとのことで、提案をしてもらえれば次期の計画に盛り込むことが可能という答弁がありました。次期の計画の中に看護小規模多機能型事業所の設置を盛り込むよう提案をいたしますが、所見をお聞きいたします。

健康福祉課長

看護小規模多機能型居宅介護については、介護保険制度の中の住み慣れた地域の中で生活を支えるための地域密着型サービスの1つでございます。医療ニーズの高い利用者の状況に応じたサービスの組合せにより、地域における多様な療養支援を行うことができます。高齢化が進み、また要介護者の自宅での生活を推進する動きの中で、退院直後や終末期などの症状が不安定な時期に在宅生活を続けるための支援や重度の要介護者を持つ家族の身近な相談先として今後需要が高まることが考えられます。議員の質問にありました計画の中に施設の設置を盛り込むことにつきましては、新たに事業展開した伊那市の事業所の情報をお聞きしたり、地域密着サービス運営協議会の御意見を参考にしながら、利用者ニーズや介護保険給付費の見込みなどと併せて慎重に協議してまいりたいというふうに考えております。

三浦議員

現在、飯島町でも小規模多機能型の居宅介護事業所はあります。伊那市では、こうした小規模多機能型の事業所を転換して、そこに看護師の入った看護小規模多機能型の居宅介護事業所というのに転換をすることができたというふうにお聞きをしております。現在伊那市で建築中の看護小規模多機能の施設はサテライトとして、その事業所のサテライトとして活動の拠点になるというふうにもお聞きしております。先ほど課長からも言われましたけれども、これから、そうした看護も必要な、在宅で、住み慣れた地域で、よく慣れた身近な、そうした方からサービスを受けると、事業所からサービスを受けるというような制度がだんだんに浸透していく状況になっていくのではないかとというふうに考えています。やはり、別々の制度を使うより、1つの中に入っている、看護もついているという制度は、本当に安心して利用しやすい制度ではないかなあというふうに私は考えているわけです。そういうわけで、伊那市のように事業所が転換をして看護つきにすれば、申請すればそういう活動ができると、事業ができるというふうにお聞きを

	しましたので、ぜひ確認をしていただいて、そういう看護付きの看護のできる小規模多機能を事業として行いたいという事業所が町内に現れたときには、ぜひ実現できるような体制を次期計画の中には盛り込んでいていただきたいなあと。実は、飯島町に今ある小規模多機能、看護師が入っている小規模多機能があるんですね。その当時、看護小規模多機能で事業をやりたいというふうに申し出たんですけども、それはできないというふうに言われたというふうにもお聞きをしているわけです。ですので、事業展開をそのようにしようと思えばできるというふうに思いますので、計画の中に盛り込んであれば手を挙げたときに町としても対応ができるのかなあと、計画になれば、先ほど言いましたけど、計画の中にはないのでというふうに言われてしまえば、どんなにやりたくてもなかなか思うようにはいかないというのが現状ですので、手を上げる事業所があるかないかにかかわらず、これから先、長い話ですので、ぜひ計画には盛るということで検討をしていただきたいということを望みますが、いかがでしょうか。
健康福祉課長	十分に頂いた御意見も参考にしながら今後検討してまいりたいというふうに考えております。
三浦議員	ぜひ、今後の介護制度、飯島町の中で安心して介護が受けられる体制づくりのためにも計画の中に盛り込んでいてほしいと要望して、質問を終わります。
議 長	ここで休憩を取ります。再開時刻は10時50分といたします。休憩。
休 憩	午前10時32分
再 開	午前10時50分
議 長	会議を再開します。一般質問を続けます。 7番 折山誠議員。
7番	
折山議員	通告順に質問をしてまいります。初めに、質問事項1「新型コロナ不況経済対策」について伺ってまいります。 質問要旨1-1、年度前期の取組と現時点の評価について伺います。町長は、国の特別定額給付金の円滑な支給、他自治体に先駆けて行った町くらし復興券事業などをはじめ、迅速で効果的な暮らし支援、経済対策など、コロナ対応は、私の周辺町民からは飯島は早い取組だったとの声が寄せられております。年度前期におけるこれらの対策とその効果を現時点で町長はどう評価されているか、まずお伺いいたします。
町 長	お答えいたします。年度前期の取組としましては、令和2年4月に飯島町商工業振興資金融資の経営安定資金につきまして限度額を1,000万円から2,000万円に引き上げ、融資期間は84か月から120か月に延長し、利子補給につきましては7年間を実質無利子にするよう拡充いたしました。また、融資枠につきましては、預託金を増額するとともに、金融機関にも御協力いただく中で融資倍率の設定を5倍から7倍に交渉いたしまして6億円から12億円、総額に拡充いたしました。まず、資金の安定、資金繰りを援助し

たということでございます。多くの事業者の方に利用していただき、いち早く実施してくれて大変ありがたかったとお言葉を頂いております。5月には、1人に10万円、特別定額給付金の給付開始を早期に実施したこと、また自粛の影響で元気がなくなってしまった町内飲食店を応援するテークアウト企画を商工会と一緒にPRいたしました。6月には、全国に先駆けて飯島町くらし復興券1億円事業としまして、町民の方に魅力のあるプレミアム券としまして5,000円で1万円の商品券を配布いたしました。多くの方が利用しやすくなるためにも、復興券を扱える場所をぐっと増やしたわけでございます。小売、飲食店、建設業、各種サービス業のみならず、医療、福祉、介護、教育、農業分野にまで広げまして、町内のあらゆる業種の216の事業者の皆様に御協力いただき、復興券が使える窓口を広げたわけでございます。この点は、ほかのところでも復興券同様の対策を取りましたけれども、飯島町はこの部分は抜き出ているのではないかなというふうに思っております。また、この商品券を当日販売したわけなんですけども、3密などの感染症対策を実施した販売方法につきまして、成功事例として他県の自治体からもお問合せをいただいたところでございます。8月には、新型コロナウイルス感染症対策支援補助金を創設し、国の持続化給付金や県・市町村連携協力金・支援金の対象とならない事業者に対しまして支援を拡大したところでございます。また、社会保険労務士、中小企業診断士、税理士の専門家による無料相談会を商工会と提携しながら実施したところでございます。国県の支援策と町単独の支援策、併せましてここまでの緊急的な対応としましては、おおむね評価いただけるものと考えております。

折山議員

質問要旨1-2、年度後期の取組をどうするかについて伺います。コロナに加えて長雨や乾燥など、異常気象の影響にあえぐ産業の下支え、町民の暮らし支援、まだまだ必要かと思います。後期の対策を町長はどのように考えられているかお伺いしたかったんですが、昨日と今日、先ほどまでに、かなりこの部分についてお答えをいただいております。そこで、ちょっとお伺いしたいのが、今度の国の2次補正が主な財源になるかと思うんですが、2次補正の考え方には2つあると思うんですね、当面するコロナの救済がまず1つ、それからその後の未来を見据えた対策、この2点が今回の2次補正の大きい枠組みだと思いますが、町内を見回す限り、この財源の配分については、まだ当面、今救わなければいけないものにウエートが置かれるべきで、その後に未来を展望した1つの施策、そこへ継続して打ち込まれていくのが望ましいのかなということは申し上げて、そのことに対するお考えと、配分に対するお考えと、それから、これまでの御説明以外で、即効性があり、町長が思い入れの強い施策、構想、計画がありましたらお答えいただきたいと思いますが、なければ結構です。どうでしょうか。

町長

今回の地方創生臨時交付金につきましては、議員おっしゃられたとおり、当面のコロナ対策、もう一つ重要なことは新しい生活様式への投資の部分だと認識しております。2億円のうち3分の1は未来への投資、いわゆるワーケーション、そして3分の2はコロナの現状対策と、こういう割り振りになっているかと思います。私の現時点での重要度は、3分の2はコロナ対策、3分の1が将来への投資、こういうことで考えていただいて結構かと思います。

折山議員 質問要旨 1－3、異業種間の人材交流を協力隊制度活用で町が主導する考えはということなのですが、これは農業を営んでいる町民の声であります。コロナの影響で不振にあえぐ事業所や何やらが多いわけなんです、やむを得ず従業員の勤務日数の短縮をした事業所がありました。その結果、従業員は収入減となったそうであります。一方で、農家の中には季節作業の繁忙期に人手がなく困っている方がいました。ある町民がその従業員と農家の双方を橋渡ししたところ、農家は人手を、従業員は収入をと双方が益を得たという話がありました。今後もしばらくこういった状況は続くものと思われ、そこで提案なんです、こうした農家や事業所を結ぶネットワークの構築、これを専門に行う協力隊員、こういったものを公募して取り組んでみたらいかがでしょうかという提案です。平時であっても、なかなか上との関係の中で年中同じようなボリュームの受注があるばかりではない事業所と後継者不足などで年々労働力不足が進む農家が増加している、こういったことの中で、両者を取り持つ仲介の需要は高まっていくのではないかと予想されます。報酬を交えた業種を超えての結制度、これを提案、町民からの提案なんです、町長のお考えを伺います。

町 長 先ほども、農業の業種によりまして繁忙期とそうでない日がある、その中で労働の分配といいますか、交換といいますか、そういうことが話し合いによりできたということでございます。非常に、なかなかいいことかなあというふうに思っております。今後も、そういった体制を取れていければいいかなと思います。そのときに役場がプラットフォームとなってやっていたけれども、もし、そういったことにたけた人材、なかなかその人材を探すのは難しいかとは思いますが、それも1つの方法だろうというふうに考えています。

折山議員 今の件は、また最後のほうの質問にも関連します、そのところでまたちょっと申し上げたいこともございます。

質問要旨 1－4。町の都市的の魅力の一翼を担うアイタウンが協同組合としての営業継続の危機に瀕しているというふうにお聞きをしました。火を消さない支援をということで質問をつくってみたんですが、追加のちょっと聞き取りしましたところ、ちょっとニュアンスを変えます。ここでは、コロナ対策の個別的な事例として伺います。当町で最も都市的な雰囲気醸し出して、若者のみならず多くの町民が利用している商業集積地アイタウン、これを例に対策について伺っていきたいんですが、ホテルを核として飲食店、花、呉服、カーリフレッシュ、雑貨、医療関連施設などなどにより、1つの商業集積地という形態をなしております。アイタウンは、これまで協同組合として地域や各店舗が一体となったイベントや花桃街道づくりなど、地域活性化事業に取り組んでおります。しかしながら、こここのところのコロナの影響による各店の不振、後継者不足、あるいは後継者不在による将来不安、借地の契約期限到来など、様々な要因が重なり組合を維持しての運営が財政的に重荷になっていることを関係者から伺いました。これにより、都市的空間機能の減衰、協同組合による活力あるまちづくりが途絶えてしまうことを懸念して質問を続けます。現組合の大筋の意向は、組合法人を解散して、その後は個々の店舗が連檐する商店街としてのありようを模索しているそうでございます。また、契約満

了を迎える借地等の購入取得についてもそれぞれ検討しているそうでございます。さきのAコープ支援について町民間では賛否の声はありましたが、私は、個別の店舗救済ではなく、高齢化し身近な買物場所を必要とする町内消費者の救済であったというふうに考え、町長のその理が評価されるべく、英断だったというふうに思うものであります。当然、行政が民事に踏み込むことについては慎重を期さなければならないと思いますが、町の都市的魅力の1つであるアイタウンがこの先もこれまで同様の魅力をともし続けられるように、後継者対策や駐車場など共有借地の取得に向けた支援、調整、経済不況下の産業振興を策として、また食事や買物、医療から介護サービスなど、多くの機能を1か所で享受できる場の維持、継続、こういった町民福利向上策としてアイタウンの今後をバックアップしていくお考えの有無を町長にお伺いいたします。

町 長

今、日本全体、飯島町も同様にコロナ不況、またはデフレの経済環境下の中で、決して経済がいいとは言えません。悪いですね、むしろ。その中で、それぞれが一生懸命頑張っておられる、そういう全体の景気の理由もありますし、後継者の問題、これはどこでもこういう問題を抱えておるところでございまして、今一番苦しいところでございます。今、名前が挙がりましたけれども、その方々にとっても一生懸命頑張っておるところでございます。今、いろいろのことを模索されている状況だと思っています。今、行政のほうへ、私のところへは、耳にすることについては、入っておりません。今、一生懸命頑張っておられる部分でございまして、微妙なお話でもございますので、その状況については明らかにはできませんけれども、知りませんが、しかし、そのような状況になったときには、行政も一生懸命支援していく方策を考えたいと思っております。

折山議員

コロナ対策の1つの事例としてお伺いしましたので、今のお答えは、ここのみならず、そういった場面に出くわしたときには、行政は積極的に支援、下支えをしていく、こういったお答えをいただいたというふうに理解をして、質問事項2「子育て支援充実を」これについて伺ってまいります。

町長、教育長も御覧になったと思うんですが、昨日の信濃毎日新聞に気になる記事が掲載されておりましたので、ちょっと紹介します。新型コロナ拡大で母子家庭18.2%が食事回数を減らし、14.8%が1回の食事量を減らしている、そういったことがNPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむの調査で分かったという記事が載っておりました。この理由は、勤務先の休廃業や労働時間の短縮で、元から少ない収入がさらに減少して、また、一時学校給食が休校等により行われなかったっていったようなことで食費が増加して、支出を切り詰めても困窮状態にあることが浮き彫りとなった、こういったような状況になっております。これを見て、さきに当町で行った子育て世帯へ復興券別枠交付を行ったわけですが、救われた世帯は、本当にこれに対してうれしかったんだろうなというようなことを思いながら、この記事を見ておりました。さて、当町の児童生徒、おおむね6人に1人は何らかの制度の保護の必要な、いわゆる困窮世帯の児童生徒だということにこれまでお聞きをしまいいりました。今日では、コロナ不況でもっと増加していることが推察されます。子どもの食を切り詰める世帯が増加している、こういった悲

しい現実を踏まえて、以下、質問、伺ってまいります。

質問要旨 2-1、子育て世代の上下水道料金負担軽減、その後の検討経過はについて伺います。この質問は、昨年の6月の一般質問で子育て世代の町民の声をお伝えしたものでございます。その折の質問を思い出していくために少し遡って繰り返しますと、子育て世代のある町民が松川町へ引っ越した、その決断の理由の1つには水道料金の高さがあつた、隣接する飯島町と松川町を比較すると、水道料金だけを比べてみれば県下でも6番目に高額だった当町に対し安い安価な松川町との一面的ではありますが子育てに優しい環境の差があつたのではと推測され、子育て世代の暮らしやすさの差が、自治体間の差が表面化したものと受け止めたものであります。さらに、出生届の瞬間から下水道料金が引き上がるのは子育て世代の納得がいないのではないのか、低いのではないのか、そういった指摘もされておりました。そこで、質問を通して上下水道料金の軽減で子育て世代の支援を求めたところ、町長からは、水道料金は、中川村の事業参加意向が表明されており、経営の安定を踏まえながら子育て世代の軽減を今後検討したい、下水道料金については、出生により人数が増えた瞬間に料金が上がるのは私自身問題だと認識しておる、経営の健全性を考えながら、従量制移行を含め今後慎重に検討したい、こういった御答弁を1年以上前にいただきました。こうした町民の願いがある、もうすぐ新年度予算編成作業が始まる、この時期に改めて町長の検討経過をどのように考えられておるか伺います。

町 長 水道料金につきましての私の所見は、議員がおっしゃられたとおり、今も変わっておりません。その後の検討経過につきましては担当課長より説明させていただきます。

建設水道課長 それではお答えいたします。まず初めに上水道の関係でございます。先ほど折山議員からも御指摘がございましたけれども、中川村との広域連携の話がありました。昨年度より、子育て世代に限らず全体的な値下げにつきまして検討ができるように事務を今進めているところでございます。また、一方、下水道料金でございますけれども、現在、子育て・婚活プロジェクト会議というものがございまして、そちらのほうで下水道料金の負担軽減も含めました子育ての総合的な支援の検討を今始めているところであります。具体的に金額等はまだお示しできるものはございませんけれども、今後、負担軽減できるように事務を進めてまいります。

折山議員 ぜひ、先ほど言ったような食まで切り詰めなければならない世帯があるっていうことを心の一番深いところに据えながらの施策を引き続き求めてまいりたいと思います。関連してなんですが、議会初日には代表監査委員から口頭意見として、小学校児童数の減少を見込んで七久保小学校と飯島小学校の統合を構想すべきではないかという踏み込んだ発言がございました。統合の是非っていうのはさておきまして、特に七久保地区では児童数の減少に歯止めがかからない状況下で、七小の複式学級化、飯島との統合、こういったことを心配する声が年々強まってきております。また、昨日の宮田村の支援策を問うた竹沢議員の質問に対して町長は、よそでやっていて当町ではやっていない施策は当然ある、また逆もある、理事者として他のまねをしたくない思いやプライドがある、こういった答弁をなされました。財源というかせを背負う中で、他自治体と施策の単な

る積み増し競争は理事者として一線を画すべきという、そういうお考えでの発言だったかと思います。それはよく理解できます。しかし、宮田村では、当町と人口は同規模、もうすぐに抜かれるんでしょうが、保育園児の数は倍近くに増加しているという現実があります。つまり、宮田村では少子化対策に目に見えた成果を上げているということなんです。厳しい環境の子育て世帯の支援、町の未来を担う子どもの数を減らさないという2つの視点から、なりふり構わず取り組むとき、今かと考えます。そうした未来に的を絞った答弁をいただきたく、再度、町長の支援、これを町長のお口からお伺いしたいと思います。

町 長
折山議員

よく精査した中で、それぞれ適切な政策を今後立てていきたいと思っております。

質問要旨2-2、未満時の保育料の負担軽減をについて伺います。このことについて、実は6月の定例会に間に合うように町民から寄せられた声だったんですが、ちょっと自粛ということもございまして9月になりました。このことについて、その町民からは、自分なりに、自分に置き換えた計算をしたのか、誰かの例を計算したのか、計算しながらのものだったんですが、かいつまんで申し上げますと、保育料の額とその額を算定する根拠の時期、この2つについて言ってくるわけなんです、まず額については、例えばこれは市町村民課税額によって段階で決まってくるものであります。具体的に言うと、課税額が2万円未満の家庭、こういったものは月額1万6,500円の未満児の保育料っていうようなことなんです。例えばの例としてこの方が言ってきているのが、世帯年収が200万円、こういった世帯の、いわゆる町で言えば町民税の課税額っていうのは3万円程度なんだろうと、3万円だとすると月額は1万9,000円くらいに未満児の保育料になるんじゃないか、そうすると、例えば200万円世帯の、手取りってありますよね、それでいくと、月額でいくと13万円くらいではないか、そうすると保育料ってその15%くらいになってしまう、つまり所得の低い人たちにはかなり未満児の保育料金が生活を圧迫していくんだよっていうことのまず訴え。2つ目は、例えば入園年度の4月から8月まではどの時点の稼ぎで評価されるかっていうと、前年度のまた前、前々年度の稼ぎでランクづけされるわけです。それで、前々年度はどうかっていうと、妊娠され、ちょっとその細かい部分は分かりませんが、御夫婦とも働ける、シングルにしてもフルで働ける、そうした所得がある程度稼げたときのものです、実際には、入園時には子どもさんの事情だとかそれぞれの事情の中でフルに勤めることがなかなか難しい環境のときに稼げたときのいわゆる基準でもって保育料が算定されるということは酷ではないか。こういった2つの訴えなんです。町は、これ、違反したことをやっているわけではなくて、国に定められたいわゆる算定基準を基に算定された額を上限として町独自の支援やなんかを加えながらの保育料の決定をしているわけでありまして、それはそれでいいんですが、そうした厳しい状況っていうものを考えると、もう少し低所得を中心とした未満児を預けても働かなければならない世帯に救いの手を差し伸べる保育料金の算定であっていいんじゃないか、こういった訴えがありましたのでお伺いいたします。

教 育 長

3歳以上児は、現在、保育料が無償になっておりますので、未満児ということで、今お話がありましたように、こちらの手だてとしては、非課税世帯は保育料が無料、それ

から、今お話がありましたように、階層にもよりますが1万6,000円であつたり1万6,500円であつたり1万9,000円であつたりということであります。ただ、多子世帯、第2子、第3子になりますと、それぞれ減免がありますので、第3子の場合は、上に兄弟がいるような場合は保育料が無償というような支援を町では行っています。1つ、今ありました算定時期の問題ですが、その直前、あるいは前々年の所得をどう把握するかっていうのは、町は公式に判断せざるを得ないので、どうしても所得証明が出る、それを基にせざるを得ないという状況であります。コロナ対策で、またそういったことが国、県のほうで何らかの施策が出れば、それに対応したことは対応できると思いますが、現在の状況では、なかなかそこを、現在の所得っていうのを即反映させてっていうことは、手続上、非常に難しいところがあるというふうに思っています。また、3歳以上児については、ほぼ全員が保育園に行きます。ところが、未満児の場合は、もちろん勤めなきやいけないっていう御家庭では預ける率はもうちょっと高いとは思いますが、そういった中でも3歳までは何とか自分のおうちで、愛着形成もあるから無理しても自分のおうちでっていうお考えの方もありまして、1歳から3歳まで町でお預かりするのは、人数的には5割ちょっとです。ですので、これが8割9割、もう未満児も保育園でお預かりするようになって、そういうもんだということになれば、3歳以上児と同じようになってくるっていうこともあるんですけども、そういうそれぞれの御家庭のお考えの部分もありますので、ちょっとここは慎重に考えなければいけないと、コロナ対策で考えなきやいけない部分と、そういった理念的な部分でどう平等性を図っていくかっていう難しいところがあります。先ほど申し上げましたが、現状としてすぐに負担軽減っていうことは難しいですけども、国、県の動向だとか、そういったことがこの地域でも全体的な流れになってくれば、また対策を考えていかざるを得ないだろうというふうに思っております。

折山議員

財源も伴うことですので、これは、これだけ広く財源を求められる時期、時代っていうのは、これ、かつてなかったような気がするんですが、そういう時代の中ですので、これ以上押しませんが、教育長、繰り返します。食まで切り詰めている世帯があるんだという認識は少しいただいて、他の状況とは違うんだよという、その思いはどこかにいつも抱いておっていただきたい。言える人たちは食なんか切り詰めないと思います。助けてって言えない人たちが子どもの食まで切り詰めながら何とかしのいでいこうっていうことだと思いますんで、声なき声をどのように受け止めるか、その努力はぜひ惜しまずに、国、県の動向以外で教育長の思いをぜひ政策の中へ打ち出していきたいなということを求めまして、最後の質問事項3へ行きます。

「学校給食センターの運営」。

3-1、食育センター機能を有するべきではということであります。昨年度は概算設計、本年度は実施設計、また今定例会には国の支援が前倒し内定したということで工事費の補正予算が上程されました。コロナという未曾有の有事のさなかで、通常年の事務事業に加え、その対応に多忙を極める中であって、関係職員、前倒しにまで至ってくる、これは申請を伴わなければならないことだと思うんですが、そういった努力で建設に向

けた取組が予想以上に進んでいることに対しては敬意を表するものでございます。しかしながら、計画初期に町長がお話になっていた付加価値として高齢者の居場所を給食センターの求める声は、私の周辺住民からは聞こえてきません。それよりも、生産者の顔が見える安全・安心な地元食材を大切に、そういった考えを育てていく食育の場としての機能を付加させてほしいという声が寄せられております。そこで、給食センター運営の考え方について伺います。新しい施設では、食を作り各校へ配達する機能とは別に児童生徒に対する食育の場、そういった情報の発信の中核施設としての機能を持たせるべきという、こうした声をどのように受け止めるのか、教育長でも町長でも結構でございます。御答弁願います。

教 育 長

新給食センター、食育に関する御質問をいただきました。学校での食育というのは、もちろん教科でも1・2年生の生活、あるいは家庭科で勉強をもちろんするわけですが、もちろん、通常の給食に関しましても、学校栄養士がそれぞれの教室を回ったり、あるいは飯島の場合は給食便りを発行しながら、子どもたちに食育を進めております。新給食センターができれば、現在よりも、スペース的にも機能的にも、そういったことはより進められるだろうというふうに思っておりますので、より子どもたちへの食育については進めていけるというふうに思っております。先ほどお年寄りの話が出ましたが、給食の栄養士は、基本的に子どもたち、学校、県費の学校の栄養士ですので、なかなか手広くというところは難しいとは思いますが、子どもたち、殊、子どもたちの食事に関しては、より環境が整い、一步進められるというふうに思っております。

折山議員

教育長からは、新施設をそういった機能の環境整備に力を入れていくという前向きな御答弁いただけませんでしたが、これは、今、実施設計のさなかだからなかなかお答えづらい部分もあったかと思っておりますので、ここまでにしておきますが、そうした町民の声は重く受け止めて、実施設計の中では精査を進めていただきたいということを求めて、3-2、食材の地元産物の利用率を高める取組に関して伺いますが、新施設建設に関連して、先ほどもそういった質問がございました。食材を、これまで以上に地産地消を進める、地元産物を活用していく、こういった取組を求め、その取組を積極的に行っていくお考えについては、先ほど違うポジションのほうから前向きに取り組んでいく、また関係の機関と協議を進めていくという御答弁いただきました。これ以外に何かお答えをいただけるものがあれば伺いますが、なければ次に進みます。

教 育 長

今回の御質問をいただいたことをきっかけに、じゃあ現実として地元産、地産地消がどれくらいあるのかという、金額ベースですけれども、それを精査したことがございます。この地元産というのは飯島産なのか上伊那産なのか県内産なのか、なかなか定義は難しいところですが、御質問の趣旨からして町内の米や野菜をどれくらい活用しているかというようなことを調べましたので、数字の面では、ちょっと次長から報告させていただきます。

教育次長

給食センターの地元食材の利用率についてお答えさせていただきます。昨年の決算額ベースとなりますけれども、食材等、調味料も含む仕入れの総額は約3,600万円ございました。このうち地元の食材は約400万円余でございます。率的には約11%でございます。

しかし、総額の中には牛乳ですとか肉類などございまして、町内産としてはなかなか調達が難しい食材もございますので、これらを控除して米と野菜のみで見ますと、この率は約 55%でございます。お米は全数町内産を頂いていることもありますし、当町では冬の野菜の収穫はなかなか望めませんので、そういったことを考えても地産地消に取り組んでいる成果が出ている数字だということで、報告させていただきます。

折山議員

ぜひ、新センターの建設、食育を絡めて地元の産物をできる限り使っていく、お互いにその気持ちは同じだと思いますが、1つそれに関して提案を申し上げます。

3-3、全町を対象とした農家のネットワーク構築を、これもある農家の声であります。先ほども議員とのやり取りの中で、給食食材には豊富な種類と、何より安定共有の可否が要になるんだ、こういったことは農家の皆さんも御承知のようであります。そこで、最初の質問事項で提案をいたしました業種間のネットワーク、これを担ってもらう、もし協力隊員、そういった人材が確保できたら、地元産物の供給を焦点とした全農家、それからまた、みそから始まって、いろんな食品関連産業があるわけでありまして、そういった事業所との全てのネットワークを構築して、地元の安心・安全食材の安定供給に取り組むことを御提案申し上げるものであります。特に野菜類の安定供給には農家間の連携が重要だとこの方は言うておりました。何かの都合である農家が1つの野菜が不作であっても、別の農家では豊作もしくは平年並み、こういったようなことはよくあるそうであります。ネットワーク管理人と農家、これが単なる組織だといろんな手続、ルールが必要なんです、全て人間関係になるかと思えます。できたら、長い時間をかけた管理者と農家との人間関係の構築が2年、任期の3年、こういった間にできれば、迅速な集荷の調整が可能になるんじゃないか。今の例えば道の駅花の里の運営状況、これはマネージャーと近隣農家との密接な人間関係の基にあそこの集荷がなされているというふうに私は理解しております。情熱を持った人材を育てて、また隊員は将来そのことを職としてこの地域に定住できる、そういった仕掛けづくりを併せて求めるものであります。地元食材率の向上を目指して農家のネットワーク構築に協力隊員制度の活用提案、項目の1と併せて伺うもんです、引き続きお考えを伺いたいと思います。

教 育 長

いわゆるコーディネーター的な役割の人がいていただければ、それはよりありがたいわけです。また、先ほど申しましたように米と野菜、お米のほうは全量もう入っていますので、野菜がうんと大ざっぱに言って年間400万円弱くらいの給食センターでの使用量、冬場は多分地元産は無理ですので、年間二百何十万円かが可能な範囲だというふうに思います。飯島町はできない野菜もありますので200万円くらい。現在は、それ、そのうち100万円くらいは、もう先ほど五十数%でしたので、百何十万円くらいは飯島の農家さんが直接お持ちになったり業者を通して飯島産の物が給食センターに入ってきているという状況です。近隣の市町村でコーディネーターさんがいらっしゃるというところがありますが、ネットワーク関係者、農家とか、そういう関係者を含めて大体11軒、11軒で、納入のときのマージンが15%くらいということです。これを給食センターだけで多分その方が一本立ちしていくというのはなかなか難しいと思いますので、その近隣の方も様々な業種を兼ねながらされているというふうにお聞きしています。協力隊

		でもそういった方がいていただければありがたいですけれども、それ一本でうまくいくかどうかということ、もう少し広い範囲で、要するに生産者側のネットワークがうまく構築できるかどうかというところに難しさがあって、その方が将来3年後なりにそれでやっていけるかどうかということ、経済的な観点でも考えてあげなければいけないのかなあというふうに思います。ただ、コーディネーターがいていただければ、それはそれに越したことはないという考えであります。
折山議員		珍しく、教育長、ちょっと私の話を全部お聞きいただけなかったんですが、私言っただけに、これ一本では行けないんで、項目の1でも申し上げたような、そういったものを付加させながら協力隊員っていうものをここでつくり上げたら、ここで永住できるようなやっぱり政策的な手だても必要であり、私の場合は、この2つの点で御提案を申し上げたということをもう一回思い出していただいて、私の質問を終わります。
議長		ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。
休憩再開		午前11時31分 午後 1時30分
議長		会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。
9番		9番 浜田稔議員。
浜田議員		それでは、通告に従って一般質問を行います。1番目は「新型コロナウイルスに対する認識と対応を問う」という項目でありますけれども、その1-1、6月議会での町長答弁は町民をミスリードする内容だったのではないかというふうに思っておりまして、町長の真意をお尋ねしたいというのが内容であります。6月議会では、坂本議員の質問の一番最後に町長が答弁されましたけれども、既に質問を打ち切られていましたので、次の質問者、私は大変気になっておりました。ただし、通告の範囲外でしたので、ぜひ9月に具体的なお話を伺いたいということを冒頭に申し上げました。その続きだということになります。町長の最終答弁の内容を私なりに要約すると、インフルエンザと今回の新型コロナウイルスの発症者、あるいは感染者と死者、両方を比較するデータをお示しされて、はるかにインフルエンザのほうが多いのだということで、今の新型コロナに対して過剰な恐怖を持つ必要はないのではないかというのが1つの内容だったというふうに理解しています。それから、もう一つはPCR検査ですね、コロナウイルスに感染しているかどうかを調べる検査は30%の正確度であって、あまり正確ではない、こんなお話だったというふうに思います。とにかく、町長の答弁でありますので、議会の答弁ですから、町と、それから町の感染症対策委員会の公式見解だというふうな意味づけを持ってしまっているのではないかというふうに思っておりまして、1つは、発言の趣旨、私が理解したのがそのとおりなのかどうかということを再確認したいということ、それから、もう一つはPCR検査が30%で正確度に欠けるというのは初耳だったんですが、その根拠

町 長

は一体何だったのか、要するに、どなた、あるいはどういう機関がそういうことをおっしゃっておられるのか、この2点についてお尋ねしたいと思います。

お答えいたします。6月議会の坂本議員さんの質問趣旨は、PCR検査が陽性であっても過剰反応しないようにしなければ経済は戻らない、町長の考えはと、こういう御質問でございます。その前提で、PCR検査で陽性が出た方々の誹謗中傷、村八分、県外ナンバーの車に傷をつけるとか石を投げるとか落書きするとか、お母さんが看護婦さんだからということではいろいろの差別を受けている、そういう状況が、日本に、これも蔓延してきた、だから過剰反応をしちゃいけないよねと、こういう流れの答えをつくればよかったんです。ですから、インフルエンザとコロナの違いとかPCR検査、そこがメインではありません。浜田さんは、その部分を切り取って今回質問にされたんだと思いますけれども、そういった差別の環境を生み出しているというのは、やはり新型コロナウイルスが何者か分からないから、そこにやっぱり恐怖感があるんだろうと、怖いからね、そういう状況になってしまったんだろうなという私の思いですよ、町長の考えをとすることは。そうすると、新型コロナウイルスも怖いんですけども、しかし、まだ6月の時点では、どういうものかという分析はされていませんし、公式見解も出ていません。けれども、1月から6月の間に各世界から論文がいっぱい出てきて、いろいろの方がいろんな評価をしておりました。私も、そういったのを一応見たわけでございます。しかし、そういった細かなことには触れずに、インフルエンザ怖い怖いって言うけども——インフルエンザじゃないな、コロナウイルス、毎年のインフルエンザも意外と怖いんだよという話をしたかったんです。毎年のインフルエンザ、私は2018年のデータをお話ししました。1,500万人の感染者じゃなくて、これは患者数ですよ、患者数。感染して無症状とか、そういう問題じゃなくて、発熱した、吐き気がある、頭が痛い、そういう症状を持った人が病院を訪れて、はいインフルエンザですということの治療を受けた、その患者数が1,500万人、一年間で。しかもワクチンがあり、特効薬がある世界で、年間トータル3,325人が亡くなっていると。それでも私たちはマスクもせずに、指の消毒のせずにやってきておったんだと、インフルエンザ。そういうことを考えるとインフルエンザも怖かったんですよと。そういう状況なのに、今、石を投げたりなんかするっていうのをもうちょっと冷静に考えてほしいんですよ。こういう趣旨のお話が伝わればよかったんです。また、PCR検査についても、いまだにいろいろの理論が出ております。しかし、あの当時は、私30%と申し上げました。浜田議員さんも、坂本さんの後、説明をされて、いや、町長、PCR検査は60%~30%の正確度があるとおっしゃいました。ああ、60%もあるんだね。うん、そりゃそうだな。しかし、30%も入っているんですよ。行政を預かる者としては、その確率が高いほうを取るのか小さいほうを取るのかというふうになったときには、安全を期して30%ということを取ったって、その話の中では成り立つ話ではないかなあというふうに思います。いずれにしても、何が正しいかということは全然分からない中で、それは統一見解——坂本さんが私に考えをと言われました。当然、町長としての考えをですから、町は国、県の指導に従って、その基準によって対応していますっていうことは常々申し上げております。町長のお考えはという

ことですから、しょせん私は町長ではございますんで、医者でも科学者でも細菌学者でもございせん。私がいろいろの状況の中で調べた、その中で、安心、そんなに本当にシビアに石を投げたりしなくてもいいじゃないですかということをお話するための例としてお話を申し上げたわけでございます。これを、町民をミスリードしたというのは、ちょっといささかオーバーではないかなというふうに思うところでございます。

見解は伺いました。ただし、私の発言については多少補正しておかなければいけないと思いますけども、私はこういうふうに申し上げたんですね。感度は30%～60%と言われていると、ただし、正確度の指標は、もう一つ特異度というものと組み合わせないと正確さは議論できないんだっていうふうに私は申し上げたはずですよ。これは議事録を確認していただければいいと思います。その話はまた後でしますけれども、じゃあ、町民が過剰反応するから、それに対して総体的に今回のコロナ感染症がそれほど危険ではないのかというふうなニュアンスの説明でいいのかっていうのは、かなり疑問ですね。その後の補足をちょっとしてみたいと思いますけれども、お手元の資料にあると思いますけれども、恐れる理由は当然あると私は思っています。それは、町長がおっしゃるように正体が分からないっていうことにある意味では尽きるわけなんですけど、1つは、新型コロナウイルスは病気の名前が今SARS-CoV-2、要するにSARSコロナウイルス2っていうふうに命名されています。SARSというのは2002年ぐらいにアジアとカナダで流行した病気でありますけれども、これは重症急性呼吸器症候群っていうふうに呼ばれていまして、深刻な肺炎を起こす病気だということでもあります。インフルエンザのほうは、肺炎にまで至ることはまれで、死亡の原因は主に合併症ですね。それに対してSARSのほうは肺自身が侵されてしまうという意味で非常に危険で、今回ののもその変種ということで、実際には、人工呼吸器をつけたり、それからECMOといいますけれども人口の肺、これに血液を取り出して再生しなければいけないという意味では、数の問題ではなくて、その症状は非常に深刻だということはこの当時から知られていたわけです。これに対して恐怖感を抱くなどというのは、私は正しいリードではないんじゃないかなというふうに思います。実際にインフルエンザで病院の呼吸器が機器不足に陥ったとかいうふうな報道はありません。けれども、今回、例えば、今3県でしたかね、石川とか沖縄とか、幾つかの県では、もう病床の充足率が50%を超えてしまっているという報道があるように、症状の深刻さにおいてはインフルエンザとは別の危険を持っているということが1つです。それから、もう一つは、これはインフルエンザもある程度そうなんですけれども、非常に変化が激しいウイルスだということで、日本の場合にも最初に来たのは武漢型、これは非常に短気で終息して、そのうちのヨーロッパからの帰国者が持ち込んだのがヨーロッパ型、現在は東京・埼玉型があるんじゃないかと言われるぐらい不安定なウイルスだということで、こういった意味でもどういうふうにコントロールしていいのか分からないという話があります。さっきの呼吸器症候群については2つ目の図を御覧いただければと思いますけれども、今回のウイルスはSARSに非常に似ているということですね。それから、ウイルスがどのように変化しているかっていうのは、GISAIDっていう、ヨーロッパがちょうどSARSウイルスを鳥から人へ

のインフルエンザ感染が始まったときに今後危険だということで共同の研究開発組織を立ち上げて以降、世界中のウイルスの追跡調査しているんですけども、お手元のグラフを御覧になっても分かるように数千種類の分裂が起こっているということで、ある対処療法をやったからといってそれで安全だということがまだ確立されていないというふうなこともあります。そんなことで、町民の皆さんの不安を解消するために総体的にインフルエンザと変わらないというふうな説明は、私は決して適切ではないというふうに思っているわけです。もう一つの問題は、日本のコロナウイルスの感染状態、それから死亡率の変化は、海外に比べても安定していないというふうに思っています。お手元の資料の4ページ目ですね。これは累積の感染者数と死亡者数の変化を国別にプロットしたものです。対数グラフになっていて、人数が100人、感染者数が100人、それから死亡者については10人を超えてから、つまり、各国のスタートラインを1つにそろえて、それからどんなふうに変化したかということを示しているんですけども、比較的安定にコントロールされているというふうに言えるのが、この中にリストされているのから見るとイタリア、イギリス、中国ですね。それに比べると、日本は幾つかの山谷を経ながら、また現在増加のフェーズに入っているということで、日本の感染症対策自身がまだまだ不安定なんではないかなというふうにも思うわけです。そういったことを考えた場合に、本当にインフルエンザと比較するだけでいいのか。それよりも、むしろ基本的な対策を示して構えをきちんとするというところに正確な議論をするほうがいいのではないかということが1点です。それから、もう一つは先ほどの話の60%~30%の話ですけども、感染度の判定は2つの要素で行われるというふうに聞いています。1つは実際に感染している可能性がどのくらいかという感度ですね。これがさっきお話ししたように30%~60%。それに対して特異度、要するに感染していない人を感染しているというふうに判断してしまう危険度、このほうなんですけれども、この両方を組み合わせて判断しないと正確な判断にはならないだろうと。つまり、正確さっていうのは、その両方の組み合わせなわけです。特異度について言うと、私もこの間いろいろ、Zoom会議やなんかもあって、その分野に携わっている人たちとも議論するきっかけもありましたけども、全然関係のない2人の方から同じ結論をいただきました。特異度については99.99%を超えるだろう。これはどういう意味かっていうと、感染していない人を感染者として判断してしまう危険度ですね。これは、唾液であれ何であれPCR検査にかけて、全くウイルスがないものからウイルスを増幅して感染者というふうに判定してしまうことは非常に確率が低いというのが実際にPCR検査に携わっている方々の意見です。ですので、正確度というのはその2つの組み合わせからしなければいけないということと、それから、もう一つは、逆に偽陽性っていいですか、検査した結果、非常にウイルスが少なくて判定がかなり際どいという人たちを陽性判定してしまうのも問題だろうということで、かなりその辺の閾値を厳しく取っているために、結果的に30%~60%という判定値になっている、こういう説明でした。検査する人たちはその両方を組み合わせて判定しているというのが関係者の説明でした。私もそのときは当時の情報でお話ししていましたが、5つ目のスライドにその状況が書かれています。これは、

PCR検査が感染前からどのくらいの感度になっているかということなんですけども、これはアメリカの2つの学会の2つの論文をまとめたものがアメリカ医学会に載ってまして、これは日本の感染症疫学会からリンクして見られるようになっていますけれども、これは町長がおっしゃる時期よりも後のデータですけれども、おおむねPCRの感度といわれる部分は70%~88%である。ただし、それは感染の後徐々に低下していった、それから後の検査に関しては、むしろ抗体を調べたほうがよかろうと、こういう結果があります。細かい話を随分しましたけれども、一番申し上げたいのは、あくまでも伝えるべきことは正確な情報ではないかというふうに私は思っています。そうしないと、逆に無用の心配を生むのではないかなあというふうに思うわけですけども、町長の意味は理解した上で、改めて、もっと精度の高い情報を絶えず行政はブラッシュアップしなければいけないというふうに思っておりますけども、町長のお考えを改めて伺いたいと思います。

町長 浜田理論、ただいま伺いました。この件については、議論百出で、いろいろの説明、いろいろの方がいろいろの説明をしております。しかし、要は、政府がきちっとした見解を出すべきだと思います。以上です。

浜田議員 ここにあまり時間をかける気もなかったんですが。ただ、1つだけ申し上げておきたいのは——きちっとした見解を出すというのは、全くそのとおりだと思います。実は、今、国連や世界保健機構、WHOが新しくインフォデミックという言葉を使っています。これは何かって言うと、パンデミックではなくて情報汚染ですね。今、町長がおっしゃったように、ネットの上、あるいはそれ以外のところで山ほど様々な情報が飛び交っていて、その中には世論をミスリードするものが山ほどあるということで、シンポジウムまで開いてやっていて、フェイスブック、ツイッター、グーグル、こういったところが誤報についての協力体制を取ると、それからアマゾンについては新型コロナウイルスの対策になるというふうにならうという商品のうち100万点は禁止したと、こんなふうに、世界的に誤情報が飛び交っていることに対しての警戒態勢が今強められているというふうに伝わっています。日本でも典型的な例が起きましたですね。あの大阪府知事がうがい薬で何とかするという話で問題になったわけですけども、その跡をたどってみると、実は2005年にうがい薬の問題っていうのはかなりきちんとした論文が出ていて、風邪に対してだったと思いますけれども、水でうがいた人の効果は非常に良かったと、全然うがいしない人と、それからヨードでうがいた人の効果はなかったと、その理由は恐らく、ヨードでうがいしてしまうと雑菌が全部死んでしまって善玉も悪玉もなくなるもんですから、かえって逆に抵抗力がなくなるんだということでありました。これは日本にも論文で発表されていますし、アメリカのちゃんと査読付きの論文にも発表されていて、今回の件になる前から、実は医療機関やなんかでは、うがいについてはそこそこのガイドラインで説明していたというふうに私は思っています。私自身も常備薬として備えていますけども、やはり定められた回数以上のうがいはしなかったわけです。それが突然とんでもない発表になってしまったということで、その元について慶應義塾大学の加藤教授という方が非常に適切なコメントを載せています。元の2005年の研究って

というのは、ちゃんと無作為にグループを分けて効果を観察するという科学的にしっかりした方法で行われていて、アメリカの学術雑誌に発表されていることを踏まえても信頼性が高いと。普通、医師っていうのはこういうふうにするもんだということを語っているんですけども、いつも科学的根拠を大切にして日常の臨床に当たっていると。ただし、以前には正しいとされていた内容がその後ひっくり返されることもあると。そのために、以前からの常識と異なる結果が発表されると、どちらを信じればいいのか吟味しなければいけないんですが、その際にも学会で報告されたという段階であれば、そういう人がいるんだなあという程度にしか受け止めないのが普通だと。最終的に一流の学術雑誌に掲載された時点で今までの常識が間違っているかもしれないというふうに考えていると。それは厳しい査読を経ているからですね、審査を。専門家の間で質疑応答を経て取り上げられたものについて初めて本格的に吟味する、こういう話でありました。ですので、学会での報告時点でマスコミに取り上げられていても、それは信用できる情報とは言えない。これは、科学技術に携わる人にとっては、ほぼ標準的なスタンスだというふうに私も思っています。一方で、ネットの上で乱れ飛んでいる情報っていうのは、こういう基本から程遠い記事が多数見られるわけですね。ですので、私は、やはり改めて町に対しては情報の正確な提供源を確認しながらそれぞれの情報を適切に発信してほしい。もちろん、心配を取り除くという気持ちはよく分かりますけれども、だからといってあまり中途半端な、インフォデミックな片棒を担ぐようなことがないようにということをお願いしておきたいというふうに思います。これはお願いにとどめたいと思います。じゃあ、町長お願いします、答弁。

町 長 決してコロナウイルスがインフルエンザよりも怖くないんだという前提、私が言ったという前提の中でお話しされましたけども、インフルエンザも怖かったんですよという、ふだんの風邪も怖かったんですよということでございますので、誤解のないようにお願いしたいと思います。

浜田議員 分かりました。町長のおっしゃった趣旨は理解いたしました。次に、現在の対策についてなんですけれども、先ほど——私も一応、ですので、いろいろお話し申し上げるときには徹底的に出典を明らかにしながら今回も準備してきました。今後もそういう態度に努めたいというふうに思っております。きちんとした学会の裏づけの取れるデータをもってお話ししたいというふうに思っております。

1－2に移りますけれども、現在の日本のやり方というのは、依然としてクラスター追跡にとどまっているように見えます。というのは、これは、感染者が出た場合に、その感染に至る経路を逆に追跡するというやり方で対策を取っていくというやり方なわけなんですけれども、日々発表されているデータ、例えば日経のサイトなんかでは感染者の感染経路が分かった割合っていうのが出ていますけども、大体50%ぐらい、残りの50%は、実は感染経路が判明していないっていうのが最近の傾向だろうというふうに思います。新型コロナの危険な点は、発症前でも感染力があるという点だというふうに思っています。これを潰さないと感染の波はずっと続くのではないかとというふうに危惧しています。これを一番極端に対策したのは、実は武漢なんですね。それがモデルになるかどうかは

別に、日経ビジネスとニューズウィークがそれぞれレポートを伝えています。どちらも普通に考えて中国に対してとても好意を持っているとは思えないメディアなんですが、どういうレポートだったかっていうと、武漢市っていうのは約1,000万人、感染者が8万5,000人、死者が4,600人だと、その感染で徹底的な分離対策をして、アパートからも出られないようなことをやったわけですけども、それが収まった後で、大体3週間かけて6歳以上の990万人を徹底的に調査して、その結果、300人が無症状の感染者だったということが判明して、これに対策をして初めて感染に対する対策を終了したということで、今、武漢の人たちが恐れているのは武漢市外から来る人たちだという話がどちらの雑誌にも出ていました。日本で同じ対策をするのは現実的ではないというふうに思っています。けれども、さっきお話ししたように、クラスター対策に限定していると、この波というのはいつまでたっても収まらないんじゃないかというふうに考えています。お手元の図の5番目に、もっと徹底したエピセクター、感染震源地を追跡する対策をしたほうがいいんじゃないかという図が示されています。これはどういうことかというと、先ほど申し上げたように、無感染者を中心に感染が拡大するルートというのが無視できないぐらい、先ほど言ったように約50%に至っているので、そういったところを潰していかないと、いつまでたっても山が収まらないのではないかとことであります。これは7月16日に行われた参議院の予算委員会で児玉龍彦さんという東京大学の名誉教授が招かれて報告したときの資料ですけれども、学校ですとか会社ですとか病院ですとか老人施設ですとか、そういう特に人の集まる場所をまず最初にターゲットにして、抗体検査からPCR検査、あるいはPCR検査から抗体検査というやり方でもってそういった領域を潰していくことで、その地域全体の安全性を確保しないといけないんじゃないかという提案であります。実際に世田谷区が区長を先頭にこういう対策をしているというふうに聞いておりますけれども、私も、インフルエンザと重なる前に、やはり長野県でもこういうことをしなければいけないんじゃないかというふうに思っております。クラスター対策にとどまらない、より徹底した調査を県に対して求めていくべきではないかと思っておりますけれども、町長の見解をお伺いしたいと思います。

町長 県も国も専門家をそろえておりますので、そういう方向性で考えていただけるものと思っております。信頼をしておるところでございます。その指示に従って町政が動いていきたいと思っております。

浜田議員 信頼をするのは、もちろん基本かと思っておりますけれども。県のほうではそういう考えを持っているかどうかという情報は伝わってきておりますでしょうか。お尋ねします。

総務課長 長野県の関係でございます。現在の長野県の対応でございますが、新型コロナウイルス感染症のクラスター対策を進めるとともに、県下10広域における感染状況に応じた警戒情報の発信、また県外での新型コロナウイルス感染症の感染状況のモニタリング、こういったことを行いまして、県民に向けた注意喚起、感染症予防対策を実施しているというふうに聞いております。先ほど来、出ておりますエピセクターのことについても県に確認しました。そのところ、県は、新型コロナウイルス感染症の感染者、陽性者ですね、これに対しまして免疫的なつながりを調査しており、現在のところエピセクターの

調査というところまではとても行かないというような状況を聞き取っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

浜田議員

あまり積極的な姿勢というふうには私は思えなかったんですが、くれぐれもインフルエンザと重なったときに大混乱を招かないように、その時点時点で強い要求を県に上げていただきたいというふうに思います。

それでは、2番目の質問に移ります。2番目は「コロナ後を見据えたまちづくりを」という質問でありまして、これ、今回の一般質問の中ではいろんな角度から取り上げられています。その一部ということになります。2-1は、移住、定住の推進と転入者のフォローアップの進捗はについてであります。町長は以前からずっと指摘されているように、田園回帰という動きはこれまでもあるわけですが、今回のコロナ感染症を受けて田園回帰に対する国民の動きというのは新たな段階に入ったのではないかなというふうに想像しています。一時は石川県あたりに移住、定住への問い合わせが殺到したとか、それから全国調査では、何でしたっけ、北海道と長野と沖縄がトップ3に入ったんでしたっけ？北海道と沖縄は若干夢見がちなかなと思いますけれども、長野についてはかなり現実的な移住要望かなあというふうに思っております。ですので、やはりこの機会に積極的な受入れを、これまでもやっていたと思っていますけれども、町としても努めるべきだろうなあというふうに思っています。その前段として、今まで移住、定住のいろいろな取組を通じて転入した方々に対するフォローはどうなっているかというお尋ねなんです。まず第一番目に、以前、大縁会等で交流の機会があつて、最近ちょっと耳にしなくなったんですけれども、転入者へのフォローアップというのはその後どんなふうに行われているのかをお尋ねしたいと思います。

地域創造課長

今、大縁会のことについてお尋ねがありましたけれども、こちらについては、方法を模索はしておりますけれども、今ちょっと実動ができていないという状況にあります。それから、これまでの移住、定住の関係でちょっと若干支援をさせていただいた経過がございますのでお話をさせていただきたいと思いますが、感染拡大地域から移住をいただいた方がこれまでもございました。地元の自治会の御理解をいただいた上で、御自宅で2週間程度の経過観察をお願いしまして、買物弱者の支援の担当の地域おこし協力隊員の協力を得て食料品の配達等を行い、また定住促進室で定期的な声かけを行うというような体制を取ってサポートをさせていただいたという事例がございます。町といたしましては、コロナ後を見据えて移住相談に力をしっかり入れていきたいわけですが、例年取り組んでおります都市圏での移住セミナーですとか、町をフィールドにした検索会、体験住宅の積極的な運用などが今年はいずれもできておりませんで、コロナの影響によります都市圏からの移住相談は増えていないというのが現状でございます。町では、国の緊急事態宣言を受けまして早期にオンラインでの移住相談の窓口も開設したんですけれども、これまでの相談件数が1件ということで、予想を下回る状況というふうになっております。県外からの来庁を積極的に受け入れられないという状況の中で、町を知っていただく取組といたしましては、ユーチューブを使った動画配信ですとかSNSでの情報発信により、町の魅力をお伝えしているところでござい

	ますけれども、なかなか相談の伸びにつながっておりませんし、トレーラーハウスが現在、町に2か所ございますけれども、これによるお試し居住につきましても、夏頃大変多くのお問合せをいただいておりますけれども、その後、感染の拡大の傾向がまた強まりましたので、現在、受入れを停止している状態ということで、こうしたことも相談件数の増につながらない要因の1つではないかなというふうに捉えています。新型コロナウイルスの感染拡大が続く中でございますが、移住相談、移住や定住を推進する取組が大変難しい状況でありますけれど、アフターコロナに向けて町の皆様方にもしっかりと御理解をいただける方法を考えてまいりたいというふうに思っております。
浜田議員	そうしますと、意外だったんですけれども、メディアで報じられるほど、今のところは、例えば長野県に行きたいとか、そういう反応にはなっていないということなんでしょうか。それとも、その伝達手段がまだ確認されていないから情報が入ってこないということなんでしょうか。どういう感触でお考えなんでしょうか。
地域創造課長	移住をされたいという御意向は強いものがある——強いというか、たくさんのはあるだろうと思いますけれども、受け入れる側の心情ということもありますので、まだ積極的にどんどんおいでくださいということが言えない状況というふうに捉えています。
浜田議員	大変悩ましい姿がよく理解できました。ちょっと私にもどうしたらいいのかというのはよく分かりませんが。それと、もう一つお尋ねしたいのは、同じく移住、定住の対象である地域おこし協力隊についてお伺いしたいと思います。もうこの制度が始まって大分なるわけですが、定着率の推移とか、その後の動きについて何か特徴的な変化があれば御説明いただきたい。というのは、正直言いまして、制度が始まったころ、やっぱり協力隊が行政の臨時職員の機能をかなりしょわされるとか、それから着任時に希望したとおりの仕事ができなかったとか、いろんな意見を耳にした時期がありました。そんなことが改善されているのか。それから最近の定着率やそういう希望の充足率がどんなふうに見えているのかについて状況が分かればお尋ねしたいと思います。
地域創造課長	今、地域おこし協力隊員の定着の推移ということでお話がありましたけれども、申し訳ありません、推移ということで情報が今お出しできるものはございませんけれども、平成26年が当町における地域おこし協力隊の活動の最初だったかと思います。現在、隊員としては活動いただいている方が12名で、これまでに35人の方に携わっていただいております。退任をされた方が23人、このうち町へ定住をいただいた方が13人、それから転出をされた方が10人ということで、転出をされた方の御事情はそれぞれだと思いますけれども、御家族の御事情でやむなくこちらを離れた方、それから結婚ということで町外へ出られた方、そのほかいろいろな事情があろうかと思いますけれども、定住をしていただいた隊員さんも13人おいでになるということで、全体の比率から申しますと57%ということになるかと思います。
浜田議員	ある程度分かりました。まだ若干気になる動きも耳にはしますけれども、今日十分に聞くこともできていないので、取りあえず今の時点での数字を御説明していただいたというふうに受け止めておきたいと思います。

続いて2-2に移ります。コロナ感染症が社会に与えた衝撃を受け止めて6次総の組立て方にも大きく見直しをかけるべきではないかというのが2-2の質問です。というのは、今の素案の状態を見ていますと、相変わらずリニア新幹線を中心としたスーパーメガリージョンですとか、そういったことが大きな基軸になっています。本当にそれでいいのかなあというふうに1つ私は思います。これは本当に一極集中そのものを一層推進する構造ではないのか。むしろ、今回のコロナウイルスというのは一極集中の持つ社会の脆弱さを浮き彫りにしたのではないかなと。今、東京で移動を禁じられて、灰色のマンションやなんかの中に閉じ込められて、外を見ても自由にならないという状況が人間にとって本当に健康な社会なのかということを考えてみると、一刻も早く一極集中は解消すべきだというふうに思いますし、それから、一方で、先ほど長野県にお招きすることの難しさはよく分かりましたけれども、そうはいっても、一定の時間の中で、やはり昔の人口分布に近い姿に日本社会を戻さなければいけないのではないかというふうに思っているわけです。飯島町が1万人を超えたのは1970年だったと思いますけども、当時、日本の人口は1億人だったんですよね。今は1億2,500万人いるのに、飯島町は1万人を大きく切ってしまうというのは、結局、飯島町の少子高齢化の問題ではなくて、現在のところ最大の要因は、やはり都市への一極集中なわけです。これが1億人の時期に戻るのであれば、飯島町は1万1,000人ぐらいいてもおかしくないわけです。ですので、そういったことも含めて、6次総もコロナ感染が始まる前に組み立てていた人口減少の目標よりも、私は、むしろ目標を、前、町長も何か大きな目標を掲げておられましたけども、引き上げてもいいんじゃないかと、真面目な話。それに沿って、時間はかかるでしょうけれども飯島の在り方っていうのを見直すぐらい大きな変更をこの変化の中でかけるべきではないかというふうに思っておりますけども、町長の見解をお尋ねいたします。

町長 新型コロナウイルス感染症が社会に与えた影響は、非常に大きなものでございました。そのような中で、第6次総合計画の策定について議論を重ねてきたところでございます。策定中の内容では、新たな感染症の脅威や新しい生活様式、強靱で自律的な地域経済という視点も加えた上で、必要な政策の研究、提案も進めております。また、飯島町での生活は、都市部での生活と比べ人々が過密な状態になりにくいということなどから、これまで進めてきた定住促進施策等にも拍車がかかると期待しておるところでございます。そういったことから、第6次総合計画につきましては、行政として継続性を持った取組に新型コロナウイルスの影響も加え、また必要に応じた改訂等のことも視野に入れながら策定を進めていきたいと考えております。

浜田議員 先ほどちょっと指摘したスーパーメガリージョン構想は取り下げたほうがよくありませんか。いかがですか、町長。

企画政策課長 今回の第6次総合計画の政策を立てるに当たって、計画の背景というのをうたっております。スーパーメガリージョン、3大都市圏をおよそ1時間で移動できるっていう中で、日本、また世界の人、物、金、情報が動き出していくという、いわゆる国家プロジェクトでございます。今、この飯島町といいますか、伊那谷において、2027年あるいは

2028 年になろうかと思いますけど、リニア中央新幹線が走ることによって大きくこういったところは変わってくる可能性があります。やはり、そういった点も視野に入れていかなければいけないんじゃないかと思います。そこのスーパーメガリージョンを優先というんではなくて、そういった部分も見ていかなければいけないという考え方です。それと、議員さんの、今、新しい視点として新型コロナ感染症に対するまちづくりという部分も視点として入れるべきじゃないかというように聞き取れるんですが、この部分も、昨年の段階では、実はありませんでしたけれど、今年に入りまして新型コロナ感染症に対する強靱なまちづくり、新しい生活様式に適応したまちづくりというものをこの中にも入れ込んでまいっておりますので、いろいろな視点を踏まえた中で第6次総合計画のほうを策定に向けて進めてまいりたいと思います。

浜田議員

そこは議論の分かれるところだとはいうふうに思いますけども、少なくともまちづくりについては、やはり感染症も含めて、やはり地域の魅力を最大限に発揮するような大きな方向転換も思い切って入れていただくことを強く要望します。今回の一般質問でも様々な角度から地域の安全についての施策要望が出されました。それも聞いていて、私、思いますけれども、人の集う場所、学校ですとか公の施設ですとか飲食店ですとか、そういったところが、他の市町村にも、あるいは都会にもはるかに先駆けて、暮らす上で、除菌から何から安全で、これだけの強い感染症の中でも真っ先に十分な対策が取られた町だということは、都会の皆さんにとっては大きな魅力になるんじゃないかというふうに考えます。ぜひ、そういったことも大きく反映するような6次総になることを求めて、質問を終わりたいと思います。

議長

6番 好村拓洋議員。

6番

好村議員

それでは、通告順に一般質問を始めます。今回の質問は、6月の一般質問でコロナ感染症により東日本大震災以来の移住のニーズが増えるという質問をいたしました。大卒については、その続きとなり、移住、定住をメインに質問していきたいと思えます。あのときは、まだもう少し先の未来の話になるかなあと問い質問いたしました。しかし、5月の東京の転入、転出は転出超過が約1,069人となり、当然、大学の休校等が長引いて転入していない学生などもあるものの、この転出超過自体は、2011年、東日本大震災の年ですけれども、それ以来のことですので、着実に地方に目を向ける人、また、かなり繰り返しになりますけれども一極集中や都市部で暮らすことへのリスク、今回のコロナ感染症に限らず、次の感染症であったり、その他の災害の不安、地震、大型の台風なども懸念されている今、暮らし方そのものの見直しを考えている人が増えてきていると思い、さらに一歩進んだ形での移住、定住、ひいては町の少子高齢化対策について進める必要があると感じたため、提案型の質問をすることといたしました。

それでは、質問要旨に入ります。1-1、移住、定住の現状について伺います。当町は、いち早く、たしか平成23年度だと思うんですが、定住促進室を創設し、移住、定住に力を入れてまいりました。その結果だと思うんですが、私もその一人でありま

す。まず、先ほどもちょっとあったと思うんですが、最近の移住、定住についての動向を伺いたいと思います。

町 長

お答えいたします。令和元年度の移住者数は59人30世帯でございまして、前年度の6割ほどに落ち込みました。しかし、20代30代の移住者が全体の6割を超えており、若者の移住、定住に重点を置いた取組の成果は確実に出てきておると考えます。地域別では、関東圏からの移住が4割を占めており、これまで一番多かった中京圏からの移住が大きく減っています。このことが移住者数減少の大きな原因と考えられます。移住者の住宅につきましては、新築が8軒、空き家の購入が7軒、実家へのUターンやアパートへの入居がこれに続いております。移住者の2割が空き家を活用いただいております。移住、定住の現状につきましては、コロナウイルスの影響で予定していた移住のタイミングが遅れている方や住宅のリサーチが進まず相談が止まっている方が数件ございます。移住に関するお問い合わせも目に見えて増えている傾向ではなく、ウェブを使ったオンライン相談も1件にとどまっておる状況でございます。

好村議員

今、町長から最近の動向について伺いましたけれども、令和元年度っていうと、多分3月末までのことだと思うんですけれども、6割程度になった要因っていうのが、コロナが日本に入ってきたのって1月末ぐらいかなあと、本格的に。それで6割っていうと、毎年駆け込みで2月3月にばばばっと相談があって、そのまま入居っていう——入居というか、転入になったのか、その6割っていうのがちょっと解せないっていうか、原因っていうのは分析されていますでしょうか。

地域創造課長

確かに6割、低い数字といえそうですがそうなんですけれども、実際、年度末にこちらへおいでになる予定だった方が、コロナの影響でしたり、主にコロナの影響でリサーチができなくてとか、いろいろの移動に制約がかかってということでおいでいただけなかった事例はございまして、その反動というわけではないかもしれませんが、4月5月6月の転入の件数、それから人口の増は実際ございましたので、そういうところに若干表れているかなというふうに思います。それから、6割になってしまった原因にはいろいろな要素があると思います。相談体制のこともございましょうし、中京圏からの移住の件数が少なかったということも含めて、もろもろの要因で6割にとどまってしまったという状況だと思います。

好村議員

すみません。一緒に聞けばよかったんですけど、中京圏から減った理由っていうものの分析は何かされていますでしょうか。

地域創造課長

申し訳ありません。今、手元にお答えできる資料がございませんので、後ほどお答えをさせていただけるように準備をしたいと思います。

好村議員

今、現状について動向を伺いましたけれども、私は、町の移住、定住はすごくしっかりやられているなあというふうに私個人は思っていますので、今のままの体制、取組、この延長で行くのか、新たな、今回、コロナもありますし、違う手法を取っていくのか、その辺の考えっていうのはありますでしょうか。

町 長

今までの移住の案内、東京、名古屋、大阪に担当者が出向いていろいろお話をさせていただきました。そのときは、みんな、一本釣りっていう言い方が、気をつけて言わな

きやいけないなと思っていますけど、でも一般用語ですから、一人一人に当たってお願いしたという経緯で成功してきました。やはり、これからは関係をつくった中で、関係人口を増やす中で、やっぱり飯島だねと、移住だねという、こういう取組をしていきたいと、1つは企業とお付き合いするとか、1つはワーケーションも含まれているわけなんですけども、そういった本当にこの地域を時間をかけて好きになっていただいた人を確実に獲得したいと、こういう思いがありますんで、悪い意味ではなくて、一本釣りではなくて、しっかりと根の生えた関係をつくってから移住、定住を進めたいなと、こういう流れだろうというふうに思っています。決して、それぞれのところへ行ってお話することをやめるわけじゃないですけれども、流れとしてはそういう方向性が重要だなというふうに思っております。

好村議員 町長のお考えは分かりました。後ほど、そういった関係の話も少し出したいなあというふうに思っております。

それでは、1－2の質問に移ります。空き家の利活用の現状はということです。空き家の現状については、昨日、本多議員の質問で、現状の空き家件数181件ですかね、意向調査も行って、そのうち4割は賃貸や売却などの意向があったという報告がありましたけれども、それ以外の利活用の状況といいますか、今、現状についてお伺いしたいと思います。

地域創造課長 お答えをいたします。現在、町内にはおよそ180件の空き家がございます。これは昨日もお伝えをさせていただいたとおりでございます。このうち町のホームページ等で紹介ができていたものが25件ほどということで、空き家の1割強程度ということになっております。町では、空き家をお持ちの皆様に空き家の相談会ですとか広報紙やケーブルテレビを通じて利活用の呼びかけをさせていただいているところですが、ここ3年ほどは伊南不動産組合とも連携をさせていただいて、空き家の利活用がだんだん増えてきている状況というふうに思いますけれども、昨年度の空き家の成約件数は29件ということで実績が上がっております。180件のうち3割程度は、自己所有で管理をされているとかいうことで、手が入っている、目が入っているという状況であるというふうに承知をしております。

好村議員 取組自体は進んでいるかなというふうに思いますけれども、発生させない取組、こういった点は何かされていますでしょうか。

地域創造課長 発生させないという観点から申しますと、町では空き家対策の4局部会というのを、建設水道課が所管になりますけれども、そちらで情報の収集をいただいて、それから危険等のあるないは危機管理係であるとか生活環境係であるとか、そういうような部署とも連携をして、活用をいただけるような空き家の情報については地域創造課のほうで情報を把握させていただいて、実際に仲介に近いようなお話にも関わらせていただいております。

好村議員 空き家は、放置すればするほど相続など権利関係が複雑になったり、アンケートを取るにも相当労力が要ったと思うんですけど、所有者の追跡や、解決するにも手間も時間もかかります。また、人が住まなくなると急速に家が傷みますので、発生しても即解消

町 長	できる取組を求めますが、その点について町長の考えはいかがでしょうか。
好村議員	油断をしておりますして聞いておらんのだんですけど、申し訳ない。答えますので、今、もう一度……。
町 長	座っていただいて……。
地域創造課長	誰か答えられる？
	空き家に関しましては、先々週になりますかね、エコーシティーの番組ですとか、それから9月号の広報にもページを組んでお知らせをさせていただく予定でございますけれども、やはりお一人暮らしであったり高齢の方のみの世帯であったりというところから、だんだん年数を経て空き家になってしまうという状況がございます。置けば置くほど管理経費がかかり、処分するにしても売却価格は下がるし、かかる経費が上がるということで、その状況は議員さん御指摘のとおりでございます。そういうふうにならないために、さらに福祉のほうであるとか自治会の協力もいただくということも考えながら空き家の対策を講じていくということかと思います。お答えになっておりますでしょうか。
好村議員	じゃあ、次は町長に聞きますので、しっかりと聞いておいていただきたいんですけど。今、課長さんから答弁がありましたとおり、非常に、ぜひ、そういった取組を求めたいと思いますけれども。町長も、関係人口、アウトドア、今回は飯島流ワーケーション、あとテレワークとかいうキーワードも結構出てきていますけれども、田園風景は、当然田畑だけではなく、やっぱり空き家が放置されていたりとかすると、やっぱり見栄えといいですか、見栄えの話でもないんですけど、お互いのためにも、やっぱり空き家の対策はしなきゃいけないなと私は思っております。観光に力を注いでいる町長だからこそ、景観や安全面、家屋の倒壊とか、そういったことを発生させないために、もう一段、次のステップ、ステージを上げる気はあるかないかだけ、ちょっと端的にお答えいただきたいと思います。
町 長	気持ちはあります。具体的な政策はしっかりと立てながら行きたいと思っています。
好村議員	町長は、進めていただく気持ちはあるということで、3つ目の質問になります。これが私の今回の一番のメインのことになるんですけども、1－3、具体的な町名も出していますので、しっかりと聞いていきたいと思います。町が空き家を一定期間借り上げ、リフォームし移住者へ貸し出し、定住を促す高知県の梶原町のような取組を提案するがという質問です。梶原町は高知県の山間地にある人口約3,400人の町です。今、もう既に町の中心部は電柱の地中化なども進められ、美しい景観の町です。空き家対策で先駆的な取組をされており、少し紹介させてもらいたいと思います。梶原町も以前は空き家対策に頭を抱えておりましたが、家主の知らない人に貸すのは面倒や家の片づけなどお金をかけたくないという心情を酌んで制度設計し、今日では多くの空き家を活用、改修して移住者を受け入れています。その結果、6年で移住者約200人を達成している町です。移住者の平均年齢は大体約39歳前後と、比較的若いのも特徴となっております。この制度の手法として、まず、町が家主から10年～12年間、空き家を借受け、町が主体となってリフォームを行います。リフォームは水回りを中心に大体1件当たり450万～

700 万円ほどかかりますが、その費用を国 2 分の 1、県 4 分の 1、町の負担が 4 分の 1 で賄っております。それを梶原町では月額 1 万 5,000 円で貸し出し、移住者にすぐ住める家を提供しており、結果として、10 年～12 年間の賃料で、町の持ち出しはほぼ実質ゼロで取り組んでいます。この 1 万 5,000 円っていうのがどうかっていうのは、その地域であつたりとか、商売をやられている、賃貸業をやられている方の会社さん等もありますので、金額自体は飯島流で考えればいいと思いますが、そういった取組自体は成功しているということです。その結果、現在、梶原町のホームページ上で空き家リフォームした物件が 43 件掲載されており、その全てが入居中という驚異的な実績を出されています。当然、一朝一夕にできたわけではなく、ここまで 6 年間をかけて整備、取り組んだ成果が、まさに今出ているところです。町長は、昨日、二番煎じは嫌だという御答弁もありましたけれども、当町でもいいものはしっかり取り入れて、空き家対策と同時に、少子高齢化と叫ばれて久しいですけれども、その改善に向けて取り組むべきと考えますが、町長はどのように、今、話を聞いて思われましたでしょうか。

町 長 大変興味深くお話を伺いました。何よりも町の金がかからないというところが一番気に入りました。そういう補助制度等もあるんだなあということなんだよね。我々もそういったことをよく研究しなければならないなというふうに思っています。そういう資本投資的なことは、しっかりといつでも学ぼうというふうに思っております。そういう気持ちはございますので、今後取り組んでいく価値はあるのかなというふうに思っております。

好村議員 ちょっと正確なヒアリングはできていないのであれなんですけど、私が調べた中では、10 年以上使うっていう、一括して借り上げるっていうところで、社会資本整備交付金ですかね、恐らくそれを使われていると、いろんな調べた中ではそれかなあと感じたので、一応共有しておきます。今回、具体的に通告していますので、梶原町の取組が成功した理由、成功した要因っていうのは、課のほう、どこになるのかちょっと微妙ですけども、分析されていますでしょうか。その点を伺います。

地域創造課長 具体的な町名までお教えをいただきまして、情報を頂戴したわけですけども、成功した事情、分析というところまでは至っておりませんが、安価な賃貸物件をホームページの構成もとても美しくて紹介をされているということで、高齢化率が 44.4%、人口密度も飯島町の 10 分の 1 程度だというふうに承知をしております、町の規模ですとか背景が違いますので単純な比較はできておりませんけれども、財源の調達方法等も含めて大変参考にさせていただきたい事例だなということは考えてございます。ただ、先ほど申しましたとおり 3 割の方が自己所有であつたり継続的な御利用ということで、売却の希望をお持ちの方、それから賃貸の希望をお持ちの方が 4 割、それから除却をされたい方が約 2 割ということで、そうした物件の状況等も併せて考えていく必要がございまして、伊南不動産組合や関係機関とも検討を行って、活用をできるような可能性を探ってまいりたいと思いますので、それに併せて梶原町の例につきましても分析ができればというふうに思っております。

好村議員 具体的に調べてないっていうことで、非常に正直がっかりしましたけれども、私なり

に、文献もそうなんですけれども、この事例が成功を収めた要因、簡単にここでちょっと御紹介をしたいと思います。まず第1 家主の方の持ち出しがない。2番目 実際に空き家所有者の人にリフォーム後の見える化。これ簡単に言うと、先ほど4割の方が賃貸、売却。空き家が、今、町内に181件の4割っていうと大体70件ですので、そういった方々にこうなりますという見える化ですね。このほかに3点目ですけれども、基本的にはリフォームに家主の方は口を出せません。しかしながら、どうしてもやっぱり思い出とか、いろいろ大切なものがあると思いますので、ここだけは残してほしいとか、そういったことなどは家主の方は当然に言えます。次に、移住者の方の安心につながることもなんですけれども、契約先が町です。個人個人の契約ではないので安心して契約ができた。あとは、ほかにも町のコーディネーターがよかった等はあるんですけれども、これは当町も非常に全国的にも優れているほうだと思いますので、そういった要因が挙げられます。こういった取組を、ぜひ、ちょっと進めていただきたいなと求めて、実は、梶原町で実際にアンケートを取ったレポートも発見しましたので紹介させていただきます。まずアンケートの目的なんですけれども、移住者、受入れの地域住民の方、相互間におけるニーズを明らかにするために行われたアンケートです。まず、移住者がこの町に決めた理由は、自然に囲まれている、家が気に入ったと、自然環境や定住支援策を肯定的に捉える回答が多かったです。また、どのくらいの期間住みたいか、ほかの人に勧められるかという問いには75%以上が肯定的な答えでした。また、逆に受入方に取ったアンケートでは、今後、移住者を受け入れたいという——これは区だったり自治会なんですけれども、回答が8割を超えており、その中で町民の声として、移住者は地域に活気を増やす、過疎化、人手不足を解消するという答えが出ております。さらに、調査では、先ほど少しアパートに入られている方っていう、私も移住してきたときはアパートだったんですけれども、移住者が戸建てに住んでいることもあり、積極的に地域住民の方とコミュニケーションを取っているというのもアンケートから伺えました。このことから、移住者の傾向とニーズとして、すぐ住める家があるというのが決め手として重要になってくることが分かります。私も、よわい40手前にして人生を振り返ると、100人に1人か1万人に1人か分かりませんが、他人から変わっているかなあと思われる部分もあるかなあと思いますけれども、例えばですが、東京、神奈川だけでも人口2,200万人超えています。その中の1%であれば22万人、0.01%——1万人に1人ですね、でも2,200人は私と似たような考え、飯島町のほうが豊かに暮らせると、人間らしく暮らせると思う考えを持っている人がいると思います。当然、私のように変わった人に来てもらっちゃ困るっていうんだったらあれなんですけれども、そういう方が飯島を訪れたときにすぐ住める家が提供できるっていうのは大きなアドバンテージになります。また、町長も最初の頃から1万5,000人を目標、心意気で1万2,000人と。先ほど言いました1万人に1人でも、東京、神奈川だけでも似た考えを持っている方が全員もし来たら、もう、すぐ1万1,500人は超えますので、取り組む価値は非常にあるかなと思いますけれども、町長の見解を伺います。

町 長 一連のお話の中で、興味深いお話だと思って聞いております。どんな形で我々がチャ

好村議員

レンジできるのか等を研究してまいりたいと思っております。

比較的前向きなのかなということで安心しましたがけれども、これ、町長のおっしゃられる農地つき格安住宅、あれ、パンフレット作ってどうだったのかちょっと分かりませんけれども、あれにもつながることだと思いますので、ぜひ取組を前向きにやっていただきたいことを求めて、2番目の質問に参りたいと思います。

2-1、自然エネルギーの取組状況はという質問です。現状のバイオマス発電、議会初日に監査の方からも指摘があったと思いますけれども、そういった状況、あとは県企業局の新規発電所について、今現在、取組はどうなっているのでしょうか。また、次の質問にもかぶってくるんですけども、この2点について担当部署ができるまでどの部署が担当されるのでしょうか。その点について伺います。

副町長

それでは、2番目のバイオマスの関係、それから水力につきまして取組の状況ということで、私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。町では、自然エネルギーを重要施策と位置づけております。特に、今あります木質バイオマス発電、それから水力発電による資源の地産地消の取組を進めておるところでございます。バイオマスにつきましては、木でございますので、計画的な伐採、それから植林等を行いながら発電の材料としていくと、これは景観づくりだとか将来を見据えた形になってくるというふうに思いますし、水力につきましても、与田切川等の企業局の関係でございますので、水を使って発電をしていくと、こういうのに地産地消の望みをかけているということでございます。今後の取組でございますけれども、今現在、電気の専門家ですとか、そういう方をお願いいたしまして、アドバイザーとして1人お願いをしております、その方に、いろいろ関係会議だとかに我々と一緒に出ていただいたりとか、そういうことをいただいて、専門的な見地からアドバイスをいただきたいということで5月に任命をさせていただいております。それから、今のところ担当部署というのはないというふうになっておりまして、バイオマス発電等につきましては、私がこうなる前にちょっと担当しておりました。今、水力の関係につきましては、水というつながりもございまして建設水道のほうでやっていただいております。その関係につきましても、近い将来、担当を決めてやっていきたいという、次の質問にもなるかと思いますが、やりたいと思います。ただ、今、バイオマスも、それから水力も事業者による詳細設計をしておる段階でございまして、町とも連携は取っておりますけれども、それを見ながら町としては研究をしているという、そういうことの段階だという御理解を願いたいと思います。以上でございます。

好村議員

相手のあることなんで、あまり突っ込んで聞くことはしません。

2-2の質問に移ります。来年度、自然エネルギー担当部署を設置すると説明があったが、立ち上げまでの取組はどのようなことをするのかという質問だったんですけども、先ほど、今、御答弁が大体ありましたので、ちょっと1つ提案なんですけれども、ちょっと通告にないんであれなんですけど、先ほど、例えば折山議員さんの質問で給食への野菜提供——バイオマスに関しては相当な熱が出るというのは、それぐらいは御承知かと思いますが、そういったものを、年間通して給食に供給する野菜作りに熱を、

アグリイノベーション 2030 とか、そういったことの利用でできるんじゃないかなあって、先ほど少し、ちょっと思ったんですけども、そういった考えっていうのは取り入れてもらえる余地はありますでしょうか。

副 町 長 バイオマス、かなりの熱量が確かに出てまいります。今、私どもが考えておりますアグリイノベーション 2030 にそれをうまく利用できればということで、その関係につきましても研究を進めておる段階でございますので、そんなふうに御理解を願いたいと思います。

好村議員 ちょっと 2－2 の質問で、ちょっと補足というか、追加で質問なんですけれども、今、5 月に委嘱された専門家の方もいらっしゃるんですけども、水力とバイオマス、2 つの事業もありますので、町外、外部から専門家を招致するとか、新しい部署、部署になるのか、どういう組織になるのかは今後のことかと思っておりますけれども、そういったお考えはありますでしょうか。

副 町 長 我々といしましては、水力発電等につきましても専門知識を持っておるわけではない、それからバイオマスにつきましても民間事業者がやる事業だということで、先ほど申しましたアグリイノベーション 2030 ですとか、そういうものにうまく使うということで、今、先ほど申しました 5 月に委嘱した専門の方に、どういう連携を取って、町にとってどういう有利なものがあるかと、そういうことで委嘱をしておりますので、あとは、我々がこれから考えます担当部署におきまして、実質的な仕事の中でこなしていこうかなと今のところは考えております。

好村議員 じゃあ、最後の質問 2－3 に行きたいと思います。事業を行う部署か、研究、検討にとどまるのか。これは、前副町長になってしまいうんですけども、町でも事業局の余水を使った発電をできないかと検討しているようなお話を少しされたことがあります。その後はどうなっているのでしょうか。町がやることになりそうなのか、新部署は検討、研究にとどまるのか、その点についてはいかがでしょうか。

副 町 長 水力につきましては企業局が主体で今やっております、まだ、町といしまして、先ほど言いました専門家の方のアドバイスもいただきながら、どういう関わり方がいいかなと、今研究しております。おっしゃったように建設関係から携わっていけば、それなりの部署、それから、ただ参画するだけということになれば、それなりのことをできる部署というふうに考えておりまして、そこも今研究中でございます。

好村議員 そこに関しては、しっかり研究していただきたいと思います。最終的にやるやらないは町長の判断になるのかなと思いますが、この再エネ事業といいますか、F、I、T——F I T 事業ですね、シビアに事業計画を詰めていけば、町自らやるのが一番町長の好きなもうかる事業になるのかなと私は確信しています。何度も言っているのですが、もういいよという感じかもしれませんけれども。若干ちょっと話はそれますけれども、先ほど移住、定住で紹介した梶原町、2050 年に自然エネルギー 100% の町を目指し、実は自前で平成 11 年より風力発電 2 基、600 キロワットを 2 基、1.2 メガワットの発電事業を町の公社で実はやっております。また、中学校と夜間の町の街路灯への電力供給の取組として 53 キロの水力発電も行っております。水力に関しては、恐らく国の全額補助の何

らかの補助だと思うので、公社のほうのあれには出ていなかったんですけども、風力発電は普通に事業としてやっておりますので、経費を差引いた額で約毎年2,000万円利益を出していると。一方で、実は——実はというか、周知のとおりなんですけども、昨年、議会で岩手県の葛巻町へ行ってまいりました。あそこの風力発電は、規模でいうと2万1,000キロワット、21メガワットなんで規模が全然違いますけれども、発電事業自体は都市部の大手企業がやっております。話を伺った中では、町には毎年固定資産税の二千数百万円だけなんだっていう話を聞いてまいりました。そういった点も含めて、私は町長のさっきの言葉でいうと自然エネルギーで一本釣りされた人間ですので、ぜひ、この町の地域資源、しっかりと生かして町民還元していただきたいなと思っておりますけれども、町長も立候補のときには自主財源をうたっていた町長ですので、その辺の考えについて、今話した内容について町長の所感を伺います。

町長

森林資源、あるいは水資源、このエネルギーとしての活用は、1つの将来に向かっての大きな飯島町の柱になると思います。その中でも水力発電につきましては、県の企業局が新しい発電所を設置するということの中で、その事業の中にもう一つ設置する予定があったものを、これ、飯島町と一緒にやらせてくれないかと、こういうお声をかけたところでございます。どんな形でそれが行われるかっていうのは、これから研究しなければいけないシビアなところになってくるとは思いますけども、1つ、発電された電気をFIT契約で高く買っていていただいて全部売電するという方法と、今度は発電した電気を全部飯島町で供給すると、そういったときには、災害が起きたときに、この町の周辺、何キロワットかの範囲は常に電力が供給できると、自前の電気を使うと、この二通りがあるんです。しかし、FITで高く電気を売ろうという場合には補助金がない、丸々仕掛けて自分たちで使うと、売電しないとといったときには補助金があると、こういうことの中で、どっちが得かということ、それも含めて計算してまいりたいというふうに思っております。もう一つ方法は、一緒になって飯島町が資本を出資して、その分を分けていただくとか、いろいろの考え方がありますので、今後、一生懸命進めていきたいと思っています。県の企業局も、飯島町の事業については、今ある発電所は第1発電所、その上へ造る発電所は第2発電所、第1発電所の隣に水を分けて——それは飲料水に使うんですけども、飯島町は。それは、第3発電所としたときに、先日、行ってお話をしてきました。1、2、3はセットでやっていただけますねと、第3のほうは、1、2が終わった後、おもむろにやりますという1つの政策もちらっと聞いたんですけども、それではいつやってくれるか分からないんで、1、2の3はセットでお願いしますという話を確認してまいりました、セットでやりますということ。細かな参入方法については、これからです。

好村議員

水力については、どんな取組でも——どんな取組でもっていう言い方も変ですけども、補助金を受けて、FITで売らなくても私はいいと思っています。役場庁舎、西庁舎、各浄水場、下水処理場、それだけでも町で毎年電力代だけで数千万円払っていますので、それが浮くんであれば非常に有効な、また町の負担も減りますし、そういった観点も当然含めていただいて結構ですので、取組を求めて、私の一般質問を終わります。

議	長	以上で本日の日程は終了しました、これをもって散会とします。御苦労さまでした。
散	会	午後 3 時 0 2 分

令和２年９月飯島町議会定例会議事日程（第４号）

令和２年９月１０日 午後４時００分 開議

１ 開議宣告

１ 議事日程の報告

日程第１ 第１６号議案 令和２年度飯島町一般会計補正予算（第６号）

日程第２ 会期の延長について

○出席議員（１２名）

１番	滝本登喜子	２番	三浦寿美子
３番	久保島 巖	４番	中村 明美
５番	橋場みどり	６番	好村 拓洋
７番	折山 誠	８番	坂本 紀子
９番	浜田 稔	１０番	本多 昇
１１番	竹沢 秀幸	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 久保田浩克 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 大島 朋子 健康福祉課長 藤木真由美 産業振興課長 座光寺満輝 建設水道課長 那須野一郎 地域創造課長 松澤 京子 会 計 管 理 者 松村 和夫
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 片桐 雅之

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	令和2年9月10日 午後4時00分
議 長	本日は、特別委員会、各分科会、大変御苦勞さまでございます。 町長より令和2年度飯島町一般会計補正予算（第6号）が送付されましたため、会期日程を変更し、ただいまから本日の会議を開きます。 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 第16号議案 令和2年度飯島町一般会計補正予算（第6号） を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	御苦勞さまでございます。よろしくどうぞお願いいたします。 令和2年度飯島町一般会計の補正予算（第6号）について提案理由の説明を申し上げます。予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,869万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ72億3,092万円とするものでございます。今回の補正につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第2次分を活用いたしまして健やかな住民生活の回復と町の活力を取り戻すため、町内事業者への幅広い事業活動支援等の対策を引き続き継続し、さらに新しい生活様式を踏まえた地域住民生活と地域経済を支援する町独自の必要な対応について予算措置を行うものでございます。主な歳出の内容といたしましては、町内業者が感染症対策に係る消毒液や資材等を購入する際に必要な経費の一部を支援する新型コロナウイルス感染症防止対策資材等購入支援事業に1,600万円、指定緊急避難所である自治会集会所の感染リスク等を低減するため空調設備等の設備費用の一部を支援する自治会集会施設設備等整備事業に1,900万円、コロナ禍や都市生活のストレス解消を求める都市部の方々を対象に移住・定住をも視野に入れたトレーラーハウスを拠点とした飯島流ワーケーション整備事業におよそ8,400万円、以上を計上したほか、緊急性のある事業執行に必要な補正を計上し、予備費で調整いたしました。また、歳入の内容としましては、特定財源となる国庫支出金や県支出金等を計上したほか、補正予算（第4号）で財源として繰り入れた財政調整基金のうち、今回の臨時交付金で財源組替えをいたしました。その分2,400万円を減額いたしましたところでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
企画政策課長	（補足説明）
総務課長	（補足説明）
健康福祉課長	（補足説明）
産業振興課長	（補足説明）
建設水道課長	（補足説明）
地域創造課長	（補足説明）

教育次長	(補足説明)
議 長	提案理由の説明がありました。
	これから質疑を行います。なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。質疑はありませんか。——質疑はありませんか。
9 番	
浜田議員	自治会とか公の施設に対する環境整備が大幅に盛り込まれているところは重要かというふうに思いますけれども、これは実際の需要を十分に調べて、この程度の金額で収まるという結果なののでしょうか。お尋ねします。
地域創造課長	実態把握をさせていただいておりませんが、需要はあるんだというふうに思います。ただ、ほかの事業も含めまして上限を 50 万円とさせていただくということで、38 自治会分の費用を見込んでございます。
議 長	そのほかにありますか。
2 番	
三浦議員	ただいま提案がありましたけれども、図書館に空気清浄機、必要なあというふうに私考えておりますが、その考えは今回ないのでしょうか。あったけれども先に回すということなんでしょうか。お聞きをします。
教育次長	図書館への空気清浄機も現場としては欲しいところでございますけども、今回はトイレの改修ですとか、今までの課題でございました書庫ラック、また現場から除菌ボックスがどうしても欲しいという声もございまして、そちらを今回は優先させていただいた結果でございます。今後検討してまいります。
議 長	そのほかありませんか。
8 番	
坂本議員	では、お尋ねします。15 ページの 2811 の医療福祉関係の補助金に対してなんですけれども、これは、実際に社協ないしデイサービス、町内に何施設もあるわけですが、そういうところの需要を調べた中で、金額的にはこの金額になったんでしょうか。そこら辺はどうなっていますか。
健康福祉課長	需要の確認につきましては、全施設、全て行ったわけではないのですが、ただ、医療福祉関係につきましては国等で行われる補助がございまして、まずはそちらのほうを優先にというふうに考えております。その上で、さらに単独で行うものについての補助というような形で考えておるところでございます。
議 長	そのほかありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	ここでお諮らいたします。第 16 号議案は、議長を除く 11 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することにしたいと思っております。御異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、本議案については 11 人の委員で構成する予算特別

		委員会を設置し、第 16 号議案をこれに付託して審査することに決定しました。
議	長	日程第 2 会期の延長についてを議題とします。 本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議を いただいております、議会運営委員長より会期を 1 日延長し 9 月 18 日までの 15 日間と することが適当との協議結果の報告がありました。 お諮りします。本定例会の会期は議会運営委員長からの報告のとおりとしたいと思 いますが、これに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、会期を 1 日延長し、9 月 18 日までの 15 日間と することに決定しました。 会期の日程は事務局長から申し上げます。
事務局長		(会期説明)
議	長	以上で本日の日程は全部終了しました。 本日の会議を閉じ、これで散会とします。御苦労さまでした。
散	会	午後 4 時 24 分

令和2年9月飯島町議会定例会議事日程（第5号）

令和2年9月18日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1	諸般の報告	
日程第 2	第 2号議案	令和元年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 3	第 3号議案	令和元年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 4	第 4号議案	令和元年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5	第 5号議案	令和元年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 6	第 6号議案	令和元年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 7	第 7号議案	令和元年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 8	第 8号議案	令和元年度飯島町水道事業会計決算認定について
日程第 9	第 9号議案	令和2年度飯島町一般会計補正予算（第5号）
日程第10	第10号議案	令和2年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第11	第11号議案	令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第12	第12号議案	令和2年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第13	第13号議案	令和2年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第14	第14号議案	令和2年度飯島町下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第15	第16号議案	令和2年度飯島町一般会計補正予算（第6号）
日程第16	請願・陳情等の処理について	
日程第17	議会閉会中の委員会継続審査について	
日程第18	議会閉会中の委員会継続調査について	

令和2年9月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

令和2年9月18日

追加日程第1	発議第12号	「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」の提出について
追加日程第2	発議第13号	「種苗法「改正」の中止を求める意見書」の提出について
追加日程第3	発議第14号	「上伊那の高校再編対象校名の速やかな公表を求める意見書」の提出について
追加日程第4	発議第15号	「上伊那地域の高校再編に関する意見書」の提出について

1 町長挨拶

1 閉会宣言

○出席議員（１２名）

１番	滝本登喜子	２番	三浦寿美子
３番	久保島 巖	４番	中村 明美
５番	橋場みどり	６番	好村 拓洋
７番	折山 誠	８番	坂本 紀子
９番	浜田 稔	１０番	本多 昇
１１番	竹沢 秀幸	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 久保田浩克 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 大島 朋子 健康福祉課長 藤木真由美 産業振興課長 座光寺満輝 建設水道課長 那須野一郎 地域創造課長 松澤 京子 会 計 管 理 者 松村 和夫 企画政策課財政係長 小林 正司
飯島町農業委員会 会 長 片桐 孝明	飯 島 町 農 業 委 員 会 事 務 局 長 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 片桐 雅之
飯島町代表監査委員 羽生 收一	飯 島 町 監 査 委 員 事 務 局 長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	林 潤
議 会 事 務 局 書 記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	令和2年9月18日 午前9時10分
議 長	おはようございます。町当局並びに議員各位には、大変御苦労さまです。また、羽生代表監査委員、片桐農業委員会長におかれましても御出席をいただきましてありがとうございますございました。 本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中は、それぞれ本会議をはじめ各委員会における付託案件につきまして大変御熱心な審査に当たられ、感謝を申し上げます。 去る9月4日の本会議におきまして付託いたしました決算案件7件、補正予算案件6件、請願・陳情案件5件、また9月10日の本会議にて付託しました補正予算案件1件について、それぞれの委員長よりお手元に配付のとおり委員会審査報告書並びに請願・陳情審査報告書が提出されております。本日は、これらの委員長報告に基づく審議などを願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールにのっとり慎重に御審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。 これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 諸般の報告については、ありません。
議 長	日程第2 第2号議案 令和元年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について 日程第3 第3号議案 令和元年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 日程第4 第4号議案 令和元年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 日程第5 第5号議案 令和元年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 日程第6 第6号議案 令和元年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 日程第7 第7号議案 令和元年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 日程第8 第8号議案 令和元年度飯島町水道事業会計決算認定について 以上、第2号議案から第8号議案までの令和元年度決算7議案を一括議題といたします。本案につきましては、決算特別委員会に審査を付託しており、お手元に配付のとおり決算特別委員長から委員会審査報告書が提出されております。それでは、一括してそれぞれの議案に対する委員長の審査報告を求めます。

それでは、本会議、定例会の初日に決算特別委員会に付託されました令和元年度決算関連 7 議案につきまして委員会審査報告を申し上げます。

審査を付託されました議案は、第 2 号議案 令和元年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について、第 3 号議案 令和元年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、第 4 号議案 令和元年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、第 5 号議案 令和元年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、第 6 号議案 令和元年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、第 7 号議案 令和元年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、第 8 号議案 令和元年度飯島町水道事業会計決算認定についてであります。

決算特別委員会は、総務産業、社会文教の 2 つの分科会を設けて各所管事務の審査を求め、9 月 9 日から 14 日までの間に委員会並びに分科会を開催して慎重に審査を行いました。結果は、お手元の報告書のとおり、付託された 7 議案の全てを可決すべきものと決定しました。

審査の内容は、極めて多岐にわたりました上、各会計にまたがる事務もありましたので、ここでは 7 事業の審査全体を横断的にまとめ、質疑や意見と執行部答弁の要点を報告します。

まず、財政運営に関してであります。大きく 3 点に関して述べます。

第 1 点は財政運営そのものに関してでありますけれども、過去 4 年間の決算収支の乱れが問題視されてきましたけれども、令和元年度決算では実質収支の高止まりがほぼ解消され、単年度収支、実質単年度収支のいずれもバランスのよい姿になったことが認められました。予算の執行状況を見て不用額の発生を抑える財政運営が評価されたものであります。また、特命チーム営業部の不用額が若干目立ちましたけれども、地域おこし協力隊員の配属条件やスキルアップの費用での削減との説明でありました。

第 2 点は財政健全化指標に関する質疑で、令和元年度決算で悪化が目立った実質公債費比率や将来負担比率が町の魅力を損なうのではないかと懸念が審議の間で出されました。町側からは、人件費の圧縮などの方向が示されました。また、指標の悪化に対して、引締めだけの縮小均衡策ではなく、自主財源の確保、すなわち、もうかる飯島町の実現に努めるべきだとの意見もありました。町長からは、成長戦略の下ではこうした指標のバランスが崩れることもあり、数字だけを追い求めることはしないとの考え方が示されました。なお、来年度の税収減を見越しての財調などの運営に関しては、政府の感染症対策事業などの動きも見て判断するとの町長答弁でありました。

第 3 点は、特定事業者との契約事業で数年間金額が変わらない事業があり、例えば防災無線の点検、例規集整備費などでありまして、業者に合理化努力を求める必要があるのではないかと指摘がありました。

財政運営一般に関しては以上であります。

次に、両分科会にまたがる事項を報告します。

第 1 点は、まちづくりの基盤となるべき生涯学習、すなわちスポーツや文化活動などが徐々に低迷してきているのではないかとという課題であります。各地公民館の館長や主

事の成り手不足、あるいは過重負担などが指摘され、教育委員会のみでは課題を抱えきれないのではないか、一方、地域創造課からは、地域づくり委員会のテーマの列挙にとどまっている現状であって、議会からもヒントをいただきたい、こんなような見解が示されました。町、地域づくり、自治会など、3層4層の町の現状を整理する作業を町長部局も含めて考える時期だとの指摘もありました。

第2点は、高齢化、町施設の老朽化などが行政報告の様々な項目に姿を現し、さらにコロナ感染症への対応を求める意見が審査にいろんな場面で上がってまいりました。非常に多くにわたりますので、事柄を問い・答えや要望に分けずに、かいつまんで手短かに報告して、討論の中で挙がってきた課題について御理解いただきたいと思います。循環バスの病院線停留所を増やしたところ、利用者が増加した。一方、特養への入所者数が減っているが、上伊那全体がそういう傾向にあるという。昭和伊南の人間ドックの受診枠に余裕がない。それから、高齢者の利用が多い飯島体育館のトイレの洋式化を急ぐべきであるけれども、床の劣化があって大規模な改修が必要であって、着手ができない。農業問題では、農地集積が一段落し、約600ヘクタールの6割を17の法人が、4割を約200の個人が引き受ける姿になってきている。また、県の管理する道路の草刈りを地域が担っているけれども、これは材料費が支給されるのみで労賃は出ていない。コロナ感染症で学校や保育園が委縮しないように対策・運営を求めるということでもありますけれども、一方で、公共施設の対策整備、図書館の空気清浄機ですとか、移動図書館の除菌ボックスの整備などについては、まだ具体化が見えていない、このような指摘がありました。このほか多くの質疑や要望が審査の過程で出されましたが、網羅的に報告することは不可能でありますので、今決算の特徴を以上のように横断的に述べた次第であります。

こうした質疑応答を経て討論、採決の結果、決算特別委員会は第2号議案から第8号議案までの7議案全てを認定すべきものとして可決しました。

以上、決算特別委員会の審査報告といたします。

議長 これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。浜田決算特別委員長、自席へお戻りください。

以上で令和元年度決算7議案に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、第2号議案 令和元年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。初めに、原案に反対討論はありませんか。

(なしの声)

議長 次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論はありませんか。

2番

三浦議員

賛成の立場で討論をしたいと思います。

10月の消費税増税の影響と年度の終わりの新型コロナ感染症の流行は、住民生活への大きな影響を及ぼしました。新型コロナ蔓延防止の外出自粛、営業自粛要請、国の方針による突然の学校の休校など、住民生活、商店、バス会社や道の駅など観光業にも多大な影響が出ています。年度末、新年度に向けての総会など、中止あるいは縮小で住民生活、地域活動にも大きな影響がもたらされました。現在も様々な形で新型コロナ感染症の影響が現れています。医療・介護・福祉・教育現場への影響は、町内でも現実となって現れました。休業、失業などで低所得者の増加と所得格差の問題も浮き彫りになっています。このような状況から、経済・効率優先の今まで進めてきた新自由主義的な在り方を見直し、採算が合わない再編、統合、人員削減を進めてきた分野の医療、介護、福祉、教育を重視すべきとの声が専門家から多く聞かれるようになっております。

町政においても地方自治の本旨に基づいた住民福祉の増進を軸に置いた行政運営が求められます。新型コロナ禍で行政の役割がよく見えるようになったと思います。住民の命と暮らしを守る一番身近なとりでは飯島町です。住民の発するSOSには、速やかに行政が手を差し伸べなければなりません。町長はじめ職員の皆さんには、残る今年度と来年度以降の行政運営、施策に効率、採算だけでは守れない住民生活に思いをはせ、住民の命と生活を守るために施策の優先順位を検討し取り組むよう要望をして、賛成いたします。

議長
9番
浜田議員

ほかに討論はありませんか。

この第2号議案を認定すべきとの立場から討論いたします。

委員長報告として申し上げましたように、今回の決算は全体としてバランスの取れたものであったというふうに思いますけれども、一方で、今後の見通しを考えた場合に、少なからぬ不安を含めるものでもあったというふうに考えています。それは、地域の活性化、あるいは様々な施設の老朽化、高齢化等々に徐々に表れてきているんだと思います。その結果が将来負担比率の増加ということになると思います。ですので、この決算は認定すべきでありますけれども、この決算の結果というのは次に生かされるべき内容として論じられなければならないと思います。その意味で、私が見るところでは、やはり自主財源の確保が決定的に遅れているのではないかと感じる次第であります。実は、先日、基礎の自然エネルギー協議会の事務局長から電話がありまして、南木曾で既に水力発電機を建設することになって、船荷がそろそろ入ってくる。それから、もう一か所、既に建設計画が始まっているということで、かなりの動きがあります。町長から見れば、よそのまねはしたくないということなのでしょうけれども、実は、そうではなくて、飯島のほうがよほど早い時期にこういったことの検討を始めていました。飯島の問題は、それがまだ1ミリも動いていない、そこところに問題があるのではないかと思います。こういったことも含めて、儲かる飯島町の具体的な姿をこの決算の結果に基づいて加速するよう求めて、賛成討論いたします。

議長

ほかにありませんか。
(なしの声)

議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第2号議案 令和元年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。 この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。 〔賛成者起立〕
議	長	お座りください。起立全員です。したがって、第2号議案は原案のとおり認定することに決定しました。 次に、第3号議案 令和元年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第3号議案 令和元年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。 この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。 〔賛成者起立〕
議	長	お座りください。起立全員です。したがって、第3号議案は原案のとおり認定することに決定しました。 次に、第4号議案 令和元年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第4号議案 令和元年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。 この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。 〔賛成者起立〕
議	長	お座りください。起立全員です。したがって、第4号議案は原案のとおり認定することに決定しました。 次に、第5号議案 令和元年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第5号議案 令和元年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。 この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

議 長	〔賛成者起立〕	
	お座りください。起立全員です。したがって、第５号議案は原案のとおり認定することに決定しました。	
	次に、第６号議案 令和元年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。	
議 長	(なしの声)	
	討論なしと認めます。これで討論を終わります。	
	これから第６号議案 令和元年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。	
議 長	この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。	
	〔賛成者起立〕	
	お座りください。起立全員です。したがって、第６号議案は原案のとおり認定することに決定しました。	
議 長	次に、第７号議案 令和元年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。	
	(なしの声)	
	討論なしと認めます。これで討論を終わります。	
議 長	これから第７号議案 令和元年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。	
	この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。	
	〔賛成者起立〕	
議 長	お座りください。起立全員です。したがって、第７号議案は原案のとおり認定することに決定しました。	
	次に、第８号議案 令和元年度飯島町水道事業会計決算認定について討論を行います。討論はありませんか。	
	(なしの声)	
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。	
	これから第８号議案 令和元年度飯島町水道事業会計決算認定についてを採決します。	
	この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。	
議 長	〔賛成者起立〕	
	お座りください。起立全員です。したがって、第８号議案は原案のとおり認定することに決定しました。	
	日程第 9 第 9号議案 令和２年度飯島町一般会計補正予算（第５号）	
議 長	日程第 10 第 10号議案 令和２年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第２	

号)

日程第 1 1 第 1 1 号議案 令和 2 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 1 2 第 1 2 号議案 令和 2 年度飯島町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 1 3 第 1 3 号議案 令和 2 年度飯島町水道事業会計補正予算 (第 2 号)

日程第 1 4 第 1 4 号議案 令和 2 年度飯島町下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

日程第 1 5 第 1 6 号議案 令和 2 年度飯島町一般会計補正予算 (第 6 号)

以上、第 9 号議案から第 14 号議案及び第 16 号議案の令和 2 年度補正予算 7 議案を一括議題とします。本案につきましては、予算特別委員会に審査を付託しており、お手元に配付のとおり予算特別委員長から委員会審査報告書が提出されております。

それでは、一括してそれぞれの議案に対する委員長の審査報告を求めます。

それでは、予算特別委員会の報告を申し上げます。

去る 9 月 4 日の本会議において本委員会に付託されました第 9 号議案 令和 2 年度飯島町一般会計補正予算 (第 5 号)、第 1 0 号議案 令和 2 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)、第 1 1 号議案 令和 2 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)、第 1 2 号議案 令和 2 年度飯島町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)、第 1 3 号議案 令和 2 年度飯島町水道事業会計補正予算 (第 2 号)、第 1 4 号議案 令和 2 年度飯島町下水道事業会計補正予算 (第 1 号) については、9 月 11 日に委員会及び分科会を開き、説明員として関係所管職員の出席を求め、内容を慎重審議いたしました。9 月 14 日には、付託された審議の質疑内容の報告と質疑、また理事者の出席を求め総括質疑を行い、結果、お手元の報告書のとおり全て可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

なお、審査の過程において出されました第 9 号議案から第 14 号議案までの主な質疑について申し上げます。問い「給食センターは補助事業で採択を受けているが、機能負荷の方向で歩み出すと望む変更ができないし、補助事業でできない部分はどうか。食育機能の対応は。」答えとして「補助金がつくと起債が活用できる。足りない分は起債や一般財源で対応せざるを得ない。防災機能や食育機能も今詳細設計の最中なので検討していく。」。

討論ですが、第 9 号議案から第 14 号議案の討論はありませんでした。

また、追加議案の第 1 6 号議案 令和 2 年度飯島町一般会計補正予算 (第 6 号) については、9 月 10 日に提案理由の説明を受け、15 日に審議することと決定しました。15 日には、説明員として関係所管職員の出席を求め、追加説明を受け、内容を慎重審議いたしました。結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決定いたしました。

第 16 号議案に対する主な質疑を申し上げます。問い「住民生活の回復のため 1 人 10 万円の給付があったが、対象にならなかった新生児への給付を考えるか。」答え「前向きに次回検討する。」。問い「飯島流ワーケーションとは。」答え「他地区で行われているのはテレワークの場所の提供だけである。それとは違い、飯島は、農業塾を含め、地域の文化や人との交流ができる場所として行政、産業、学界、民間の 4 つが関わるものであ

る。』。問い「他地域のストレスのある人が積極的にこのトレーラーハウスで生活できるのか。住民の課題であるひきこもりの対策のことが先ではないか。」答え「学会として順天堂大学と提携し、医療を伴う治療ではないが、ストレスなどのある人などが土に触れるなどの体験をして環境が人に与える影響の調査などをする方向である。だんだんとデータを蓄積して本稼働に向けていく。地域の人の利用も可能であり、自然の中で癒される環境が第一で、よいきっかけとなる。これが第一歩である。』。問い「トレーラーハウスが5台の理由と農地つき格安住宅との関連は。」答え「5台はデータを取るのに必要な数である。格安住宅は移住・定住のためのもので、業者に任せたい。』。問い「企業に貸して入れ替わり立ち替わりするのか。5台いっぱいにならないのではないか。」答え「初めからいっぱいになるとは思っていない。利用の方法はいろいろあると思うので、研究していく。』。問い「地域資源を利用する事業などは、住民のために確実に実現したものがない。どの時期になせるのか。ワーケーションはどうか。」答え「今回の交付金は新しい生活様式で経済を回すものだが、タイミングはある。ワーケーションは、付け焼き刃の対策でなく、この時期でやることである。将来に向けては、水力発電、バイオマス発電と排熱利用、ワーケーションを考えている。』。

討論ですが、一般会計補正予算（第6号）の賛成討論です。コロナ対策の予算として住民側に立った新しい生活習慣に手薄ではないかと思いましたが、この補正でかなり改善が見えた。新生児への給付金も検討するとのことである。ワーケーション事業は新しい生活様式で経済活性化にチャレンジしていくもので、初めてのことで先が見えていないが農業振興、地域の人々の交流や住民福祉のためにも事業の未来投資と考え、農福連携に期待し、SDGsにもつながるので賛成である。

次に反対討論です。今回の交付金では、コロナ対策の図書館の空気清浄機の設定など公共施設などの安全が確保されない中で地の足につかない事業を優先すべきではない。町長の儲かる飯島事業などに成果が出ていない。先にやるべきは、具体的な実績を上げて、その証明の上でこれだけの大型投資に進むべきである。ワーケーションは、現状の説明では納得できない。しっかりした資料や検証結果を基に第3次の交付金などで組みめばよいので、反対である。

以上、委員会の報告といたします。

議長 これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。滝本委員長、自席へお戻りください。
以上で令和2年度補正予算7議案に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

ここで、久保島巖議員外1人から第16号議案 令和2年度飯島町一般会計補正予算（第6号）に対する修正案が提出されております。修正案に対する提出者の説明を求めます。

3番
久保島議員 この場で説明いたします。

令和2年度飯島町一般会計補正予算（第6号）の修正を御提案いたします。

修正の大綱は、まず町民の安心・安全をとということで、そこを第一にさせていただきたいという願いでございます。町民が安心して出かけられるように、また来町者を迎えるに当たっても感染予防対策を万全な形に取っていくと。これがまさに新たな日常への施策であると。ここを先行すべきだというふうに思うところでございます。町長がおっしゃる新しい生活習慣と地域経済の活性化というのは、コロナ禍にあって、マスク、手指の消毒、ソーシャルディスタンス、検温を徹底して、国民みんながお互いに疑心暗鬼で迎えるのではなく個々を尊重しながら気持ちよく往来できるようにして地域経済の活性化を図っていきましょうという趣旨でございまして、新しい人集めの対策や新しい振興策を立ててくださいねという意味ではありません。

また、飯島流ワーケーションは、実施計画事業に見当たらないところでございます。4141 観光費では、観光振興、観光振興のための各種イベントや団体への補助金とあるところでございまして、このワーケーション事業等が掲載されてはいないということを見ますと、この際、お金が入るからってということで急遽出てきた計画のなさ、思いついてというのがどうも浮き彫りにされてきてしまうと。私は、これ5台ではなく、蜂の巣型にだんだんに大きくしていくということのほうがワーケーション事業というのは適切だろうというふうに思っています。

ここで地域創造課の職員の話をちょっと御紹介いたします。移住者の方にPCR検査をして、まず。陰性を確認した上で移住先の自宅に2週間待機をしてもらったと。その間、職員や協力隊でサポートをしていたそうでございます。やはり2週間は待機をするというのが今の常識ということでございます。しかし、大阪から移住希望者がございまして、先例と同じように2週間の自宅待機と町のサポートを伝えて契約まで至ったわけですが、間もなく移住というときになって家主のほうからキャンセルしたいという連絡があったそうでございます。家主さんのお気持ちとしては、やはり地域から受け入れられないんじゃないかとか、心配、御近所の目とかってというのが気になっているということでございまして、やはり、この辺のところでもまだまだ住民サイドの気持ちの中で整理はついていないというふうに思います。

さて、ワーケーションの利用者の滞在想定ですが、お子様がおられる方は、そう長くは滞在できません。とすると、先例のように2週間トレーラーハウスの中に待機したんでは地域交流も農業体験もできないということでございまして、ちょっと時期尚早ではないかというふうに考えています。PCR検査を受けて、抗体検査を受けて大丈夫という方に来ていただいたとしても、地域の皆さんが本当に受け入れてもらえるのか、そしてまた来ていただいた方に楽しんでいただけるのかということについては、非常に疑問が残るところでございます。とはいっても、私も飯島流ワーケーションっていうのは非常に面白い取組だなあと考えていますので、さっき申しましたように、一気に5台の導入ではなくて、お試しサイズ2台ぐらいから始めてはどうかと、その後だんだんに充実させていったらよいんじゃないかというふうに思っているところでございます。行政の仕事というのは、あまり温かく長期間成り行きを見守ってくれるものではなく、やっ

ぱり即結果っていうのを求められます。できれば石橋をたたいて渡るというような形のほうが行政としてやるのが本当ではないかというところです。

さて、交付金2億162万円のうち7,384万円を使うというこの事業については縮小して、縮小した部分を町民のお出かけの安心・安全、県外の皆様を快く迎えるための態勢づくり、これを行うべきだということで、この修正を行うものでございます。コロナ感染の疑念を払拭するため、精神的にも物理的にも安心・安全といえる万全な態勢に近づける、万全な態勢っていうのは無理でしょうから、そこに近づけていく、可能な限りやっていくというのが行政の仕事ではないかというふうに思うところでございます。

修正書を御覧ください。おめくりいただいて5ページ、お願いいたします。

7款 商工費、第1項第4目の観光費でございます。ここの4141観光費の備品のところ、ここの備品購入費5,525万円を2,210万円に減額し、関連する諸費用等について、委託費、役務費等、工事請負費等を削減するものでございます。しかし、人材育成の運営管理費、この辺については1人分っていうことで、これは修正はありません。

私としては、個人的に、この残りの金額、余った金額について、削減した金額を使うべき修正案を作りましたが、さすがに、町長部局の提案にない事業まで計上することになりまして、そこはやっぱり執行権の侵害に当たるというふうに思いまして、私のほうとしては、4,921万1,000円、両方で削減させていただいて、それを予備費のほうに回すと。結果としては交付金が3,956万9,000円減ってしまうんですが、そこは9月中にこれを満額利用するための御活用をいただければというふうに思っています。その際には、図書館の空調の入替え、それから給付金対象外だった新生児の皆さんへの給付、これも、できれば町外で飯島町に本籍のある方、これへの出生祝いも差し上げたらどうかと。昨年度は合わせて107人いらっしゃいました。今年、多く見積もっても110人ぐらいだろうということで、その辺も提案をいたします。ここは、やっぱり飯島町の優しさっていうのをアピールできる場ではないかというふうに思いまして、今後は移住・定住にも結びついてくるのではないかと思います。それから町内外者の出入りのある役場や文化館、図書館等にも、それからいい子センターなどにもサーモ検知器システムや、それから公共施設、学校などの玄関に紫外線の空気清浄機、この辺の配置も望まれるところでございます。また、日常生活における3密を避けるために、オンライン会議システムの可動式のもの、これを増やしていただきたいというふうに思います。以上、新たな日常への備えをすべく早急に補正予算の交付金枠内で活用をお願いしたいものでございます。

住民の安心・安全を第一とすべく、修正案に議員各位の御賛同をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長 これから久保島議員外1名から提出された修正案について質疑を行います。質疑はありますか。——ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

		初めに、第9号議案 令和2年度飯島町一般会計補正予算（第5号）について討論を行います。討論はありませんか。
		（なしの声）
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから第9号議案 令和2年度飯島町一般会計補正予算（第5号）について採決します。
		お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
		（異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。したがって、第9号議案は原案のとおり可決されました。
		次に、第10号議案 令和2年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。
		（なしの声）
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから第10号議案 令和2年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決します。
		お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
		（異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。したがって、第10号議案は原案のとおり可決されました。
		続いて、第11号議案 令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。
		（なしの声）
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから第11号議案 令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について採決します。
		お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
		（異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。したがって、第11号議案は原案のとおり可決されました。
		次に、第12号議案 令和2年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。
		（なしの声）
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから第12号議案 令和2年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）について採決します。
		お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

議 長	(異議なしの声)
	異議なしと認めます。したがって、第 12 号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第 13 号議案 令和 2 年度飯島町水道事業会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。討論はありませんか。
議 長	(なしの声)
	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 13 号議案 令和 2 年度飯島町水道事業会計補正予算（第 2 号）について採決します。 お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声)
	異議なしと認めます。したがって、第 13 号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第 14 号議案 令和 2 年度飯島町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。討論はありませんか。
議 長	(なしの声)
	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 14 号議案 令和 2 年度飯島町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について採決します。 お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声)
	異議なしと認めます。したがって、第 14 号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第 16 号議案 令和 2 年度飯島町一般会計補正予算（第 6 号）について討論を行います。まず、原案に賛成の方の討論をお願いします。
4 番 中村議員	第 16 号議案 令和 2 年度飯島町一般会計補正予算(第 6 号)の賛成討論を行います。 今補正予算は、新型コロナ感染対策地方創生臨時交付金で国の第 2 次補正予算によるもの。感染症にも経済危機にも強い強靱かつ自立的な地域社会経済の構築に向けて取り組むことが期待されている内容となっております。この補正予算において実施計画というものを 2 か月の短期間の中で町は作成しなければならないという国からの厳しい内容での実施計画の計画でありました。その中で町の未来を見据えた飯島流ワーケーション整備事業に着目したということは、私はその辺を高く評価するものでございます。そういう補正でありまして、よって、まず町民生活の感染予防策を徹底することが第 1、そして未来構想への取組予算の向上を第 2 として考えていたわけですが、今予算書は飯島流ワーケーション整備事業に 8,400 万円余の高額が盛られています。町民の感染予防対策にはいささか不十分と見えました。しかし、審査の説明を伺う中で、ワーケーション整備事業の未来構想への思いなど、長い目で町への相乗効果も望めるなど、おおむね理解ができたこと、また公共施設の感染予防に向けた改修に一定の評価をいたします。し

	かしながら、まだまだ住民の側に立った改修には至っていないと判断することから、審査の中で、次期補正で行うことを前向きに検討と答弁された国の特定給付金 10 万円給付対象外の令和 3 年 4 月 1 日生まれまでの新生児への給付の確実な実施をすること。また、今後、ゴー・トゥー・キャンペーン、東京も対象になることで我が町へ都会からの交流人口が増えると思います。その中での予防対策。また、学校、文化館、図書館における感染予防策の不足点をこの冬の感染率が高まる前に、特に高校受験を迎える中学生への感染予防対策など、今後早急に取り組み、冬を迎える前に補正対応をすることを強く求める次第です。これらを付して今補正予算に賛成といたします。
議 長	次に、原案及び修正案に反対の方の討論ありますか。 (なしの声)
議 長 7 番 折山議員	次に、原案に賛成の方の討論はありますか。 補正原案に賛成の立場で討論に参加したいと思うんですが、まず、この上程に当たって町長の未来の飯島町の構築に向けたワーケーション、またその背景にある循環型社会の構築、こういったものの大きい取組の構想のまず走りになるのかなあという期待を持ちました。世相はコロナ、コロナでかなり暗い状況の中で、やはり、今、町民に求められているのは、将来に対する希望、期待と、こういったものが求められておると思います。そうした中で、今補正につきましては、目の前のコロナ対策、これは、経済、あるいは汚染防止、こういったものに取り組みながら、この取組はまだしばらく継続の必要がある政策であります。一方で未来を見据えた地域の活力に対する投資、この 2 本立てで上程された本案については、今、町民が望む、そういった方向にあるのかなということ进行しながら、賛成討論といたします。
議 長 8 番 坂本議員	次に、修正案に賛成の方の討論ありますか。 では、修正案に対する賛成の立場で討論いたします。 先ほど同僚議員から出ましたが、コロナ感染に対しては、そちら補正予算 6 号では万全という状況ではありません。そういう中で、新しい案のほうはそれに対して力を入れるような補正になっております。また、町長が言う飯島ワーケーションの意味は分かりますけれども、取りあえず町内の感染に対して対応をきちっと取ること、それとともに、町の活性化ということであれば、私はもう少し自給的な町になれるような、先ほど別の議員が言っておりました小水力とか、もうかる飯島、そういう形の中で発展させるという、町の資源に対してもう少し深い見識を持って、それを発展させるという方向、現在の農業に対してワーケーションで発展させるというのもいいですけれども、それはトレーラーハウス 2 台ぐらいにとどめておいたほうが私はいいと思います。そういう中で、当局から出されている補正予算には反対で、修正案に対して賛成といたします。
議 長 11 番 竹沢議員	次に、原案に賛成の方の討論はありますか。 6 号補正予算の原案に賛成する立場で討論に参加したいと思います。

今回の補正は、皆さん御案内のように地方創生臨時交付金、国全体では3兆円のうちの1兆円が予備費で2兆円が各自治体にということですが、飯島町では2億162万円の交付金を頂くと、こういうことでございます。これは何をやるかっていうと、皆さん御案内のように2つあって、1つは当面する新型コロナ対策に対する事業、これはいろいろございまして、今回の提案の中では、町内のいろんな事業者に対する支援、それから各区、それから自治会に対する避難関係の備品ですとかエアコンとか、あと教育現場とか、いろんなところへの支援、また同僚議員の提案もありまして、私も一般質問しましたが、洋式のトイレですとか、あるいは子育てセンターか、保育園、両小学校、中学校の水道の蛇口を非感染用に替えるとか、そうしたことを盛り込まれていまして、先ほど提案がありましたような方の御意見と反論するわけではありませんけれども、今回の補正の全体に住民の安心・安全に必要な予算が盛られているんだと、こういうふうを受け止めておるわけでありまして。なお、今日も長野日報にも報道ありましたが、お隣の村では新生児に10万円ということをおやりになるそうですけど、そういった課題は、まだ町として今回の補正では間に合わなくても、幾つもやらないかん課題はありますが、これは今後の中で十分検討していただいてやればいいことであるのかなあと思うわけがあります。

2つ目、いわゆる新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化のための事業をやるのもいいよと、こういうことになったわけです。そこで、当町におきましては飯島流ワーケーションでトレーラーハウスを5台入れるんだと。総額8,433万円の予算になるわけでありまして。これは、先ほど賛成討論の方も言いましたが、町長として将来を見据えた投資ということで、私は大いに結構で、トレーラーハウスが2台がいいか5台がいいかって、そういう議論ではないのかなあと思いますし、修正案を出された方も、そのものについては、数の問題はありますが、反対ではないようです。これをなぜやるかっていうことですけど、私の考えは、やはり飯島町の人口がどんどんどんどん減っていつちゃうわけね。ある村よりも近いうちに人口が減っちゃうわけ。その対策をやっぱ今から打っていかないとやいけないわけです。それはいろんな方法があるんですけど、従来から行ってきております定住促進の施策とか、いろいろ努力してきております、飯島町も。しかし、そこで、町長の提案のとおり、我が町として水力や火力の発電を取り組み、そこで発電する熱にもアグリイノベーション2030で若い農業者に担っていただき、そして今次事業によって関係人口を増やし、いずれは町内に定住していただければという先を見た戦略的な事業として今次取り組むと、こういうことだというふうに思うわけでありまして。

そういうことで、今回の国が示しておる2つの交付金の中身も、当面やらないけないこと、それから将来を見据えてやらないけないこと、こうしたことを両方含めて補助対象にするということでありまして、細かい事業の個別の評価はともかく、トータルとして今回の第6次補正予算につきましては必要な補正でありますので、全面的に賛成するものであります。

議 長

次に、原案及び修正案に反対の方の討論はありますか。

(なしの声)

議 長 5 番 橋場議員	次に、原案に賛成の方の討論はありますか。 私は、これに賛成の立場で討論いたします。 この予算は未来に投資するものであると思います。私は、地域の問題解決として飯島流ワーケーションで行われる農福連携に大変期待するものです。そこからは新しい事業が生まれてくること、また町内のひきこもりにも大きいと思います。また、農福連携とSDG sが行われれば、17 の目標のうち 10 の目標に貢献できます。町がSDG sの推進に関わることは大変大きいと考えますので、これに賛成といたします。
議 長 6 番 好村議員	次に、修正案に賛成の方の討論ありますか。 修正案に賛成の立場で討論いたします。 まず、今回の臨時交付金の 6 号補正ですけれども、先ほど原案に賛成の議員の討論もよく分かりますし、町長の今回の思いも私は分かります。ただ、まず、今何が起こっていついていうところでは、国難と言われるコロナ対策、これをしっかり町民のために行うことが、まず私は必要だと思います。その上で、未来への投資、ワーケーション、これは、もう私も大いに結構なことだと思いますけれども、まず優先順位、何が一番、今、正しいことを町としてやるのか、そういったところが原案にはちょっと投資のほうに行き過ぎかなと思い、私は、この修正案に賛成といたします。
議 長	次に、原案に賛成の方の討論ありますか。 (なしの声)
議 長	次に、原案及び修正案に反対の討論ありますか。 (なしの声)
議 長	次に、原案に賛成の方の討論はありますか。 (なしの声)
議 長 9 番 浜田議員	次に、修正案に賛成の方の討論はありますか。 修正案に賛成の立場から討論いたします。 過去に私がこの議会の議員として賛成した項目の中で、常に心に突き刺さっている一件があります。これは、よく御存じの紅葉園の取得に対して、私は賛成したわけです。しかし、その後、監査委員からも非常に鋭い指摘をいただいて、議会議決のときの考え方の不十分さというものをつくづく今に至るまで反省しているわけです。この決定が足かせになって、いまだに紅葉園の活用というのはブレーキがかかっている、そんな結論、結果を招いているんだと思っています。 さて、今回の第 6 次補正に関してでありますけれども、どこまで練られているのかということが私には大変疑問です。かつてアウトドア事業に 2 億円近い計画が実施計画に盛り込まれた時期がありました。当時、町長に一体これの収支の見通しはどうなっているのかということをお尋ねしたところ、つまり、これは行く行くは 1,000 万円なのか 1 億円なのか 10 億円なのか、どの程度の規模の収益を町にもたらすのかということをお尋ねし

たところ、そういう数字は一切ないというお答えでありました。今回の事業も、私から見るとそういう姿に見えます。その中で、しかも町長はこの数字を非常に小さく御説明されています。全体の補助金の中の3分の1だという御説明なんですけども、どう考えても、これは2億円の4割以上、もっと言ってしまうと、補正予算はほかの3次4次5次の部分の組替えを含んでいますから、総額が1億8,000万円ほどですか、つまり半額をこれに投資する事業なわけですね、このワーケーションは。であれば、町長としてはここに力を入れているんだということをもっと声を大にしておっしゃらなければいけないのに、なぜ小さめに言うのか。私は、そこには本当の気合は籠っていないんじゃないかというふうに感じるわけであります。

話を元に戻しますけれども、昨日の長野日報のコラム欄にこんな記事が出ておりました。要点だけ御紹介しますけれども、県がリゾートワーク、テレワークの環境整備に着手するというので、非常に似た内容なわけです。その中で、完全に仕事を離れて休暇として長期の滞在を楽しめる余裕のある人はどのくらいいるんだと。その余裕のある富裕層に県内でしっかりお金を落としてもらえたらありがたいことだけれども、翻って県外へそのような旅行に行ける長野県民がどれだけいるんだろうか。新型コロナの広がりも絡んで家庭の貧困や児童虐待など心のケアを要する児童生徒が増えていると。そういう県内の様々な状況に鑑みたときに、稼ぐ観光地域づくりと戦略でうたうのであるならば、それが地域の隅々まで行き渡って格差、貧困の解消につながるように取り組む必要があると。これが昨日のコラムの結論になっているわけです。比較的辛口のコラムの少ない新聞だと私は思っていますけれども、これは事の本質を射得た指摘かなあというふうに思うわけであります。

つまり、先ほどの事業計画のところで申し上げましたけれども、夢を追う時代ではなくて、それが一体どれほどこの町に将来のリターンをもたらすのかと、そこまでの計算が何ら描かれていない計画をいきなり進めていいのかと。実験程度は、私はあり得る話だと思いますよ。けれども、それにしてはあまりに町民の意識とかけ離れた計画ではないかというふうにつくづく思うわけであります。これと併せて、前回の総括質疑の中で、町長は水力、バイオマス、排熱利用、それに続いてワーケーションという話をされましたけれども、私が見ている限り、水力、バイオマス、排熱利用についてはただの1ミリも具体的な検討が進んでいない。ひたすらこの計画にのめり込んでいる。順序が全く違いますか。私は、地に足のついていない計画を優先するよりも、皆さんが必要としている図書館であったり、それから居住環境の整備であったり、そういったことに今は配分をするべき段階であるというふうに考えまして、この修正案に賛成するものであります。

議長 ほかにも討論はありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第16号議案 令和2年度飯島町一般会計補正予算（第6号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。続いて、久保島巖議員外1名から修正案が提

		出されています。よって、議事の整理上、まず、久保島巖議員外1名から提出された修正案について採決します。 この採決は起立によって行います。 第16号議案について修正案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。 〔賛成者起立〕 お座りください。起立少数です。したがって、第16号議案に対する修正案は否決されました。 次に、原案に対する採決を行います。 第16号議案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。 〔賛成者起立〕 お座りください。起立多数です。したがって、第16号議案は原案のとおり可決されました。 ここで休憩といたします。再開時刻は10時35分とします。休憩。
休 再	憩 開	午前10時19分 午前10時35分
議	長	会議を再開します。
議	長	日程第16 請願・陳情等の処理についてを議題といたします。 本案につきましては、去る9月4日の本会議におきまして各常任委員会及び議会運営委員会へ審査を付託しており、お手元に配付のとおり各委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。各請願、陳情等の審議については、一括して委員長より委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、案件ごとに討論、採決を行います。 これから委員長報告を求めます。橋場総務産業委員長。
総務産業委員長		総務産業委員会から陳情、請願の審査について御報告いたします。 本会議初日、9月4日、総務産業委員会に付託されました陳情2件を9月11日午後1時30分より委員会を開催し慎重審議の結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定いたしました。 最初に、上伊那農業協同組合、代表理事組合長 御子柴茂樹氏から提出されました陳情第6号、令和2年、種苗法「改正」の中止を求める陳情です。 参考人には、成澤晃明氏を招致いたしました。 審査で出された主な質疑には、問い「登録品種は25年で一般品種になる。一般品種を企業が買ってしまうと、一般の方も買わないと使えないのか。」答え「そのようになる。一般品種だからいいというわけではない。」、問い「国や県の企業が国外の企業に買収されると所有権は移るのか。」答え「そのとおりで、やはり国が管理すべきだと思う。」という質疑がされました。 討論では、反対討論はございませんでした。

賛成討論では「自家採種の権利が大きく制限され、農家の負担が増える。海外流出防止には意味がない。在来種の定義が弱い。一般の苗の育苗者の権利保護になっていない。経済的に弱い立場の人が地域の品種を守っている。そのような人たちに大きな制限をかけることになるので中止すべき。」の討論がされました。

次に、上伊那農民組合代表者 竹上一彦氏から提出されました陳情第9号、令和2年、種苗法「改正案」の廃案を求める陳情書です。

参考人には竹上一彦氏を招致いたしました。

質疑はございませんでした。

討論についても、反対討論はございませんでした。

賛成討論では「改正案が出ると生産者、消費者にとっても弊害が出て、苗が高くなり商品も高くなる。多様性のある農家が今後失われる可能性が大きい。」という討論がされました。

以上の経過によりまして、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定いたしましたので御報告いたします。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。橋場委員長、自席へお戻りください。
次に、社会文教委員長からの報告を求めます。折山社会文教委員長。

社会文教委員長 それでは、社会文教委員会、9月11日に開催した付託案件審査の内容について御報告を申し上げます。

2陳情第8号 上伊那の高校再編対象校名の速やかな公表を求める陳情書につきましては、参考人といたしまして高校再編を考える上伊那の会代表代行の久保田逸巳氏に同席をいただきまして審議を行いました。

結果は、お手元に配付のとおりであります。

討論について別れましたので、申し上げます。

採択することに反対の討論。校名を速やかに明らかにせよとの内容は、上伊那全ての高校が対象であり不要だ。生徒数の減少の中で、高校再編はやむを得ない。地域エゴではなく、今後の高校教育現場の環境づくりを主体に検討が進むべき。どうあるべきかの検討会は今後も開催されていくので、その席に任せたい。

同じく反対。県の説明は透明度が高い。これから未来を見据えたときに望ましい高校はどうあるべきかを検討するときに、住民は教育のプロではないので識者、専門家に任すべき。製造業など、未来を担う人材として地域の子どもに寄せる思いは理解できるが、県内、県外、グローバルな立ち位置での人材発掘という柔軟な考え方が重要。

採択に賛成の討論。伊南の状況が不透明。総合学科、総合技術高校がどのような内容か示すべき。具体的な内容が示されることが住民も将来のあるべき教育の場の姿を検討するためにも必要だ。10年後を展望するなら、今、幼い子どもを持つ親にも理解を求める必要がある。

続きまして、2請願第4号 上伊那地域の高校再編に関する請願について、参考人と

		いたしまして長野県駒ヶ根工業高等学校同窓会長 鈴木正志氏ほかに同席をいただく中で審議を行いました。 結果は、お手元に配付のとおりであります。 討論を申し上げます。 採択に反対。上伊那地区への高校への進学率は、子どもたちが選択した結果である。どのような再編をしても地区進学率の向上を担保するものではない。子どもたちは、勉強やスポーツなど、幅広い選択肢で進学校を決めている。どのような再編が行われても進学率 70%を達成できる保証はなく、目指す趣旨に賛同できない。また、伊北、伊南など、地区ごとに分けて考えることで不公平さは増すのではないか。どこかへ偏ることはやむを得ない。総合技術高校は上伊那の中にあればよい。ある程度の規模を維持しなければよい教育環境は保てない。そのための統廃合は望ましい。地域や同窓会の思いを前面に出して議論することは望ましくない。 採択に賛成の討論です。生徒が大きく減少する地域にあって少人数学級を目指すことは、よい教育環境の醸成にもつながり、多角的な議論が必要だ。地元工業高校が地域に果たしてきたこれまでの貢献度は大切にしたい。伊南の高校存続やありようは地域の魅力に直結し、地域の元気の源として大切に考えなければならないから賛成。 以上です。
議	長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
		(なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。折山委員長、自席へお戻りください。 以上で請願・陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。 これから案件ごとに順次討論、採決を行います。 初めに、2陳情第6号 種苗法「改正」の中止を求める陳情について討論を行います。本陳情についての委員会審査報告は採択ですので、初めに原案に反対討論はありませんか。
3 番		
久保島議員		本陳情では種苗法の中止っていうのを求めています、これは、国内で生産された種子の海外流出、ここを防ぎたいということが主なことでございます。今、現状は、法律が緩やかなために、かなりのものが漏れたり盗用されたりというようなことが起こっているということでございます。ここは、ぜひ法律をしっかりとる上で進めたい。それから、皆さんが心配されている在来種、一般品種についても対象外とされております。ここについて、今後、それが抑制されるんではないか、そういう懸念がある、そういう心配があるということは当たらないと思います。したがって、この陳情については不採択が適当だというふうに思います。
議	長	次に、原案に賛成討論はありませんか。
8 番		
坂本議員		原案に賛成の立場で討論いたします。 先ほど海外流出に関してはお話しされましたけれども、海外流出に関しては、その流

出先というか、輸出先の国で品種登録をしないと守れないということを農林水産省は言っておりますので、それは当たらないと思います。それから、一般品種は対象外とされているとおっしゃいましたが、一般品種から品種改良のもととなる種ですので、そこから様々な品種が生まれていますので、これは、逆に言えばこの一般品種こそが大事であって、そこからまた新しい品種を登録していくことになります。一般品種を海外の種苗会社、大きな会社が取得してしまうと、種のほとんどの品種に対して登録料を払わなければいけないということで、中小農業者、それから中小の種苗メーカーは大変な金額を払うことになるということを懸念しているわけです。そういうわけで、この種苗法の改正の中止を求める陳情に対しては賛成といたします。

議長
5番
橋場議員

次に、原案に反対討論はありませんか。

種苗法改正の中止を求める陳情に反対の立場で討論いたします。

改正で自家増殖が禁止され農業者の負担が増えるとしていますが、イチゴ、カンショなどでは農業者が増殖用の親株を購入し、それを増殖し栽培される場合があります。登録品種であれば、このような増殖は今でも許諾を受けて行われています。種苗法改正により流出防止から許諾契約が見直されたとしても、農業者の事務負担や許諾料の増加は想定されないとしています。在来種を含め、農業者が今まで利用していた一般品種は、今後、許諾も許諾料も必要ありません。自家増殖に許諾が必要となるのは、国や県の試験場で開発し登録された登録品種のみです。また、登録品種の自家増殖の許諾手続は農業者の負担が増えないように団体がまとめて行うことができるとしておりますので、この陳情には反対いたします。

議長
9番
浜田議員

次に、原案に賛成討論はありませんか。

この陳情に賛成する立場から討論いたします。

そもそも、この種苗法自身は、国会に突然持ち出されて、コロナのどさくさ紛れに危うく審議に入るところだったものが中止されたといういきさつがあります。前回の種子法もそうでしたけれども、本来、これは農民自身に広く議論を求めて、その上で採決すべき性質のものであって、そんな形の中で提出された種苗法改正案は廃案にすべきだというふうに、まず、原則、考えます。

それから、この法律には、これまで苗等を買った農家は自己栽培することが許されていました。しかしながら、この法律に従えば、その都度使用料を払わなければいけない。例えて言えば、1回本を買って読んだら、2回目読むときにはもう一回購読料を払わなければいけないという意味で非常に不公平な法律、これまで以上に負担がかかる法律になっています。

それから、さらに、一般品種は当該該当しないということが言われていますけども、残念ながら、これはポジティブリストです。つまり、品種が列挙されていて、その品種についてのみ一般品種とされるということになっているわけですけども、この中に認められない、例えば山奥やいろんな人たちが個別に栽培している品種はそこに登録されて

いなくて、ある企業がそれを新品種として登録してしまえば、それはその企業の所有権になってしまう。あるいは交配によって遺伝子組み換え等が混ざってきて従来と多少形質が変わってくれば、これは一般品種として守られるのかということについての何の保証もないという問題もあります。

さらに、海外流出については、先ほどの賛成討論の中にもありましたけれども、政府自身が種苗法を国内で取り締まっても、それだけでは規制の対象にならないんだということを農水省自身が認めている、そういう性格のもんです。つまり、これは一種の知的所有権で、特許の20年に対して種苗法は25年の有効期間があるわけですがけれども、特許と同様に、それはその国に対して所有権を主張しない限り通用しないというのは、これはどこの国でも当たり前のことであります。しかも一方で、日本は耕地が狭いものですから、今までも種等はかなり国外で栽培されているわけです。そういったものを守る仕組み自身は、それぞれの農家の、あるいは種苗業者の善意に任せるところもあるわけで、絶対的な流出を防止する仕組みではないと思います。本当に防止するのであれば、それぞれの国で所有権を取得するというのが原理原則であって、種苗法だけを強化することでは何の歯止めにもなっていないというふうに私は考えます。

ということで、これまでの採取農家の権利を守り、日本の種の多様性を守ることが大事である今日、この種苗法は改正するべきではないというふうに考えまして、この意見書に賛成するものであります。

議長 ほかにも討論ありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
2陳情第6号 種苗法「改正」の中止を求める陳情について採決いたします。
この採決は起立によって行います。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は御起立ください。
〔賛成者起立〕

議長 お座りください。起立多数です。したがって、2陳情第6号は採択とすることに決定しました。

次に、2陳情第8号 上伊那の高校再編対象校名の速やかな公表を求める陳情書について討論を行います。本陳情についての委員会審査報告は不採択ですので、初めに原案に賛成討論はありませんか。

2番

三浦議員 それでは、上伊那の高校再編対象校名の速やかな公表を求める陳情について賛成の立場で討論を行います。

県教委の発表は、上伊那の高校再編計画として、普通科は伊那北高校と伊那弥生ヶ丘高校を再編・統合し、総合学科高校・総合技術高校については設置するとのみ公表をいたしました。具体的にどこの高校が対象になるのか、どのような総合学科高校の系列案、総合技術高校の学科案を持っているのか明らかにしていません。公表は来年の3月以降

との県教委の表明もあり、これでは、県教委が示してきた再編計画から読み取り、様々な課題があることに不安や疑問、再編に賛成・反対など様々な議論がされている中で、議論は足踏み状態となってしまいます。現在もそのような状況にあります。明確に高校名や教科内容が示されないための状況です。

今回の高校再編計画は、上伊那全体の高校の在り方が大きく変わる内容です。将来に禍根や地域間あるいは一人一人の気持ちにわだかまりを残しかねない大きな課題を抱えています。特に、伊南では赤穂高校と駒ヶ根工業高校が対象になると見られています。速やかに対象校名と総合学科高校の系列案、総合技術高校の学科案を公表し、対象となる子どもたちのこと、再編により地域への影響など、様々な視点から議論がされる必要があります。そのためには、公表し、説明会を開くこと。住民の間に十分周知され、議論の機会が必要と考えます。上伊那の教育環境の在り方を大きく変える再編計画について十分な説明と議論の場を求めるために、採択し、意見書を県教委に上げること賛同するものです。

議長
3番
久保島議員

次に、原案に反対討論はありませんか。

本陳情を不採択すべきという討論をさせていただきます。

早急に公表すべきと思っていますが、3月ですので、あともう半年ちょっとでござい
ます。ここを待っていてもそんなには支障がないだろうというふうに思います。

それから、校名を公表すべしということになりますと、総論賛成、各論反対、私の出身校や私の近くの学校がそれに入っていれば反対ですよっていうようなことになりかねないというふうに思います。

今後、3月以降、地域の検討会が開かれて、そこで開かれた議論がされるということも決まっています。ここは、しばらく静止をしていただいて、議論を子どもたちの教育の充実ということにまず視点を置く中で、議論をするべき用意をしていつていただきたいと思ひまして、この陳情には反対とさせていただきます。

議長
7番
折山議員

次に、原案に賛成討論はありませんか。

本陳情に賛成の立場で討論をさせていただきたいと思ひます。

委員会の審議結果に反して大変心苦しいんですが、私の考えを申し上げます。私は、高校再編は、最終的には、将来の生徒数を見越しながら、教育環境の充実と地域や日本の将来を担う人材づくり、こういったものを主眼に専門的な見地で決定されるべきというふうに考えるものであります。しかしながら、高校で学ぶ生徒のみでなく、地域住民は、まさしく地域の高校の支援者であり、また受益者であります。判断材料の1つとして、それらの意見や要望はきちんと受け止める段階を踏むことは当然のことと考えます。そのためには、再編の具体的な案を早期に示し、その青写真に対する地域の声を聴取する、そういった必要性は強く感じるものであります。

ちょっと例を申し上げますと、罪を裁く裁判員制度、これは、専門職であるがゆえに裁判官が陥りやすい国民的な常識により生ずる疑義、こういったものを払拭することを

		目的に裁判員制度は創設されたものであります。同じように、高校統廃合も専門家の陥りやすい地域住民目線から生じる疑義、こういったものがあれば、それを払拭するためにも具体的な内容を示し、一方では耳を傾けながら審議を進めていく必要がある、こういったことを考えながら、採択に賛成するものであります。
議 長		次に、原案に反対討論ありませんか。 (なしの声)
議 長		そのほか討論ありませんか。
10 番 本多議員		この陳情に賛成する立場から討論します。 この陳情は、上伊那の将来像を住民が具体的に議論できるよう高校の再編対象校を求めるものであって、伊南地区では赤穂高校と駒ヶ根工業高校の名前がうわさになっています。県教委に対象校を公表いただいて、住民の間で十分な議論が必要だと考えております。地元の議会として、ただ公表していただくという陳情を提出しないことは、県教委の言いなりになるということです。それでいいでしょうか。ぜひ陳情していただきたく、賛成討論といたします。
議 長		ほかに討論はありませんか。 (なしの声)
議 長		討論なしと認めます。これで討論を終わります。 2 陳情第 8 号 上伊那の高校再編対象校名の速やかな公表を求める陳情書について採決いたします。 お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。 ここで念のため申し上げます。委員長報告は不採択であります。議事の整理上、本陳情の採択について採決を取ります。 この採決は起立によって行います。 本陳情は原案を採択することに賛成の方は御起立ください。 〔賛成者起立〕
議 長		お座りください。起立多数です。したがって、2 陳情第 8 号は採択とすることに決定しました。 次に、2 請願第 4 号 上伊那地域の高校再編に関する請願について討論を行います。本請願についての委員会審査報告は採択ですので、初めに原案に賛成討論はありませんか。
10 番 本多議員		請願に賛成の立場で討論します。 元駒ヶ根工業高校の石澤先生が上伊那高校再編の試練という具体的に説明した請願の参考資料を出されています。それによると、上伊那地域の第 1 期再編による結果、南信の全日制で一番の再編削減を実施されたのは上伊那地区で、ほかの地域への流出が増えて伊那地域への公立高校全日制充足率は 67%、私立全日制を含めても 77% となり、全県で一番地元の高校に通えない地域となっております。上伊那地域の郡内の進学率が 70%

になるよう学校、学級の配置を求め、さらに工業教育の強化充実を図ることを要望した
請願です。

先ほど言いましたけど、やはり地元の議会として請願を出さないことは恥ずかしいこ
とではないでしょうか。ぜひ請願していただきたく、賛成討論とします。

議 長
4 番

次に、原案に反対討論はありませんか。

中村議員

大変、地元の皆さんの熱い思いはとてもよく分かります。しかしながら、飯島におい
ても駒ヶ根のみんな高校を選んでいるのかといえ、それぞれ伊那谷の中、飯田から辰
野まで、それぞれ生徒さんは自分が目指す高校に通っているわけですね。これから少子
化になってくれば統合ということになります。私たちは、もうちょっと広い視野で時代
に合った高校の体制というものを、本当に子どもたちのために、まず視線をそこに持つ
ていかなければいけないんじゃないでしょうか。どこに高校、地元にあったら活気が出
るとか、地元の企業が潤うとか、それもあるかもしれませんが、もうちょっと広い視野
で、今後の子どもたちがどういう環境でどういう学力を高めていく必要があるのかとい
うことが大事かと思います。子どもたちが、飯島の子どもたちが伊那のほうに行かなけ
ればならない状況、また飯田に行かなければならない状況があるとしても、今後は、私
は、県へ要望していくことは子どもが通う通学費、そういうものを県がきちっと補助を
していく体制を求めて、子どもが自由に学力を高めて、そして次の大学なり専門なりに
進んでいける環境を整えていくことのほうが大事ではないかなあというふうに思って、
固執したこういう考え方は理解できない、よって、この請願に反対といたします。

議 長
9 番

ほかに討論はありませんか。

浜田議員

この陳情に賛成する立場から討論いたします。

まず、第一番目に、皆さん生徒数の減少を常に前提に議論なさっていませんかつてい
うのを私は大変不思議に思います。昔、川崎市が実家でありまして、窓を開ければ隣の
うちの窓というふうなところで暮らしていた人間として、この伊那谷というのはどれだ
け魅力的な環境かということを改めて考えていただきたいと思うんですけども、日本
の人口が1億人だったとき、飯島町の人口は1万人でした。今、日本の人口が1億2,500
万人の現在、飯島町は1万人を切っています。つまり、現在起こっている飯島町の人口
減少は少子高齢化の結果ではなくて一極集中の結果だということにまず目を向けていた
だきたいと思うわけです。つまり、今回のコロナ禍も含めて、都市の過密の問題につい
ては、やはり多くの国民が危機感を感じている。先ほど私は町長の政策には異議を唱え
ましたけれども、いずれにしても、やり方はともかくとして、私たちがやらなければい
けない1つの政策は、やはり一極集中を解消して地方が元の姿以上に豊かな地域として
よみがえることが前提だろうというふうに思っています。この目標を持つならば、人口
減少を前提とした縮小均衡ばかりを議論するのではなくて、どれだけ飯島町を豊かな町
にするかということも前提に教育の中に織り込まなければいけないというのが1つです。

それから、2番目は、私の聞いているところでは、長野県の高校は県立という名前が

頭にないというふうに聞いております。これは、それぞれの地域の組合立だったりなんかして、地域が学校をつくってきた、それを戦後、県が教育制度の下で引き受けた、そのくらい長野県の教育県としての伝統は長いわけです。その根を絶やしていいのかということと、それから、一方で、高校教育は今や準義務教育になっているわけです。私は、個人的には飯島町に高校の分校があってもいいぐらい、身近なところに通って、高校生も地域の一員として地域に関わるというのが本来の姿ではないかというふうに思います。そういったことで、縮小すること、それから、その中での単なる合理化としての統合、こういったことがベースになるべきではないというふうに考えております。

実は、全国知事会の中の文教部門の責任者は阿部知事でありまして、阿部知事自身も、少子高齢化の中っていいですか、今の学校教育の中で日本だけが大人数教育になっていると、これを少人数教育にすべきだということを提唱する旗振り役になっています。県知事もそういう立場でありますので、我々も高校教育を考える上では、単なる縮小再編・統合ではなくて、もっと少人数教育も見据えて、豊かな地域に、それぞれの地域にある高校の姿を目指すべきではないかというふうに考えまして、その糸口として住民全体で高校の在り方を議論するのが筋ではないかというふうに考え、この請願に賛成するものであります。

議長
3 番
久保島議員

ほかに討論ありませんか。

私は、この請願については不採択すべきという立場で討論させていただきます。

浜田議員からは非常に未来の夢のあるお話をしていただきましたけれども、そこは到底望めないというふうに私は思っています。この少子高齢化の時代は、もう歯止めが利かないというふうに思います。たとえ都会の方々がこちらにUターンしてきても、地域の人口、子どもたちっていうのは、そうは増えていかないだろうというふうに思っているところです。

そこで、請願の内容なんですが、本多議員から 70%を切っているというお話ございました。これは、子どもたちが学校を選択していくという自由の中で、よその地区に魅力的な高校がある。例えば進学について、例えばスポーツについても、例えば文化についても、音楽とか、そういったところに出ていくということは子どもたちの自由でございまして、そこを再編することによって 70%を目指していくということができないんじゃないかというふうな見込みでございます。

それから、2 番の伊北、伊那、伊南の各地区ごとに分けろという話ですが、これは非常に不公平さを示してくるんじゃないかと、子どもたちにとって自分の行きたい学校に行くということが妨げられるようなことは、していただいては困るというふうに思います。

それから、3 番目の機械、電気、情報技術を含む 4 学科の工業科を 1 か所という話でございまして。これも分からないことではないんですが、ここが駒工に限定してくださいねっていうふうに読めてしまうので、そこは、我々としては、あればうれしいんですけども、そこに限定しないで、もう少し大きな視野の中で、子どもたちがしっかり学べ

議 長	る、選択できる、そういうふうなことが再編としては望ましいのではないかというふう に感じまして、この請願については不採択が適当だというふうに存じます。
議 長	ほかに討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 2 請願第 4 号 上伊那地域の高校再編に関する請願について採決いたします。 お諮りします。本請願に対する委員長報告は不採択です。 ここで念のため申し上げます。委員長報告は不採択であります、議事の整理上、本 請願の採択について採決を取ります。 この採決は起立によって行います。 本請願は原案を採択することに賛成の方は御起立ください。 [賛成者起立]
議 長	お座りください。起立多数です。したがって、2 請願第 4 号は採択とすることに決定 しました。 次に、2 陳情第 9 号 種苗法「改定案」の廃案を求める陳情書について討論を行いま す。本陳情についての委員会審査報告は採択ですので、初めに原案に反対討論はありま せんか。
4 番 橋場議員	種苗法「改定案」の廃案を求める陳情書に反対の立場で討論いたします。 この内容は、先ほどの討論の内容と同じでございます。よって、反対といたします。
議 長 11 番 竹沢議員	次に、原案に賛成討論はありませんか。 原案に賛成の立場で討論に参加します。 飯島町の現状をちょっと見てください。 まず、お米の種ですけど、上伊那農協の採取部会ということで、飯島町に採取の圃場 がいっぱいあります。この役場の近くですね。ここの採取部会の皆さんは、前回の種子 法も含めてですけども、大変危惧をしております、こうしたことを心配しておりまし て、私も一緒に、学習会とか、そういうのに参加したりしております。 2 つ目、本郷の担い手法人は、長野県のほとんどのソバの種を作っております。 3 つ目、我が町は地域おこし協力隊の支援なんかもいただきまして、もともと飯島町 の特産でありましたシンテッポウユリ、これの生産者がどんどん減ってきたために、営 農センターも含めまして、その振興ということで、現在、以前よりもシンテッポウユリ の生産量、それから出荷額も増えてきております。そのテッポウユリの種は、皆さん御 承知のように、圃場の中に種を取っておいて、それでまた再生産します。 要するに、こういうことが飯島町の中でもいっぱい行われておりまして、こういうこ との障害になったり農家の負担が増えちゃうような、そういう種苗法の改正っていうの はあってはならないということで、飯島町の現状を踏まえて本案に賛成するものでござ います。

議長 3番 久保島議員	ほかに討論はありませんか。 私は、この種苗法の改定案の廃案を求める陳情につきましては不採択とさせていただきます。
議長 9番 浜田議員	竹沢議員から心配の話が出ました。しかし、そこは除外されるというふうに政府のほうは明言されているわけございまして、町内で行っている種苗の生産について保証されているものと考えております。したがいまして、これは輸出に対する規制ということでございまして、ぜひとも、ここはつくっていただいて、そこを守っていただきたい。私の体験によりますと、実はイチゴの苗なんでございまして、これをこっそりどこかで持っていった栽培を始めたという例が現実にあるわけございまして、そこをしっかりと止めると。日本のイチゴは非常においしいということで世界中で評判でございますから、そこを狙っている国家、地域があるということを確認していただいて、ここをぜひ守っていただきたい、そう思ひまして、これについては、ぜひ改正案をつくっていただきたいということで、この陳情については不採択とさせていただきます。
議長 9番 浜田議員	ほかに討論はありませんか。 この陳情を採択すべきという立場で討論いたします。 イチゴが一番話のネタになったんだと思うんですけども、これについては、先ほども言いましたが、もっと丁寧に申し上げますと、農水省は、海外への登録品種の持ち出しや海外での無断増殖を全て防ぐことは物理的に困難であり、有効な対策は海外で品種登録を行うことが唯一の方法であると、農水省自身がこういうことを言っているわけです。ですので、基本に立てば、海外への持ち出しを理由に採取農家の権利を制限したり負担を増やすべきではないということを申し上げたいというふうに思います。それどころか、現在、世界中で薬品会社とか種苗会社とかのM&Aがかなり進んでいます。もしそうなった場合に、日本の種苗会社が海外に買収された場合には、基本的には特許権も同時に移るんだと思います。一つ一つの品種を持ち出すどころの騒ぎではなくて、丸ごと日本の品種が海外になる危険性さえも含んでいると。 そういうことで、もっと日本として厳しく知的所有権を行使することが海外流出を心配するのであれば基本であろうというふうに考えまして、それとは縁もゆかりもない種苗法の改正はするべきではないということを述べて、賛成討論といたします。
議長	ほかに討論はありませんか。 (なしの声)
議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 2陳情第9号 種苗法「改定案」の廃案を求める陳情書について採決いたします。 この採決は起立によって行います。 本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は御起立ください。 〔賛成者起立〕

議 長	お座りください。起立多数です。したがって、2陳情第9号は採択とすることに決定しました。
議 長	日程第17 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題とします。 お手元に配付のとおり、議会運営委員会における陳情等の処理について議会閉会中の継続審査について申出があります。 お諮りします。申出の案件について議会閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。
議 長	日程第18 議会閉会中の委員会の継続調査についてを議題とします。 会議規則第72条の規定によりお手元に配付のとおり議会閉会中の継続調査について各委員長から申出があります。 お諮りします。申出の事件について議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、本件については、各委員長から申出のとおり継続調査といたします。 ここで暫時休憩とします。休憩。
休 憩	午前11時18分
再 開	午前11時20分
議 長	会議を再開いたします。 ただいまお手元へお配りしましたとおり、竹沢議員から1件、坂本議員から1件、三浦議員から2件、計4件の議案が提出されました。 お諮りします。本案を日程に追加し、追加日程第1から第4として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、議案4件を日程に追加して議題とすることに決定しました。
議 長	追加日程第1 発議第12号 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」の提出について を議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長	(議案朗読)
議 長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
11 番	
竹沢議員	それでは、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提案理由を説明いたします。 日本国内では、昨日 381 人、新型コロナウイルスに新たに感染しております。長野県はゼロでございました。また、本県は、16 日、警戒レベルを 1 に下げたところであります。しかしながら、我が国も長野県も、そして全世界も終息のめどが立っていない現状にあるわけであります。 現在、新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いております。さらには、地方税、地方交付税の大幅な減少などにより、飯島町を含む今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることは明らか、明白であります。 そこで、全国町村議会議長会並びに長野県町村議会議長会は、このような状況において地域の実情に応じた行政サービスの安定的かつ持続的な提供をしていくためには地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保、充実を国に強く求めていくことが必要でございまして、本意見書を国へ提出するものであります。 2020 年 9 月 16 日、菅内閣が発足いたしました。菅首相は、新型コロナウイルス対策最優先と記者会見を含めまして表明しておるところであります。一昨日発足した菅内閣の関係閣僚に別紙の意見書を飯島町議会の名において提出いたしたいので、議員各位の賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。
議 長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。
	これから討論を行います。討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これから、発議第 12 号 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」の提出についてを採決いたします。
	お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、発議第 12 号は原案のとおり可決されました。
議 長	追加日程第 2 発議第 13 号 「種苗法「改正」の中止を求める意見書」の提出について
	を議題とします。事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	(議案朗読)
議 長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

それでは、種苗法「改正」の中止を求める意見書の趣旨説明をいたします。

今定例会に提出された種苗法「改正」の中止を求める陳情書と種苗法「改定案」の廃案を求める陳情の内容が同じような趣旨であるため、提出者の了解を得て当委員会で1つの意見書にまとめたものです。

種の歴史を簡単に紹介いたします。品種同士を掛け合わせる手法は、僅か100年の歴史しかありません。20世紀初頭に植物の遺伝法則、メンデルの法則が確立され、科学的な農業研究が可能となり、世界中に国の農業試験場が作られました。世界が都市化、工業化する中、増え続ける人口を支えるため、より収穫量の多い、病害虫に強い、また気候変動に強い品種を改良してきました。改良には投資が必要でしたが、作成された品種は簡単に増やすことができ、商品としての価値はほとんどなかったのです。この頃は、それぞれの国の農業試験場や中小の種苗メーカーが主流となって改良を行ってきました。その後、さらなる改良により雑種第一代、F1と呼ばれる1代限りでその品種の特性を失ってしまう種が作られ、自家採種することのできない種となり、これを使うことで農家は毎年種を買わねばならなくなってきました。そこに大きなビジネスチャンスが現れ、90年代以降、バイオメジャーと言われる巨大資本を有する多国籍化学、また医薬品企業が種苗業界に参入しました。多額の資金を基に遺伝子組換え、ゲノム編集といったバイオ技術の分子生物学や応用化学の高度な知見を有する企業です。種苗業界は、今、バイエル、ドイツ、モンサント、アメリカ、アグリサイエンス、アメリカなど上位4社での市場占有量は農薬で8割、種子で6割を超えております。そういった中、日本は種苗業界世界売上ランキング7位という現在の状態であります。世界の種子市場は推定ですと約3兆2,400億円でありまして、そのうちの日本は58億3,200万円、1ドル104円の換算だと、そのような金額で頑張っております。1位はモンサント社で、これの約20倍の金額を取っております。

そのような中で、世界で栽培される野菜品種約800種のうち150種が日本で常食され、また海外料理店、専門店向けの食材を含めると、日本では300種が栽培されております。アメリカでは95種、フランスでは100種であることを考えると、日本の品種の多様性は群を抜いております。これは、今までの種苗法によって自家増殖の権利が守られてきたことによるものも大きなことです。

改正案は、育成者権者にとって大変有利であることで、農家や中小の種苗メーカーを委縮させ、在来種の栽培や種取りを断念させ、多様な種子が失われる可能性を大きくしています。

また、消費者の選ぶ権利を奪うことにもなり、高額な登録料を支払うことのできる民間企業による種子の独占や市場の寡占化が進むことが大きく懸念されます。

よって、食料安全保障の観点から、地域農業、生産者、消費者の権利を守り、安定した農畜産物、そして食料を確保する観点から種苗法改正の中止を求めるものです。多くの議員の賛同をお願いしたいと思います。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

	(なしの声)
議長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。 これから討論を行います。初めに、原案に反対討論はありませんか。
3番 久保島議員	本意見書につきまして不採択の立場で討論させていただきます。 種苗法は種子法とセットのものでございまして、日本の農業を守っていくという立場でもって制定されているものでございます。心配となっている在来種の件でございますけれども、ここは対象外としているところでございますので、何度も申し上げるようですが、その心配には当たらないということで、この提出を不要だというふうに考えています。
議長	次に、原案に賛成討論ありませんか。
	(なしの声)
議長	ほかに討論はありませんか。
	(なしの声)
議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから、発議第13号「種苗法「改正」の中止を求める意見書」の提出についてを採決いたします。 この採決は起立によって行います。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。 〔賛成者起立〕
議長	お座りください。起立多数です。したがって、発議第13号は原案のとおり可決されました。
議長	追加日程第3 発議第14号「上伊那の高校再編対象校名の速やかな公表を求める意見書」の提出について を議題とします。事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	(議案朗読)
議長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
2番 三浦議員	それでは、上伊那の高校再編対象校名の速やかな公表を求める意見書の提出について提案説明をさせていただきます。 県教委の発表では、上伊那の高校再編計画として、普通科は伊那北高校と伊那弥生ヶ丘高校を再編統合し、総合学科高校と総合技術高校については設置するとのみ公表いたしました。具体的にどこの高校が対象になるか、どのような総合学科高校の系列、総合技術高校の学科案を持っているのかが明らかにされておりません。速やかに対象校名と総合学科高校の系列案、総合技術高校の学科案を公表し、対象となる子どもたちのこと、再編による地域への影響など、様々な視点から議論されることが求められているというふうに考えております。よって、皆様のお手元にお配りいたしました意見書の内容で県教委に意見書を上げたいということで提案をするものです。皆様の御賛同をよろしくお

		願いいたします。
議	長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
		(なしの声)
議	長	質疑なしと求めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。
		これから討論を行います。初めに、原案に反対討論はありませんか。
		(なしの声)
議	長	ほかに討論はありませんか。
		(なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから、発議第 14 号 「上伊那の高校再編対象校名の速やかな公表を求める意見書」の提出についてを採決いたします。
		お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、発議第 14 号は原案のとおり可決されました。
議	長	追加日程第 4 発議第 15 号 「上伊那地域の高校再編に関する意見書」の提出について
		を議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。
事務局長		(議案朗読)
議	長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
2 番		
三浦議員		それでは、上伊那地域の高校再編に関する意見書の提出について提案説明をいたします。
		上伊那地域の高校再編については、伊那北高校と伊那弥生ヶ丘高校の再編統合と総合学科高校と総合技術高校を設置することが示されております。
		上伊那特有の南北に広がった地形と地域全域に渡ったほぼ均等な居住域、県の工業統計から県内屈指の製造業の集積地で、製造品粗付加額でも全県の 15.2%を占める地域でもあります。上伊那は物づくり長野を支えることのできる高校があり、人材育成に力を注いできた経過もあります。地域工業を支える大きな役割を果たしてきたと言えます。
		高校再編は、上伊那の将来にとって重要な課題と捉えております。お手元にお配りしました意見書のとおり県知事と県教育委員会に要望するための意見書を提出するものです。ぜひ、皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。
議	長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
		(なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。
		これから討論を行います。討論はありませんか。
4 番		
中村議員		反対討論を申し上げます。

議 長

この意見書は、請願第4号によって出される意見書でございます。この陳情においては反対をしていることから、この意見書の提出にも反対するものでございます。

ほかに討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第15号 「上伊那地域の高校再編に関する意見書」の提出についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。

[賛成者起立]

議 長

お座りください。起立多数です。したがって、発議第15号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じます。

ここで町長から議会閉会の御挨拶をいただきます。

町 長

9月議会定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

去る9月4日から本日まで15日間の会期をもって開催されました9月議会定例会ですが、議員各位におかれましては、慎重審議をいただき、上程いたしました案件の全てを原案のとおり議決、承認いただきまして、誠にありがとうございました。

本議会は、決算議会として令和元年度の各会計決算に対する審議とともに、条例改正や令和2年度予算の補正案件など重要案件を御審議いただきました。特に追加上程いたしました新型コロナウイルス感染症対応第2次分の臨時交付金を活用した一般会計補正予算(第6号)につきましては、会期の延長を行っていただき、慎重審議の上、御議決いただきました。本議会における審議の中でいただきました御意見等を真摯に受け止め、今後の行財政運営に慎重かつ全力で取り組んでまいり所存でございます。

今議会では、大変お忙しい中、羽生代表監査委員さん、片桐農業委員会会長の御出席を賜り、感謝申し上げます。

また、羽生代表監査委員さんには、令和元年度各会計決算審査並びに財政健全化審査等の結果について御報告と講評をいただきました。誠にありがとうございました。

さて、国政は、菅前官房長官が内閣総理大臣に任命され、新たな内閣が発足いたしました。新総理は、新型コロナウイルスを国難と表現し、危機を乗り越えて国民一人一人が安心して安定した生活ができるよう、安倍総理が進めてきた政策を継承し進めていくとしています。日本経済を元の軌道に戻すには、今までにない強力な施策も必要です。待ったなしの状況下で菅総理はどんな経済政策を打ち出すのか、また、規制改革を全力で行い、国民のために働く内閣をどのように実践していくのか、その手腕に期待したいと思います。

新型コロナウイルス対策では、感染防止のみを徹底してきた期間は終了し、今後は感染防止と経済復興という相反する政策が必要な時期になったと思っております。ワクチンがない状況では、PCR検査を活用しつつ、仮に感染しても十分対応できる医療体制

の確立を図ることにより、何よりも国民の不安を払拭することが必要であり、これができなければ経済の立て直しはできないとも言われております。ウイルスがこの世からなくなることは考えられない以上、足元の感染防止に留意しつつ、一歩先を見た取組も行っていかなければなりません。大切なのは、そのバランスをどう考えるかということだと思っております。今後の行政運営に当たっては、その点を慎重に検討した上で進めてまいりたいと思っております。

今回提案させていただいた飯島流ワーケーション事業につきましても、町民の皆様の気持ちをしっかりと把握する中で、時間は少しかかるかもしれませんが、当町にとってよき取り組みとなるよう進めてまいりますので、よろしく御支援のほどお願いいたします。

さて、黄金色に染まった圃場にはコンバインが急ピッチで稼働しています。果樹の収穫も始まってまいりました。まさに収穫の秋本番となっております。台風が心配ではありますが、この秋が実り多き秋になるよう願ってやみません。

結びに当たり、議員各位におかれましては、時節柄、健康には十分御留意いただき、一層の御活躍を心からお祈り申し上げ、9月議会定例会の閉会に当たっての御挨拶いたします。大変ありがとうございました。

議 長 以上をもって令和2年9月飯島町議会定例会を閉会といたします。

閉 会 午後0時00分

上記の議事録は事務局長 林潤の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員